

東大和市地域防災計画（令和２年３月修正）

新旧対照表（案）

1. 各施策の現状・課題・対策の方向性・目標について（第２部２章からの各章）	1
2 記載内容の充実・変更	6
第１部 東大和市の防災力の高度化に向けて	6
第２部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）	
第１章 東大和市の基本的責務と役割	11
第２章 市民と地域の防災力向上	19
第３章 安全な都市づくりの実現	29
第４章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	35
第５章 応急対応力の強化	45
第６章 情報通信の確保	57
第７章 医療救護等対策	62
第８章 帰宅困難者対策	75
第９章 避難者対策	83
第１０章 物流・備蓄・輸送対策の推進	94
第１１章 住民の生活の早期再建	101
第３部 災害復興計画	
第１章 復興の基本的な考え方	111
第２章 復興体制	111
第３章 復興方針・計画の策定	111
第４部 東海地震事前対策	
第１章 対策の方針	113
第２章 関係防災機関の業務大綱	113
第４章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	114
第５章 警戒宣言時の応急活動体制	114
第５部 風水害対策計画	
第２章 東大和市の概況と災害	117
第４章 市民と地域の防災力の向上	118
第５章 風水害予防対策	118
第６章 施設・構造物対策	121
第７章 災害応急対策	122
第８章 水防活動	124
第１１章 避難者対策	125
第６部 大規模事故応急対策計画	
第１章 計画の方針	126
第５章 放射性物質対策	126
第６章 火山噴火灰対策	127

1. 各施策の現状・課題・対策の方向性・目標について（第2部2章からの各章）

今回、構成の変更により第2部において各施策の「現在の到達状況」「課題」「対策の方向性」「到達目標」を新規に追加した。内容としては、現行計画の各章・項のリード文等を整理したうえで、新たな情報を追加した。大きく内容が変わっているため、新旧対照表とは別に示す。

第2章 市民と地域の防災力向上	第3章 安全な都市づくりの実現
第1節 現在の到達状況 - 消防団は、本部と7個分団で構成し、団員定数189名、装備は消防指揮車1台、消防広報車1台、消防ポンプ自動車7台、可搬消防ポンプ14台を保有 - 多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、東京都火災予防条例第55条の規定により、自衛消防技術認定証を有することが義務付け - 都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、この要綱に基づき、平成7年度から、「応急危険度判定員」、平成8年度から「語学ボランティア」、平成9年度から「東京都建設防災ボランティア」、平成11年度から「被災宅地危険度判定士」の募集、育成を実施 第2節 課題 - 自主防災組織の組織率の向上 - 自主防災組織の現状は、構成員の高齢化、リーダーの不足、活動環境の未整備、訓練参加率の低さ等の問題が存在。 「自助」「共助」の精神に基づく市民・事業所等の防災行動能力の向上が必要 - 自主防災組織を活性化するための環境条件の整備が必要 - 被害を最小にとどめるためには、災害に強い都市構造及び社会の構築が必要 第3節 方向性 - あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用した防災に関する正しい知識の普及 - 市民、事業者の防災行動力の向上を図るための諸施策の推進 - 各防災機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練の実施 - 災害対策における住民を主体とした訓練の拡充 - 防災訓練を通じて、必要に応じ危機管理の観点から組織体制を見直し 第4節 到達目標 - 全ての市民、事業所が「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として災害に強い社会づくりを実現 - 市をはじめ各防災機関は、公助の役割を果たすため、自らの災害行動能力を向上	第1節 現在の到達状況 - 住宅の耐震化率（推計）82.13%（平成26年度） - 応急活動拠点や避難所となる施設の耐震化率100%（平成28年度末） - 都営東京街道団地及び都営向原団地の建替事業や大和基地跡地利用による防災性の高い市街地整備 - 公園緑地等の都市施設とする緑地は約71.5ha、こども広場は約2.3haあり、市民一人当たり約8.4㎡の面積を確保 - 開発事業の実施に伴う公園、緑地のオープンスペースの確保。生産緑地地区は201地区、約44.06haの面積を確保 - 都市に残された貴重な緑地及び農地の保全、野火止用水清流化と緑道整備 - 東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づく緑地保護地区・保存樹木等の指定、緑化の推進、苗木の育成、公共施設の緑化 3か所（東大和市役所、東大和南高等学校、北多摩西部消防署）のヘリサインの整備 - 市有建物の落下防止対策として強化ガラスへの改修・飛散防止フィルム の貼付等実施 - 自動販売機の転倒防止については、国において「自動販売機の据付基準」（昭和54年日本工業規格）を制定し、必要な措置を講ずるよう業者団体へ指導 - 北多摩西部消防署は、本署、2消防出張所、消防職員160人を擁し、ポンプ車、はしご車等18台を配備 第2節 課題 - 住宅等の建築物の耐震性の向上及び不燃化の促進 - がけ地や急な斜面に造成された宅地への対応 - がけ・擁壁及びブロック塀等の安全化 第3節 対策の方向性 - 延焼危険性が高い地域の不燃化促進 - 建築物の耐震化及び安全対策の促進 - 出火、延焼等の防止対策の推進 - 防災機能を有する既存施設等の活用 第4節 到達目標 - 令和10年の公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標は、市民一人当たりで9.14㎡ - 発災時の住宅等の倒壊被害の軽減 - 発災時の住宅等の延焼の防止 - 防災拠点機能の向上 - 災害時のオープンスペースの確保 - 住宅の耐震化率目標：95%以上 - 民間特定建築物の耐震化率目標：95%以上

第 4 章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第 5 章 応急対応力の強化
第 1 節 現在の到達状況 （交通） ・市内の橋りょうは、主に空堀川・奈良橋川・前川に架設されたもので、都管理橋及び市管理橋（鉄道施設） ・主要構造物は、震度 6 相当の地震まで耐え得るよう考慮 （水道） ・市内の浄水所、給水所、水道施設あるいは村山貯水池（多摩湖）等は都水道局が管理 ・震災時に停電が発生した場合においても、浄水及び送配水機能が確保されるように、浄水所、ポンプ所等には、自家用発電設備を設置 ・浄水所、給水所等構造物は、耐震診断結果に基づいた耐震補強工事が完了 ・取出口径が 50mm 以下の給水管については、公道下において、ステンレス化がほぼ完了 （電力） ・市内には、東大和変電所があり、架空送電線は市の東・南部に分布 ・発電所、変電所は、耐震設計がされ、送電線は、風圧による荷重を基礎として設計を実施 ・一部の施設が被災した場合でも電力供給ができるように送電網はループ化を実施 （ガス） ・ガス導管等の耐震性の強化対策を実施 ・ガスホルダーは非常時に備えて減衰装置や緊急遮断弁及び揺れを防止する収縮管を装備 ・大地震に備えて被害を拡大させないための自動遮断装置、中・高圧導管網のブロック化及び滞留しているガスを空中に安全に放散するための放散設備を整備。 （下水道） ・市の下水道施設である污水管渠延長は平成 31 年 4 月 1 日年現在、約 241 k m ・排除方式は分流式で、污水管はほぼ完了しているが、雨水管は未整備 （情報通信） ・郵政事業を所掌する郵便局は 9 局（武蔵村山郵便局を含む） ・電気通信業務を所掌する施設は、村山大和交換ビル 第 2 節 課題 ・市管理橋はコンクリート橋であるが、老朽化した橋もあり、幅が狭く、震災時の避難及び物資の輸送に障害となる可能性 ・上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、高度化、複雑化し、各施設の相互依存の関係も著しく高まっており、災害時には、どれ一つ欠けても生活に支障を及ぼし、救護や復旧活動の大きな障害となる可能性 第 3 節 対策の方向性 ・災害時においても、ライフライン施設がその機能を十分に発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための施設整備等の安全化対策を実施 ・災害が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を実施 ・災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握 ・道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、う回道路の選定等、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋りょうについては、応急措置及び復旧対策を実施 第 4 節 到達目標 ・災害時には、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期する ・ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、応急対策、危険防止のための諸活動等を迅速に実施 ・公共施設等が被災した場合に、速やかに応急・復旧措置を講ずるための必要な体制を整備	第 1 節 現在の到達状況 ・「東大和市災害対策本部条例施行規則」「東大和市災害対策本部運営要綱」で本部の応急業務体制、職員の業務分掌及び非常配備態勢を明確化し、全職員に周知している。 ・災害を想定した、業務継続計画（BCP）を策定している。 ・市による他市町村との相互協力、各防災機関・民間団体との協力関係の構築している。 ・消防団に災害時ポンプ隊、機動二輪隊及び特別活動隊の災害時三隊が発足（平成 20 年 4 月） 第 2 節 課題 ・災害対策本部運営要綱の周知徹底 ・業務継続計画（BCP）の周知徹底 ・広域受援・応援体制の整備 ・事業所の BCP 策定の促進 第 3 節 対策の方向性 ・災害対策本部運営要綱及び業務継続計画（BCP）に基づいた、実践的な訓練の実施と計画への反映（災害対策本部訓練の実施） ・広域受援・応援対策の検討 ・事業所へ BCP の普及・啓発 第 4 節 到達目標 ・災害対策本部運営要綱及び業務継続計画（BCP）を基本とした、迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築 ・近隣市や協定市、民間事業者との連携強化による円滑な広域連携・大規模救出活動や復旧活動のための活動拠点の確保 ・広域受援・応援体制の確立

第 6 章 情報通信の確保	第 7 章 医療救護等対策
災害が発生した場合、各防災機関は情報連絡体制に基づき、連携して被害状況等を把握、伝達し、的確な応急対策を実施する。また、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめ、速やかに避難態勢をとるために、被災住民等に対して適切な広報、広聴活動を行う。 第 1 節 現在の到達状況 ・市防災行政無線及び自動音声応答サービス（042-563-2411）の整備 ・市ホームページの整備 ・市 Twitter、Facebook 等 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による市民への情報提供 ・広報車及び安全安心情報送信サービス（メール）による市民への PUSH 型情報提供(※ 1) ※ 1 PUSH 型情報提供：情報の受信者が能動的に情報を取得するのではなく、発信者から送信される情報を一方的に取得する方法 第 2 節 課題 ・市内の情報収集・伝達体制の強化 ・多様な媒体の活用等により、情報を確実に市民に提供できる体制整備 ・発災時における通信機能の低下に対する対応 ・外国人への配慮 第 3 節 対策の方向性 ・防災行政無線を補完する多様な通信提供手段の配備 ・市民に対して多様な情報提供ツールの活用を検討 ・安否確認手段の周知及び利用の促進 ・多言語による情報提供 第 4 節 到達目標 ・情報連絡・収集・提供体制の強化 ・迅速な報道体制の確保、事業者やソーシャルメディア等による情報提供体制の整備 ・多様な情報通信機器を活用した安否確認サービスの充実、利用経験の促進	災害時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により、多数の負傷者が発生することが予測される。また、医療機関においても、一時的混乱や停電、断水等ライフライン機能の停止により、医療機能が著しく低下することが予想される。 医療救護は、災害時における市民の生命と身体を守る要である。市は、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制及び後方医療体制等の施策を推進し、各防災機関と密接な連携をとり、被害が最小限になるよう努める。 第 1 節 現在の到達状況 ・都による災害拠点病院、災害拠点連携病院の指定 ・災害医療支援病院の位置付け ・医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協定締結 ・医療救護所及び緊急医療救護所の設置場所の確保及び設置訓練の実施 ・災害医療コーディネーターの任命 ・妊娠婦及び人工透析が必要な方への診療体制の確保 第 2 節 課題 ・医療救護班等の確保及び搬送体制の整備 ・限られた医療資源を有効に活用するための調整機能の構築 ・医薬品や医療資器材の備蓄 第 3 節 対策の方向性 ・初動医療体制の確立 ・医薬品・医療資器材の確保 第 4 節 到達目標 ・初動医療体制の確立 ・医薬品・医療資器材の確保 ・医療施設等の基盤整備（医療機関の発災時の対応能力の強化）

第 8 章 帰宅困難者対策	第 9 章 避難者対策
東京には、事業所、学校や買物・娯楽施設が集中し、日々、多くの通勤・通学・買物客等が流入、滞在しているが、大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない人達が多数発生し、大きな混乱が予測される。 このため、帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、交通手段の確保等について以下の対策を実施する。 第 1 節 現在の到達状況 ・一時滞在施設を駅周辺に 3 か所確保 第 2 節 課題 ・東京都帰宅困難者対策条例の内容の普及 ・帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備 ・一時滞在施設の体制整備 ・徒歩帰宅者支援体制の充実 第 3 節 対策の方向性 ・帰宅困難者対策条例の周知 ・駅周辺混乱防止対策協議会の設置の検討 ・帰宅困難者への情報通信基盤の整備 ・各関係機関での情報収集・伝達体制の構築 ・一時滞在施設への誘導体制の構築 ・代替交通手段の運行方法等の検討の要請 ・徒歩帰宅者支援体制の構築 第 4 節 到達目標 ・事業所における帰宅困難者対策の強化 ・一時滞在施設の確保 ・帰宅困難者の支援体制の確保 ・代替輸送手段の確保	地震時には、地すべりがけ崩れ、延焼火災等の発生により、市民の避難を要する場合が出現することが予想される。そのため平常時から避難態勢、避難場所（以下この章において広域避難場所という。）・一時（いつとき）避難場所・避難道路の指定のほか、避難所の設置・運営等について必要な事項を定め、住民への周知を図る。 第 1 節 現在の到達状況 ・指定緊急避難場所 22 か所の指定（広域避難場所 3 か所、一時避難場所 19 か所）（平成 31 年 4 月現在） ・指定避難所(地震・大規模な火災)29 か所の指定（平成 31 年 4 月現在） ・二次避難所（福祉避難所）15 か所の選定（平成 31 年 4 月現在） ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改訂（平成 26 年 3 月） ・「避難所管理運営マニュアル」を作成（平成 26 年 6 月） ・災害時要配慮者・避難行動要支援者の情報を関係機関や関係団体等と共有及び、防災関係機関、自主防災組織や地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者の個別支援計画づくりに努める。 ・総合防災訓練の中に、要配慮者及び避難行動要支援者に対する災害対策訓練や社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等による避難活動や初期消火訓練を実施。 ・要配慮者等に配慮した食料の供給を図るため、アルファ化米等を備蓄。（第 3 部第 11 章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」参照） 第 2 節 課題 ・自治体単独では対応できない大規模災害時における、避難先の確保や広域避難、再避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要 ・避難所及び二次避難所の資器材の整備 ・避難所の収容人数が超過した場合の対策 ・市職員及び市民の避難所管理運営の周知 ・避難所における女性や要配慮者のニーズに応える体制の整備 ・二次避難所の整備及び開設・運営 ・避難所管理運営委員会の設置、市民の参画 第 3 節 対策の方向性 ・的確な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急、安全な避難誘導等、住民の避難対策を推進 ・早期に避難所及び二次避難所に指定された施設に資器材を整備 ・避難所及び二次避難所の管理運営体制の充実 ・避難所運営協議会の推進 ・各種社会福祉施設との協定を締結し、二次避難所の拡充に努める。 ・避難所管理運営マニュアルによる職員の避難所管理運営の周知徹底 ・要配慮者等に配慮した食料の供給を図るため、おかゆ等レトルト食品についての備蓄を図る。 第 4 節 到達目標 ・安全な避難誘導の仕組みを構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保を行う ・各避難所の運営協議会が設置され、自主的な運営体制を確立させる。 ・避難所、二次避難所に避難する市民に対して、プライバシーの保護等の生活環境を確保する。（女性や要配慮者の視点を踏まえた避難所運営体制の確立） ・ひとり暮らしの高齢者等に対しては、近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域の協力体制を確立させる。

第 1 0 章 物流・備蓄・輸送対策の推進	第 1 1 章 住民の生活の早期再建
第 1 節 現在の到達状況 ・ 3 日分の食料の備蓄 ・ 毛布、敷物等の生活必需品等を備蓄 ・ 市内の小売店・大規模小売店等と災害時の応急用の食料等の供給に関する協定を締結 ・ 災害時給水ステーション（給水拠点）上北台浄水所、東大和給水所の 2 か所を整備 ・ 災害時給水ステーション（給水拠点）における応急給水用資器材の配備を完了 ・ 震災対策用井戸を 1 9 か所指定し、手動ポンプ等の補修、井戸水の水質検査を年 1 回実施 ・ 小・中学校及び備蓄倉庫に飲料用ろ過装置を配置 ・ 備蓄倉庫の整備 ・ 主な災害対策用資機材の備蓄 ・ 地域における物資等の受入れ、配分の拠点として、「市役所本庁舎」を地域内輸送拠点に選定 ・ ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸のため、災害時臨時離着陸場を選定 ・ 非常用車両等に用いる燃料の確保を図るため、東京都 L P ガス協会北多摩西部支部東大和部会と「災害時における燃料等の供給に関する協定」を締結 第 2 節 課題 ・ 要配慮者及び女性に配慮した食料・生活必需品の備蓄や多様なニーズに対応できる調達体制の整備 ・ 災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応 ・ 備蓄倉庫及び輸送拠点における効率的な運用体制の整備 ・ 発災時における円滑な物資輸送 第 3 節 対策の方向性 ・ 発災後 3 日分の物資を継続して備蓄 ・ 要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の確保 ・ 円滑な応急給水活動に向け、災害時給水ステーション（給水拠点）の資機材の整備 ・ 備蓄倉庫からの搬出体制の強化及び輸送拠点における効率的な運営体制を構築 ・ 発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築 第 4 節 到達目標 ・ 発災後 3 日分の備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進 ・ 強固な調達体制の構築 ・ 物資の荷さばき機能の強化 ・ 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築	第 1 節 現在の到達状況 ・ 「被災者生活再建支援システム」の導入 ・ 被災住宅の応急危険度判定に関する計画として、「業務判定マニュアル」を作成 ・ 災害用トイレの備蓄及びし尿処理の構築 ・ 平成 3 1 年 3 月に東大和市災害廃棄物処理計画を策定 第 2 節 課題 ・ 早急な対応を要する生活再建対策 ・ 被災後のトイレ機能の確保 ・ 大量のがれき等の処理の体制充実 第 3 節 対策の方向性 ・ 被災した住宅の応急修理、住居を滅失した世帯に対する一時提供住宅や応急仮設住宅の確保 ・ 被災した住宅の倒壊等により生じる二次災害を防止 ・ 生活ごみやし尿、大量のごみや障害物等の災害廃棄物の速やかな処理 ・ 災害により倒壊した建築物等から発生するがれきを速やかに処理 第 4 節 到達目標 ・ 生活再建の迅速化 ・ 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保 ・ 災害廃棄物処理体制の構築

2. 記載内容の充実・変更

第1部 東大和市の防災力の高度化に向けて

No	現行（平成 24 年度修正）				修正案		備考														
	頁	内容			頁	内容															
	I-1	2 計画の前提 この計画は、第 1 部第 3 章に掲げる「東京直下地震の被害想定」を前提とするとともに、東日本大震災等の教訓、近年の社会経済情勢及び市を取り巻く環境の変化及び市民、市議会等の各種提言を可能な限り反映させるものとする。			第 1 章 I-1	2 計画の前提 この計画は、第 1 部第 2 章に掲げる「東京直下地震の被害想定」を前提とするとともに、東日本大震災や平成 28 年熊本地震等の最近の大規模地震等から得た教訓、近年の社会経済情勢及び市を取り巻く環境の変化及び市民、市議会等の各種提言を可能な限り反映させるものとする。 <u>なお、災害時には、想定外の事象及び対応の必要性が発生する可能性もある。地域防災計画において規定していない対応の必要性が発生した場合は、関連する規定事項の主体が当該事務を担うなど、規定事項を準用して運用する。</u>															
		記載なし			第 1 章 I-2	第 2 節 計画の構成 <u>この計画には、市、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防・応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。</u> <u>構成と主な内容は次のとおりである。</u> <table><tr><th>構成</th><th>主な内容</th></tr><tr><td><u>第 1 部</u> <u>東大和市の防災力の高度化に向けて</u></td><td>○ <u>首都直下地震等の被害想定、減災目標等</u></td></tr><tr><td><u>第 2 部</u> <u>施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）</u></td><td>○ <u>市、防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置</u> ○ <u>地震発生後に都、防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等</u></td></tr><tr><td><u>第 3 部</u> <u>災害復興計画</u></td><td>○ <u>被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等</u></td></tr><tr><td><u>第 4 部</u> <u>東海地震事前対策</u></td><td>○ <u>災害予防対策、警戒宣言等時の活動体制等</u></td></tr><tr><td><u>第 5 部</u> <u>風水害対策計画</u></td><td>○ <u>河川、下水道等の概要</u> ○ <u>市、防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者が行うべき措置</u> ○ <u>風水害発生後に市、防災機関等がとるべき応急・復旧対策</u></td></tr><tr><td><u>第 6 部</u> <u>大規模事故応急対策計画</u></td><td>○ <u>当市で発生することが想定される大規模事故に対する措置</u></td></tr></table>	構成	主な内容	<u>第 1 部</u> <u>東大和市の防災力の高度化に向けて</u>	○ <u>首都直下地震等の被害想定、減災目標等</u>	<u>第 2 部</u> <u>施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）</u>	○ <u>市、防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置</u> ○ <u>地震発生後に都、防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等</u>	<u>第 3 部</u> <u>災害復興計画</u>	○ <u>被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等</u>	<u>第 4 部</u> <u>東海地震事前対策</u>	○ <u>災害予防対策、警戒宣言等時の活動体制等</u>	<u>第 5 部</u> <u>風水害対策計画</u>	○ <u>河川、下水道等の概要</u> ○ <u>市、防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者が行うべき措置</u> ○ <u>風水害発生後に市、防災機関等がとるべき応急・復旧対策</u>	<u>第 6 部</u> <u>大規模事故応急対策計画</u>	○ <u>当市で発生することが想定される大規模事故に対する措置</u>	新たに追加
構成	主な内容																				
<u>第 1 部</u> <u>東大和市の防災力の高度化に向けて</u>	○ <u>首都直下地震等の被害想定、減災目標等</u>																				
<u>第 2 部</u> <u>施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）</u>	○ <u>市、防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置</u> ○ <u>地震発生後に都、防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等</u>																				
<u>第 3 部</u> <u>災害復興計画</u>	○ <u>被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等</u>																				
<u>第 4 部</u> <u>東海地震事前対策</u>	○ <u>災害予防対策、警戒宣言等時の活動体制等</u>																				
<u>第 5 部</u> <u>風水害対策計画</u>	○ <u>河川、下水道等の概要</u> ○ <u>市、防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者が行うべき措置</u> ○ <u>風水害発生後に市、防災機関等がとるべき応急・復旧対策</u>																				
<u>第 6 部</u> <u>大規模事故応急対策計画</u>	○ <u>当市で発生することが想定される大規模事故に対する措置</u>																				
	I-3	1. 位置・面積 東大和市は、東京都心から西へ約35 k mの位置にあり、市役所（中央3 丁目930 番地）は北緯35 度44 分43 秒、東経139 度25 分35 秒に位置していて、標高は98mである。 【略】 面積13.54 k m ² 、外周19.2 k m、東西に延びた地形をしていて、隣接する都市は、東に東村山市、南に立川市・小平市、西に武蔵村山市、北に村山貯水池（多摩湖）を挟んで埼玉県所沢市である。			第 2 章 I-4	1-1 位置・面積 当市は、東京都心から西へ約 35 k mの位置にあり、市役所（中央 3 丁目 930 番地）は北緯 35 度 44 分 43 秒、東経 139 度 25 分 36秒に位置していて、標高は 98mである。 【略】 面積 13.42 k m ² 、外周 19.2 k m、東西に延びた地形をしていて、隣接する都市は、東に東村山市、南に立川市・小平市、西に武蔵村山市、北に村山貯水池（多摩湖）を挟んで埼玉県所沢市である。															
	I-4	1. 人口 東大和市の人口は、都営住宅等の大規模団地の建設によって急速に住宅都市へと変化した、昭和 35 年頃から昭和 50 年頃にかけて急激な増加をみたが、それ以降の伸びは緩やかになっている。平成に入ってから微増の状態となっており、今後は増加傾向がみられるものの、伸び率は次第に鈍化する見通しである。			第 2 章 I-5	2-1 人口 当市の人口は、都営住宅等の大規模団地の建設によって急速に住宅都市へと変化した、昭和 35 年頃から昭和 50 年頃にかけて急激な増加をみたが、 <u>それ以降は緩やかに伸び、近年においては減少傾向がみられる。</u>															

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案		備考	
	頁	内容		頁		
	I -4	2. 土地利用 東大和市における土地利用の状況は、平成19年度に実施した土地利用状況調査によると、「宅地」が約40%、「森林水面等」が約26%、「道路等」が約14%、「公園等屋外利用」が約11%、「農業用地」が約7%、「未利用地等」が約2%となっており、「都市的土地利用」が約65%、「自然的土地利用」が約35%となっている。 また、市街化区域だけをみると、「都市的土地利用」が約85%、「自然的土地利用」が約15%となっている。		第 2 章 I -5	2－2 土地利用 当市における土地利用の状況は、平成 29 年度に実施した土地利用状況調査によると、「宅地」が約 42.0%、「屋外利用地等」が約 3.9%、「公園・運動場等」が約 6.8%、「未利用地等」が約 2.1%、「道路等」が約 14.0%、「農用地」が約 5.3%、「水面・河川・水路」が約 11.2%、「森林」が約 14.5%、「原野」が約 0.2%、となっている。	
	I -5	（2） 道路 平成 19 年度実施の土地利用状況調査によると、市内（多摩湖を除く。）の道路率は 13.8%となっている。また、市内道路網の骨格となる都市計画道路の整備率は、平成 24 年 6 月現在で 69.3%となっている。		第 2 章 I -5	3－2 道路 平成 29 年度実施の土地利用状況調査によると、市内（多摩湖を除く。）の道路率は 14%となっている。また、市内道路網の骨格となる都市計画道路の整備率は、平成 28 年 6 月現在で 70.5%となっている。	
	I -6	第 3 章 被害想定 災害対策を推進するためには、各種災害の発生態様とその程度を予め予測することが必要である。 東京都防災会議は、平成 3 年に関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成 9 年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表してきた。 その後、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成 17 年 2 月に公表したことなどから、新たに「首都直下地震による東京の被害想定」を作成し、平成 18 年 5 月に東京都防災会議で決定した。その後、東日本大震災を踏まえた被害想定の見直しを行い、平成 24 年 4 月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。 また、東京都震災対策条例（平成 12 年条例第 202 号）第 12 条に基づき、東京都都市整備局及び東京消防庁が、それぞれ地震に関する危険度調査を実施している。		第 3 章 I -9	1 被害想定調査研究 東京都防災会議は、昭和 53 年に区部、昭和 60 年に多摩地域、平成 3 年に東京都全域を対象として、海溝型巨大地震である関東大地震の再来を前提とした地震被害想定調査研究を実施し、公表した。 また、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」（平成 4 年 8 月中央防災会議）を受け、直下の地震の被害想定として、平成 18 年 5 月に「首都直下地震による東京の被害想定報告書」を公表した。 その後、東日本大震災を踏まえた被害想定の見直しを行い、平成 24 年 4 月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。 その後、平成 24 年 8 月に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」が公表されたことを踏まえ、都における詳細な被害を明らかにするため、南海トラフに関する独自の被害想定を行い、平成 25 年 5 月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表した。 ここで明らかになったのは、島しょ部における津波被害が中心であり、当市においては震度 5 弱程度と予測されている。そのため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での推進地域には指定されていない。	
		1. 地震に関する地域危険度測定調査(都市整備局) 調査の目的は、①地震に強い都市づくりの指標とする、②震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する、③地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる、こととされている。また、この調査は特定の地震による被害想定をすることが目的ではなく、まちの被災可能性を地域間で相対比較することを目的としている。 測定にあたっては、地震の揺れによる危険性を建物倒壊、火災、総合（倒壊および延焼の危険）の 3 つの側面からとらえ、町丁目別にそれぞれ 1 から 5 までの 5 段階で測定している。 （1） 建物倒壊危険度 地震動によって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定し、地域間でその大きさを相対比較したものである。 建物倒壊危険度測定結果は、防災計画上、優先的な整備が必要な地域を抽出するなど有益な情報を提供する指標となる。 （2） 火災危険度 地震による出火の起こりやすさと、それによる延焼の危険性を測定して、火災の危険性の度合いを評価したものである。 出火の起こりやすさは、ガスコンロ、電気ストーブ、化学薬品などの数や使用状況から算定している。 また、延焼の危険性は、出火した場合の燃え広がりのシミュレーションを実施し、焼失建物の面積をもとに算定している。この危険性は、木造建物が密集している地域で高くなり、耐火建物が多く、道路、公園などの公共施設が整備された地域では低くなる。		第 3 章 I -9	2 地域危険度測定調査 <u>都では、東京都震災対策条例第 12 条第 1 項に基づき、次の用途に資するため概ね 5 年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査及び研究し、その結果を公表している。</u> （1） 地震災害に強い防災都市づくりの指標とする。 （2） 地震対策事業を実施する地域を選択する際の参考とする。 （3） 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。 この調査は、市街化区域を対象とし、地盤の諸性状、建物分類・集計、避難場所及び避難道路等の面から地域ごとの危険度合いを科学的に測定調査し、ある地域の地震に対する危険度として建物倒壊、火災、災害時活動困難度、総合（倒壊および延焼の危険）を町丁目ごとに 5 段階のランクで相対評価したものである。 （1） 建物倒壊危険度 地震動によって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定し、地域間でその大きさを相対比較したものである。 建物倒壊危険度測定結果は、防災計画上、優先的な整備が必要な地域を抽出する等有益な情報を提供する指標となる。 （2） 火災危険度 地震による出火の起こりやすさと、それによる延焼の危険性を測定して、火災の危険性の度合いを評価したものである。 この危険性は、木造建物が密集している地域で高くなり、耐火建物が多く、道路、公園等の公共施設が整備された地域では低くなる。	。

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案		備考																																																				
	頁	内容	頁	内容																																																					
		（３） 総合危険度 「建物倒壊危険度」および「火災危険度」の 2 つの危険度を合算し、総合的な危険性を考える指標として表したもので、大まかな危険度の傾向を評価したものである。 地域危険度測定調査のフロー 建物の分類・集計 ・建物の種別ごとの棟数 （構造、建築年次、階数など） 地盤の諸性状の調査 ・地盤分類・地盤の評価 ・液状化の危険性の評価 ・大規模造成地の評価 地震動による建物被害の可能性 ・建物の種別ごとの棟数 （構造、建築年次、階数など） ・地盤特性 火災被害の可能性 ・出火の危険性 ・延焼の危険性 建物倒壊危険度 火災危険度 総合危険度		（３） 災害時活動困難度 <u>地震が発生した時の危険地域からの避難、消火・救助等の災害時活動のしやすさ（困難さ）を評価したものである。</u> <u>この困難度は、道路網の稠密さや広幅員道路の多さ等、道路基盤の整備状況に基づき測定する指標である。</u> （４） 総合危険度 「建物倒壊危険度」、<u>「火災危険度」、</u><u>「災害時活動困難度」</u>の 3 つの危険度を合算し、総合的な危険性を考える指標として表したものである。																																																					
	I-11	２．地域別出火危険度測定（東京消防庁） 阪神・淡路大震災をはじめ、過去の地震被害の事例から出火要因を①火気器具、②電気関係、③化学薬品、④工業炉、⑤危険物施設、⑥その他（ＬＰガスボンベ、高圧ガス施設）の 6 つに分類し、これらの要因ごとの出火機構を分析し、要因別に出火率を算定した。 そして、火気器具等の火気使用環境調査や工業炉、危険物施設の分布実態データ等により出火要因ごとに都内の地域別分布図を把握した。 これらの要因別の出火率と分布状況を掛け合わせることによって、要因別の出火危険度を算定し、さらに、6 つの要因別出火危険度を合算することによって総合出火危険度を算定した。（資料第 6 「町丁別出火危険度（冬の夕方）」資料編 4 頁） 要因別の出火危険度の割合（％） <table><tr><td></td><td>火気器具</td><td>電気関係</td><td>化学薬品</td><td>工業炉</td><td>危険物施設</td><td>その他</td></tr><tr><td>東 京 都</td><td>29.4</td><td>67.7</td><td>0.6</td><td>0.1</td><td>0.2</td><td>2.0</td></tr><tr><td>多摩地区</td><td>35.6</td><td>56.3</td><td>0.5</td><td>0.1</td><td>0.3</td><td>7.1</td></tr><tr><td>東大和市</td><td>35.6</td><td>55.1</td><td>0.0</td><td>0.1</td><td>0.2</td><td>9.1</td></tr></table>		火気器具	電気関係	化学薬品	工業炉	危険物施設	その他	東 京 都	29.4	67.7	0.6	0.1	0.2	2.0	多摩地区	35.6	56.3	0.5	0.1	0.3	7.1	東大和市	35.6	55.1	0.0	0.1	0.2	9.1		第 3 章 I-10 ３ 地域別出火危険度測定 <u>東京消防庁では、東京都震災対策条例第 12 条に基づき、震災時に火災が発生する危険性を地域ごとに評価する「地域別出火危険度測定」を概ね 5 年ごとに実施し、その結果を公表している。</u> 過去の地震被害の事例から出火要因を①火気器具、②電気関係、③化学薬品、④工業炉、⑤危険物施設、⑥その他（ＬＰガスボンベ、高圧ガス施設）の 6 つに分類し、要因ごとの出火機構を分析し、要因別に出火率を算定している。 また、火気器具等の火気使用環境調査や工業炉、危険物施設の分布実態データ等により出火要因ごとに地域別の出火危険度を算定している。 要因別の出火危険度の割合（％） <table><tr><td></td><td>火気器具</td><td>電気関係</td><td>工業炉</td><td>危険物施設</td><td>その他</td></tr><tr><td>東 京 都</td><td><u>34.8</u></td><td><u>61.2</u></td><td><u>0.1</u></td><td><u>0.5</u></td><td><u>3.4</u></td></tr><tr><td>多摩地区</td><td><u>47.0</u></td><td><u>38.9</u></td><td><u>0.2</u></td><td><u>0.9</u></td><td><u>12.8</u></td></tr><tr><td>東大和市</td><td><u>45.0</u></td><td><u>36.6</u></td><td><u>0.1</u></td><td><u>0.9</u></td><td><u>17.4</u></td></tr></table> ※ 割合は、少数点以下第二位を四捨五入した値		火気器具	電気関係	工業炉	危険物施設	その他	東 京 都	<u>34.8</u>	<u>61.2</u>	<u>0.1</u>	<u>0.5</u>	<u>3.4</u>	多摩地区	<u>47.0</u>	<u>38.9</u>	<u>0.2</u>	<u>0.9</u>	<u>12.8</u>	東大和市	<u>45.0</u>	<u>36.6</u>	<u>0.1</u>	<u>0.9</u>	<u>17.4</u>	
	火気器具	電気関係	化学薬品	工業炉	危険物施設	その他																																																			
東 京 都	29.4	67.7	0.6	0.1	0.2	2.0																																																			
多摩地区	35.6	56.3	0.5	0.1	0.3	7.1																																																			
東大和市	35.6	55.1	0.0	0.1	0.2	9.1																																																			
	火気器具	電気関係	工業炉	危険物施設	その他																																																				
東 京 都	<u>34.8</u>	<u>61.2</u>	<u>0.1</u>	<u>0.5</u>	<u>3.4</u>																																																				
多摩地区	<u>47.0</u>	<u>38.9</u>	<u>0.2</u>	<u>0.9</u>	<u>12.8</u>																																																				
東大和市	<u>45.0</u>	<u>36.6</u>	<u>0.1</u>	<u>0.9</u>	<u>17.4</u>																																																				
	I-11	３．地域別延焼危険度測定（東京消防庁） 都市における地震被害のうち、特に火災による被害を軽減するために、市街地の地域特性及び延焼特性を的確に把握し、それぞれに対応した震災対策を講ずる必要がある。 地域別の延焼危険度測定は、大規模な地震により発生した火災が、延焼拡大する危険性を地域別に表したものである。		第 3 章 I-11 ４ 地域別延焼危険度測定 <u>東京消防庁では、東京都震災対策条例第 12 条に基づき、震災時に発生した火災が燃え広がる危険性を地域ごとに評価する「地域別延焼危険度測定」を概ね 5 年ごとに実施し、その結果を公表している。</u>																																																					

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案		備考											
	頁	内容		頁		内容										
	II-54	3. 地盤の液状化に関する調査研究 東京都土木技術研究所は、昭和 62 年 4 月に関東地震規模の地震動に対する「東京低地の液状化予測」を公表し、その後、液状化や地盤流動による構造物の被害予測や対策、及び都市防災の調査研究を行っている。 平成 10 年 3 月には、東京全域を対象とした「液状化予測図」を作成し、平成 12 年 3 月には、兵庫県南部地震の震度 7 の強い直下地震動を対象とした「東京低地の液状化予測図と地震流動予測図」を作成した。 さらに、平成 13 年度には、震源を任意に与えることにより、10 分足らずで都内 23 区全域の地震動の揺れの大きさや液状化の程度を領域で自動表示できるシステムを開発し、建物倒壊によるがれき発生量の予測や、沿道の建物倒壊による道路閉塞の予測と迂回路検索ができるようにした。このシステムを使用し多様な行政課題に応えている。 平成 14 年度からは、液状化・地盤流動による大変形を推定できる動的解析プログラムを開発し、許容できる破壊形状や変形量の推定から構造物の耐震性能を評価し、液状化対策と耐震対策を行えるようにする。 また、東京の地域性を配慮した河川堤防・護岸の耐震性能評価手法の開発を進めている。		第 3 章 I-12	3 地盤の液状化に関する調査研究 東京都土木技術支援・人材育成センターは、昭和 62 年 4 月に関東地震規模の地震動に対する「東京低地の液状化予測」（東京都土木技術研究所(当時)）を公表した。 都建設局及び都港湾局は、学識経験者を含む「東京の液状化予測図見直しに関する専門アドバイザー委員会」の議論を踏まえ、東京都土木技術支援・人材育成センターを中心に、新たな「東京の液状化予測図」を作成し（平成 25 年 3 月完成）、公表している。											
	II-54	5. 地下構造調査 兵庫県南部地震では、阪神地区に震度7 の地盤が帯状に分布し、地下構造の影響が問題となった。文部科学省は、堆積平野における精度の高い地震動予測を行うため、「地震関係基礎調査交付金」事業として、関連する地方公共団体に堆積平野地下構造調査の実施を奨めている。 都では、平成14 年度この交付金を受け、東京都の深部地下の地質基盤構造を調査し、震災予測における地震動推定に役立てる。		第 3 章 I-13	5 地下構造調査 兵庫県南部地震では、阪神地区に震度 7 の地盤が帯状に分布し、地下構造の影響が問題となった。文部科学省は、堆積平野における精度の高い地震動予測を行うため、「地震関係基礎調査交付金」事業として、関連する地方公共団体に堆積平野地下構造調査の実施を奨めている。 都では、平成 14 年度この交付金を受け、東京都の深部地下の地質基盤構造を調査した。 国は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震とそれ以後の地殻変動により、地震発生確率が高くなっている可能性がある主要活断層帯の一つとして、立川断層帯を挙げており、新たな調査を実施することにより長期評価の精度をさらに向上させるため、立川断層帯を対象に平成 24 年度からの 3 年間で調査期間として重点的調査観測を実施している。 都は、地元市町との連携を図りつつ、立川断層帯を対象とした国の重点的調査観測に参画していく。											
	-	記載なし		第 4 章 I-14	第 4 章 令和 2 年 3 月修正時の概要等 市は、東京都防災会議が平成 24 年 4 月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」や東日本大震災以降の新たな各種基準、計画を踏まえ、平成 25 年 3 月に地域防災計画の修正を行ったところである。 しかし、近年、熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震の教訓を踏まえた地震対策の充実が求められているほか、豪雨災害の発生を背景に水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の改正等が行われ、平成 31 年 3 月には、当市において、都による土砂災害警戒区域等が指定されている。さらに、都は、地域防災計画震災編（令和元年 7 月修正）を公表した。 こうした近年の地域防災を取り巻く情勢の変化や最新動向を踏まえるとともに、より実践的に「使える」計画としての構成の再編を行うため、東大和市地域防災計画の修正を行うものである。 ＜主な修正のポイント＞ <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>修正のポイント</th></tr><tr><td rowspan="3">震災編</td><td>構成の再編</td><td>○災害時において、当市の応急対策活動等に対応する都の動きを迅速に確認できるよう、東京都地域防災計画の構成と整合</td></tr><tr><td>庁内の組織改正の反映</td><td>○現行計画策定以降の市の組織改正に伴い、災害対策本部の編成や分掌事務を見直し</td></tr><tr><td>自助・共助の備えの充実</td><td>○防災意識（「自らの命は自らが守る」意識）、家庭内備蓄等自助の啓発や自主防災組織等共助の体制強化に関する記載を充実 ○消防団や自主防災組織による応急対策に関する記載を充実</td></tr></table>	項目		修正のポイント	震災編	構成の再編	○災害時において、当市の応急対策活動等に対応する都の動きを迅速に確認できるよう、東京都地域防災計画の構成と整合	庁内の組織改正の反映	○現行計画策定以降の市の組織改正に伴い、災害対策本部の編成や分掌事務を見直し	自助・共助の備えの充実	○防災意識（「自らの命は自らが守る」意識）、家庭内備蓄等自助の啓発や自主防災組織等共助の体制強化に関する記載を充実 ○消防団や自主防災組織による応急対策に関する記載を充実	
項目		修正のポイント														
震災編	構成の再編	○災害時において、当市の応急対策活動等に対応する都の動きを迅速に確認できるよう、東京都地域防災計画の構成と整合														
	庁内の組織改正の反映	○現行計画策定以降の市の組織改正に伴い、災害対策本部の編成や分掌事務を見直し														
	自助・共助の備えの充実	○防災意識（「自らの命は自らが守る」意識）、家庭内備蓄等自助の啓発や自主防災組織等共助の体制強化に関する記載を充実 ○消防団や自主防災組織による応急対策に関する記載を充実														

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案					備考	
	頁	内容			頁	内容			
							○避難者主体による避難所の管理運営に関する記載を追加 ○安否確認等の住民相互の情報連絡等に関する記載を追加 <u>女性・外国人等要配慮者への対応の充実</u> ○要配慮者への対応等避難所の生活環境に関する記載を充実 ○外国人支援対策（情報提供等）に関する記載を追加 <u>近年の地震災害の教訓の反映</u> ○地震による地すべり、山地災害等の防止対策に関する記載を追加 ○非常時のエネルギー確保に関する記載を追加 ○応援の受入体制（受援体制等）の充実に関する記載を追加 ○災害対策にあたる職員の健康確保に関する記載を追加 ○震災直後の電話殺到への対応を追加 ○避難所におけるペット同伴、在宅避難等避難所以外における被災者への対応に関する記載を追加 風水害編 構成の再編 ○現行計画は、「記載のない事項は震災編を準用」する考え方で、記載事項が絞られた構成であったが、震災編を準用する施策を含めて明示 災害関連制度の改正等の反映 ○土砂災害警戒区域等の指定への対応に関する記載を追加 ○警戒レベル（5 段階）を用いた防災情報の発信への対応に関する記載を変更 <u>近年の風水害の教訓の反映</u> ○風水害への自助や共助の備え、防災意識（「自らの命は自らが守る」意識）の啓発に関する記載を追加 ○土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設への対応に関する記載を追加		
	-	記載なし			第 5 章 I-15	第 5 章 令和 2 年 3 月修正時の概要等 なお、東京都地域防災計画では、平成 24 年修正版の中で定めた減災目標を 10 年以内に達成することとしていることから、市では、都との整合性を図ることとし、具体的な 3 つの減災目標を定め、市民、事業者、関係機関と協力して「目標を達成するための施策」を推進していく。 ※減災目標とは、地震防災対策特別措置法に基づき東京都防災会議が定める「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」のことをいう。 ※前提となる被害想定の数値は、第 1 部第 2 章第 2 節の 1-2 で定める多摩直下地震に伴う当市での被害が最大となるケースとする。			

第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第1章 東大和市の基本的責務と役割

NO	現行（平成24年度修正）		修正案				備考
	頁	内容	節	項	頁	内容	
	II-32	第1節 基本的な考え方 全ての市民、事業所が「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、不断に備えを進めるとともに、行政、企業（事業所）、地域（住民）及びボランティア団体等との連携や相互支援を促進し、災害時には必ず手を結び合い、助け合う、社会システムの確立を図るものとする。	1	1	II -1-1	第1節 基本理念 1 自助・共助・公助の推進 <u>地震災害から多くの生命や財産を守るため、自助・共助・公助の考えに基づき、防災対策の推進を図るものとする。</u> <u>（1）「自らの命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方</u> <u>（2）他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方</u> <u>（3）上記の考え方に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせないという考え方</u>	
		記載なし	2	1	II -1-1	第2節 基本的責務 1 市長の責務 <u>（1）市長は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</u> <u>（2）市長は、都における震災対策事業に関する計画（以下「震災対策事業計画」という。）及び帰宅困難者対策に関する実施計画について、その推進に努めるものとする。</u> <u>（3）市長は、震災時における避難及び救出並びに救助を円滑に行うために必要な体制の確立と資器材の整備に努めなければならない。</u>	
	I-14	第1節 市民の責務 防災の基本は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことである。市民はこの観点に立って日ごろから自主的に災害に備えて次の事項について手段を講ずるよう努めるものとする。 また、行政が行う震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等、震災対策に寄与するよう努めるものとする。 1. 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 2. 家具類の転倒・落下・移動防止 3. 出火の防止及び初期消火に必要な用具の準備 4. 飲料水及び食糧の確保 5. 避難の経路、場所及び方法についての確認 6. 近隣住民との共助体制（絆）の確立	2	2	II -1-1	2 市民の責務 <u>（1）市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</u> <u>（2）市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講じるよう努めなければならない。</u> <u>① 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保</u> <u>② 家具類の転倒・落下・移動の防止</u> <u>③ 出火の防止</u> <u>④ 初期消火に必要な用具の準備</u> <u>⑤ 飲料水及び食糧の確保</u> <u>⑥ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認</u> <u>⑦ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保</u> <u>（3）市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。</u> <u>（4）市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。</u>	
	I-14	第2節 事業者の責務 事業者は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、建物の耐震化、防災組織やマニュアルの整備及び防災訓練の実施に努めるとともに、従業員等の保護や帰宅困難者対策のために通信手段の確保並びに非常食等の備蓄やその他必要な対策を講じるなど、防災対策の推進を図るものとする。 事業者の基本的責務は次のとおりである。 1. 事業者は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、事業活動に	2	3	II -1-2	3 事業者の責務 <u>（1）事業者は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</u> <u>（2）事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。</u> <u>（3）事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させる等、一斉帰宅の抑制に努め</u>	

NO	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考																						
	頁	内容		節	項	頁		内容																					
		当たって は、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を 図るため、最大の努力を払わなければならない。 ２．事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業 所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、 その安全の確保に努めなければならない。 ３．事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対す る震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。					<u>なければならない。そのため、あらかじめ、従業員の 3 日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。</u> <u>（４）事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。</u> <u>（５）事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。</u> <u>（６）事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。</u>																						
	I -15~1 8	２．分掌事務 <table><tr><td>組織の名称</td><td>処理すべき事務又は業務</td></tr><tr><td>総 務 部</td><td>1～18 【略】 19. 部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 20. 公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。</td></tr><tr><td>企 画 財 政 部</td><td>【略】</td></tr><tr><td>市 民 部</td><td>１．市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。 ２．火葬に関すること。 ３．家屋の被害調査に関すること。 ４．り災証明の発行に関すること。</td></tr></table> <table><tr><td>組織の名称</td><td>処理すべき事務又は業務</td></tr><tr><td>子 ども 生 活 部</td><td>１．部に属する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ２．部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ３．応急保育に関すること。 ４．二次避難所の運営の協力に関すること。 ５．避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。 ６．外国人の安全確保及び支援に関すること。 ７．自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 ８．ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 ９．東京ガスに対する情報収集等に関すること。</td></tr></table>		組織の名称	処理すべき事務又は業務	総 務 部	1～18 【略】 19. 部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 20. 公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。	企 画 財 政 部	【略】	市 民 部	１．市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。 ２．火葬に関すること。 ３．家屋の被害調査に関すること。 ４．り災証明の発行に関すること。	組織の名称	処理すべき事務又は業務	子 ども 生 活 部	１．部に属する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ２．部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ３．応急保育に関すること。 ４．二次避難所の運営の協力に関すること。 ５．避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。 ６．外国人の安全確保及び支援に関すること。 ７．自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 ８．ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 ９．東京ガスに対する情報収集等に関すること。	3	1	II -1-3 ~7	第 3 節 市及び防災機関の役割 【略】 １－２ 分掌事務 <table><tr><td>組織の名称</td><td>処理すべき事務又は業務</td></tr><tr><td>総 務 部</td><td>1～18【略】 <u>19. 庁舎等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</u> <u>20. 市営住宅の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</u> <u>21. 公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。</u></td></tr><tr><td>企 画 財 政 部</td><td>【略】</td></tr><tr><td>市 民 部</td><td>１．市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。 ２．火葬に関すること。 <u>３．食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関すること。</u> <u>４．農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっ旋に関すること。</u> <u>５．上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局への協力に關 すること</u> <u>６．家屋の被害調査に関すること。</u> <u>７．り災証明の発行に関すること。</u> <u>８．部に属する施設の利用者の避難及び救護に関すること。</u> <u>９．外国人の支援に関すること。</u> <u>10. 自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。</u> <u>11. ボランティアの受入れ及び調整に関すること。</u> <u>12. 部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</u> <u>13. 避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設 及び運営に関すること。</u> <u>14. 東京ガスに対する情報収集等に関すること。</u></td></tr><tr><td>子 育 て 支 援 部</td><td>１．部に属する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ２．部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ３．応急保育に関すること。 ４．二次避難所の運営の協力に関すること。 <u>５．避難所（奈良橋市民センター、南街市民センター、上北台市民セン ター、桜が丘市民センター及び向原市民センターに係るものに限る。） の開設及び運営の協力に関すること。</u></td></tr></table>	組織の名称	処理すべき事務又は業務	総 務 部	1～18【略】 <u>19. 庁舎等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</u> <u>20. 市営住宅の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</u> <u>21. 公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。</u>	企 画 財 政 部	【略】	市 民 部	１．市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。 ２．火葬に関すること。 <u>３．食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関すること。</u> <u>４．農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっ旋に関すること。</u> <u>５．上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局への協力に關 すること</u> <u>６．家屋の被害調査に関すること。</u> <u>７．り災証明の発行に関すること。</u> <u>８．部に属する施設の利用者の避難及び救護に関すること。</u> <u>９．外国人の支援に関すること。</u> <u>10. 自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。</u> <u>11. ボランティアの受入れ及び調整に関すること。</u> <u>12. 部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</u> <u>13. 避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設 及び運営に関すること。</u> <u>14. 東京ガスに対する情報収集等に関すること。</u>	子 育 て 支 援 部	１．部に属する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ２．部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ３．応急保育に関すること。 ４．二次避難所の運営の協力に関すること。 <u>５．避難所（奈良橋市民センター、南街市民センター、上北台市民セン ター、桜が丘市民センター及び向原市民センターに係るものに限る。） の開設及び運営の協力に関すること。</u>
組織の名称	処理すべき事務又は業務																												
総 務 部	1～18 【略】 19. 部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 20. 公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。																												
企 画 財 政 部	【略】																												
市 民 部	１．市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。 ２．火葬に関すること。 ３．家屋の被害調査に関すること。 ４．り災証明の発行に関すること。																												
組織の名称	処理すべき事務又は業務																												
子 ども 生 活 部	１．部に属する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ２．部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ３．応急保育に関すること。 ４．二次避難所の運営の協力に関すること。 ５．避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。 ６．外国人の安全確保及び支援に関すること。 ７．自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 ８．ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 ９．東京ガスに対する情報収集等に関すること。																												
組織の名称	処理すべき事務又は業務																												
総 務 部	1～18【略】 <u>19. 庁舎等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</u> <u>20. 市営住宅の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</u> <u>21. 公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。</u>																												
企 画 財 政 部	【略】																												
市 民 部	１．市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。 ２．火葬に関すること。 <u>３．食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関すること。</u> <u>４．農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっ旋に関すること。</u> <u>５．上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局への協力に關 すること</u> <u>６．家屋の被害調査に関すること。</u> <u>７．り災証明の発行に関すること。</u> <u>８．部に属する施設の利用者の避難及び救護に関すること。</u> <u>９．外国人の支援に関すること。</u> <u>10. 自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。</u> <u>11. ボランティアの受入れ及び調整に関すること。</u> <u>12. 部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</u> <u>13. 避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設 及び運営に関すること。</u> <u>14. 東京ガスに対する情報収集等に関すること。</u>																												
子 育 て 支 援 部	１．部に属する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ２．部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ３．応急保育に関すること。 ４．二次避難所の運営の協力に関すること。 <u>５．避難所（奈良橋市民センター、南街市民センター、上北台市民セン ター、桜が丘市民センター及び向原市民センターに係るものに限る。） の開設及び運営の協力に関すること。</u>																												

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考		
	頁	内容		節	項	頁		内容	
		福 祉 部	1． 災対福祉部内の情報の集約及び連絡調整に関すること。 2． 災害時要援護者の支援に関わる情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。 3． 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 4． 義援金品の受領及び配分に関すること。 5． 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の融資に関すること。 6． みのり福祉園及びのぞみ集会所の利用者の避難及び救護に関すること。 7． みのり福祉園及びのぞみ集会所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 8． 市立在宅サービスセンター等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 9． 災害時要援護者の安全の確保及び支援に関すること。 10． 二次避難所の開設及び運営に関すること。 11． 保健センター及び休日急患診療所の利用者の避難及び救護に関すること。 12． 保健センター及び休日急患診療所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 13． 東大和市医師会、東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会等との連絡調整に関すること。 14． 災害医療コーディネーターに関すること。 15． 東京都多摩立川保健所との連絡調整に関すること。 16． 医療機関の被害調査に関すること。 17． 緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び運営に関すること。 18． 負傷者等の搬送に関すること。 19． 医療用器材及び薬品の調達及び保管に関すること。 20． 遺体の収容に関すること。 21． 被災者の健康相談に関すること。 22． 防疫その他保健衛生に関すること。				福 祉 部	1． 災対福祉部内の情報の集約及び連絡調整に関すること。 2． <u>避難行動要支援者の</u> 支援に関わる情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。 3． 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 4． 義援金品の受領及び配分に関すること。 5． 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の融資に関すること。 6． <u>市立在宅サービスセンター等の被害調査並びに応急及び復旧対策に</u> 関すること。 7． <u>避難行動要支援者の</u> 安全の確保及び支援に関すること。 8． 二次避難所の開設及び運営に関すること。 9． 保健センター及び休日急患診療所の利用者の避難及び救護に関すること。 10． 保健センター及び休日急患診療所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 11． 東大和市医師会、東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会等との連絡調整に関すること。 12． 災害医療コーディネーターに関すること。 13． 東京都多摩立川保健所との連絡調整に関すること。 14． 医療機関の被害調査に関すること。 15． 緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び運営に関すること。 16． <u>災害時における市の保健師の保健活動に関すること</u> 17． 負傷者等の搬送に関すること。 18． 医療用器材及び薬品の調達及び保管に関すること。 19． 遺体の収容に関すること。 20． 被災者の健康相談に関すること。 21． 防疫その他保健衛生に関すること。	
			環 境 部					【略】	
			都 市 建 設 部					1～9 【略】 10． 下水道施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 11． 下水道工事事業者に対する協力要請に関すること。 12． 水道施設の復旧に係る情報収集等に関すること。	
			学 校 教 育 部					【略】	
			社 会 教 育 部					1． 部に属する施設利用者の避難及び救護に関すること。 2． 避難所（市立小中学校、市民体育館、郷土博物館及び公民館並びに東京都立高等学校に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。 3． 部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 4． 文化財の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	
		環 境 部	【略】						
			都 市 建 設 部				1～9 【略】 10． 下水道施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 11． 下水道工事事業者に対する協力要請に関すること。 12． 水道施設の復旧に係る情報収集等に関すること。		
			学 校 教 育 部				【略】		
			社 会 教 育 部				1． 部に属する施設利用者の避難及び救護に関すること。 2． 避難所（市立小中学校、市民体育館、郷土博物館及び公民館並びに東京都立高等学校に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。 3． 部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 4． 文化財の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 5． <u>避難所（南街市民センター、上北台市民センター、桜が丘市民センター、清原市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。</u>		
			環 境 部				【略】		
			都 市 建 設 部				1～9 【略】 10． 下水道施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 11． 下水道工事事業者に対する協力要請に関すること。 12． 水道施設の復旧に係る情報収集等に関すること。		
			学 校 教 育 部				【略】		
社 会 教 育 部	1． 部に属する施設利用者の避難及び救護に関すること。 2． 避難所（市立小中学校、市民体育館、郷土博物館及び公民館並びに東京都立高等学校に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。 3． 部に属する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 4． 文化財の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。								

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考		
	頁	内容		節	項	頁		内容	
		議 会 事 務 局 選挙管理委員会 事 務 局 監査委員事務局	【略】				議 会 事 務 局 選挙管理委員 会 事 務 局 監査委員事務局	【略】	
		東大和市消防団	【略】				消 防 団	【略】	
I -19	第 2 節 東京都関係機関			3	2	II -1-8	2 東京都関係機関		
		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱				機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	
		北 多 摩 北 部 建 設 事 務 所	【略】				北 多 摩 北 部 建 設 事 務 所	【略】	
		西 部 公 園 緑 地 事 務 所	【略】				西 部 公 園 緑 地 事 務 所	【略】	
		多 摩 立 川 保 健 所	【略】				多 摩 立 川 保 健 所	【略】	
		警 視 庁 第八方面本部 東大和警察署	【略】				警 視 庁 第八方面本部 東大和警察署	【略】	
		北 多 摩 西 部 消 防 署	【略】				北 多 摩 西 部 消 防 署	【略】	
		下 水 道 局 流域下水道本部	1. 流域下水道幹線に關すること。 2. し尿の受入れに關すること。				下 水 道 局 流域下水道本部	1. 流域下水道幹線に關すること。 2. し尿の受入れに關すること。 3. 下水道管路施設の復旧支援に關すること。 4. 下水道の使用自肅・使用制限に關すること。	
		立 川 給 水 管 理 事 務 所	1. 応急給水に關すること。 2. 水道施設の点検、整備及び復旧に關すること。				水 道 局 立川給水管理事務所	1. 応急給水に關すること。 2. 水道施設の点検、整備及び復旧に關すること。 3. 消防活動のための水源利用	
I -20	5 指定公共機関			3	5	II -1-9	5 指定公共機関		
		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱				機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	
		N T T 東 日 本 一 東 京	【略】				N T T 東 日 本 東 京 西 支 店	【略】	
		東 京 電 力 多 摩 支 店	【略】				東 京 電 力 多 摩 支 店	【略】	
		東 京 ガ ス 多 摩 支 店	【略】				東 京 ガ ス 多 摩 支 店	【略】	
		日 本 通 運 多 摩 支 店	【略】				日 本 通 運 多 摩 支 店	【略】	
		日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	1. 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等の実施に關すること。 2. 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に關すること。 3. 日本赤十字社奉仕団及び防災ボランティアの活動に關すること。 4. 輸血用血液の確保、供給に關すること。 5. 義援金品の受領、配分及び募金に關すること。 6. 日本赤十字社医療施設等の保全、運営に關すること。 7. 外国人安否調査に關すること。				日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	1. 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に關すること。 2. 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に關すること。 3. 赤十字ボランティアの活動に關すること。 4. 輸血用血液製剤の確保、供給に關すること。 5. 義援金品の受付及び配分に關すること。 6. 災害救援物資の支給に關すること。 7. 日赤医療施設等の保全及び運営に關すること。 8. 外国人の安否調査に關すること。 9. 遺体の検案協力に關すること。 1 0. 防災計画に整合した災害救護に關する訓練の実施に關すること。	
		武蔵村山郵便局	【略】				武蔵村山郵便局	【略】	

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考	
	頁	内容	節	項	頁	内容		
	Ⅰ -21~22	第 7 節 協力機関		3	7 8	Ⅱ -1-10 ~17	7 協力機関	
		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱				機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
		西 武 バ ス 立 川 バ ス	人員、物資等の輸送のための車両の供給に関すること。				西 武 バ ス 立 川 バ ス	人員、物資等の輸送のための車両の供給に関すること。
		東 京 み ど り 農 業 協 同 組 合	1. 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2. 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3. 被災農家に対する融資、あっ旋に関すること。 4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋に関すること。 5. 農作物の需給調整に関すること。				東大和市商工会	1. 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ及びあっ旋等の協力に 関すること。 2. 物価の安定についての協力に関すること。 3. 救助物資、復旧資材の確保についての協力及びあっ旋に関すること。
		東大和市商工会	1. 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ及びあっ旋等の協力に 関すること。 2. 物価の安定についての協力に関すること。 3. 救助物資、復旧資材の確保についての協力及びあっ旋に関すること。				東 大 和 地 区 交 通 安 全 協 会	危険箇所、異常現象等の発見又は予知の場合、市・警察署・消防署等への連絡通報 に関すること。
		東 大 和 市 防 犯 協 会	危険箇所、異常現象等の発見又は予知の場合、市・警察署・消防署等への連絡通報 に関すること。				麵 類 協 同 組 合 東 大 和 支 部	災害時における麺類の安定供給に関すること。
		東 大 和 市 電 設 業 協 会	避難場所等の電気設備の応急措置及び障害物の除去に関すること。				東 大 和 市 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー	被災者に対する救援物資の配分等の協力に関すること。
		東 大 和 市 上 下 水 道 工 事 組 合	上下水道施設の応急措置及び障害物の除去に関すること。				東 大 和 市 接 骨 師 会	災害時における医療救護の協力に関すること。
		東 大 和 市 自 治 会	1. 避難者の誘導及び避難所内の協力に関すること。 2. 被災者に対する炊き出し及び救助物資の配分等の協力に関すること。 3. その他被災状況調査等の協力に関すること。				自 治 会 自 主 防 災 組 織	1. 避難者の誘導及び避難所内の協力に関すること。 2. 被災者に対する炊き出し及び救助物資の配分等の協力に関すること。 3. その他被災状況調査等の協力に関すること。
		東 大 和 市 清 掃 事 業 協 同 組 合	1. 清掃活動の協力に関すること。 2. 下水道の復旧活動の協力に関すること。					
					8 防災協定締結機関			
					平成 31 年 4 月 1 日現在			
	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関（締結先）の名称 （締結日）	協定の名称	協定の内容			
	東 大 和 市 アマチュア無線クラブ	災害時における災害情報の収集及び伝達に関すること。	立川市・昭島市・国立市 ・武蔵村山市 （昭和40年9月10日）	立川市・昭島市・国立市・東大和市・ 武蔵村山市消防相互応援協定	近隣水・火災時の応援出動			
	東 大 和 建 設 同 友 会	道路施設等の応急措置及び障害物の除去に関すること。	東村山市 （昭和 46 年 4 月 1 日）	東村山市・東大和市消防の相互の応 援協定	近隣火災時の応援出動			
	東京都 L P ガス協会北 多摩西部支部東大 和 部 会	災害時における燃料等の供給に関すること。	東京都 （昭和 54 年 4 月 1 日）	東京都防災行政無線局設置等に関する 協定	防災行政無線局の設置及び管理 運用等			
	東 大 和 市 米 穀 小 売 商 組 合	災害時における米の安定供給に関すること。	東京都 （平成3年1月18日）	東京都防災行政無線端末機器の設置等 に関する協定	防災行政無線に接続する端末機 器の設置及び管理運用等			
	麵 類 協 同 組 合 東 大 和 支 部	災害時における麺類の安定供給に関すること。	東大和市清掃事業協同組合 （平成 5 年 4 月 1 日）	災害時における仮設便所の貸借に関 する協定	仮設便所の貸し出し			
	東 大 和 市 社 会 福 祉 協 議 会	1. 被災者（災害時要援護者）への支援及び関係団体との協力、連携に関すること。 2. 災害ボランティア活動の支援に関すること。	多摩地区 30 市町村 （平成 8 年 3 月 1 日）	震災時等の相互応援に関する協定	人的・物的支援			
	東 大 和 市 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー	被災者に対する救援物資の配分等の協力に関すること。	立川市 （平成 12 年 3 月 1 日）	災害時の避難場所相互利用に関する 協定	避難所相互利用			
	東 大 和 市 接 骨 師 会	災害時における医療救護の協力に関すること。	株式会社イトーヨーカ堂 （平成 15 年 10 月 1 日）	災害時における応急物資の供給に関 する協定	応急用食糧及び日用品等の供給			
自 治 会 自 主 防 災 組 織	1. 避難者の誘導及び避難所内の協力に関すること。 2. 被災者に対する炊出し及び救助物資の配分等の協力に関すること。 3. その他被災状況調査等の協力に関すること。	東京都立東大和高等学校 （平成 15 年 10 月 1 日）	・避難所等施設利用に関する協定 ・避難所等施設利用に関する覚書	避難所等としての施設利用				
い な げ や イトーヨーカ堂 森 永 乳 業	災害時における応急物資の安定供給に関すること。	東京都立 東大和南高等学校 （平成 15 年 10 月 1 日）	・避難所等施設利用に関する協定 ・避難所等施設利用に関する覚書	避難所等としての施設利用				
東京都理容生活衛 生同業組合多摩立 川支部東大和地区	災害時における理容業務活動の提供に関すること。	小平市 （平成 19 年 9 月 25 日）	東大和市・小平市消防の相互の応援 協定	近隣水・火災時の応援出動				
向 会 多 摩 大 和 園 一 石 会	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関すること。	東京都下水道局 流域下水道本部 （平成 23 年 6 月 24 日）	災害時における水再生センターへの し尿搬入及び受入れに関する覚書	災害時に避難所等から発生する し尿の清瀬水再生センターへの 搬入及び受入れ				
都 市 環 境 標 識 協 会 ト ー コ ン	避難誘導標識の設置に関すること。	警視庁東大和警察署 （平成 24 年 1 月 17 日）	大規模災害時における施設等の提供 に関する覚書	警察署が被災した場合、市立第 七小学校校舎の一部を警察官待 機場所として使用する。				
J C N マイテレビ エフエムラジオ立川	災害時等における災害防災情報の放送に関すること。	東京都水道局 （平成 24 年 9 月 10 日）	上水道における排水栓の取扱い等に関 する覚書・同覚書実施細目	消防活動のための水源利用				

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考			
	頁	内容		節	項	頁		内容		
		J C N マイテレビ	災害時等における災害防災情報のデータ放送に関すること。				・特定非営利活動法人 都市環境標識協会 ・株式会社トーコン （平成 24 年 9 月 28 日）	避難標識設置に関する協定	避難誘導標識の設置	
		神明湯 南商事	災害時における入浴支援に関すること。				東大和建設同友会 （平成 24 年 10 月 15 日）	災害時における道路施設等の応急対策業務に関する協定	道路施設等の応急措置及び障害物の除去	
		あおば	災害時における傷病者等の搬送協力に関すること。				森永乳業株式会社 東京多摩工場 （平成 24 年 10 月 15 日）	災害時における応急物資の供給に関する協定	応急用食糧及び飲料水等の供給	
							東大和市電設業協会 （平成 24 年 10 月 15 日）	災害時における避難場所等の応急対策業務に関する協定	避難場所等の電気設備の応急措置及び障害物の除去	
							東大和市上下水道工事組合 （平成 24 年 10 月 15 日）	災害時における上下水道施設等の応急対策業務に関する協定	上下水道施設等の応急措置及び障害物の除去	
							福島県喜多方市 （平成 24 年 10 月 19 日）	東大和市・喜多方市災害時相互応援協定	人的・物的支援	
							東大和市 アマチュア無線クラブ （平成 24 年 10 月 31 日）	災害時における非常通信に関する協定	被害情報の収集及び伝達	
							株式会社いなげや （平成 24 年 11 月 1 日）	災害時における物資の供給に関する協定	応急用食糧及び日用品等の供給	
							東大和市米穀小売商組合 （平成 24 年 11 月 16 日）	災害時における応急用米穀の供給に関する協定	米穀の供給	
							社会福祉法人多摩大和園 （平成 24 年 12 月 26 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設	
							社会福祉法人一石会 （平成 24 年 12 月 26 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設	
							社会福祉法人向会 （平成 24 年 12 月 26 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設	
							東京都理容生活衛生同業組合多摩立川支部東大和地区 （平成 25 年 1 月 25 日）	災害時における理容業務活動の提供に関する協定	理容業務活動の提供	
							エフエムラジオ立川株式会社 （平成 25 年 1 月 29 日）	災害時等の災害防災情報放送業務に関する協定	エフエムラジオを活用した情報提供	
							神明湯 （平成 25 年 2 月 15 日）	災害時における入浴支援に関する協定	入浴支援	
							有限会社南商事 （平成 25 年 2 月 15 日）	災害時における入浴支援に関する協定	入浴支援（富士見湯健康センター）	
							国土交通省 関東地方整備局 （平成 25 年 2 月 20 日）	災害時の情報交換に関する協定	情報連絡員（リエゾン）の派遣等	
							有限会社あおば （平成 25 年 2 月 15 日）	災害時における傷病者等の搬送協力に関する協定	後方医療機関等への傷病者等の搬送	
							一般社団法人 東大和市薬剤師会 （平成 25 年 3 月 15 日）	災害時の医療救護活動に関する協定	医薬救護活動	
							一般社団法人 東大和市歯科医師会 （平成 25 年 3 月 15 日）	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	歯科医療救護活動	
							社会福祉法人 東大和市社会福祉協議会 （平成 25 年 3 月 26 日）	災害時におけるボランティア活動に関する協定	災害ボランティアセンターの設立・運営、災害ボランティアの募集等の協力等	
							東京都水道局 （平成 25 年 3 月 27 日）	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書・同覚書実施細目	住民への速やかな初動応急給水活動	
							一般社団法人 東京都 L P ガス協会 北多摩西部支部東大和部会 （平成 25 年 5 月 7 日）	災害時における L P ガス等の供給に関する協定	L P ガス及び燃焼器具の供給	

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考																																																															
	頁	内容	節	項	頁	内容																																																																
						<table><tr><td>東京都美容生活衛生同業組合村山大和支部 （平成 25 年 5 月 14 日）</td><td>災害時における美容業務活動の提供に関する協定</td><td>美容業務活動の提供</td></tr><tr><td>社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会 指定障害者支援施設さやま園 （平成 25 年 6 月 24 日）</td><td>災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定</td><td>二次避難所（福祉避難所）の開設及び災害時要配慮者の受け入れ</td></tr><tr><td>公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部 （平成 25 年 7 月 16 日）</td><td>災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定</td><td>被災者への民間賃貸住宅の情報提供等</td></tr><tr><td>東京都水道局 （平成 25 年 7 月 16 日）</td><td>消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書</td><td>応急給水用資器材の貸与等</td></tr><tr><td>公益社団法人 東京都柔道整復師会 北多摩支部東大和地区 （平成 25 年 9 月 24 日）</td><td>災害時における応急救護活動に関する協定</td><td>災害時における傷病者への応急救護、応急救護に関する衛生材料等の提供</td></tr><tr><td>アルフレッサ株式会社 （平成 25 年 10 月 8 日）</td><td>災害時における医薬品等の調達業務に関する協定</td><td>医療救護活動に必要となる医薬品等の調達</td></tr><tr><td>株式会社メディセオ （平成 25 年 10 月 15 日）</td><td>災害時における医薬品等の調達業務に関する協定</td><td>医療救護活動に必要となる医薬品等の調達</td></tr><tr><td>日本ボーイスカウト 東京連盟東大和第 1 団 及び東大和第 2 団 （平成 25 年 10 月 16 日）</td><td>災害時における応急対策活動の協力に関する協定</td><td>避難所の運営協力、避難所等における子どもの援助活動、災害関連情報の収集・伝達等</td></tr><tr><td>全国建設労働組合総連合 東京土建一般労働組合 村山大和支部 （平成 25 年 12 月 25 日）</td><td>災害時における応急対策業務に関する協定</td><td>道路施設等の損壊に伴う応急措置、避難施設や市施設の応急修繕等</td></tr><tr><td>生活協同組合コープみらい 東京都本部 （平成 26 年 2 月 13 日）</td><td>災害時における物資の供給に関する協定</td><td>応急用食料品、日用雑貨品等の提供</td></tr><tr><td>警視庁総務部施設課 （平成 26 年 3 月 20 日）</td><td>警視庁有家族待機宿舍東大和住宅建築に伴い設置する防災トイレに関する覚書</td><td>災害時における施設内防災トイレ 4 か所の提供</td></tr><tr><td>東京みどり農業協同組合 （平成 26 年 3 月 28 日）</td><td>災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定</td><td>災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達</td></tr><tr><td>東京都石油商業組合 多摩支部 （平成 26 年 5 月 23 日）</td><td>災害時における燃料等の優先供給に関する協定</td><td>災害時におけるガソリン、軽油、重油及び灯油の優先供給</td></tr><tr><td>株式会社スズケン （平成 26 年 6 月 25 日）</td><td>災害時における医薬品等の調達業務に関する協定</td><td>医療救護活動に必要となる医薬品等の調達</td></tr><tr><td>創価学会東京事務所 （平成 26 年 11 月 10 日）</td><td>大規模地震等の災害時における創価学会東大和文化会館施設の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書</td><td>災害時の帰宅困難者受け入れ</td></tr><tr><td>独立行政法人 中小企業基盤整備機構関東本部 中小企業大学校東京校 （平成 26 年 12 月 15 日）</td><td>災害時における被災者等一時滞在施設（中小企業大学校）の提供に関する協定</td><td>災害の発生に伴う帰宅困難者の一時受け入れ、家を失った被災者及び他都市の救援派遣職員の宿泊</td></tr><tr><td>公益社団法人東京都獣医師会多摩西支部 （平成 27 年 2 月 5 日）</td><td>災害時における動物救護に関する協定</td><td>避難所同行動物の治療、救護、飼育管理の指導</td></tr><tr><td>日本総合産業株式会社 東大和営業所 （平成 27 年 2 月 16 日）</td><td>災害時における重機借用に関する覚書</td><td>災害による損壊道路施設等の応急措置を行う際の重機材の借り上げ</td></tr><tr><td>東大和助産院 （平成 27 年 3 月 26 日）</td><td>災害時における妊産婦等支援活動に関する協定</td><td>災害時における妊産婦等に対する保健指導等の支援協力</td></tr><tr><td>公益社団法人 東大和市医師会 （平成 27 年 4 月 1 日）</td><td>災害時の医療救護活動に関する協定</td><td>災害時における傷病者に対する医療救護活動</td></tr><tr><td>株式会社ロンド・スポーツ （平成 27 年 4 月 2 日）</td><td>災害時における帰宅困難者支援に関する協定</td><td>災害時における帰宅困難者に対する施設・水・トイレ等の提供</td></tr></table>	東京都美容生活衛生同業組合村山大和支部 （平成 25 年 5 月 14 日）	災害時における美容業務活動の提供に関する協定	美容業務活動の提供	社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会 指定障害者支援施設さやま園 （平成 25 年 6 月 24 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設及び災害時要配慮者の受け入れ	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部 （平成 25 年 7 月 16 日）	災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定	被災者への民間賃貸住宅の情報提供等	東京都水道局 （平成 25 年 7 月 16 日）	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	応急給水用資器材の貸与等	公益社団法人 東京都柔道整復師会 北多摩支部東大和地区 （平成 25 年 9 月 24 日）	災害時における応急救護活動に関する協定	災害時における傷病者への応急救護、応急救護に関する衛生材料等の提供	アルフレッサ株式会社 （平成 25 年 10 月 8 日）	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医療救護活動に必要となる医薬品等の調達	株式会社メディセオ （平成 25 年 10 月 15 日）	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医療救護活動に必要となる医薬品等の調達	日本ボーイスカウト 東京連盟東大和第 1 団 及び東大和第 2 団 （平成 25 年 10 月 16 日）	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	避難所の運営協力、避難所等における子どもの援助活動、災害関連情報の収集・伝達等	全国建設労働組合総連合 東京土建一般労働組合 村山大和支部 （平成 25 年 12 月 25 日）	災害時における応急対策業務に関する協定	道路施設等の損壊に伴う応急措置、避難施設や市施設の応急修繕等	生活協同組合コープみらい 東京都本部 （平成 26 年 2 月 13 日）	災害時における物資の供給に関する協定	応急用食料品、日用雑貨品等の提供	警視庁総務部施設課 （平成 26 年 3 月 20 日）	警視庁有家族待機宿舍東大和住宅建築に伴い設置する防災トイレに関する覚書	災害時における施設内防災トイレ 4 か所の提供	東京みどり農業協同組合 （平成 26 年 3 月 28 日）	災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定	災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達	東京都石油商業組合 多摩支部 （平成 26 年 5 月 23 日）	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	災害時におけるガソリン、軽油、重油及び灯油の優先供給	株式会社スズケン （平成 26 年 6 月 25 日）	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医療救護活動に必要となる医薬品等の調達	創価学会東京事務所 （平成 26 年 11 月 10 日）	大規模地震等の災害時における創価学会東大和文化会館施設の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書	災害時の帰宅困難者受け入れ	独立行政法人 中小企業基盤整備機構関東本部 中小企業大学校東京校 （平成 26 年 12 月 15 日）	災害時における被災者等一時滞在施設（中小企業大学校）の提供に関する協定	災害の発生に伴う帰宅困難者の一時受け入れ、家を失った被災者及び他都市の救援派遣職員の宿泊	公益社団法人東京都獣医師会多摩西支部 （平成 27 年 2 月 5 日）	災害時における動物救護に関する協定	避難所同行動物の治療、救護、飼育管理の指導	日本総合産業株式会社 東大和営業所 （平成 27 年 2 月 16 日）	災害時における重機借用に関する覚書	災害による損壊道路施設等の応急措置を行う際の重機材の借り上げ	東大和助産院 （平成 27 年 3 月 26 日）	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定	災害時における妊産婦等に対する保健指導等の支援協力	公益社団法人 東大和市医師会 （平成 27 年 4 月 1 日）	災害時の医療救護活動に関する協定	災害時における傷病者に対する医療救護活動	株式会社ロンド・スポーツ （平成 27 年 4 月 2 日）	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	災害時における帰宅困難者に対する施設・水・トイレ等の提供	
東京都美容生活衛生同業組合村山大和支部 （平成 25 年 5 月 14 日）	災害時における美容業務活動の提供に関する協定	美容業務活動の提供																																																																				
社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会 指定障害者支援施設さやま園 （平成 25 年 6 月 24 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設及び災害時要配慮者の受け入れ																																																																				
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部 （平成 25 年 7 月 16 日）	災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定	被災者への民間賃貸住宅の情報提供等																																																																				
東京都水道局 （平成 25 年 7 月 16 日）	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	応急給水用資器材の貸与等																																																																				
公益社団法人 東京都柔道整復師会 北多摩支部東大和地区 （平成 25 年 9 月 24 日）	災害時における応急救護活動に関する協定	災害時における傷病者への応急救護、応急救護に関する衛生材料等の提供																																																																				
アルフレッサ株式会社 （平成 25 年 10 月 8 日）	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医療救護活動に必要となる医薬品等の調達																																																																				
株式会社メディセオ （平成 25 年 10 月 15 日）	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医療救護活動に必要となる医薬品等の調達																																																																				
日本ボーイスカウト 東京連盟東大和第 1 団 及び東大和第 2 団 （平成 25 年 10 月 16 日）	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	避難所の運営協力、避難所等における子どもの援助活動、災害関連情報の収集・伝達等																																																																				
全国建設労働組合総連合 東京土建一般労働組合 村山大和支部 （平成 25 年 12 月 25 日）	災害時における応急対策業務に関する協定	道路施設等の損壊に伴う応急措置、避難施設や市施設の応急修繕等																																																																				
生活協同組合コープみらい 東京都本部 （平成 26 年 2 月 13 日）	災害時における物資の供給に関する協定	応急用食料品、日用雑貨品等の提供																																																																				
警視庁総務部施設課 （平成 26 年 3 月 20 日）	警視庁有家族待機宿舍東大和住宅建築に伴い設置する防災トイレに関する覚書	災害時における施設内防災トイレ 4 か所の提供																																																																				
東京みどり農業協同組合 （平成 26 年 3 月 28 日）	災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定	災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達																																																																				
東京都石油商業組合 多摩支部 （平成 26 年 5 月 23 日）	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	災害時におけるガソリン、軽油、重油及び灯油の優先供給																																																																				
株式会社スズケン （平成 26 年 6 月 25 日）	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医療救護活動に必要となる医薬品等の調達																																																																				
創価学会東京事務所 （平成 26 年 11 月 10 日）	大規模地震等の災害時における創価学会東大和文化会館施設の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書	災害時の帰宅困難者受け入れ																																																																				
独立行政法人 中小企業基盤整備機構関東本部 中小企業大学校東京校 （平成 26 年 12 月 15 日）	災害時における被災者等一時滞在施設（中小企業大学校）の提供に関する協定	災害の発生に伴う帰宅困難者の一時受け入れ、家を失った被災者及び他都市の救援派遣職員の宿泊																																																																				
公益社団法人東京都獣医師会多摩西支部 （平成 27 年 2 月 5 日）	災害時における動物救護に関する協定	避難所同行動物の治療、救護、飼育管理の指導																																																																				
日本総合産業株式会社 東大和営業所 （平成 27 年 2 月 16 日）	災害時における重機借用に関する覚書	災害による損壊道路施設等の応急措置を行う際の重機材の借り上げ																																																																				
東大和助産院 （平成 27 年 3 月 26 日）	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定	災害時における妊産婦等に対する保健指導等の支援協力																																																																				
公益社団法人 東大和市医師会 （平成 27 年 4 月 1 日）	災害時の医療救護活動に関する協定	災害時における傷病者に対する医療救護活動																																																																				
株式会社ロンド・スポーツ （平成 27 年 4 月 2 日）	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	災害時における帰宅困難者に対する施設・水・トイレ等の提供																																																																				

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案					備考	
	頁	内容		節	項	頁	内容			
							株式会社サイニチ 東大和営業所 （平成 27 年 5 月 1 日）	災害時における重機借用に関する覚書	災害による損壊道路施設等の応急措置を行う際の重機材の借り上げ	
							武蔵村山郵便局 （平成 27 年 7 月 1 日）	災害時における相互協力に関する協定	避難所の臨時郵便差し出し口の設置、被災地宛て郵便の料金免除、救援物資の集積所施設相互提供、災害情報の相互提供	
							株式会社ジェイコム多摩 （平成 28 年 3 月 1 日）	災害時における放送等に関する協定	災害情報の放送及び情報の相互活用	
							東電タウンプランニング 株式会社多摩総支社 （平成 28 年 4 月 13 日）	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	避難所案内標識を電柱に掲出	
							株式会社センチュリーライフ （平成 29 年 3 月 1 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等及び物資の提供に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設及び物資の提供	
							社会福祉法人友遊会 （平成 29 年 3 月 10 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設	
							医療法人徳寿会 （平成 29 年 4 月 1 日）	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	二次避難所（福祉避難所）の開設	
							東京都 （平成 29 年 6 月 1 日）	東京都多摩広域防災倉庫の使用及び災害時の相互協力に関する協定	防災備蓄物資等の保管場所の提供、広域的な災害対応	
							東京都水道局 （平成 29 年 7 月 25 日）	避難所における応急給水栓設置に伴う覚書	市が管理する避難所への給水栓設置	
							東京都建設局 （平成 29 年 11 月 17 日）	避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定	市が広域避難場所として指定している都立東大和南公園の指定管理者を都が適切に指導	
							公益財団法人 東京都公園協会 （平成 29 年 12 月 14 日）	都立東大和南公園における連携協力に関する確認書	市が広域避難場所として指定している都立東大和南公園での避難者への対応の協力	
							一般社団法人 東京都建築士事務所協会 立川支部 （平成 30 年 3 月 29 日）	災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定	地震災害時において、市が実施する被災建築物の応急危険度判定業務に対する協力	
							NPO法人クライシスマツパーズ・ジャパン （平成 30 年 4 月 25 日）	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	無人航空機（ドローン）を活用し、被災状況の調査及び情報提供を行う。	
							一般社団法人 東京都トラック協会多摩支部 （平成 31 年 3 月 1 日）	災害時における緊急輸送業務に関する協定	災害時における緊急輸送車両及び運転者の供給	
							ヤフー株式会社 （平成 31 年 4 月 1 日）	災害に係る情報発信等に関する協定	市公式ホームページのキャッシュサイト用意、避難場所エリアの掲載等	
							・セッツカートン株式会社 ・J パックス株式会社 （平成 31 年 4 月 1 日）	災害時における物資の供給に関する協定	災害時における段ボールベッドを始めとする段ボール製物資の供給、物資の組み立て等を指導できる者の派遣	

第2章 市民と地域の防災力向上

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考
	頁	内容		項	頁	内容	
	II-32	第 2 節 市民等の役割 【総務部】 市民等は、自らの生命は自らが守るという観点にたち、次の措置をとることが必要である。 地震災害 1．日頃から、出火の防止に努める。 2．消火器、住宅用火災警報器などの防災用品を準備する。 3．家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止を図っておく。 4．ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。	予防	1	II-2-2	1 自助による市民の防災力向上 1－1 市民による自助の備え【市民】 市民は、自らの生命は自らが守るという観点にたち、次の措置をはじめ、<u>必要な防災対策を推進する。</u>	
		<table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市民</td><td> <u>（1）身の安全、日頃からの備え</u> ○建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ○日頃から<u>の</u>出火の防止 ○消火器、住宅用火災警報器等の防災用品の準備 ○家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止 ○ブロック塀の点検補修等、家の外部<u>の</u>安全対策 ○買い物や片付け等日頃の暮らしの中でできる災害への備え ○自転車 safely に利用するための、適切な点検整備 ○過去の災害から得られた教訓の伝承 <u>（2）初動活動</u> ○都・市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加 ○町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築<u>への</u>協力 <u>（3）避難</u> ○災害が発生した場合の<u>家族の</u>役割分担、連絡方法、避難場所、避難経路の確認 ○登録されている避難行動要支援者がいる家庭における、自主防災組織、消防署、警察等への事前情報提供 <u>（4）被災生活</u> ○水（1 日一人 3 0 目安）、食料、医薬品、携帯ラジオ等非常持出用品や簡易トイレの準備 ○在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低 3 日間分、推奨 1 週間分） <u>（5）生活再建</u> ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 </td></tr></table>				主体名	
主体名	対策内容						
市民	<u>（1）身の安全、日頃からの備え</u> ○建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ○日頃から<u>の</u>出火の防止 ○消火器、住宅用火災警報器等の防災用品の準備 ○家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止 ○ブロック塀の点検補修等、家の外部<u>の</u>安全対策 ○買い物や片付け等日頃の暮らしの中でできる災害への備え ○自転車 safely に利用するための、適切な点検整備 ○過去の災害から得られた教訓の伝承 <u>（2）初動活動</u> ○都・市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加 ○町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築<u>への</u>協力 <u>（3）避難</u> ○災害が発生した場合の<u>家族の</u>役割分担、連絡方法、避難場所、避難経路の確認 ○登録されている避難行動要支援者がいる家庭における、自主防災組織、消防署、警察等への事前情報提供 <u>（4）被災生活</u> ○水（1 日一人 3 0 目安）、食料、医薬品、携帯ラジオ等非常持出用品や簡易トイレの準備 ○在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低 3 日間分、推奨 1 週間分） <u>（5）生活再建</u> ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策						
	II-36	第 1 節 防災意識の啓発 【総務部・学校教育部・東大和市消防団・北多摩西部消防署】 【略】 1. 防災広報の充実〈総務部〉 市をはじめ各防災機関は、一体となって防災訓練、広報・インターネット等のあらゆる機会、媒体を活用して、災害や防災に関する正しい知識の普及や防災意識の高揚に努めるとともに、防災行動力の向上のための諸施策を推進する。なお、各防災機関が行う広報内容は次のとおりとする。	予防	1	II-2-3	1－2 防災意識の啓発【総務部】 市は、<u>各防災機関と</u>一体となって防災訓練、広報・インターネット等のあらゆる機会、媒体を活用して、災害や防災に関する正しい知識の普及や防災意識の高揚に努めるとともに、防災行動力の向上のための諸施策を推進する。	

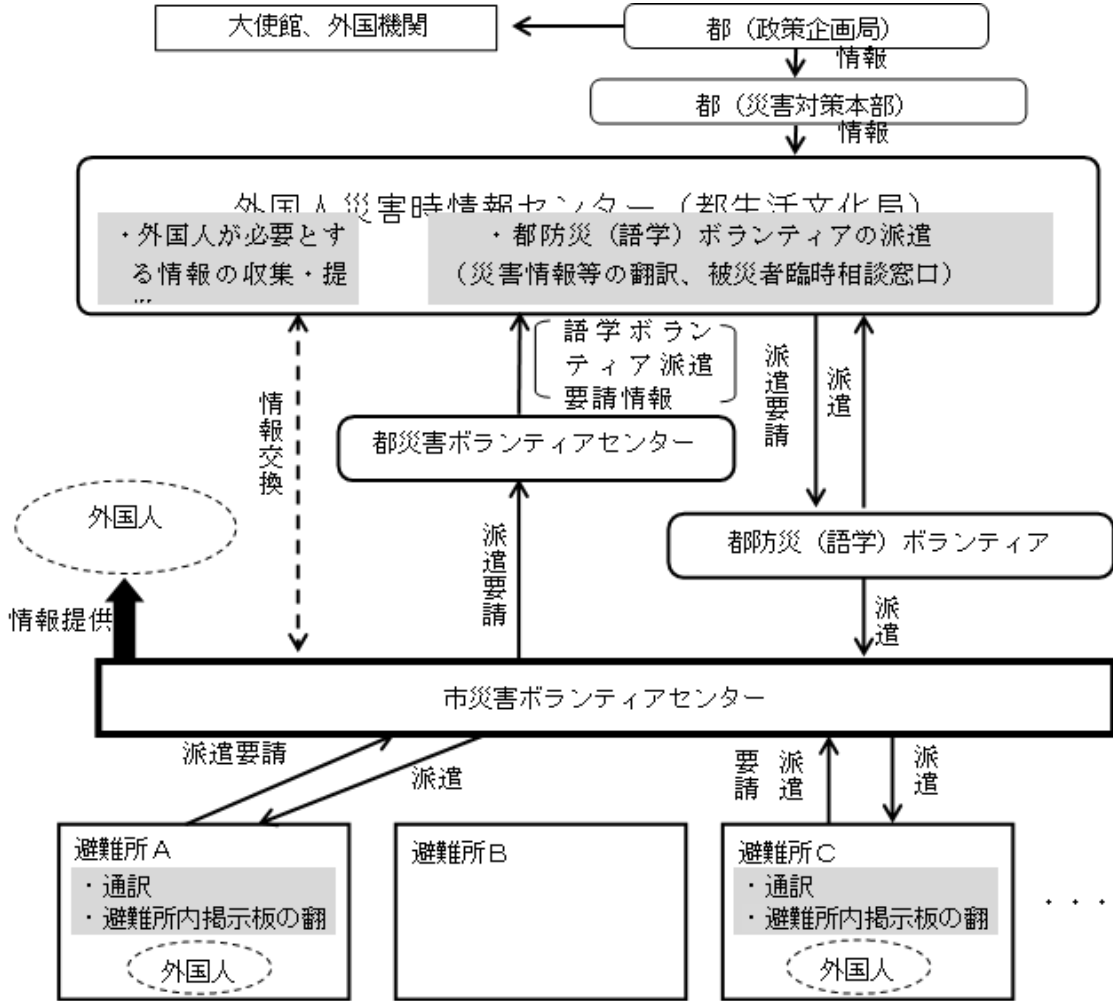
NO	現行（平成 24 年度修正）					修正案		備考							
	頁	内容		項	頁	内容									
	II-36	2. 防災教育の充実（総務部・学校教育部・北多摩西部消防署・東大和市消防団） （1）市 【略】 （2）北多摩西部消防署 ① 防災知識の普及啓発 児童・生徒を対象とした防災ポスターの募集や自治会等を対象とした講習会、座談会等を開催し、防災意識の啓発を図る。 ② 応急救護知識及び技術の普及 市民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及をすることで、自主救護能力の向上を図る。 ③ 地域住民を対象とした組織の育成 自主防災組織、防火女性の会、消防少年団等の組織の育成に努め、防災意識と防火行動力の向上を図る。 ④ 事業所防災意識の高揚 事業所における地震・台風等の被害の軽減を図るには、管理権原者、防火管理者、防災管理者に対し、その重要性を認識させる必要があることから、防火管理者資格講習、消防計画作成時等をとらえ、防災意識の高揚を図る。 ⑤ 防災教育の推進 市と連携を図り、市民の防災教育を推進する。 ア 災害履歴、地形図、浸水予想区域図、洪水ハザードマップ等を参考として、地域の防災対策について、情報を提供する。 イ 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。 （3）消防団 ① 防災知識の普及啓発 中学生を対象とした避難所体験訓練等を市で開催し、防災意識の啓発を図る。 ② 応急救護知識の啓発 自治会、自主防災組織等を対象とした訓練を実施し、応急救護知識及び技術の普及をすることで、自主救護能力の向上を図る。	予防	1	II-2-4	1－3 防災教育の充実【総務部・学校教育部・北多摩西部消防署・消防団】 市は、市民の防災行動力の向上を図るため、各防災機関と協力し、児童・生徒や防災活動に携わる市民、事業者等を対象とした防災教育を推進する。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市</td><td>【略】</td></tr><tr><td>北多摩西部消防署</td><td> （1）防災知識の普及啓発 ○児童・生徒を対象とした防災ポスターの募集 ○自治会等を対象とした講習会 ○「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式 ○防火防災標語の募集 （2）応急救護知識及び技術の普及 ○市民や事業所を対象とした、応急救護知識及び技術の普及 （3）地域住民を対象とした組織の育成 ○自主防災組織、防火女性の会、消防少年団等の組織の育成 （4）事業所防災意識の高揚 ○事業所の管理権原者、防火管理者、防災管理者を対象とした、防火管理者資格講習、消防計画作成時等をとらえた防災意識の高揚 （5）防災教育の推進 ○災害履歴、地形図、浸水予想区域図、洪水ハザードマップ等を参考とした、地域の防災対策についての情報提供 ○家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育の実施 </td></tr><tr><td>消防団</td><td> （1）防災知識の普及啓発 ○総合防災訓練等において、防災意識の啓発を図る （2）応急救護知識の啓発 ○自治会、自主防災組織、市立小中学校、市内高等学校等の訓練に参加し、応急救護知識及び技術の普及を行う </td></tr></table>	主体名	対策内容	市	【略】	北多摩西部消防署	（1）防災知識の普及啓発 ○児童・生徒を対象とした防災ポスターの募集 ○自治会等を対象とした講習会 ○「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式 ○防火防災標語の募集 （2）応急救護知識及び技術の普及 ○市民や事業所を対象とした、応急救護知識及び技術の普及 （3）地域住民を対象とした組織の育成 ○自主防災組織、防火女性の会、消防少年団等の組織の育成 （4）事業所防災意識の高揚 ○事業所の管理権原者、防火管理者、防災管理者を対象とした、防火管理者資格講習、消防計画作成時等をとらえた防災意識の高揚 （5）防災教育の推進 ○災害履歴、地形図、浸水予想区域図、洪水ハザードマップ等を参考とした、地域の防災対策についての情報提供 ○家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育の実施	消防団	（1）防災知識の普及啓発 ○総合防災訓練等において、防災意識の啓発を図る （2）応急救護知識の啓発 ○自治会、自主防災組織、市立小中学校、市内高等学校等の訓練に参加し、応急救護知識及び技術の普及を行う	
主体名	対策内容														
市	【略】														
北多摩西部消防署	（1）防災知識の普及啓発 ○児童・生徒を対象とした防災ポスターの募集 ○自治会等を対象とした講習会 ○「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式 ○防火防災標語の募集 （2）応急救護知識及び技術の普及 ○市民や事業所を対象とした、応急救護知識及び技術の普及 （3）地域住民を対象とした組織の育成 ○自主防災組織、防火女性の会、消防少年団等の組織の育成 （4）事業所防災意識の高揚 ○事業所の管理権原者、防火管理者、防災管理者を対象とした、防火管理者資格講習、消防計画作成時等をとらえた防災意識の高揚 （5）防災教育の推進 ○災害履歴、地形図、浸水予想区域図、洪水ハザードマップ等を参考とした、地域の防災対策についての情報提供 ○家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育の実施														
消防団	（1）防災知識の普及啓発 ○総合防災訓練等において、防災意識の啓発を図る （2）応急救護知識の啓発 ○自治会、自主防災組織、市立小中学校、市内高等学校等の訓練に参加し、応急救護知識及び技術の普及を行う														
	II-38	1. 総合防災訓練等（総務部・消防団・北多摩西部消防署） （1）総合防災訓練 市は、地域における第 1 次の防災機関として、災害対策活動の円滑を期するため、関係機関相互及び市民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練を実施する。 【略】 （3）東京都総合防災訓練への参加 災害は、都全域において、同時に発生する場合も考えられることから、都・区市町村、各防災機関及び地域住民が一体となって初めて、実効性のある総合的、有機的な訓練となる。そこで市は、都が実施する総合防災訓練に努めて参加することとする。	予防	1	II-2-4	1－4 防災訓練の充実【総務部・消防団・北多摩西部消防署】 市は、地域における第 1 次の防災機関として、災害対策活動の円滑を期するため、関係機関相互及び市民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練を実施する。 また、地震時の各種災害に対処するため、各防災機関と協力し、消火、救出、救助、<u>応急救護訓練や応急医療訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う訓練を支援する。</u> 災害は、都全域において、同時に発生する場合も考えられることから、都が実施する総合防災訓練への参加に努める。									

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考														
	頁	内容		項	頁	内容															
II-39	(1)	消火、救出、救助、応急救護訓練		予防	1	II-2-5	＜消火、救出、救助、応急救護訓練の内容＞														
		参加機関	訓練項目		実施要領				<table><tr><td>参加機関</td><td>訓練項目</td><td>実施要領</td></tr><tr><td rowspan="5">東大和市消防団</td><td>① 情報活動訓練 ア 参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練 イ 情報整理及び通信運用訓練</td><td rowspan="5">年間教育訓練計画を樹立し実施するほか、一年を通して自治会等と訓練を実施する。</td></tr><tr><td>② 部隊編成訓練</td></tr><tr><td>② 消火・救出・救護訓練</td></tr><tr><td>③ 消防署隊との連携訓練</td></tr><tr><td>⑤ 災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練</td></tr><tr><td>⑥ 地域住民との協働による消火・救出・救護活動訓練</td></tr><tr><td>【略】</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr></table>	参加機関	訓練項目	実施要領	東大和市消防団	① 情報活動訓練 ア 参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練 イ 情報整理及び通信運用訓練	年間教育訓練計画を樹立し実施するほか、一年を通して自治会等と訓練を実施する。	② 部隊編成訓練	② 消火・救出・救護訓練	③ 消防署隊との連携訓練	⑤ 災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練	⑥ 地域住民との協働による消火・救出・救護活動訓練	【略】
参加機関	訓練項目	実施要領																			
東大和市消防団	① 情報活動訓練 ア 参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練 イ 情報整理及び通信運用訓練	年間教育訓練計画を樹立し実施するほか、一年を通して自治会等と訓練を実施する。																			
	② 部隊編成訓練																				
	② 消火・救出・救護訓練																				
	③ 消防署隊との連携訓練																				
	⑤ 災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練																				
⑥ 地域住民との協働による消火・救出・救護活動訓練																					
【略】	【略】	【略】																			
-	-	記載なし		予防	1	II-2-6	1-5 外国人支援対策【総務部・市民部】 市は、各機関と連携し、在住外国人等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進する。														
							<table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>市 (総務部) (市民部)</td><td>○各機関との連携による、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成等防災知識の普及 ○災害時に外国人に伝えることを想定し、外国人の誰もが分かりやすいやさしい日本語を用いた情報提供 ○都が作成する防災に関する動画を活用した、外国人が多く集まる場所等での情報提供 ○消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記の推進 ○ボランティア等の活用による、地域の防災訓練に参加する外国人への支援</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総務部) (市民部)	○各機関との連携による、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成等防災知識の普及 ○災害時に外国人に伝えることを想定し、外国人の誰もが分かりやすいやさしい日本語を用いた情報提供 ○都が作成する防災に関する動画を活用した、外国人が多く集まる場所等での情報提供 ○消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記の推進 ○ボランティア等の活用による、地域の防災訓練に参加する外国人への支援										
主体名	対策内容																				
市 (総務部) (市民部)	○各機関との連携による、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成等防災知識の普及 ○災害時に外国人に伝えることを想定し、外国人の誰もが分かりやすいやさしい日本語を用いた情報提供 ○都が作成する防災に関する動画を活用した、外国人が多く集まる場所等での情報提供 ○消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記の推進 ○ボランティア等の活用による、地域の防災訓練に参加する外国人への支援																				
II-33	第3節	自主防災組織等の強化【総務部・子ども生活部・北多摩西部消防署】		予防	2	II-2-7	2-1 自主防災組織による地域防災力の醸成														
		地震・台風等の被害を軽減するには、自治会など地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に地域住民自身が初期消火や救出・救護などの防災活動に積極的に取り組む必要がある。とりわけ、自主防災組織は、地域の防災活動の中核組織として重要であり、このため自主防災組織の充実・強化を図っていく。 1. 自主防災組織の役割 地域組織及び住民が自主的に結成した自主防災組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。 (1) 防災に関する知識の普及、避難時の注意事項、出火防止の徹底を図る。 (2) 情報伝達、初期消火、救出・応急救護、避難など各種訓練を実施する。 (3) 避難、消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。 (4) 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知する。 (5) 地域内の災害要援護者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。 (6) 地域内の企業・事業所との連携・協力について検討する。 (7) 行政との連携・協力について検討する。					自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、災害予防や災害時に被害を軽減するための活動を行う。														
							<table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>自主防災組織</td><td>○防災に関する知識の普及、避難時の注意事項、出火防止の徹底 ○情報伝達、初期消火、救出・応急救護、避難等各種訓練の実施 ○避難、消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレ等の備蓄 ○地域内の危険箇所を点検・把握し地域住民への周知 ○地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）作成等の災害時の支援体制の整備 ○行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備</td></tr></table>	主体名	対策内容	自主防災組織	○防災に関する知識の普及、避難時の注意事項、出火防止の徹底 ○情報伝達、初期消火、救出・応急救護、避難等各種訓練の実施 ○避難、消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレ等の備蓄 ○地域内の危険箇所を点検・把握し地域住民への周知 ○地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）作成等の災害時の支援体制の整備 ○行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備										
主体名	対策内容																				
自主防災組織	○防災に関する知識の普及、避難時の注意事項、出火防止の徹底 ○情報伝達、初期消火、救出・応急救護、避難等各種訓練の実施 ○避難、消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレ等の備蓄 ○地域内の危険箇所を点検・把握し地域住民への周知 ○地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）作成等の災害時の支援体制の整備 ○行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備																				

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考				
	頁	内容		項	頁	内容					
	Ⅱ-33	（１）自主防災組織の結成促進 当市の自主防災組織の組織率は、全都平均の 79.4%、多摩地区平均の 54.3%から大きく遅れをとっている。 今後は、自治会を中心に積極的な働きかけを行い、結成率の向上を図っていく。 （２）自主防災組織の活動環境の整備 自主防災組織を活性化し、発災時に効果的な活動をするためには、活動に使用する資器材の配備や各種訓練等を行うための広場、消防水利の確保等環境条件の整備が必要である。 今後市では、自主防災組織に対し、その活動環境の整備に要する費用の一部を補助するなどの支援策について、検討を行う。 （３）自主防災組織の活性化 ～【略】～ 今後市は、都、消防署と連携を図り、自主防災組織の活性化をめざし、きめ細かな指導・助言を行うとともに、未結成地域に対しては、結成促進を働きかける。 北多摩西部消防署は、市と連携し各種訓練の推進と指導を行い、自主防災組織の強化を図る。	予防	2	Ⅱ-2-7	2－2 自主防災組織の充実【総務部・北多摩西部消防署】 <u>市と各機関は、連携して、地域の防災活動の中核組織としての自主防災組織の充実を図る。</u> <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （総務部） 北多摩西部 消防署</td><td> （１）自主防災組織の結成促進 ○自治会を中心として結成の積極的な働きかけの実施 （２）自主防災組織の活性化 ○市、都、消防署の連携による自主防災組織の活性化、未結成地域に対する結成促進の働きかけ ○北多摩西部消防署による初期消火マニュアルを活用した自主防災組織への各種訓練の推進と指導 ○自主防災組織における女性の参画を促進及び女性リーダーの育成 （３）自主防災組織の活動の支援整備 ○各避難所の備蓄倉庫の資器材や消防水利を活用した訓練を行う必要があるため、自主防災組織に対し活動を支援 </td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （総務部） 北多摩西部 消防署	（１）自主防災組織の結成促進 ○自治会を中心として結成の積極的な働きかけの実施 （２）自主防災組織の活性化 ○市、都、消防署の連携による自主防災組織の活性化、未結成地域に対する結成促進の働きかけ ○北多摩西部消防署による初期消火マニュアルを活用した自主防災組織への各種訓練の推進と指導 ○自主防災組織における女性の参画を促進及び女性リーダーの育成 （３）自主防災組織の活動の支援整備 ○各避難所の備蓄倉庫の資器材や消防水利を活用した訓練を行う必要があるため、自主防災組織に対し活動を支援	
主体名	対策内容										
市 （総務部） 北多摩西部 消防署	（１）自主防災組織の結成促進 ○自治会を中心として結成の積極的な働きかけの実施 （２）自主防災組織の活性化 ○市、都、消防署の連携による自主防災組織の活性化、未結成地域に対する結成促進の働きかけ ○北多摩西部消防署による初期消火マニュアルを活用した自主防災組織への各種訓練の推進と指導 ○自主防災組織における女性の参画を促進及び女性リーダーの育成 （３）自主防災組織の活動の支援整備 ○各避難所の備蓄倉庫の資器材や消防水利を活用した訓練を行う必要があるため、自主防災組織に対し活動を支援										
	Ⅱ-25	４．消防団体制の強化〈総務部・東大和市消防団〉 消防団は、本部と 7 個分団で構成し、団員定数 189 名、装備は消防指揮車 1 台、消防広報車 1 台、消防ポンプ車 7 台、可搬ポンプ 14 台を保有している。 消防団は、災害時には、消防署と連携し、初期消火、延焼阻止等の消火活動や救出・救助活動、避難誘導等に従事し、また、平常時には、市民に対して出火の防止、初期消火、応急救護等の技術的な訓練、指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。 今後も、消防団活動を強化・充実するため、消防施設及び消防資機材等の整備・増強を図り、さらに、無線通信訓練や東京都消防訓練所及び北多摩西部消防署との連携により教育訓練を実施し、消防団員の技術と資質の習熟を図る。	予防	3	Ⅱ-2-7	3 消防団の活動体制の充実 【総務部・消防団】 【略】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （総務部） 消防団</td><td> ○消防団員の確保 ○消防団員の教育訓練 ○消防団施設・資機材等の整備 ○関係機関等と連携した防災対策の推進 </td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （総務部） 消防団	○消防団員の確保 ○消防団員の教育訓練 ○消防団施設・資機材等の整備 ○関係機関等と連携した防災対策の推進	
主体名	対策内容										
市 （総務部） 消防団	○消防団員の確保 ○消防団員の教育訓練 ○消防団施設・資機材等の整備 ○関係機関等と連携した防災対策の推進										
	Ⅱ-34	２．事業所自衛消防隊活動能力の充実・強化 震災を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。 （１）自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所 多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、東京都火災予防条例第 55 条の規定により、自衛消防技術認定証を有することが義務付けられている。 震災時には、これらの一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員として活動することが有効である。このことから、自衛消防隊活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時にも有効なバール、その他救出用具、応急手当用具の配置を推進する。 （２）防火管理者の選任を要する事業所 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条、第 8 条の 2 等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施等が規定されている。 これらの規定に基づき、編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。 （３）防火管理者の選任を要しない事業所 東京都火災予防条例第 55 条の 4 により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。 このことから、自衛消防隊等の訓練を推進する。	予防	4	Ⅱ-2-8	4－2 事業所自衛消防隊活動能力の充実・強化 【略】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>北多摩西部 消防署</td><td> （１）自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所 ○自衛消防隊活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導の推進 ○ヘルメット、照明器具、携帯用無線機、災時に有効なバール、その他救出用具、応急手当用具等自衛消防活動中核要員の装備の配置の推進 （２）防火管理者の選任を要する事業所 ○消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条、第 8 条の 2 等により、<u>防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施等が規定</u> （３）防火管理者の選任を要しない事業所 ○東京都火災予防条例第 55 条の 4 により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されており、これらの規定に基づき、編成された自衛消防隊の訓練等の指導の推進 <u>（４）防災管理者の選任を要する事業所</u> <u>○消防法第 3 6 条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施等が規定</u> <u>○この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進</u> </td></tr></table>	主体名	対策内容	北多摩西部 消防署	（１）自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所 ○自衛消防隊活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導の推進 ○ヘルメット、照明器具、携帯用無線機、災時に有効なバール、その他救出用具、応急手当用具等自衛消防活動中核要員の装備の配置の推進 （２）防火管理者の選任を要する事業所 ○消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条、第 8 条の 2 等により、<u>防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施等が規定</u> （３）防火管理者の選任を要しない事業所 ○東京都火災予防条例第 55 条の 4 により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されており、これらの規定に基づき、編成された自衛消防隊の訓練等の指導の推進 <u>（４）防災管理者の選任を要する事業所</u> <u>○消防法第 3 6 条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施等が規定</u> <u>○この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進</u>	
主体名	対策内容										
北多摩西部 消防署	（１）自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所 ○自衛消防隊活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導の推進 ○ヘルメット、照明器具、携帯用無線機、災時に有効なバール、その他救出用具、応急手当用具等自衛消防活動中核要員の装備の配置の推進 （２）防火管理者の選任を要する事業所 ○消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条、第 8 条の 2 等により、<u>防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施等が規定</u> （３）防火管理者の選任を要しない事業所 ○東京都火災予防条例第 55 条の 4 により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されており、これらの規定に基づき、編成された自衛消防隊の訓練等の指導の推進 <u>（４）防災管理者の選任を要する事業所</u> <u>○消防法第 3 6 条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施等が規定</u> <u>○この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進</u>										

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考																																						
	頁	内容	項	頁	内容																																								
II-44 II-45		2. ボランティア等に対する支援体制の整備〈都〉 東京都と東京ボランティア・市民活動センターが協働し、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置する。 東京都災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアコーディネーターの派遣、区市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援、資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整等を通じて、災害ボランティアが活動する上で必要な支援体制の整備を行う。 3. 都・民間ボランティア組織との連携〈子ども生活部・社会福祉協議会〉 （1）東京都（東京都災害ボランティアセンター）との連携 <table><tr><td>平常時における連携体制</td><td>市と都は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、効果的な連携のための体制づくりを推進していく。</td></tr><tr><td>災害時の連携の考え方</td><td>都は、災害ボランティアコーディネーターの派遣や資器材・ボランティアの区市町村間の需給調整等を通じて、市に対し、広域的な立場から支援する。</td></tr><tr><td></td><td>市は、社会福祉協議会と協働して東大和市災害ボランティアセンターを立ち上げ、東京都災害ボランティアセンターから情報収集するとともに災害ボランティアコーディネーターの派遣等の支援を要請する。</td></tr></table> （2）民間機関との連携 <table><tr><td>平常時における連携体制</td><td>市は、社会福祉協議会を中心とした市民団体や民間ボランティア組織との幅広いネットワークの構築を図る。</td></tr><tr><td></td><td>市と社会福祉協議会は、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成し、それぞれの役割や活動体制を明確にするとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施する。</td></tr><tr><td>災害時の連携の考え方</td><td>市と社会福祉協議会は相互に連携・協力して「東大和市災害ボランティアセンター」を設置・運営する。</td></tr><tr><td></td><td>災害ボランティアセンターは、情報や資器材の提供などボランティア活動を効果的・効率的に展開するための支援を行う。</td></tr></table> 4. 災害ボランティアセンターの役割〈子ども生活部・社会福祉協議会・都〉 （1）東京都災害ボランティアセンター 東京都災害ボランティアセンターは、区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材のストックヤードが不足した場合の代替施設の確保、災害ボランティアコーディネーターの派遣、区市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援、区市町村間の資器材・ボランティアの需給調整等を行う。	平常時における連携体制	市と都は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、効果的な連携のための体制づくりを推進していく。	災害時の連携の考え方	都は、災害ボランティアコーディネーターの派遣や資器材・ボランティアの区市町村間の需給調整等を通じて、市に対し、広域的な立場から支援する。		市は、社会福祉協議会と協働して東大和市災害ボランティアセンターを立ち上げ、東京都災害ボランティアセンターから情報収集するとともに災害ボランティアコーディネーターの派遣等の支援を要請する。	平常時における連携体制	市は、社会福祉協議会を中心とした市民団体や民間ボランティア組織との幅広いネットワークの構築を図る。		市と社会福祉協議会は、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成し、それぞれの役割や活動体制を明確にするとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施する。	災害時の連携の考え方	市と社会福祉協議会は相互に連携・協力して「東大和市災害ボランティアセンター」を設置・運営する。		災害ボランティアセンターは、情報や資器材の提供などボランティア活動を効果的・効率的に展開するための支援を行う。	予防	5	II -2-10	5－1 一般ボランティアの活動支援と災害ボランティアセンターの体制整備 【市民部・社会福祉協議会】 <u>大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時より市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。</u> <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td><u>市</u> <u>（市民部）</u></td><td>○市と社会福祉協議会等は、相互に連携して「<u>東大和市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル</u>」に基づき、市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施</td></tr><tr><td>社会福祉協議会</td><td>○市は、社会福祉協議会を中心とした市民団体や民間ボランティア組織との幅広いネットワークを構築</td></tr><tr><td></td><td>○市と都は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、効果的な連携のための体制づくりを推進</td></tr><tr><td></td><td>○市と社会福祉協議会は、平時より災害ボランティアセンターの周知を図り、市民との連絡体制を構築</td></tr><tr><td></td><td>○市と社会福祉協議会は、避難行動要支援者を把握</td></tr><tr><td>都</td><td>○都と<u>東京ボランティア・市民活動センター</u>が協働し、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置</td></tr><tr><td></td><td>○東京都災害ボランティアセンターは、災害ボランティアが活動する上で必要な支援体制を整備</td></tr><tr><td></td><td>(1)市災害ボランティアセンターの代替施設や資器材のストックヤードが不足した場合の代替施設の確保</td></tr><tr><td></td><td>(2)災害ボランティアコーディネーターの派遣</td></tr><tr><td></td><td>(3)市災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援</td></tr><tr><td></td><td>(4)区市町村間の資器材・ボランティアの需給調整 等</td></tr></table>	主体名	対策内容	<u>市</u> <u>（市民部）</u>	○市と社会福祉協議会等は、相互に連携して「 <u>東大和市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル</u> 」に基づき、市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施	社会福祉協議会	○市は、社会福祉協議会を中心とした市民団体や民間ボランティア組織との幅広いネットワークを構築		○市と都は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、効果的な連携のための体制づくりを推進		○市と社会福祉協議会は、平時より災害ボランティアセンターの周知を図り、市民との連絡体制を構築		○市と社会福祉協議会は、避難行動要支援者を把握	都	○都と <u>東京ボランティア・市民活動センター</u> が協働し、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置		○東京都災害ボランティアセンターは、災害ボランティアが活動する上で必要な支援体制を整備		(1)市災害ボランティアセンターの代替施設や資器材のストックヤードが不足した場合の代替施設の確保		(2)災害ボランティアコーディネーターの派遣		(3)市災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援		(4)区市町村間の資器材・ボランティアの需給調整 等	
平常時における連携体制	市と都は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、効果的な連携のための体制づくりを推進していく。																																												
災害時の連携の考え方	都は、災害ボランティアコーディネーターの派遣や資器材・ボランティアの区市町村間の需給調整等を通じて、市に対し、広域的な立場から支援する。																																												
	市は、社会福祉協議会と協働して東大和市災害ボランティアセンターを立ち上げ、東京都災害ボランティアセンターから情報収集するとともに災害ボランティアコーディネーターの派遣等の支援を要請する。																																												
平常時における連携体制	市は、社会福祉協議会を中心とした市民団体や民間ボランティア組織との幅広いネットワークの構築を図る。																																												
	市と社会福祉協議会は、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成し、それぞれの役割や活動体制を明確にするとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施する。																																												
災害時の連携の考え方	市と社会福祉協議会は相互に連携・協力して「東大和市災害ボランティアセンター」を設置・運営する。																																												
	災害ボランティアセンターは、情報や資器材の提供などボランティア活動を効果的・効率的に展開するための支援を行う。																																												
主体名	対策内容																																												
<u>市</u> <u>（市民部）</u>	○市と社会福祉協議会等は、相互に連携して「 <u>東大和市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル</u> 」に基づき、市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施																																												
社会福祉協議会	○市は、社会福祉協議会を中心とした市民団体や民間ボランティア組織との幅広いネットワークを構築																																												
	○市と都は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、効果的な連携のための体制づくりを推進																																												
	○市と社会福祉協議会は、平時より災害ボランティアセンターの周知を図り、市民との連絡体制を構築																																												
	○市と社会福祉協議会は、避難行動要支援者を把握																																												
都	○都と <u>東京ボランティア・市民活動センター</u> が協働し、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置																																												
	○東京都災害ボランティアセンターは、災害ボランティアが活動する上で必要な支援体制を整備																																												
	(1)市災害ボランティアセンターの代替施設や資器材のストックヤードが不足した場合の代替施設の確保																																												
	(2)災害ボランティアコーディネーターの派遣																																												
	(3)市災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援																																												
	(4)区市町村間の資器材・ボランティアの需給調整 等																																												
II-45		第2節 登録ボランティア【北多摩西部消防署・都】 災害時のボランティア活動のうち、一定の知識、経験や特定の資格を必要とするものについて、即時的対応ができるよう、氏名、連絡先、活動の種類などをあらかじめ把握しておく必要がある。 このため、都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用した。 この要綱に基づき、平成7年度から、「応急危険度判定員」、平成8年度から「語学ボランティア」、平成9年度から「東京都建設防災ボランティア」、平成11年度から「被災宅地危険度判定士」の募集、育成を行っている。	予防	5	II -2-10	5－2 東京都防災ボランティア等との連携【市民部・都市建設部】 市は、都と連携して、災害時に必要となる専門防災ボランティアの拡充に努める。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td><u>市</u> <u>（市民部）</u> <u>（都市建設部）</u></td><td>○都が行う専門ボランティア登録に対して協力</td></tr></table>	主体名	対策内容	<u>市</u> <u>（市民部）</u> <u>（都市建設部）</u>	○都が行う専門ボランティア登録に対して協力																																			
主体名	対策内容																																												
<u>市</u> <u>（市民部）</u> <u>（都市建設部）</u>	○都が行う専門ボランティア登録に対して協力																																												

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考				
	頁	内容	項	頁	内容						
	II-35	1. 横に連携した社会づくり 従来の行政、企業（事業所）、市民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携・協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することを目指して、次の対策の実施を図っていくものとする。 （１）都、市、企業（事業所）及び地域との相互支援を協議する場の設置 （２）自治体間の相互支援体制の強化 2. 地域における防災連携体制の確立 大地震・台風等の災害時には、火災や救助・救急事象が同時多発することに加え、道路等の損壊によって、防災機関の組織的な応急活動が実施できなくなることも予想される。 このような状況の中で、災害の拡大を防止するには、地域住民や事業所等が連携して、それぞれの地域における応急対策を速やかに実施する必要がある。 このため、市をはじめとする各防災機関は、災害から地域ぐるみで地域社会を守っていくことを目的とした次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図るものとする。 （１）地域（自主防災組織等）、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進 市は、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。 （２）地域コミュニティの活性化 市は、自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。 （３）防災訓練の実施 地域の防災体制を確立するため、地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視するとともに、地域住民が主体となった防災訓練の充実を図る。	予防	6	II-2-14	6 市民・行政・事業所等の連携 【総務部・市民部・福祉部】 【略】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (総務部) (市民部) (福祉部)</td><td> （１）横に連携した社会づくり ○都、市、企業（事業所）及び地域との相互支援を協議する場の設置 ○自治体間の相互支援体制の強化 （２）地域における防災連携体制の確立 ○地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の構築を推進 ○自治会等<u>の</u>地域コミュニティの<u>支援</u>を図り、<u>地域防災の強化のため市民</u>の積極的な参加等を促す等地域防災体制を強化 ○地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視し、地域住民が主体となった防災訓練の充実を促進 ○<u>避難行動要支援者</u>の人命安全確保のため、寝たきりやひとり暮らしの高齢者等に対する自主防災組織や近隣住民の協力体制づくりを推進 ○地域住民、自主防災組織、関係施設及び関係機関と連携した防災訓練を実施 </td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総務部) (市民部) (福祉部)	（１）横に連携した社会づくり ○都、市、企業（事業所）及び地域との相互支援を協議する場の設置 ○自治体間の相互支援体制の強化 （２）地域における防災連携体制の確立 ○地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の構築を推進 ○自治会等<u>の</u>地域コミュニティの<u>支援</u>を図り、<u>地域防災の強化のため市民</u>の積極的な参加等を促す等地域防災体制を強化 ○地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視し、地域住民が主体となった防災訓練の充実を促進 ○<u>避難行動要支援者</u>の人命安全確保のため、寝たきりやひとり暮らしの高齢者等に対する自主防災組織や近隣住民の協力体制づくりを推進 ○地域住民、自主防災組織、関係施設及び関係機関と連携した防災訓練を実施	
主体名	対策内容										
市 (総務部) (市民部) (福祉部)	（１）横に連携した社会づくり ○都、市、企業（事業所）及び地域との相互支援を協議する場の設置 ○自治体間の相互支援体制の強化 （２）地域における防災連携体制の確立 ○地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の構築を推進 ○自治会等<u>の</u>地域コミュニティの<u>支援</u>を図り、<u>地域防災の強化のため市民</u>の積極的な参加等を促す等地域防災体制を強化 ○地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視し、地域住民が主体となった防災訓練の充実を促進 ○<u>避難行動要支援者</u>の人命安全確保のため、寝たきりやひとり暮らしの高齢者等に対する自主防災組織や近隣住民の協力体制づくりを推進 ○地域住民、自主防災組織、関係施設及び関係機関と連携した防災訓練を実施										
	II-26	（２）災害時要援護者に対する地域協力体制 高齢者や障害者等の災害時要援護者は、火災等の災害が発生した場合に、自力による避難等が困難である。このため、これら災害時要援護者の人命安全確保のため、寝たきりやひとり暮らしの高齢者等に対する自主防災組織や近隣住民の協力体制づくりを推進する。									
		記載なし	応急	1	II-2-15	1 自助による応急対策の実施 1－1 市民自身による応急対策 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市民</td><td> ○発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止 ○災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動 ○地震発生後数日間は、<u>上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用</u> </td></tr></table>	主体名	対策内容	市民	○発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止 ○災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動 ○地震発生後数日間は、<u>上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用</u>	新たに追加
主体名	対策内容										
市民	○発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止 ○災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動 ○地震発生後数日間は、<u>上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用</u>										
		記載なし	応急	1	II-2-15	1－2 外国人の情報収集等に係る支援 【市民部・社会福祉協議会】 市及び社会福祉協議会は、各機関と連携して、在住外国人等に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (市民部) 社会福祉協議会</td><td> ○在住外国人への情報提供 ○外国人災害時情報センター（都生活文化局）との情報交換 ○市内の国際交流団体等との連携の検討 </td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (市民部) 社会福祉協議会	○在住外国人への情報提供 ○外国人災害時情報センター（都生活文化局）との情報交換 ○市内の国際交流団体等との連携の検討	
主体名	対策内容										
市 (市民部) 社会福祉協議会	○在住外国人への情報提供 ○外国人災害時情報センター（都生活文化局）との情報交換 ○市内の国際交流団体等との連携の検討										

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案			備考				
	頁	内容	項	頁	内容					
		記載なし	応急	1	II -2-16<外国人に対する情報収集・提供の流れ> 					
II-33		（３）自主防災組織の活性化 自主防災組織の役割には、平常時における防災知識の普及、防災訓練の実施のほか、発災時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、負傷者の救出・救護、住民の避難誘導、給食・給水等があげられるが、初動期における応急活動への期待は特に大きい。 しかし、自主防災組織の現状は、構成員の高齢化、リーダーの不足、活動環境の未整備、訓練参加率の低さ等の問題を抱えていると言われている。 ～【略】～	応急	2	II -2-17 ２ 地域による応急対策の実施【自主防災組織】 自主防災組織は、自らの身の安全を図るとともに、事業所や地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。 <table border="1" data-bbox="1555 1404 2611 1820"><thead><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>自主防災組織</td><td>○近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○安否や被害についての情報収集 ○救出活動 ○負傷者の手当・搬送 ○住民の避難誘導活動 ○避難行動要支援者等の避難支援 ○避難所運営 ○自治体及び関係機関の情報伝達 ○炊出し等の給食・給水活動等</td></tr></tbody></table>	主体名	対策内容	自主防災組織	○近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○安否や被害についての情報収集 ○救出活動 ○負傷者の手当・搬送 ○住民の避難誘導活動 ○避難行動要支援者等の避難支援 ○避難所運営 ○自治体及び関係機関の情報伝達 ○炊出し等の給食・給水活動等	
主体名	対策内容									
自主防災組織	○近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○安否や被害についての情報収集 ○救出活動 ○負傷者の手当・搬送 ○住民の避難誘導活動 ○避難行動要支援者等の避難支援 ○避難所運営 ○自治体及び関係機関の情報伝達 ○炊出し等の給食・給水活動等									

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容	項	頁	内容		
III-48	3．消防団の活動態勢	消防団は、地域に密着した消防機関として市民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施するとともに、火災その他災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、資器材を有効に活用した消防活動にあたる。	応急	3	II -2-17	3 消防団による応急対策の実施	【消防団】
						消防団は、地域防災力の中核として、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。	
						主体名	対策内容
						消 防 団	○発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかけ ○災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況を情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、 <u>災対消防団</u> に伝達 ○同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して実施 ○消防署の消火活動等の後方支援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を実施 ○救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を実施 ○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、 <u>地域住民の避難誘導</u> 、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を実施
		記載なし	応急	4	II -2-18	4 事業所による応急対策の実施	【事業所】
						事業所は、従業員の安全を図るとともに、自主防災組織や地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。	
						主体名	対策内容
						事業所	○来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を実施 ○出火防止を実施 ○火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施 ○正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供 ○施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制 ○事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施 ○応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考																
	頁	内容	項	頁	内容																		
II-44 II-45		1. 災害ボランティアセンターの設置〈子ども生活部・社会福祉協議会〉 大規模災害が発生し、被災者の救援等のため多数のボランティアが参集することが予想される場合、市は社会福祉協議会と連携して、市民会館（ハミングホール）に「東大和市災害ボランティアセンター」を設置する。 2. 災害ボランティアセンターの役割〈子ども生活部・社会福祉協議会・都〉 （2）東大和市災害ボランティアセンター 被災地に参集する多くの災害ボランティアの受入れについては、東大和市災害ボランティアセンターが行う。 東大和市災害ボランティアセンターの運営は、市と社会福祉協議会が連携・協力して行う。 東大和市災害ボランティアセンターは、被災地や指定避難所等におけるボランティアに関する情報収集と派遣調整のほか、東京都ボランティアセンターへ支援要請等を行う。	応急	II -2-18	5 ボランティア活動との連携 【市民部・都市建設部・社会福祉協議会】 市及び社会福祉協議会は、災害時に災害ボランティアセンターを設置し、東京都災害ボランティアセンターと連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (市民部)</td><td>○市は社会福祉協議会と連携して、市民会館（ハミングホール）に「東大和市災害ボランティアセンター」を設置</td></tr><tr><td>社会福祉協議会</td><td>○東大和市災害ボランティアセンターは、市と社会福祉協議会が連携・協力して運営し、一般ボランティアの活動を支援</td></tr><tr><td></td><td>①被災地に参集する多くの災害ボランティアの受入れ</td></tr><tr><td></td><td>②被災地や指定避難所等でのボランティアに関する情報収集と派遣調整</td></tr><tr><td></td><td>③<u>東京ボランティア・市民活動センター</u>へ支援要請</td></tr><tr><td></td><td>○災害ボランティアセンターは、情報や資器材の提供等ボランティア活動を効果的・効率的に展開するための支援を行うとともに、<u>市民と連携して被災者のニーズを効率的に把握</u></td></tr><tr><td></td><td>○市は、<u>災害ボランティアセンターと市災害対策本部との連携が効率的に図れるよう調整を実施</u></td></tr></table>		主体名	対策内容	市 (市民部)	○市は社会福祉協議会と連携して、市民会館（ハミングホール）に「東大和市災害ボランティアセンター」を設置	社会福祉協議会	○東大和市災害ボランティアセンターは、市と社会福祉協議会が連携・協力して運営し、一般ボランティアの活動を支援		①被災地に参集する多くの災害ボランティアの受入れ		②被災地や指定避難所等でのボランティアに関する情報収集と派遣調整		③ <u>東京ボランティア・市民活動センター</u> へ支援要請		○災害ボランティアセンターは、情報や資器材の提供等ボランティア活動を効果的・効率的に展開するための支援を行うとともに、 <u>市民と連携して被災者のニーズを効率的に把握</u>		○市は、 <u>災害ボランティアセンターと市災害対策本部との連携が効率的に図れるよう調整を実施</u>	
主体名	対策内容																						
市 (市民部)	○市は社会福祉協議会と連携して、市民会館（ハミングホール）に「東大和市災害ボランティアセンター」を設置																						
社会福祉協議会	○東大和市災害ボランティアセンターは、市と社会福祉協議会が連携・協力して運営し、一般ボランティアの活動を支援																						
	①被災地に参集する多くの災害ボランティアの受入れ																						
	②被災地や指定避難所等でのボランティアに関する情報収集と派遣調整																						
	③ <u>東京ボランティア・市民活動センター</u> へ支援要請																						
	○災害ボランティアセンターは、情報や資器材の提供等ボランティア活動を効果的・効率的に展開するための支援を行うとともに、 <u>市民と連携して被災者のニーズを効率的に把握</u>																						
	○市は、 <u>災害ボランティアセンターと市災害対策本部との連携が効率的に図れるよう調整を実施</u>																						

第3章 安全な都市づくりの実現

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考				
	頁	内容		項	頁	内容					
	Ⅱ-1 -2	1. 土地区画整理事業〈都市建設部〉 土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な土地利用の促進を図り、安全で安心して暮らせ、快適に住み続けられるまちづくりを進めるものである。 【略】 3. 地区計画制度〈都市建設部〉 地区計画制度は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づいて、都市における良好な市街地環境の創造、保全を図るため、地区を単位として、建築または開発行為を規制・誘導するための手法である。 市は、この制度により、オープンスペースの確保を図るなど、災害に強いまちづくりのための活用に努めていく。 【略】 4. 宅地開発等の指導〈総務部・都市建設部〉 平成 22 年度に東大和市街づくり条例（平成 22 年条例第 17 号）を制定し、一定規模以上の開発事業について、道路、公園等の公共施設等をはじめ、消防水利等整備の協議を行い、地域の防災性の向上を図っている。	予防	1	Ⅱ -3-3	1 安全に暮らせる都市づくり 1－1 地域特性に応じた防災都市づくり【企画財政部・総務部・<u>市民部</u>・都市建設部・環境部】 【略】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td> <u>市</u> （企画財政部） （ 総 務 部 ） （ <u>市 民 部</u> ） （都市建設部） （ 環 境 部 ） </td><td> （１）地震に強い都市づくりの推進 ○土地区画整理事業の完了地区では、地区計画の活用等により安全な市街地環境を保全 ○一定規模以上の開発事業ついて、道路、公園等の公共施設等をはじめ、消防水利等整備の協議を行い、地域の防災性を向上 ○「東大和市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」（平成 24 年 12 月）に基づき、防火地域及び準防火地域を指定 ○都市計画道路の整備に伴う防災性の向上 （２）都市空間の確保 【略】 </td></tr></table>	主体名	対策内容	<u>市</u> （企画財政部） （ 総 務 部 ） （ <u>市 民 部</u> ） （都市建設部） （ 環 境 部 ）	（１）地震に強い都市づくりの推進 ○土地区画整理事業の完了地区では、地区計画の活用等により安全な市街地環境を保全 ○一定規模以上の開発事業ついて、道路、公園等の公共施設等をはじめ、消防水利等整備の協議を行い、地域の防災性を向上 ○「東大和市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」（平成 24 年 12 月）に基づき、防火地域及び準防火地域を指定 ○都市計画道路の整備に伴う防災性の向上 （２）都市空間の確保 【略】	
主体名	対策内容										
<u>市</u> （企画財政部） （ 総 務 部 ） （ <u>市 民 部</u> ） （都市建設部） （ 環 境 部 ）	（１）地震に強い都市づくりの推進 ○土地区画整理事業の完了地区では、地区計画の活用等により安全な市街地環境を保全 ○一定規模以上の開発事業ついて、道路、公園等の公共施設等をはじめ、消防水利等整備の協議を行い、地域の防災性を向上 ○「東大和市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」（平成 24 年 12 月）に基づき、防火地域及び準防火地域を指定 ○都市計画道路の整備に伴う防災性の向上 （２）都市空間の確保 【略】										
	Ⅱ-16	1. 防火地域及び準防火地域の指定〈都市建設部〉 市は、東京都が定めた「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」（平成 14 年 7 月）に沿って、防火地域及び準防火地域の指定を行っている。									

NO	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考																																																									
	頁	内容		項	頁	内容																																																										
	Ⅱ-4	震災後対策に必要な用地・建物及びその使用期間		予防	1	Ⅱ-3-4	<オープンスペース等の使用調整のための「震災後対策に必要な用地・建物及びその使用期間」> 【略】 <table><tr><th>用</th><th>途</th><th>設置・利用の時期</th><th>事 前 指 定</th></tr><tr><td>広域避難場所</td><td></td><td>事前（発災時）～数日間</td><td>都立東大和南公園、桜が丘市民広場、上仲原公園</td></tr><tr><td>住民の一時（いつとき）避難場所</td><td></td><td>事前（発災時）～数日間</td><td>小・中学校、都立高校等</td></tr><tr><td>救出・救助部隊の活動拠点</td><td></td><td>被災直後～3 か月程度</td><td>市民体育館</td></tr><tr><td>災害時ヘリ緊急離着陸場</td><td></td><td>被災直後～短期間</td><td>都立東大和南公園 第六小学校、第一中学校</td></tr><tr><td>ボランティア活動拠点等</td><td></td><td>被災直後～</td><td>市民会館（ハミングホール）</td></tr><tr><td>生活物資の集積・輸送拠点</td><td></td><td>被災直後～1 か月程度</td><td>市役所一帯（建物・中庭・北側駐車場）</td></tr><tr><td>ライフライン復旧工事のために必要な資材置場、工事事務所・宿舍</td><td></td><td>被災直後～6 か月程度</td><td>—</td></tr><tr><td>仮ごみ集積所</td><td></td><td>被災直後～</td><td>暫定リサイクル施設用地（その他有効な用地を検討する。）</td></tr><tr><td>がれき等の集積場（分別場） 中継所 第一仮置場（道路啓開がれき等） 第二仮置場（積替え用地） 第三仮置場（貯留・減容化用地）</td><td></td><td>被災直後～約 1 年間 被災直後～約 1 年間 被災後 2 週間～約 1 年間 被災後 2 週間～約 1 年間</td><td>—</td></tr><tr><td>遺体安置所</td><td></td><td>被災直後～短期間</td><td>—</td></tr><tr><td>応急仮設住宅建設用地</td><td></td><td>被災後 1 週間～約 2 年間</td><td>上仲原公園 都立東大和南公園</td></tr><tr><td>時限的市街地づくり用地</td><td></td><td>被災後 2 週間～</td><td>—</td></tr><tr><td>その他、福祉施設等の新設・移転・改築、仮設庁舎、仮設施設用地</td><td></td><td>随時</td><td>—</td></tr></table>	用	途	設置・利用の時期	事 前 指 定	広域避難場所		事前（発災時）～数日間	都立東大和南公園、桜が丘市民広場、上仲原公園	住民の一時（いつとき）避難場所		事前（発災時）～数日間	小・中学校、都立高校等	救出・救助部隊の活動拠点		被災直後～3 か月程度	市民体育館	災害時ヘリ緊急離着陸場		被災直後～短期間	都立東大和南公園 第六小学校、第一中学校	ボランティア活動拠点等		被災直後～	市民会館（ハミングホール）	生活物資の集積・輸送拠点		被災直後～1 か月程度	市役所一帯（建物・中庭・北側駐車場）	ライフライン復旧工事のために必要な資材置場、工事事務所・宿舍		被災直後～6 か月程度	—	仮ごみ集積所		被災直後～	暫定リサイクル施設用地（その他有効な用地を検討する。）	がれき等の集積場（分別場） 中継所 第一仮置場（道路啓開がれき等） 第二仮置場（積替え用地） 第三仮置場（貯留・減容化用地）		被災直後～約 1 年間 被災直後～約 1 年間 被災後 2 週間～約 1 年間 被災後 2 週間～約 1 年間	—	遺体安置所		被災直後～短期間	—	応急仮設住宅建設用地		被災後 1 週間～約 2 年間	上仲原公園 都立東大和南公園	時限的市街地づくり用地		被災後 2 週間～	—	その他、福祉施設等の新設・移転・改築、仮設庁舎、仮設施設用地		随時	—	
用	途	設置・利用の時期	事 前 指 定																																																													
広域避難場所		事前（発災時）～数日間	都立東大和南公園、桜が丘市民広場、上仲原公園																																																													
住民の一時（いつとき）避難場所		事前（発災時）～数日間	小・中学校、都立高校等																																																													
救出・救助部隊の活動拠点		被災直後～3 か月程度	市民体育館																																																													
災害時ヘリ緊急離着陸場		被災直後～短期間	都立東大和南公園 第六小学校、第一中学校																																																													
ボランティア活動拠点等		被災直後～	市民会館（ハミングホール）																																																													
生活物資の集積・輸送拠点		被災直後～1 か月程度	市役所一帯（建物・中庭・北側駐車場）																																																													
ライフライン復旧工事のために必要な資材置場、工事事務所・宿舍		被災直後～6 か月程度	—																																																													
仮ごみ集積所		被災直後～	暫定リサイクル施設用地（その他有効な用地を検討する。）																																																													
がれき等の集積場（分別場） 中継所 第一仮置場（道路啓開がれき等） 第二仮置場（積替え用地） 第三仮置場（貯留・減容化用地）		被災直後～約 1 年間 被災直後～約 1 年間 被災後 2 週間～約 1 年間 被災後 2 週間～約 1 年間	—																																																													
遺体安置所		被災直後～短期間	—																																																													
応急仮設住宅建設用地		被災後 1 週間～約 2 年間	上仲原公園 都立東大和南公園																																																													
時限的市街地づくり用地		被災後 2 週間～	—																																																													
その他、福祉施設等の新設・移転・改築、仮設庁舎、仮設施設用地		随時	—																																																													
		記載なし		予防	1	Ⅱ-3-5	1－2 河川等の整備【都】 河川の耐震性を向上させ、浸水被害等を防ぐ。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都</td><td>市内の各河川については、堤防の耐震対策等を推進</td></tr></table>	主体名	対策内容	都	市内の各河川については、堤防の耐震対策等を推進																																																					
主体名	対策内容																																																															
都	市内の各河川については、堤防の耐震対策等を推進																																																															

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考								
	頁	内容		項	頁	内容									
II-19 II-20		1. がけ・擁壁、急傾斜地の安全化〈総務部・都〉 都は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例（昭和 25 年条例第 89 号）に基づき、防災上の見地から指導を行っている。今後、新たに宅地造成工事を行う者や既設のがけ・擁壁の所有者や管理者に対して、都では建築基準法等に基づき、宅地の保全や災害の防止のために必要な措置をとるよう指導を行っていく。 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを目的として、都道府県知事が必要に応じて、急斜面地崩壊危険区域を指定し、必要な崩壊防止措置を行うように定めている。 本法律において、傾斜度が 30 度以上ある土地を急傾斜地と定めているが、このうち、高さ 5m 以上、想定被害区域内に 5 戸以上の人家が存在するなど、一定の要件をみたす急傾斜地崩壊危険箇所は、平成 11 年から 13 年に都が実施した調査によれば、資料第 16 のとおり当市では、8 箇所となっている。（資料第 16「急傾斜地崩壊危険箇所」資料編 13 頁） 急傾斜地崩壊危険箇所における崩壊防止工事の施工は、原則として、当該急傾斜地の所有者、管理者又は急傾斜地の崩壊により被害を受ける恐れのあるものが行う。ただし、個人で行うには費用の面や技術的に困難なもので、保全人家が 5 戸以上又は公共施設があるなど一定の基準を満たす自然斜面については、都が事業主体となって行っている。 都では、急傾斜地危険箇所の中から、危険度や地元からの要望を勘案して順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を行っている。 2. ブロック塀等の安全化〈環境部・都市建設部・都〉 昭和 53 年の宮城県沖地震や昭和 62 年の千葉県東方沖地震の際に、建築基準法に定める技術基準を満たさないブロック塀・石塀が倒壊し、多くの犠牲者が出た。 都では、新たにブロック塀を設置する者に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法を遵守した構造とするよう指導している。 また、地震時のブロック塀・石塀等の倒壊による被害を防止するためには、既設のブロック塀・石塀等を生垣に転換すること、及び建築物の新設に際して生垣等を設置することが望まれる。	予防	1	II -3-5	1－3 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊、地すべり、山地災害等の防止 【総務部・環境部・都市建設部・都】 【略】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">市 (総 務 部) (環 境 部) (都市建設部)</td><td> (1) がけ・擁壁、急傾斜地の安全化 ○都は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例（昭和 25 年条例第 89 号）に基づき、防災上の見地から指導を実施 ○今後、新たに宅地造成工事を行う者や既設のがけ・擁壁の所有者や管理者に対して、都では建築基準法等に基づき、宅地の保全や災害の防止のために必要な措置をとるよう指導を実施 ○都は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づき、急傾斜地危険箇所の中から、危険度や地元からの要望を勘案して順次、急斜面地崩壊危険区域を指定し、必要な崩壊防止措置を実施 </td></tr><tr><td>都</td><td> <u>(2) ソフト・ハードの連携による土砂災害対策</u> ○都は、<u>土砂災害防止法に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告等ソフト対策を推進</u> ○市は、<u>ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知を徹底</u> ○土砂災害警戒区域等の指定により、<u>区域内に避難所等が存在することが明らかになった箇所については、箇所毎の緊急性を考慮して、ハード対策を計画的に実施</u> </td></tr><tr><td></td><td> (3) ブロック塀等の安全化 ○都は、新たにブロック塀を設置する者に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法を遵守した構造とするよう指導を実施 ○市は、<u>ブロック塀等の安全確認を所有者等に促すため、ホームページ等を通じて注意喚起</u> </td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総 務 部) (環 境 部) (都市建設部)	(1) がけ・擁壁、急傾斜地の安全化 ○都は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例（昭和 25 年条例第 89 号）に基づき、防災上の見地から指導を実施 ○今後、新たに宅地造成工事を行う者や既設のがけ・擁壁の所有者や管理者に対して、都では建築基準法等に基づき、宅地の保全や災害の防止のために必要な措置をとるよう指導を実施 ○都は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づき、急傾斜地危険箇所の中から、危険度や地元からの要望を勘案して順次、急斜面地崩壊危険区域を指定し、必要な崩壊防止措置を実施	都	<u>(2) ソフト・ハードの連携による土砂災害対策</u> ○都は、<u>土砂災害防止法に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告等ソフト対策を推進</u> ○市は、<u>ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知を徹底</u> ○土砂災害警戒区域等の指定により、<u>区域内に避難所等が存在することが明らかになった箇所については、箇所毎の緊急性を考慮して、ハード対策を計画的に実施</u>		(3) ブロック塀等の安全化 ○都は、新たにブロック塀を設置する者に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法を遵守した構造とするよう指導を実施 ○市は、<u>ブロック塀等の安全確認を所有者等に促すため、ホームページ等を通じて注意喚起</u>	
主体名	対策内容														
市 (総 務 部) (環 境 部) (都市建設部)	(1) がけ・擁壁、急傾斜地の安全化 ○都は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例（昭和 25 年条例第 89 号）に基づき、防災上の見地から指導を実施 ○今後、新たに宅地造成工事を行う者や既設のがけ・擁壁の所有者や管理者に対して、都では建築基準法等に基づき、宅地の保全や災害の防止のために必要な措置をとるよう指導を実施 ○都は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づき、急傾斜地危険箇所の中から、危険度や地元からの要望を勘案して順次、急斜面地崩壊危険区域を指定し、必要な崩壊防止措置を実施														
	都	<u>(2) ソフト・ハードの連携による土砂災害対策</u> ○都は、<u>土砂災害防止法に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告等ソフト対策を推進</u> ○市は、<u>ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知を徹底</u> ○土砂災害警戒区域等の指定により、<u>区域内に避難所等が存在することが明らかになった箇所については、箇所毎の緊急性を考慮して、ハード対策を計画的に実施</u>													
		(3) ブロック塀等の安全化 ○都は、新たにブロック塀を設置する者に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法を遵守した構造とするよう指導を実施 ○市は、<u>ブロック塀等の安全確認を所有者等に促すため、ホームページ等を通じて注意喚起</u>													

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考						
	頁	内容		項	頁	内容							
	Ⅱ-17	記載なし	予防	2	Ⅱ -3-6	2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 2－1 建築物の耐震化の促進【都市建設部・学校教育部】 【略】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (都市建設部) (学校教育部)</td><td> ○市民や所有者等が耐震化の重要性や耐震診断・耐震改修等についての情報を容易に入手できるよう提供 ○市民、所有者等からの耐震化に関する種々の疑問・相談等に的確に対応するため、都等との連携体制の整備に努めるとともに、市と地域住民との協力により耐震化を推進する仕組みの整備 ○建築物等の地震発生時の安全性を高めるために、耐震診断や耐震改修に要する費用についての助成制度を実施、検討するとともに、税の優遇措置等についても周知 ○特定緊急輸送道路沿道の建築物については、東京都と連携しながら、耐震化を促進 </td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (都市建設部) (学校教育部)	○市民や所有者等が耐震化の重要性や耐震診断・耐震改修等についての情報を容易に入手できるよう提供 ○市民、所有者等からの耐震化に関する種々の疑問・相談等に的確に対応するため、都等との連携体制の整備に努めるとともに、市と地域住民との協力により耐震化を推進する仕組みの整備 ○建築物等の地震発生時の安全性を高めるために、耐震診断や耐震改修に要する費用についての助成制度を実施、検討するとともに、税の優遇措置等についても周知 ○特定緊急輸送道路沿道の建築物については、東京都と連携しながら、耐震化を促進			
主体名	対策内容												
市 (都市建設部) (学校教育部)	○市民や所有者等が耐震化の重要性や耐震診断・耐震改修等についての情報を容易に入手できるよう提供 ○市民、所有者等からの耐震化に関する種々の疑問・相談等に的確に対応するため、都等との連携体制の整備に努めるとともに、市と地域住民との協力により耐震化を推進する仕組みの整備 ○建築物等の地震発生時の安全性を高めるために、耐震診断や耐震改修に要する費用についての助成制度を実施、検討するとともに、税の優遇措置等についても周知 ○特定緊急輸送道路沿道の建築物については、東京都と連携しながら、耐震化を促進												
		記載なし	予防	2	Ⅱ -3-7	2－2 エレベーター対策【総務部・市民部・社会教育部・都】 市、都等は、連携してエレベーター閉じ込め防止対策を推進する。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (総務部) (市民部) (社会教育部)</td><td> ○公共建築物におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 </td></tr><tr><td>都</td><td> ○都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 ○エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発 ○都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進 </td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総務部) (市民部) (社会教育部)	○公共建築物におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上	都	○都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 ○エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発 ○都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進	
主体名	対策内容												
市 (総務部) (市民部) (社会教育部)	○公共建築物におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上												
都	○都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 ○エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発 ○都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進												

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考						
	頁	内容		項	頁	内容							
	II-18	3. 自動販売機の転倒防止〈都市建設部〉 道路脇に設置されている自動販売機が道路上に転倒した場合、災害時には人的被害も誘発し、さらに道路上の障害物となり、緊急車両の妨げになることも予想される。 自動販売機の転倒防止については、国において「自動販売機の据付基準」（昭和 54 年日本工業規格）を制定し、必要な措置を講ずるよう業者団体へ指導を行っている。 今後は、自動販売機の転倒防止についての措置を徹底するよう、業者に対する指導の強化を国に働きかける。 4. 家具類の転倒・落下・移動防止対策〈総務部・福祉部・北多摩西部消防署〉 阪神・淡路大震災の被災地域では、室内においても、揺れのために家具が転倒したり、ガラスが飛び散るなどして、深刻な人的被害が生じた。特に、高層階ほどゆれは大きく、家具類の転倒・落下・移動等による被害は大きかった。 国は、平成 9 年 7 月に住民啓発用パンフレット「地震による家具の転倒を防ぐには」を作成し、この普及に努めている。 都は、平成 10 年 3 月、住民が家具等の転倒防止対策を行うにあたって留意すべき事項をまとめた「家内安全 10 か条」を作成し、これを各種パンフレットやパネル展等で紹介するなどして、転倒防止策等の普及・啓発を図っている。 市は、住民啓発用パンフレットを活用しての普及・啓発のほか、一定の要件を満たす高齢者や障害者の世帯に対しては、家具転倒防止器具等取り付け事業を行っている。 北多摩西部消防署は、防火防災診断、防災イベント等のあらゆる機会を通じて、家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及促進を図る。	予防	2	II -3-7	2－3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 【総務部・福祉部・都市建設部・北多摩西部消防署】 <u>市は、家具類の転倒や、窓ガラス等ビルからの落下物等建築物の倒壊以外の被害軽減策について検討し、生活空間の総合的な安全性向上に努める。</u> <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （総務部） （福祉部） （都市建設部）</td><td>（１）家具類転倒防止 【略】 （４）自動販売機の転倒防止 ○都から業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策を強化</td></tr><tr><td>北多摩西部 消防署</td><td>○家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等の作成と防災指導での活用、関係機関、関係団体等と連携した周知活動を実施 ○防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施 ○映像等多様な手法の活用による、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （総務部） （福祉部） （都市建設部）	（１）家具類転倒防止 【略】 （４）自動販売機の転倒防止 ○都から業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策を強化	北多摩西部 消防署	○家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等の作成と防災指導での活用、関係機関、関係団体等と連携した周知活動を実施 ○防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施 ○映像等多様な手法の活用による、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施	
主体名	対策内容												
市 （総務部） （福祉部） （都市建設部）	（１）家具類転倒防止 【略】 （４）自動販売機の転倒防止 ○都から業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策を強化												
北多摩西部 消防署	○家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等の作成と防災指導での活用、関係機関、関係団体等と連携した周知活動を実施 ○防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施 ○映像等多様な手法の活用による、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施												
	II-31	第 6 節 文化財施設の安全対策【社会教育部】 震災時には、指定文化財をはじめとして、多くの文化財に被害を生じる恐れがあり、被災後に放置されれば、損傷や劣化が拡大・進行することが懸念される。 このため、災害予防対策の充実を図るとともに、被災した場合、文化財を緊急に点検保全し、貴重な文化財等の破棄・散逸を防止する必要がある。また、文化財は国民的財産であり、貴重な観光資源となっている場合も多いことから、速やかな復旧を図る必要がある。 １．所蔵文化財リストを整備する。 ２．定期的に、消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施する。 ３．消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。 ４．文化財防災点検表を作成する。	予防	2	II -3-8	2－4 文化財施設の安全対策【社会教育部】 <u>文化財施設の所有者、防災訓練の実施や消防・防災設備の点検等安全対策に努める。</u> <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>所有者 管理者</td><td>○定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施 ○消防用設備及び防災設備等の点検・整備 ○文化財防災点検表を作成</td></tr></table>	主体名	対策内容	所有者 管理者	○定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施 ○消防用設備及び防災設備等の点検・整備 ○文化財防災点検表を作成			
主体名	対策内容												
所有者 管理者	○定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施 ○消防用設備及び防災設備等の点検・整備 ○文化財防災点検表を作成												
		記載なし	予防	2	II -3-9	2－5 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備【都市建設部・都】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （都市建設部）</td><td>○公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備</td></tr><tr><td>都</td><td>○都立学校における安全確保のための体制整備と市との協力体制の調整</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （都市建設部）	○公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備	都	○都立学校における安全確保のための体制整備と市との協力体制の調整	
主体名	対策内容												
市 （都市建設部）	○公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備												
都	○都立学校における安全確保のための体制整備と市との協力体制の調整												

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考												
	頁	内容		項	頁	内容													
	Ⅱ-27	2. 毒物・劇物取扱施設 都福祉保健局は、毒物・劇物による危害未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 北多摩西部消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。 「毒物・劇物営業者」及び「業務上取扱者」（多摩立川保健所）（平成 24 年 3 月 31 日現在） <table><tr><td>営業者（販売業）</td><td>業務上取扱者</td></tr><tr><td>29</td><td>22</td></tr></table> 都は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小・中・高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。私立学校については、化学実験室等の管理について必要な情報を提供する。	営業者（販売業）	業務上取扱者	29	22	予防	3	Ⅱ-3-12	3－2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 【総務部・学校教育部・北多摩西部消防署・東大和警察署・都】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （総務部） （学校教育部） 北多摩西部消防署 東大和警察署 都</td><td> 【略】 （4）毒物・劇物取扱施設 ○都（多摩立川保健所）は、毒物・劇物による危害未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導 ○北多摩西部消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導 ○都は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「<u>爆発物の原料</u>となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）」を公立の小・中・高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。私立学校については、化学実験室等の管理について必要な情報を提供 【略】 </td></tr></table> 「毒物・劇物営業者（販売業者）」及び「業務上取扱者（非届出）」（多摩立川保健所）（平成 31 年 3 月 31 日現在） <table><tr><td>営業者（販売業者）</td><td>業務上取扱者（非届出）</td></tr><tr><td>28</td><td>23</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （総務部） （学校教育部） 北多摩西部消防署 東大和警察署 都	【略】 （4）毒物・劇物取扱施設 ○都（多摩立川保健所）は、毒物・劇物による危害未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導 ○北多摩西部消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導 ○都は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「<u>爆発物の原料</u>となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）」を公立の小・中・高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。私立学校については、化学実験室等の管理について必要な情報を提供 【略】	営業者（販売業者）	業務上取扱者（非届出）	28	23	
営業者（販売業）	業務上取扱者																		
29	22																		
主体名	対策内容																		
市 （総務部） （学校教育部） 北多摩西部消防署 東大和警察署 都	【略】 （4）毒物・劇物取扱施設 ○都（多摩立川保健所）は、毒物・劇物による危害未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導 ○北多摩西部消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導 ○都は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「<u>爆発物の原料</u>となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）」を公立の小・中・高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。私立学校については、化学実験室等の管理について必要な情報を提供 【略】																		
営業者（販売業者）	業務上取扱者（非届出）																		
28	23																		
	Ⅲ-135	（2）給与（支給）の時期 教科書については災害発生日から 1 か月以内、その他については 15 日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が、厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。	応急	1	Ⅱ-3-28	1－3 学用品の調達及び給与【学校教育部】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （学校教育部） 学 校</td><td> 【略】 （2）給与（支給）の時期 ○教科書については災害発生日から 1 か月以内、その他については 15 日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が、<u>文部科学</u>大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。 【略】 </td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （学校教育部） 学 校	【略】 （2）給与（支給）の時期 ○教科書については災害発生日から 1 か月以内、その他については 15 日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が、<u>文部科学</u>大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。 【略】									
主体名	対策内容																		
市 （学校教育部） 学 校	【略】 （2）給与（支給）の時期 ○教科書については災害発生日から 1 か月以内、その他については 15 日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が、<u>文部科学</u>大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。 【略】																		

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考						
	頁	内容		項	頁	内容							
	Ⅱ-5	第4節 道路・橋りょうの整備 【都市建設部】 1. 道路の整備 道路及び橋りょうは、単に人や物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時においては、避難・救援・消防活動などに重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止する等、多様な機能を有している。 このことから、防災効果の高い都市計画道路を重点に、整備を促進する。特に、現在事業認可をうけている立川都市計画道路3・5・20 号東大和武蔵村山線については、芋窪地区の防災性の向上を図るうえで重要な路線であることから、早期整備に努める。 2. 橋りょうの整備 市内の橋りょうは、主に空堀川・奈良橋川・前川に架設されたもので、都管理橋及び市管理橋である。市管理橋はコンクリート橋であるが、老朽化した橋もあり、特にこのような橋りょうは、幅が狭く、震災時の避難及び物資の輸送に障害となることが考えられる。 また、橋りょう自体の問題だけではなく、多くはその前後の道路幅が狭いというような状況であるので、河川の改修工事、道路整備とあわせ、耐震性を考慮し、橋りょう整備を進める。	予防	1	Ⅱ -4-3	1 道路・橋りょう 【都市建設部・北多摩北部建設事務所】 1-1 道路・橋りょう 市は、都と連携して、道路・橋りょうの整備を進める。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （都市建設部）</td><td>（1）道路の整備 ○都と連携・協力して、都市計画道路等の幹線道路の整備を推進 ○緊急道路障害物除去路線として指定する市道第2号線（桜街道線）のうち、南街五丁目から桜が丘二丁目までの区間において無電柱化を推進</td></tr><tr><td>北 多 摩 北 部 建 設 事 務 所</td><td>（2）橋りょうの整備 ○河川の改修工事、道路整備とあわせ、耐震性を考慮し、橋りょうを整備</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （都市建設部）	（1）道路の整備 ○都と連携・協力して、都市計画道路等の幹線道路の整備を推進 ○緊急道路障害物除去路線として指定する市道第2号線（桜街道線）のうち、南街五丁目から桜が丘二丁目までの区間において無電柱化を推進	北 多 摩 北 部 建 設 事 務 所	（2）橋りょうの整備 ○河川の改修工事、道路整備とあわせ、耐震性を考慮し、橋りょうを整備	
主体名	対策内容												
市 （都市建設部）	（1）道路の整備 ○都と連携・協力して、都市計画道路等の幹線道路の整備を推進 ○緊急道路障害物除去路線として指定する市道第2号線（桜街道線）のうち、南街五丁目から桜が丘二丁目までの区間において無電柱化を推進												
北 多 摩 北 部 建 設 事 務 所	（2）橋りょうの整備 ○河川の改修工事、道路整備とあわせ、耐震性を考慮し、橋りょうを整備												

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考				
	頁	内容		項	頁	内容					
-138	Ⅲ	第 1 節 水道施設 【立川給水管理事務所】 災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都水道局は必要な人員及び資器材等の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。 復旧に当たっては、施設の被害についての情報の収集・分析をとおして、適切な復旧方針を決定し、可能な限り市民への給水を確保するため、配水調整により断水地域の減少に努める。また、送配水管等の復旧に当たっては、多摩水道改革推進本部等との連携・調整を図り、効率的に復旧作業を進める。 １．活動態勢 （１）給水対策 災害が発生した場合、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、都水道局は、市災対本部と密接な連絡を保ちつつ、応急的な給水活動に対処する。 （２）動員体制の確立 災害時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備態勢を確立し、あわせて職員を指名し、担当業務を決めておく。 また、人員や資器材等が不足する場合は、都他部局や市、水道関係機関等の応援を求める。 （３）応急連絡体制の確立 災害時の連絡は、一般加入電話による通信連絡が不能となることを想定して、水運用専用電話、水道業務用移動無線、衛星携帯電話、東京都防災行政無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。	予防	4	Ⅱ -4-7	4 水道 【立川給水管理事務所・都水道局】 災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都水道局は必要な人員及び資器材等の確保、情報の収集連絡態勢等をあらかじめ決めておく必要がある。 都水道局は、水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。					
	Ⅱ-9	（２）施設の安全対策 ① 施設の整備補強 ア 貯水施設については、堤体直下の市街地に対する二次災害の防止等を図るため、堤体強化工事を実施する。 イ 取水・導水施設は、耐震診断結果に基づき、耐震性の劣るものについて、耐震補強工事等を実施する。 ウ 浄水場、給水所、ポンプ所等構造物は、耐震診断結果に基づき、耐震性の劣るものについて、耐震補強工事等を実施する。 エ 導水・送水・配水管については、耐震性の劣るものを、耐震性の優れた材質・継手構造のダクタイル鋳鉄管や鋼管に取り替える。このうち、強度が低く破損による漏水のおそれや濁り水原因となる経年管は、平成 25 年度までに 100%解消することを目指して取り替えを推進する。 オ 震災時における医療救護活動や首都機能の継続を確保するため、医療機関や首都中枢機関への供給ルートとなる配水小管を優先して、耐震継手管に取り替える。 カ 震災時に停電が発生した場合においても、浄水及び送配水機能が確保されるように、浄水場、ポンプ所等に自家用発電設備を整備する。 キ 取出口径が 50mm 以下の給水管については、公道下において、ステンレス化がほぼ完了した。75mm 以上の給水管は、配水管布設替工事等にあわせ、耐震継手管に取り替える。 ② システムの強化 ア 施設の二重化、二系統化や送配水管ネットワークの構築など、震災時における水道システムとしての耐震性の向上を図る。 イ 広域的な水の相互融通を行う体制を構築するために、埼玉県や川崎市など、近隣の水道事業者と共同で連絡管の整備を行っている。 ③ 情報通信手段 震災時における被害把握や応急給水・復旧活動を効率的に実施するため、音声通信の衛星携帯電話等と、データ通信の震災情報システムとを併用して活用する。 （３）震災対応について 立川給水管理事務所と市は相互に震災訓練に参加するなどし、日頃より連携を図るとともに、震災時には市民の水確保と生命の安全を図るべく行動する。				<table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>立 川 給 水 管 理 事 務 所</td><td>（１）動員体制の整備 ○災害時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備態勢を確立し、あわせて職員を指名し、担当業務を決定 （２）応急連絡体制の確立 ○災害時の連絡は、一般加入電話による通信連絡が不能となることを想定して、<u>水運用電話、水道局業務用無線</u>、衛星携帯電話、東京都防災行政無線を整備し、応急連絡体制を整備</td></tr><tr><td>都 水 道 局</td><td>（１）施設の整備補強 ○貯水施設については、堤体直下の市街地に対する二次災害の防止等を図るため、堤体強化工事を実施 ○取水・導水施設は、耐震診断結果に基づき、耐震性の劣るものについて、耐震補強工事等を実施 ○導水・送水・配水管は、耐震性の劣るものを、耐震性の優れた材質・継手構造のダクタイル鋳鉄管や鋼管に取り替え、このうち、強度が低く破損による漏水のおそれや濁り水の原因となる経年管は、<u>順次、取り替えを推進</u> ○震災時における医療救護活動や首都機能の継続を確保するため、医療機関や首都中枢機関への供給ルートとなる配水小管を優先して、耐震継手管に取り替え ○75mm 以上の給水管は、配水管布設替工事等にあわせ、耐震継手管に取り替え （２）システムの強化 ○施設の二重化、二系統化や送配水管ネットワークの構築等、震災時における水道システムとしての耐震性の向上 ○広域的な水の相互融通を行う体制を構築するために、埼玉県や川崎市等、近隣の水道事業者と共同で連絡管の整備 ○震災時における被害把握や応急給水・復旧活動を効率的に実施するため、音声通信の衛星携帯電話等と、データ通信の震災情報システムとを併用して活用 （３）震災対応 ○<u>水道局（立川給水管理事務所）</u>と市は相互に震災訓練に参加する等し、日頃より連携を図るとともに、震災時には市民の水確保と生命の安全を図るべく行動</td></tr></table>	主体名	対策内容	立 川 給 水 管 理 事 務 所	（１）動員体制の整備 ○災害時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備態勢を確立し、あわせて職員を指名し、担当業務を決定 （２）応急連絡体制の確立 ○災害時の連絡は、一般加入電話による通信連絡が不能となることを想定して、 <u>水運用電話、水道局業務用無線</u> 、衛星携帯電話、東京都防災行政無線を整備し、応急連絡体制を整備	都 水 道 局
主体名	対策内容										
立 川 給 水 管 理 事 務 所	（１）動員体制の整備 ○災害時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備態勢を確立し、あわせて職員を指名し、担当業務を決定 （２）応急連絡体制の確立 ○災害時の連絡は、一般加入電話による通信連絡が不能となることを想定して、 <u>水運用電話、水道局業務用無線</u> 、衛星携帯電話、東京都防災行政無線を整備し、応急連絡体制を整備										
都 水 道 局	（１）施設の整備補強 ○貯水施設については、堤体直下の市街地に対する二次災害の防止等を図るため、堤体強化工事を実施 ○取水・導水施設は、耐震診断結果に基づき、耐震性の劣るものについて、耐震補強工事等を実施 ○導水・送水・配水管は、耐震性の劣るものを、耐震性の優れた材質・継手構造のダクタイル鋳鉄管や鋼管に取り替え、このうち、強度が低く破損による漏水のおそれや濁り水の原因となる経年管は、 <u>順次、取り替えを推進</u> ○震災時における医療救護活動や首都機能の継続を確保するため、医療機関や首都中枢機関への供給ルートとなる配水小管を優先して、耐震継手管に取り替え ○75mm 以上の給水管は、配水管布設替工事等にあわせ、耐震継手管に取り替え （２）システムの強化 ○施設の二重化、二系統化や送配水管ネットワークの構築等、震災時における水道システムとしての耐震性の向上 ○広域的な水の相互融通を行う体制を構築するために、埼玉県や川崎市等、近隣の水道事業者と共同で連絡管の整備 ○震災時における被害把握や応急給水・復旧活動を効率的に実施するため、音声通信の衛星携帯電話等と、データ通信の震災情報システムとを併用して活用 （３）震災対応 ○ <u>水道局（立川給水管理事務所）</u> と市は相互に震災訓練に参加する等し、日頃より連携を図るとともに、震災時には市民の水確保と生命の安全を図るべく行動										

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考																				
	頁	内容		項	頁	内容																					
	Ⅱ-10	2. 下水道施設〈都市建設部〉 （2）施設の安全対策 施設の老朽化対策として行う再構築事業を進めるなか、管路施設の重要度区分の設定を行い、耐震化の必要が認められると判断された施設から計画的に補強を行う。 ① 新耐震基準による施設整備の推進 今後新たに整備される管渠等については、最新の耐震基準（平成 18 年改訂「下水道施設の耐震対策指針と解説－下水道協会－」及び平成 22 年 3 月「下水道の管路耐震化設計・施工の手引き－東京都－」）に基づいた設計を行う。 ② 耐震化の推進 ア 地域特性、地盤特性及び施設の特性や規模を考慮し下水道管渠の安全性を確保する。 イ 幹線道路・緊急輸送道路及び避難所・防災拠点等への主要道路の下水道管渠の耐震化を推進する。 ③ 整備計画・体制づくり ア 早期復旧計画に資するため、公共下水道台帳管理システムの活用を図り、情報の体系的管理を推進する。 イ 東京都、関係市との連携を図り、下水道関連事業者との下水道復旧協力体制の充実・強化を図る。 ウ 仮設トイレの設置が可能なマンホールの指定について、引き続き検討を行う。	予防	5	Ⅱ -4-8	5 下水道 施設の老朽化対策等として行う <u>改築</u> 事業を進めるなか、管路施設の重要度区分の設定を行い、 <u>緊急度が高く対策</u> の必要が認められると判断された施設から計画的に <u>改築</u> を行う。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （都市建設部）</td><td>（1）新耐震基準による施設整備 ○今後新たに整備される管渠等については、耐震基準（<u>2014 年版「下水道施設の耐震対策指針と解説－日本下水道協会－」</u>）に基づいた設計を実施 （2）改築事業 ○地域特性、地盤特性及び施設の特性や規模を考慮し下水道管渠の安全性を確保 ○幹線道路・緊急輸送道路及び避難所・防災拠点等への主要道路の下水道管渠の<u>改築事業</u>を推進 （3）体制づくり ○公共下水道台帳管理システムの活用を図り、情報の体系的管理を推進 ○都、関係市との連携を図り、下水道関連事業者との下水道復旧協力体制の充実・強化</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （都市建設部）	（1）新耐震基準による施設整備 ○今後新たに整備される管渠等については、耐震基準（ <u>2014 年版「下水道施設の耐震対策指針と解説－日本下水道協会－」</u> ）に基づいた設計を実施 （2）改築事業 ○地域特性、地盤特性及び施設の特性や規模を考慮し下水道管渠の安全性を確保 ○幹線道路・緊急輸送道路及び避難所・防災拠点等への主要道路の下水道管渠の <u>改築事業</u> を推進 （3）体制づくり ○公共下水道台帳管理システムの活用を図り、情報の体系的管理を推進 ○都、関係市との連携を図り、下水道関連事業者との下水道復旧協力体制の充実・強化																	
主体名	対策内容																										
市 （都市建設部）	（1）新耐震基準による施設整備 ○今後新たに整備される管渠等については、耐震基準（ <u>2014 年版「下水道施設の耐震対策指針と解説－日本下水道協会－」</u> ）に基づいた設計を実施 （2）改築事業 ○地域特性、地盤特性及び施設の特性や規模を考慮し下水道管渠の安全性を確保 ○幹線道路・緊急輸送道路及び避難所・防災拠点等への主要道路の下水道管渠の <u>改築事業</u> を推進 （3）体制づくり ○公共下水道台帳管理システムの活用を図り、情報の体系的管理を推進 ○都、関係市との連携を図り、下水道関連事業者との下水道復旧協力体制の充実・強化																										
	Ⅱ-12	（1）施設の現況 【略】 <table><tr><th>施 設 名</th><th>施 設 の 現 況</th></tr><tr><td>ガスホルダー</td><td>【略】</td></tr><tr><td>整 圧 器</td><td>地下整圧器に対しては防災を完全に行い、地上整圧器で地盤の低いゼロメートル地帯のものについては、地上からの高さを考慮した場所に設置し、災害に備えている。</td></tr><tr><td>ガ ス 導 管</td><td>① ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 ② 導管材料は、高・中圧導管については鋼管とし、低圧本支管はP E 管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管を採用している。 ③ 鋼管のうち、本管の継手はアーク熔接とし、支管等の小 ④ ガス導管には緊急遮断ができるように遮断弁を設置している。設置箇所は、工場及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所及び共同溝の出入箇所、その他供給管理上必要な箇所等である。 ⑤ 橋梁に添架する導管は、すべて鋼管を採用するとともに、相対的な伸縮を吸収できるように配慮している。また、主要導管の橋りょう前後の埋設部については、鋼管とし、不等沈下に対処できるような措置をとっている。 ⑥ ガス供給施設及び供給上の事故に対処するために、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察等関係機関への連絡体制を整えている。</td></tr><tr><td>需要家施設</td><td>【略】</td></tr></table>	施 設 名	施 設 の 現 況	ガスホルダー	【略】	整 圧 器	地下整圧器に対しては防災を完全に行い、地上整圧器で地盤の低いゼロメートル地帯のものについては、地上からの高さを考慮した場所に設置し、災害に備えている。	ガ ス 導 管	① ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 ② 導管材料は、高・中圧導管については鋼管とし、低圧本支管はP E 管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管を採用している。 ③ 鋼管のうち、本管の継手はアーク熔接とし、支管等の小 ④ ガス導管には緊急遮断ができるように遮断弁を設置している。設置箇所は、工場及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所及び共同溝の出入箇所、その他供給管理上必要な箇所等である。 ⑤ 橋梁に添架する導管は、すべて鋼管を採用するとともに、相対的な伸縮を吸収できるように配慮している。また、主要導管の橋りょう前後の埋設部については、鋼管とし、不等沈下に対処できるような措置をとっている。 ⑥ ガス供給施設及び供給上の事故に対処するために、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察等関係機関への連絡体制を整えている。	需要家施設	【略】	予防	6	Ⅱ -4-10	<施設の現況> <table><tr><th>施 設 名</th><th>施 設 の 現 況</th></tr><tr><td>ガスホルダー</td><td>【略】</td></tr><tr><td>整 圧 器</td><td>地下整圧器に対しては<u>保安上の対策を施し</u>、地上整圧器で地盤の低いゼロメートル地帯のものについては、地上からの高さを考慮した場所に設置し、災害に備えている。</td></tr><tr><td>ガ ス 導 管</td><td>(1) ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 (2) 導管材料は、高・中圧導管については鋼管とし、低圧本支管は<u>ポリエチレン（P E）管</u>、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管を採用している。 (3) 鋼管のうち、本管の継手は<u>溶接接合</u>とし、<u>支管等の小口径導管及びダクタイル鋳鉄管は、機械的接合</u>としている。また、<u>ポリエチレン（P E）管は融着接合</u>を行っている。 (4) ガス導管には緊急遮断ができるように遮断弁を設置している。設置箇所は、工場及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所及び共同溝の出入箇所、その他供給管理上必要な箇所等である。 (5) 橋梁に添架する導管は、すべて鋼管を採用するとともに、相対的な伸縮を吸収できるように配慮している。また、主要導管の橋りょう前後の埋設部については、鋼管とし、不等沈下に対処できるような措置をとっている。 (6) ガス供給施設及び供給上の事故に対処するために、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察等関係機関への連絡体制を整えている。</td></tr><tr><td>需要家施設</td><td>【略】</td></tr></table>	施 設 名	施 設 の 現 況	ガスホルダー	【略】	整 圧 器	地下整圧器に対しては <u>保安上の対策を施し</u> 、地上整圧器で地盤の低いゼロメートル地帯のものについては、地上からの高さを考慮した場所に設置し、災害に備えている。	ガ ス 導 管	(1) ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 (2) 導管材料は、高・中圧導管については鋼管とし、低圧本支管は <u>ポリエチレン（P E）管</u> 、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管を採用している。 (3) 鋼管のうち、本管の継手は <u>溶接接合</u> とし、 <u>支管等の小口径導管及びダクタイル鋳鉄管は、機械的接合</u> としている。また、 <u>ポリエチレン（P E）管は融着接合</u> を行っている。 (4) ガス導管には緊急遮断ができるように遮断弁を設置している。設置箇所は、工場及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所及び共同溝の出入箇所、その他供給管理上必要な箇所等である。 (5) 橋梁に添架する導管は、すべて鋼管を採用するとともに、相対的な伸縮を吸収できるように配慮している。また、主要導管の橋りょう前後の埋設部については、鋼管とし、不等沈下に対処できるような措置をとっている。 (6) ガス供給施設及び供給上の事故に対処するために、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察等関係機関への連絡体制を整えている。	需要家施設	【略】	
施 設 名	施 設 の 現 況																										
ガスホルダー	【略】																										
整 圧 器	地下整圧器に対しては防災を完全に行い、地上整圧器で地盤の低いゼロメートル地帯のものについては、地上からの高さを考慮した場所に設置し、災害に備えている。																										
ガ ス 導 管	① ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 ② 導管材料は、高・中圧導管については鋼管とし、低圧本支管はP E 管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管を採用している。 ③ 鋼管のうち、本管の継手はアーク熔接とし、支管等の小 ④ ガス導管には緊急遮断ができるように遮断弁を設置している。設置箇所は、工場及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所及び共同溝の出入箇所、その他供給管理上必要な箇所等である。 ⑤ 橋梁に添架する導管は、すべて鋼管を採用するとともに、相対的な伸縮を吸収できるように配慮している。また、主要導管の橋りょう前後の埋設部については、鋼管とし、不等沈下に対処できるような措置をとっている。 ⑥ ガス供給施設及び供給上の事故に対処するために、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察等関係機関への連絡体制を整えている。																										
需要家施設	【略】																										
施 設 名	施 設 の 現 況																										
ガスホルダー	【略】																										
整 圧 器	地下整圧器に対しては <u>保安上の対策を施し</u> 、地上整圧器で地盤の低いゼロメートル地帯のものについては、地上からの高さを考慮した場所に設置し、災害に備えている。																										
ガ ス 導 管	(1) ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 (2) 導管材料は、高・中圧導管については鋼管とし、低圧本支管は <u>ポリエチレン（P E）管</u> 、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管を採用している。 (3) 鋼管のうち、本管の継手は <u>溶接接合</u> とし、 <u>支管等の小口径導管及びダクタイル鋳鉄管は、機械的接合</u> としている。また、 <u>ポリエチレン（P E）管は融着接合</u> を行っている。 (4) ガス導管には緊急遮断ができるように遮断弁を設置している。設置箇所は、工場及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所及び共同溝の出入箇所、その他供給管理上必要な箇所等である。 (5) 橋梁に添架する導管は、すべて鋼管を採用するとともに、相対的な伸縮を吸収できるように配慮している。また、主要導管の橋りょう前後の埋設部については、鋼管とし、不等沈下に対処できるような措置をとっている。 (6) ガス供給施設及び供給上の事故に対処するために、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察等関係機関への連絡体制を整えている。																										
需要家施設	【略】																										

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考		
	頁	内容		項	頁	内容			
	II-13	（２）施設の安全対策 【略】		予防	6	II -4-10	<施設の安全対策>		
		施設名	安 全 化 対 策						
		製造施設	【略】						
		供給施設	① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。 ② 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による導管内の緊急減圧措置を行う。 ア 導管網ブロック化 震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。 （ア）中圧導管網の地域ブロック化（Kブロック化） 地震時に被災地区への供給停止、非被災地域への供給の確保を目的として、全供給区域を 15 ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔操作可能な緊急遮断バルブを設置している。 （イ）低圧導管網の地区ブロック化（Lブロック化） Kブロック単位の緊急措置に至らない局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に区分できるよう、Kブロック内の低圧導管網を 149 ブロックに分割している。 イ 放散塔の設置 地震時のガスによる二次災害を防止するため、導管内のガスを空中放散するため、工場・制圧所・幹線ステーション等に放散塔を設置している。						
			通信施設				【略】		
			その他の安全施設				【略】		
	II-14	（３）ガス施設の定期検査 ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施するが、特に導管の維持管理については、次による。 ① 道路に埋設されている導管は、最高使用圧力が高圧のものにあつては埋設の日以後 14 日に 1 回以上、その他のものにあつては埋設の日以後 40 日に 1 回以上、告示で定める方法により検査を行う。 ② 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、設置の日以後 40 月に 1 回以上、告示で定める方法により検査を行う。ただし、その導管、ガスメーターコック、ガスメーター又はガス栓が設置されている場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができない場合は、この限りでない。		予防	6	II -4-11	<ガス施設の導管の維持管理> ○道路に埋設されている導管は、最高使用圧力が高圧のものにあつては埋設の日以後 14 <u>ヶ月</u> に 1 回以上、その他のものにあつては埋設の日以後 40 <u>ヶ月</u> に 1 回以上、告示で定める方法により検査を行う。 ○道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、 <u>メーターガス栓</u> 、ガスメーター及びガス栓は、設置の日以後 40 月に 1 回以上、告示で定める方法により検査を行う。ただし、その導管、 <u>メーターガス栓</u> 、ガスメーター又はガス栓が設置されている場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができない場合は、この限りでない。		

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考												
	頁	内容		項	頁	内容													
		記載なし	予防	6	Ⅱ -4-13	7 エネルギーの確保【総務部・環境部・都市建設部・学校教育部】 市は、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備等により電力を確保し、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進する。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市</td><td>（１）災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、非常用電源の整備等を促進</td></tr><tr><td>（総務部）</td><td>（２）公共施設等の電力を確保するため、LP ガスの活用やコージェネレーションの導入を促進する等、民間事業者との連携を推進</td></tr><tr><td>（環境部）</td><td>（３）災害時にスマートフォン等の充電にも活用できる太陽光パネルの設置や非常用電源としても有効な電気自動車等の導入を促進</td></tr><tr><td>（都市建設部）</td><td></td></tr><tr><td>（学校教育部）</td><td></td></tr></table>	主体名	対策内容	市	（１）災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、非常用電源の整備等を促進	（総務部）	（２）公共施設等の電力を確保するため、LP ガスの活用やコージェネレーションの導入を促進する等、民間事業者との連携を推進	（環境部）	（３）災害時にスマートフォン等の充電にも活用できる太陽光パネルの設置や非常用電源としても有効な電気自動車等の導入を促進	（都市建設部）		（学校教育部）		
主体名	対策内容																		
市	（１）災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、非常用電源の整備等を促進																		
（総務部）	（２）公共施設等の電力を確保するため、LP ガスの活用やコージェネレーションの導入を促進する等、民間事業者との連携を推進																		
（環境部）	（３）災害時にスマートフォン等の充電にも活用できる太陽光パネルの設置や非常用電源としても有効な電気自動車等の導入を促進																		
（都市建設部）																			
（学校教育部）																			

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容		項	頁	内容	
III-67		第一次交通規制（道路交通法） 大地震が発生したことを認知した場合は、速やかに都内における被害状況並びに道路及び交通状況（以下「道路交通状況」という。）を把握して、実施計画に基づく第一次交通規制を実施する。 （１） 環状 7 号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。 （２） 都心部において広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい支障があると認められる場合は、一時的に環状 7 号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。 （３） 環状 8 号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。 （４） 次の 7 路線を「緊急自動車専用路」として指定し、指定緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。 ① 国道 4 号（日光街道 他） ② 国道 1 7 号（中山道・白山通り 他） ③ 国道 2 0 号（甲州街道 他） ④ 国道 2 4 6 号（青山通り・多摩川通り 他） ⑤ 目白通り ⑥ 外堀通り ⑦ 高速自動車国道・首都高速道路 （５） 被害状況及び道路交通状況に応じて、前（１）から（４）までの交通規制を拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施する。 （６） 幹線道路の主要交差点において交通整理を行い、交通の混乱を防止する。	応急	1	II -4-15	<交通規制>	
						交通規制	
						第一次交通規制（道路交通法）	
						第二次交通規制（災害対策基本法）	

NO	現行（平成 24 年度修正）				項	頁	修正案			備考			
	頁	内容					内容						
III -153, 154	III -153, 154	機関名	初 動 措 置		応急	2	II -4-16	<各鉄道機関の初動措置>					
		機関名	初 動 措 置					機関名	初 動 措 置				
		西武 鉄 道	運 転 規 制	地震 運転司令は、地震が発生した場合、自社の地震計を基準にして、列車の運 転が危険と判断したときは、列車無線により、列車の停止手配をとる。 また、情報の入手に努め、駅長の状況報告に基づき、その状況に応じて次 により、列車運転を再開する。 ① 8～ 24 ガル（震度 3） 運転規制なし→ き一旦停止後 55km/ h 以 ② 25～ 44 ガル（震度 4 の 1） 運転規制なし→ 下注意運転 ③ 45～ 79 ガル（震度 4 の 2） 一旦停止後 25km/ h 以下で注意運転 ④ 80～ 99 ガル（震度 5 の 1） 一旦停止後 25km/ h 以下で注意運転 ⑤ 100～139 ガル（震度 5 の 2） 一旦停止後次駅まで 25km/ h 以下で注意 運転 (池袋～椎名町間、高田馬場～下落合間 は点検終了まで駅に停止) ⑥ 140～249 ガル（震度 5 の 3） 全列車停止→ 関係各部から安全の報告 ⑦ 250～399 ガル（震度 6） 全列車停止→ を受けるまで運転中止		西 武 鉄 道	運 転 規 制	<u>運転司令長は、地震が発生したときには応急処置として次の処置を行う。</u> <u>(1) 震度 4 以上の地震が発生したとき、または緊急地震速報による震度 4 以 上の予報を受信したときは、直ちに列車を一旦停止させる。</u> <u>(2) 緊急地震速報による震度 4 以上の予報を受信したときで、震度 3 以下を 観測したときは、安全を確認後、運転再開を指令する。</u> <u>(3) 震度 4 を観測したときは、毎時55km以下で先行列車が停止していた位置 まで注意運転するよう指令する。</u> <u>(4) 震度 5 弱を観測したときは、毎時25km以下で先行列車が停止していた位 置まで注意運転するよう指令する。</u> <u>(5) 震度 5 強以上を観測したときは、電気司令長及び施設司令長に要注意点 検箇所等の点検を依頼し、点検が終わるまで列車の運転を中止する。ただ し、震度 5 強を観測したときに限り、状況により旅客の避難・誘導等を目 的として、停止していた列車を毎時 15km 以下で次駅または最近の駅まで 運転するよう指令することができる。</u>					
				乗務員 の 対 応				【略】					
				その他 措 置				【略】					
				多摩都市 モノレール				運 転 規 制	地震 ① 震 度 4 … 25km 以下の注意運転 ② 震度 5 弱 以上 … 運転中止	多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル	運 転 規 制	(1) 震 度 4 … 25km 以下の注意運転 (2) 震度 5 弱 以上 … 運転中止	
									暴風雨 【略】			乗 務 員 の 対 応	(1) 列車の運転 列車の運転が危険と判断した場合又は指令センター長の指示があつ た場合は、列車を停止させた後、状況を指令センター長に報告し、指示 を受ける。 (2) 乗客への対応 状況を旅客に説明し、動揺と混乱防止に努める。
									雪害 【略】		そ の 他 措 置		【略】
								乗の 務 対 員 応	① 列車の運転 列車の運転が危険と判断した場合又は指令管理所長の指示があった場合 は、列車を停止させた後、状況を指令管理所長に報告し、指示を受ける。 ② 乗客への対応状況を旅客に説明し、動揺と混乱防止に努める。		そ の 他 措 置	【略】	
				その 措 置				【略】					

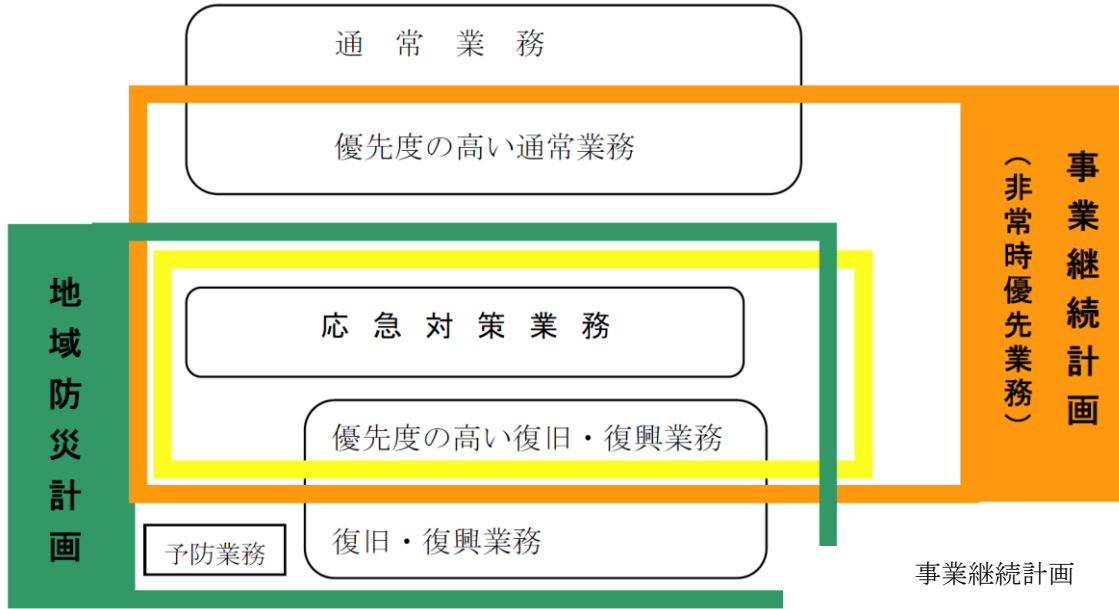
No	現行（平成 24 年度修正）			修正案				備考					
	頁	内容			項	頁	内容						
Ⅲ -153, 155	Ⅲ	機 関 名		救 護 活 動		Ⅱ -4-18	<事故発生時の救護活動>						
		西武 鉄 道	災害発生により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護活動を行う。 ①負傷者の救出については、旅客（医師・看護師等）の協力を求める。 ②救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。 ③多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮する。		機 関 名		救 護 活 動						
			①負傷者の救護を最優先する。また、併発事故の防止の手配をとるとともに、直ちに指令管理所長及び駅務管理所長へ通報する。 ②事故現場に居合わせた係員は、可能な限り事故の処置に協力する。				西武 鉄 道	災害発生により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護活動を行う。 (1) 負傷者の救出については、旅客（医師・看護師等）の協力を求める。 (2) 救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。 (3) 多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮する。					
								モ ノ レ ー ル 多 摩 都 市		(1) 負傷者の救護を最優先する。また、併発事故の防止の手配をとるとともに、直ちに指令センター長及び駅務管理所長へ通報する。 (2) 事故現場に居合わせた係員は、可能な限り事故の処置に協力する。			
Ⅲ -139	Ⅲ	第 2 節 下水道施設 【都市建設部】		Ⅱ -4-20	5 下水道 【都市建設部】								
		災害時における下水道施設の被害については、汚水、雨水の排除に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期するため必要な事項を定める。 1. 活動態勢 非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急・復旧活動を行う。 2. 応急対策 (1) 災害復旧用資器材の整備 【略】 (2) 応急措置 【略】 (3) その他 近隣市及び流域下水道本部との復旧工事等に係る連携を図る。			災害時における下水道施設の被害については、汚水、雨水の排除に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期するため必要な事項を定める。								
					主体名			対策内容					
					市 (都市建設部)			(1) 活動態勢 ○非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、「東大和市下水道事業業務継続計画」等により、下水道施設の被害に対し、迅速に応急活動を実施 (2) 災害復旧用資器材の整備 【略】 (3) 応急処置 【略】 (4) 周辺自治体等との連携 ○近隣市及び流域下水道本部との復旧工事等に係る連携を確保 ○流域下水道本部と連携の上、被害状況を踏まえ、下水道使用の自粛等必要事項を広報					
Ⅲ -141	Ⅲ	事 業 所		Ⅱ -4-23	<非常態勢の組織>								
		非常態勢の組織			機 能								
		本 店	非常災害対策本部		ア 本店における非常災害対策活動の実施 イ 全事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮			事 業 所					
		店 所	非常災害対策本部		ア 自事業所における非常災害対策活動の実施 イ 自店所に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮			非常態勢の組織					
		第一線機関等		非常災害対策支部		自事業所における非常災害対策活動の実施		第一線機関等		非常災害対策支部		自事業所における非常災害対策活動の実施	

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考		
	頁	内容		項	頁	内容			
Ⅲ -141		① 非常態勢の発令 災害が発生したとき、非常災害対策本・支部長は、次のとおり情勢に応じた非常態勢を発令する。		応急	6	Ⅱ -4-23	<非常態勢>		
		区 分	情 勢				発 令 者		
							本 店	店所第一線 機関等	
		第 1 非常態勢	ア 被害の発生が予想される場合 イ 災害が発生した場合				総務・法務室長	それぞれの長	
		第 2 非常態勢	大規模な被害が発生した場合 （大規模な被害の発生が予想される場合を含む。）				防災担当役員	それぞれの長	
第 3 非常態勢	ア 大規模な被害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 イ 判定会が招集された場合 ウ 警戒宣言が発せられた場合	社 長 東海地震注意情報並びに警戒宣言発令時は総務部長	それぞれの長						
Ⅲ -144		第 4 節 ガス施設 【東京ガス】		応急	6	Ⅱ -4-24	6－2 ガス施設【東京ガス】		
		【略】					【略】		
		1. 災害時の活動体制							
		(1) 非常災害対策本部の設置							
		本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。							
(2) 震災時の非常体制									
				応急	6	Ⅱ -4-24	<震災時の非常体制>		
体 制 区 分		災害の具体的な状況・被災の程度					指 令 者		
第一次非常体制		震度 5 弱・震度 5 強の地震が発生した場合					導管ネットワーク本部長		
第二次非常体制		① 震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ② 震度 5 弱・震度 5 強以上の地震が発生し、（中圧または低圧）ブロックを供給停止した場合					社長		
		記載なし		応急	7	Ⅱ -4-27	7 エネルギーの確保 【総務部・市民部・社会教育部・学校教育部】 公共施設や拠点施設の機能を維持するため、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。また、震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している一般社団法人東京都 L P ガス協会東大和部会等の協力によりエネルギーを確保する。		

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容		項	頁	内容	
	Ⅲ -155	6. 復旧計画 【略】	復旧	2	Ⅱ -4-28	2 鉄道施設 【略】	【西武鉄道・多摩都市モノレール】
		機関名				主体名	
		西武鉄道				西 武 鉄 道	
		多摩都市 モノレール				多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル	
	Ⅲ -138	第 1 節 水道施設 【立川給水管理事務所】 災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都水道局は必要な人員及び資器材等の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。 復旧に当たっては、施設の被害についての情報の収集・分析をとおして、適切な復旧方針を決定し、可能な限り市民への給水を確保するため、配水調整により断水地域の減少に努める。また、送配水管等の復旧に当たっては、多摩水道改革推進本部等との連携・調整を図り、効率的に復旧作業を進める。	復旧	4	Ⅱ -4-29	4 水道 災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都水道局は必要な人員及び資器材等の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。 復旧に当たっては、施設の被害についての情報収集・分析を通して、適切な復旧方針を決定し、可能な限り市民への給水を確保するため、配水調整により断水地域の減少に努める。また、送配水管等の復旧に当たっては、局内で連携・調整を図り、効率的に復旧作業を進める。	【都水道局】
		Ⅲ -139 3. 復旧対策 （1）管路の復旧計画 ① 復旧計画 【略】 ② 送・配水管路における復旧活動 断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながら予め定めた以下の優先施設から順次復旧する。 ア 首都中枢機関等への供給管路 イ 第一次重要路線 送水管及び広大な区域をもつ配水本管 ウ 第二次重要路線及び配水小管重要路線 配水本管及び小管の骨格となる路線 エ 第一次、第二次を除く給水上極めて重要な路線 応急給水施設、避難所等に至る管路 ③ 給水装置の復旧活動 【略】				主体名	対策内容
	Ⅲ -139	1. 活動態勢 非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急・復旧活動を行う。	復旧	5	Ⅱ -4-30	5 下水道 非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、「東大和市下水道事業業務継続計画」等により、下水道施設の被害に対し、迅速に復旧活動を行う。	【都市建設部】
		3. 復旧対策 ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、二次災害を抑止するため、予め定めた下記の手順により実施する。 【略】 （2）中低圧導管の復旧（被害が発生した場合） 【略】 （5）本支管の点検 【略】				6-2 ガス施設【東京ガス】	
			復旧	6	Ⅱ -4-31	主体名	対策内容
						東 京 ガ ス	【略】 （2）中圧導管の復旧（被害が発生した場合） 【略】 （5）低圧本支管の点検 【略】

第5章 応急対応力の強化

No	現行（平成24年度修正）			修正案		備考
	頁	内容		項	頁	
	II-49	1. 事業継続計画とは BCP（事業継続計画）とはBusiness Continuity Plan の略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。その内容としては、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即した要員の確保、迅速な安否確認などがあげられる。 事業継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、図1 に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、図2 に示すような状況を図3 に示すような高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。 BCP 策定による事業の確保と早期復旧イメージ 図1 図2 図3 BCPの策定にあたっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取り組みを平時から実施することが重要である。	予防	2	II-5-2	2 業務継続体制の確保 市では、「東大和市事業継続計画」を策定している。同計画に基づき訓練・対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行う等、継続的な取り組みを平時から実施することが重要である。 【業務継続計画とは】 BCP（事業継続計画）とはBusiness Continuity Plan の略であり、大規模災害発生時等に優先的に取り組むべき重要業務をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。 <u>「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にし、災害発生時の即応態勢を早期に確立するとともに、効果的・効率的で迅速な人員の配分を行う。</u> 【発災後市が実施する業務の推移】 出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考																																	
	頁	内容		項	頁	内容																																		
	II-50	2. 地域防災計画と事業継続計画の違いについて	予防	2	II-5-3	【地域防災計画と事業継続計画の違いについて】																																		
		図 地域防災計画と事業継続計画が対象とする業務の関係 				通常業務 業務継続の優先度が高いもの + 地域防災計画による災害応急対策業務 + 早期実施の優先度が高いもの 地域防災計画による災害復旧・復興業務 発災後の他の新規発生業務 = 非常時優先業務 = 応急業務 事業継続計画																																		
II-50	表 地域防災計画と事業継続計画の相違点		予防	2	II-5-3	表 地域防災計画と事業継続計画の相違点																																		
		<table><tr><th></th><th>地域防災計画</th><th>事業継続計画</th></tr><tr><td>計画の趣旨</td><td>地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。</td><td>発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。</td></tr><tr><td>行政の被災</td><td>行政の被災は、想定していない。</td><td>庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。</td></tr><tr><td>対象業務</td><td>災害対応に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。</td><td>非常時優先業務を対象とする（応急復旧業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。</td></tr><tr><td>業務の優先順位等</td><td>一部の地方公共団体では、目標時間等を記載している場合もあるが、必須事項ではない。</td><td>非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を想定した優先順位を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。</td></tr><tr><td>業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保</td><td>業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。</td><td>業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。</td></tr></table>		地域防災計画	事業継続計画	計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。	行政の被災	行政の被災は、想定していない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	対象業務	災害対応に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（応急復旧業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。	業務の優先順位等	一部の地方公共団体では、目標時間等を記載している場合もあるが、必須事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を想定した優先順位を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。	業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。				<table><tr><th></th><th>地域防災計画</th><th>事業継続計画</th></tr><tr><td>計画の趣旨</td><td>地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。</td><td>発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。</td></tr><tr><td>対象業務</td><td>災害対応に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。</td><td>非常時優先業務を対象とする（応急復旧業務だけでなく、優先度の高い通常業務等も含まれる）。</td></tr><tr><td>業務の優先順位等</td><td>一部の地方公共団体では、目標時間等を記載している場合もあるが、必須事項ではない。</td><td>非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を想定した優先順位を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。</td></tr><tr><td>業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保</td><td>業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。</td><td>業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。</td></tr></table>		地域防災計画	事業継続計画	計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。	対象業務	災害対応に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（応急復旧業務だけでなく、優先度の高い通常業務等も含まれる）。	業務の優先順位等	一部の地方公共団体では、目標時間等を記載している場合もあるが、必須事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を想定した優先順位を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。	業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。	
	地域防災計画	事業継続計画																																						
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。																																						
行政の被災	行政の被災は、想定していない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。																																						
対象業務	災害対応に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（応急復旧業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。																																						
業務の優先順位等	一部の地方公共団体では、目標時間等を記載している場合もあるが、必須事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を想定した優先順位を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。																																						
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。																																						
	地域防災計画	事業継続計画																																						
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。																																						
対象業務	災害対応に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（応急復旧業務だけでなく、優先度の高い通常業務等も含まれる）。																																						
業務の優先順位等	一部の地方公共団体では、目標時間等を記載している場合もあるが、必須事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を想定した優先順位を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。																																						
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。																																						

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考																																	
	頁	内容		項	頁	内容																																		
Ⅲ-76, 77	第 2 節 救助・救急体制の整備 【総務部・東大和市消防団・北多摩西部消防署・東大和警察署】 1. 東京消防庁の救助・救急体制 救助体制の整備については、東京都地域防災計画震災編第 2 部第 6 章第 5 節「3. 消火・救助・救急活動体制の整備」を準用する。 2. 警視庁（東大和警察署）の救出・救助体制 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確・安全な救出・救助活動ができるようにする。 3. 消防団の救出・救護活動能力の向上 大規模災害を想定した場合、家屋の倒壊や火災が同時多発し、消火活動に加えて救出・救護活動や避難誘導活動等、様々な活動が考えられる。また、道路上には倒壊したブロック塀や電柱等の障害物があり、消防ポンプ車両を使用した情報収集活動も困難な状況となる。このような状況下では、被害を最小限にとどめるため、各分団に配置されている資機材を最大限に活用する必要があるが、それでも対応しきれない場合には、各団員の個々の能力や個人で所有する資機材も活用し、対応せざるを得ない状況となるため、平成20 年4 月に災害時ポンプ隊、機動二輪隊及び特別活動隊の災害時三隊が発足されているので、これらに対する教育訓練の充実を図るとともに、地域住民に対する応急救護知識・技術の普及・啓発活動を充実する。 消防団の救出・救助資器材の整備状況 <table><tr><th>事 業 名</th><th colspan="4">内 容 等</th></tr><tr><td rowspan="5">救助用具</td><td>・ チェーンソー</td><td>・ ボルトクリッパー</td><td colspan="2">・ スコップ</td></tr><tr><td>・ 弁慶</td><td>・ ハンマー付斧</td><td colspan="2">・ つるはし</td></tr><tr><td>・ 4 型カッター</td><td>・ 平バール</td><td colspan="2">・ のこぎり</td></tr><tr><td>・ 油圧ジャッキ</td><td>・ テコバール</td><td colspan="2">・ かけや</td></tr><tr><td>・ エンジンカッター</td><td>・ レシプロソー</td><td colspan="2"></td></tr></table> 4. 市民の自主救出活動能力の向上（総務部・北多摩西部消防署） （1）救出活動技術の普及・啓発 災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、市民による地域ぐるみの救出活動も必要となる。 このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、自主防災組織の救出救護班員及び一般市民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。 （2）応急救護知識及び技術の向上 災害時において同時に多数の傷病者が発生した際には、一時的に市民自らが応急救護処置を行うことができる技能を身につけることが重要である。 このため、市民に対し傷病者を応急に救護するために必要な知識及び技術を普及するとともに、事業所等における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。 また、応急手当普及用資器材の整備・充実を図るとともに、（財）東京防災救急協会と連携し、効果的な啓発活動を展開する。なお、一定以上の応急手当技能を有する市民に対し、その技能を認定することにより、市民の応急救護に関する技能の向上と意識の高揚を図る。	事 業 名	内 容 等				救助用具	・ チェーンソー	・ ボルトクリッパー	・ スコップ		・ 弁慶	・ ハンマー付斧	・ つるはし		・ 4 型カッター	・ 平バール	・ のこぎり		・ 油圧ジャッキ	・ テコバール	・ かけや		・ エンジンカッター	・ レシプロソー			予防	3	Ⅱ -5-4	3 消火・救助・救急活動体制の整備 【総務部・消防団・北多摩西部消防署・東大和警察署】 大規模災害を想定した場合、家屋の倒壊や火災が同時に多発すると考えられ、消火活動や救出・救護活動、避難誘導活動等、様々な活動が必要となる。このような状況下で被害を最小限にとどめるため、救出・救助資器材の習熟訓練や地域住民への応急救護知識・技術の普及・啓発が重要となる。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （ 総 務 部 ） 消 防 団</td><td>○消防団の救出・救助資器材の整備 ○災害時ポンプ隊、機動二輪隊及び特別活動隊の災害時三隊に対する 習熟訓練の実施。 ○応急手当普及用資器材の整備・充実を図る。</td></tr><tr><td>北多摩西部消防署</td><td>○災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急 体制を整備。 ○航空消防活動体制の整備 ○関連機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○（財）東京防災救急協会等と連携し、防火管理者、自衛消防隊員、 自主防災組織及び地域住民等に対する応急救護・救出活動に関する 知識・技術の普及・啓発活動を行う。 ○一定以上の応急手当技能を有する市民に対し、その技能を認定し、 市民の応急救護に関する技能の向上と意識の高揚を図る。</td></tr><tr><td>東 大 和 警 察 署</td><td>○必要な装備資器材の整備及び充実強化を図る。 ○効果的に資器材を活用した迅速、的確・安全な救出・救助活動がで きるようにしておく。</td></tr></table> ※第 2 部第 3 章第 5 節【応急対策】「1 消火・救助・救急活動」を参照	主体名	対策内容	市 （ 総 務 部 ） 消 防 団	○消防団の救出・救助資器材の整備 ○災害時ポンプ隊、機動二輪隊及び特別活動隊の災害時三隊に対する 習熟訓練の実施。 ○応急手当普及用資器材の整備・充実を図る。	北多摩西部消防署	○災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急 体制を整備。 ○航空消防活動体制の整備 ○関連機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○（財）東京防災救急協会等と連携し、防火管理者、自衛消防隊員、 自主防災組織及び地域住民等に対する応急救護・救出活動に関する 知識・技術の普及・啓発活動を行う。 ○一定以上の応急手当技能を有する市民に対し、その技能を認定し、 市民の応急救護に関する技能の向上と意識の高揚を図る。	東 大 和 警 察 署	○必要な装備資器材の整備及び充実強化を図る。 ○効果的に資器材を活用した迅速、的確・安全な救出・救助活動がで きるようにしておく。	
事 業 名	内 容 等																																							
救助用具	・ チェーンソー	・ ボルトクリッパー	・ スコップ																																					
	・ 弁慶	・ ハンマー付斧	・ つるはし																																					
	・ 4 型カッター	・ 平バール	・ のこぎり																																					
	・ 油圧ジャッキ	・ テコバール	・ かけや																																					
	・ エンジンカッター	・ レシプロソー																																						
主体名	対策内容																																							
市 （ 総 務 部 ） 消 防 団	○消防団の救出・救助資器材の整備 ○災害時ポンプ隊、機動二輪隊及び特別活動隊の災害時三隊に対する 習熟訓練の実施。 ○応急手当普及用資器材の整備・充実を図る。																																							
北多摩西部消防署	○災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急 体制を整備。 ○航空消防活動体制の整備 ○関連機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○（財）東京防災救急協会等と連携し、防火管理者、自衛消防隊員、 自主防災組織及び地域住民等に対する応急救護・救出活動に関する 知識・技術の普及・啓発活動を行う。 ○一定以上の応急手当技能を有する市民に対し、その技能を認定し、 市民の応急救護に関する技能の向上と意識の高揚を図る。																																							
東 大 和 警 察 署	○必要な装備資器材の整備及び充実強化を図る。 ○効果的に資器材を活用した迅速、的確・安全な救出・救助活動がで きるようにしておく。																																							

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考														
	頁	内容		項	頁	内容															
Ⅲ-40, 41	第 1 節 相互応援協力 【総務部】 1. 都への協力要請 （1）市長は、大規模な災害が発生した場合には、知事に応援又は応援のあつ旋を求めるなどして災害対策の万全を期することとする。 （2）市長が知事に応援又は応援のあつ旋を求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、下記に掲げる事項についてとりあえず口頭、電話、F A X、又は東京都災害情報システム（D I S 端末）をもって要請し、後日文書によりあらためて処理をする。 ① 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつ旋を求める場合はその理由） ② 応援を希望する機関名 ③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所、期間 ⑤ 応援を必要とする活動内容 ⑥ その他必要な事項 2. 他市町村と相互協力 災害対策基本法第67 条に基づき、市が他市町村に応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続き等必要な事項について、相互応援の協定を締結し、応急措置の万全を期するものとする。 現在、当市と他市町との間で締結している消防及び防災に関する協定は次のとおりである。（資料第33「市と他市町村等との相互協力」資料編49 頁） 3. 各防災機関との協力 市は、災害時の応急対策の円滑な実施を図るため、各防災機関と連絡を密にし、災害時における協力体制の確立に努めるものとする。 現在、次の団体と協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。（資料第34「市と各防災機関との協力」資料編67 頁） 4. 民間団体との協力 市は、災害時に協力団体の積極的協力が得られるよう体制の確立に努めるものとする。 現在、次の団体と協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。（資料第35「市と各民間団体との協力」資料編94 頁） 5. 協力機関との協力体制の確立 市は、市内における協力機関の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備しておくものとする。 また、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図るものとする。さらに、これらの団体の協力業務及び協力方法について、本計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図るものとする。 これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。 （1）異常現象、災害危険箇所等を発見した場合には、市、その他関係機関に連絡すること。 （2）災害に関する予警報、その他情報を区域内住民に伝達すること。 （3）災害時における広報・広聴活動に協力すること。 （4）災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。 （5）避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。 （6）被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。 （7）被災状況の調査に協力すること。 （8）被災区域内の秩序維持に協力すること。 （9）り災証明書交付事務に協力すること。 （10）その他の災害応急対策業務に協力すること。 市内の主な協力機関（協定締結済の団体を除く。） <table><tr><td>○ 西武バス・立川バス</td><td>○ 東大和市シルバー人材センター</td></tr><tr><td>○ 東京みどり農業協同組合</td><td>○ 東大和市商工会</td></tr><tr><td>○ 東大和市防犯協会</td><td>○ 東大和地区交通安全協会</td></tr><tr><td>○ 東大和市社会福祉協議会</td><td>○ 都種別協同組合東大和支部</td></tr><tr><td>○ 東大和市接骨師会</td><td>○ 自治会・自主防災組織</td></tr></table>	○ 西武バス・立川バス	○ 東大和市シルバー人材センター	○ 東京みどり農業協同組合	○ 東大和市商工会	○ 東大和市防犯協会	○ 東大和地区交通安全協会	○ 東大和市社会福祉協議会	○ 都種別協同組合東大和支部	○ 東大和市接骨師会	○ 自治会・自主防災組織	予防	4	Ⅱ -5-5	4 広域連携体制の構築 【総務部】 市が他市町村に応援を求める又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続き等必要な事項について、相互応援の協定を締結し、 <u>応急対策の体制の確立に努める。</u> また、各防災機関、 <u>民間団体及び協力機関においても積極的協力が得られるよう体制の確立に努める。</u> <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">市 （総務部）</td><td><u>（1）受援体制の充実</u> ○東大和市業務継続計画の修正と併せて、受援の担当の役割の明確化を図る等、<u>受援体制を充実</u> ○平常時においては、受援対象業務をあらかじめ特定する等、迅速に応援要請できる準備を実施 ○応援隊のための待機場所、執務スペース、必要資機材等、応援の受け入れ体制を充実</td></tr><tr><td><u>（2）他市町村との相互協力</u> ○応援の種類、手続き等必要な事項について、相互応援の協定を締結している。 <u>（3）各防災機関との協力</u> ○協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。 <u>（4）民間団体との協力</u> ○協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。 <u>（5）協力機関との協力体制の確立</u> ○市内における協力機関の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。 ○住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。 ○災害時における活動が能率的に処理できるように<u>団体の協力業務及び協力方法について周知徹底を図る。</u> <u><協力業務例></u> ① 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合には、市、その他関係機関に連絡すること。 ② 災害に関する予警報、その他情報を区域内住民に伝達すること。 ③ 災害時における広報・広聴活動に協力すること。 ④ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。 ⑤ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。 ⑥ 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。 ⑦ 被災状況の調査に協力すること。 ⑧ 被災区域内の秩序維持に協力すること。 ⑨ り災証明書交付事務に協力すること。 ⑩ その他の災害応急対策業務に協力すること。</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （総務部）	<u>（1）受援体制の充実</u> ○東大和市業務継続計画の修正と併せて、受援の担当の役割の明確化を図る等、 <u>受援体制を充実</u> ○平常時においては、受援対象業務をあらかじめ特定する等、迅速に応援要請できる準備を実施 ○応援隊のための待機場所、執務スペース、必要資機材等、応援の受け入れ体制を充実	<u>（2）他市町村との相互協力</u> ○応援の種類、手続き等必要な事項について、相互応援の協定を締結している。 <u>（3）各防災機関との協力</u> ○協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。 <u>（4）民間団体との協力</u> ○協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。 <u>（5）協力機関との協力体制の確立</u> ○市内における協力機関の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。 ○住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。 ○災害時における活動が能率的に処理できるように <u>団体の協力業務及び協力方法について周知徹底を図る。</u> <u><協力業務例></u> ① 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合には、市、その他関係機関に連絡すること。 ② 災害に関する予警報、その他情報を区域内住民に伝達すること。 ③ 災害時における広報・広聴活動に協力すること。 ④ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。 ⑤ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。 ⑥ 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。 ⑦ 被災状況の調査に協力すること。 ⑧ 被災区域内の秩序維持に協力すること。 ⑨ り災証明書交付事務に協力すること。 ⑩ その他の災害応急対策業務に協力すること。	
○ 西武バス・立川バス	○ 東大和市シルバー人材センター																				
○ 東京みどり農業協同組合	○ 東大和市商工会																				
○ 東大和市防犯協会	○ 東大和地区交通安全協会																				
○ 東大和市社会福祉協議会	○ 都種別協同組合東大和支部																				
○ 東大和市接骨師会	○ 自治会・自主防災組織																				
主体名	対策内容																				
市 （総務部）	<u>（1）受援体制の充実</u> ○東大和市業務継続計画の修正と併せて、受援の担当の役割の明確化を図る等、 <u>受援体制を充実</u> ○平常時においては、受援対象業務をあらかじめ特定する等、迅速に応援要請できる準備を実施 ○応援隊のための待機場所、執務スペース、必要資機材等、応援の受け入れ体制を充実																				
	<u>（2）他市町村との相互協力</u> ○応援の種類、手続き等必要な事項について、相互応援の協定を締結している。 <u>（3）各防災機関との協力</u> ○協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。 <u>（4）民間団体との協力</u> ○協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。 <u>（5）協力機関との協力体制の確立</u> ○市内における協力機関の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。 ○住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。 ○災害時における活動が能率的に処理できるように <u>団体の協力業務及び協力方法について周知徹底を図る。</u> <u><協力業務例></u> ① 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合には、市、その他関係機関に連絡すること。 ② 災害に関する予警報、その他情報を区域内住民に伝達すること。 ③ 災害時における広報・広聴活動に協力すること。 ④ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。 ⑤ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。 ⑥ 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。 ⑦ 被災状況の調査に協力すること。 ⑧ 被災区域内の秩序維持に協力すること。 ⑨ り災証明書交付事務に協力すること。 ⑩ その他の災害応急対策業務に協力すること。																				

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考
	頁	内容		項	頁	内容	
	III-4	(5) 市災対本部の組織図		応急 1	II -5-9	⑤ 市災対本部の組織図	
	本部長（市長） 副本部長（副市長・教育長） 本部員 本部長室 防災会議 本部員 総務部長 企画財政部長 市民部長 子ども生活部長 福祉部長 環境部長 都市建設部長 学校教育部長 社会教育部長 議会事務局長 会計管理者 消防団長 秘書広報課長 防災安全課長 その他、東大和市の職員のうちから本部長の指名するもの。 災対総務部 本部班、配備班 災対企画財政部 企画班、広報班、財務班 災対市民部 市民班、調査班 災対子ども生活部 児童班、地区避難所班、ボランティア班 災対福祉部 連絡調整班、援護支援班、医療救護・保健班 災対環境部 環境班、物資班 災対都市建設部 都市復興班、道路班、建物班、下水道班 災対学校教育部 学校班、給食班 災対社会教育部 学校避難所・文化財班 協力部 協力班 消防団本部 消防班					本部長（市長） 副本部長（副市長・教育長） 本部員 本部長室 防災会議 本部員 総務部長 企画財政部長 市民部長 子育て支援部長 福祉部長 環境部長 都市建設部長 学校教育部長 社会教育部長 議会事務局長 消防団長 秘書広報課長 防災安全課長 その他、市職員のうちから本部長の指名するもの。 災対総務部 本部班、配備班 災対企画財政部 企画班、広報班、財務班 災対市民部 市民班、物資班、調査班、ボランティア班・地区避難所班 災対子育て支援部 児童班、地区避難所協力班 災対福祉部 連絡調整班、援護支援班、医療救護・保健班 災対環境部 環境班 災対都市建設部 都市復興班、道路班、建物班、下水道班 災対学校教育部 学校班、給食班 災対社会教育部 学校避難所・文化財班・地区避難所協力班 協力部 協力班 災対消防団 消防班	

No	現行（平成 24 年度修正）				修正案				備考		
	頁	内容			項	頁	内容				
	III-5	(6) 各部の構成及び分掌事務			応急	1	II	⑥ 各部の構成及び分掌事務			
		部	班	班 員		-5-10	部	班	班 員	分 掌 事 務	
	災 対 総	部	班	〈部 長〉 総務部長		災 対 総	部	班	〈部 長〉 総務部長		
				〈班 長〉 防災安全課長 〈副班長〉 情報管理課長					〈班 長〉 防災安全課長 〈副班長〉 情報管理課長		
	務 部	配 備 班	防 災 安 全 課 情 報 管 理 課	① 非常配備態勢の発令及び廃止の伝達に関する事 ② 災害情報等の収集及び通信連絡の統制に関する事 ③ 避難の勧告又は指示の伝達及び警戒区域の設定に関する事 ④ 本部の通信施設の保全及び整備に関する事 ⑤ 東京都及び関係防災機関との連絡調整に関する事 ⑥ 自衛隊に対する災害派遣の要請及び受入れに関する事 ⑦ 東大和市消防団の出動に関する事 ⑧ 水防活動に関する事 ⑨ 本部長室及び部・班長会議の庶務に関する事 ⑩ 東大和市防災会議条例（昭和 39 条例第 25 号）に定める東大和市防災会議に関する事 ⑪ その他災害対策の連絡調整に関する事		務 部	配 備 班	防 災 安 全 課 情 報 管 理 課	① 非常配備態勢の発令及び廃止の伝達に関する事 ② 災害情報等の収集及び通信連絡の統制に関する事 ③ 避難の勧告又は指示の伝達及び警戒区域の設定に関する事 ④ 本部の通信施設の保全及び整備に関する事 ⑤ 東京都及び関係防災機関との連絡調整に関する事 ⑥ 自衛隊に対する災害派遣の要請及び受入れに関する事 ⑦ 消防団の出動に関する事 ⑧ 水防活動に関する事 ⑨ 本部長室及び部・班長会議の庶務に関する事 ⑩ 東大和市防災会議条例（昭和 39 年条例第 25 号）に定める東大和市防災会議に関する事 ⑪ その他災害対策の連絡調整に関する事		
				〈班 長〉 総務管財課長 〈副班長〉 文書課長・職員課長					〈班 長〉 総務管財課長 〈副班長〉 文書課長・職員課長		
			総 務 管 財 課 文 書 課 職 員 課	① 来庁者の避難及び救護に関する事 ② 職員（消防団員を除く。以下この章において同じ。）の非常配備及び服務に関する事 ③ 職員の安否確認に関する事 ④ 東京都及び他区市町村の職員の受入れ及び職員の派遣に関する事 ⑤ 災害対策に必要な労働力の確保に関する事 ⑥ 災害対策に必要な車両等の調達及び保管に関する事 ⑦ 災害対策用物資及び資材の購入等に関する事 ⑧ 庁舎等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事 ⑨ 市営住宅の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事 ⑩ 公共施設の被害状況の取りまとめに関する事					① 来庁者の避難及び救護に関する事 ② 職員（消防団員を除く。以下同じ。）の非常配備及び服務に関する事 ③ 職員の安否確認に関する事 ④ 東京都及び他区市町村の職員の受入れ及び職員の派遣に関する事 ⑤ 災害対策に必要な労働力の確保に関する事 ⑥ 災害対策に必要な車両等の調達及び保管に関する事 ⑦ 災害対策用物資及び資材の購入等に関する事 ⑧ 庁舎等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事 ⑨ 市営住宅の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事 ⑩ 公共施設の被害状況の取りまとめに関する事		

NO	現行（平成 24 年度修正）				修正案				備考																																																																																																																																																																																																																			
	頁	内容			項	頁	内容																																																																																																																																																																																																																					
Ⅲ-5, 6		<table><tr><td>部</td><td>班</td><td>班 員</td><td>分 掌 事 務</td></tr><tr><td rowspan="10">災 対 企 画 財 政 部</td><td colspan="3">〈部 長〉 企画財政部長</td></tr><tr><td rowspan="3">企 画 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 企画課長</td><td>〈副班長〉 行政管理課長・検査担当課長</td></tr><tr><td>企 画 課</td><td>①</td><td>災害救助法の適用申請に関すること。</td></tr><tr><td>行 政 管 理 課</td><td>②</td><td>激甚災害の指定に係る手続に関すること。</td></tr><tr><td>検 査 担 当</td><td>③</td><td>災害復興の総合調整に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="5">広 報 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 秘書広報課長</td><td></td></tr><tr><td>秘 書 広 報 課</td><td>①</td><td>災害に関する広報及び広聴に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>②</td><td>報道機関との連絡及び情報提供に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>③</td><td>被災者の相談窓口に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>④</td><td>被災状況の記録に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>⑤</td><td>N T T等の電話事業者に対する情報収集等に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="3">災 対 企 画 財 政 部</td><td rowspan="2">財 務 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 財政課長</td><td>〈副班長〉 会計課長</td></tr><tr><td>財 政 課</td><td>①</td><td>災害対策関係予算に関すること。</td></tr><tr><td>会 計 課</td><td>②</td><td>災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="8">災 対 市 民 部</td><td colspan="3">〈部 長〉 市民部長</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">市 民 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 市民課長</td><td>〈副班長〉 保険年金課長</td></tr><tr><td>市 民 課</td><td>①</td><td>市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。</td></tr><tr><td>保 険 年 金 課</td><td>②</td><td>火葬に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="3">調 査 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 課税課長</td><td>〈副班長〉 納税課長</td></tr><tr><td>課 税 課</td><td>①</td><td>家屋の被害調査に関すること。</td></tr><tr><td>納 税 課</td><td>②</td><td>り災証明に関すること。</td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td></td></tr></table>				部	班	班 員	分 掌 事 務	災 対 企 画 財 政 部	〈部 長〉 企画財政部長			企 画 班	〈班 長〉 企画課長		〈副班長〉 行政管理課長・検査担当課長	企 画 課	①	災害救助法の適用申請に関すること。	行 政 管 理 課	②	激甚災害の指定に係る手続に関すること。	検 査 担 当	③	災害復興の総合調整に関すること。	広 報 班	〈班 長〉 秘書広報課長			秘 書 広 報 課	①	災害に関する広報及び広聴に関すること。		②	報道機関との連絡及び情報提供に関すること。		③	被災者の相談窓口に関すること。		④	被災状況の記録に関すること。		⑤	N T T等の電話事業者に対する情報収集等に関すること。	災 対 企 画 財 政 部	財 務 班	〈班 長〉 財政課長		〈副班長〉 会計課長	財 政 課	①	災害対策関係予算に関すること。	会 計 課	②	災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。	災 対 市 民 部	〈部 長〉 市民部長				市 民 班	〈班 長〉 市民課長		〈副班長〉 保険年金課長	市 民 課	①	市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。	保 険 年 金 課	②	火葬に関すること。	調 査 班	〈班 長〉 課税課長		〈副班長〉 納税課長	課 税 課	①	家屋の被害調査に関すること。	納 税 課	②	り災証明に関すること。						応急	1	Ⅱ -5-10 , 11	<table><tr><td>部</td><td>班</td><td>班 員</td><td>分 掌 事 務</td></tr><tr><td rowspan="18">災 対 企 画 財 政 部</td><td colspan="3">〈部 長〉 企画財政部長</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">企 画 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 企画課長</td><td>〈副班長〉 公共施策等マネジメント課長</td></tr><tr><td>企 画 課</td><td>①</td><td>災害救助法の適用申請に関すること。</td></tr><tr><td>公 共 施 設 等 マネジメント課</td><td>②</td><td>激甚災害の指定に係る手続に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>③</td><td>災害復興の総合調整に関すること。</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">広 報 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 秘書広報課長</td><td>〈副班長〉 行政管理課長・検査担当課長</td></tr><tr><td>秘 書 広 報 課</td><td>①</td><td>災害に関する広報及び広聴に関すること。</td></tr><tr><td>行 政 管 理 課</td><td>②</td><td>報道機関との連絡及び情報提供に関すること。</td></tr><tr><td>検 査 担 当</td><td>③</td><td>被災者の相談窓口に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>④</td><td>被災状況の記録に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>⑤</td><td>N T T等の電話事業者に対する情報収集等に関すること。</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">財 務 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 財政課長</td><td>〈副班長〉 会計課長</td></tr><tr><td>財 政 課</td><td>①</td><td>災害対策関係予算に関すること。</td></tr><tr><td>会 計 課</td><td>②</td><td>災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="10">災 対 市 民 部</td><td colspan="3">〈部 長〉 市民部長</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">市 民 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 市民課長</td><td></td></tr><tr><td>市 民 課</td><td>①</td><td>市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>②</td><td>火葬に関すること。</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">物 資 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 産業振興課長</td><td>〈副班長〉 保険年金課長</td></tr><tr><td>産 業 振 興 課</td><td>①</td><td>食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関すること。</td></tr><tr><td>保 険 年 金 課</td><td>②</td><td>農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっ旋に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>③</td><td>上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局への協力に関すること。</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">調 査 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 課税課長</td><td>〈副班長〉 納税課長</td></tr><tr><td>課 税 課</td><td>①</td><td>家屋の被害調査に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>納 税 課</td><td>②</td><td>り災証明に関すること。</td><td></td></tr><tr><td rowspan="7">ボ ラン ティ ア ・ 地 区 避 難 所 班</td><td colspan="3">〈班 長〉 地域振興課長</td><td></td></tr><tr><td>地 域 振 興 課</td><td>①</td><td>地域振興課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>②</td><td>外国人の支援に関すること。</td><td></td></tr><tr><td></td><td>③</td><td>自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。</td><td></td></tr><tr><td></td><td>④</td><td>ボランティアの受入れ及び調整に関すること。</td><td></td></tr><tr><td></td><td>⑤</td><td>地域振興課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</td><td></td></tr><tr><td></td><td>⑥</td><td>避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。</td><td></td></tr><tr><td></td><td>⑦</td><td>東京ガスに対する情報収集等に関すること。</td><td></td></tr></table>				部	班	班 員	分 掌 事 務	災 対 企 画 財 政 部	〈部 長〉 企画財政部長				企 画 班	〈班 長〉 企画課長		〈副班長〉 公共施策等マネジメント課長	企 画 課	①	災害救助法の適用申請に関すること。	公 共 施 設 等 マネジメント課	②	激甚災害の指定に係る手続に関すること。		③	災害復興の総合調整に関すること。		広 報 班	〈班 長〉 秘書広報課長		〈副班長〉 行政管理課長・検査担当課長	秘 書 広 報 課	①	災害に関する広報及び広聴に関すること。	行 政 管 理 課	②	報道機関との連絡及び情報提供に関すること。	検 査 担 当	③	被災者の相談窓口に関すること。		④	被災状況の記録に関すること。		⑤	N T T等の電話事業者に対する情報収集等に関すること。		財 務 班	〈班 長〉 財政課長		〈副班長〉 会計課長	財 政 課	①	災害対策関係予算に関すること。	会 計 課	②	災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。	災 対 市 民 部	〈部 長〉 市民部長				市 民 班	〈班 長〉 市民課長			市 民 課	①	市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。		②	火葬に関すること。		物 資 班	〈班 長〉 産業振興課長		〈副班長〉 保険年金課長	産 業 振 興 課	①	食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関すること。	保 険 年 金 課	②	農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっ旋に関すること。		③	上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局への協力に関すること。		調 査 班	〈班 長〉 課税課長		〈副班長〉 納税課長	課 税 課	①	家屋の被害調査に関すること。		納 税 課	②	り災証明に関すること。		ボ ラン ティ ア ・ 地 区 避 難 所 班	〈班 長〉 地域振興課長				地 域 振 興 課	①	地域振興課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。		②	外国人の支援に関すること。			③	自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。			④	ボランティアの受入れ及び調整に関すること。			⑤	地域振興課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。			⑥	避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。			⑦	東京ガスに対する情報収集等に関すること。	
						部	班	班 員	分 掌 事 務																																																																																																																																																																																																																			
災 対 企 画 財 政 部	〈部 長〉 企画財政部長																																																																																																																																																																																																																											
	企 画 班	〈班 長〉 企画課長		〈副班長〉 行政管理課長・検査担当課長																																																																																																																																																																																																																								
		企 画 課	①	災害救助法の適用申請に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
		行 政 管 理 課	②	激甚災害の指定に係る手続に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
	検 査 担 当	③	災害復興の総合調整に関すること。																																																																																																																																																																																																																									
	広 報 班	〈班 長〉 秘書広報課長																																																																																																																																																																																																																										
		秘 書 広 報 課	①	災害に関する広報及び広聴に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
			②	報道機関との連絡及び情報提供に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
			③	被災者の相談窓口に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
			④	被災状況の記録に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
	⑤	N T T等の電話事業者に対する情報収集等に関すること。																																																																																																																																																																																																																										
災 対 企 画 財 政 部	財 務 班	〈班 長〉 財政課長		〈副班長〉 会計課長																																																																																																																																																																																																																								
		財 政 課	①	災害対策関係予算に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
	会 計 課	②	災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。																																																																																																																																																																																																																									
災 対 市 民 部	〈部 長〉 市民部長																																																																																																																																																																																																																											
	市 民 班	〈班 長〉 市民課長		〈副班長〉 保険年金課長																																																																																																																																																																																																																								
		市 民 課	①	市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
		保 険 年 金 課	②	火葬に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
	調 査 班	〈班 長〉 課税課長		〈副班長〉 納税課長																																																																																																																																																																																																																								
		課 税 課	①	家屋の被害調査に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
		納 税 課	②	り災証明に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
部	班	班 員	分 掌 事 務																																																																																																																																																																																																																									
災 対 企 画 財 政 部	〈部 長〉 企画財政部長																																																																																																																																																																																																																											
	企 画 班	〈班 長〉 企画課長		〈副班長〉 公共施策等マネジメント課長																																																																																																																																																																																																																								
		企 画 課	①	災害救助法の適用申請に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
		公 共 施 設 等 マネジメント課	②	激甚災害の指定に係る手続に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
		③	災害復興の総合調整に関すること。																																																																																																																																																																																																																									
	広 報 班	〈班 長〉 秘書広報課長		〈副班長〉 行政管理課長・検査担当課長																																																																																																																																																																																																																								
		秘 書 広 報 課	①	災害に関する広報及び広聴に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
		行 政 管 理 課	②	報道機関との連絡及び情報提供に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
		検 査 担 当	③	被災者の相談窓口に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
			④	被災状況の記録に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
		⑤	N T T等の電話事業者に対する情報収集等に関すること。																																																																																																																																																																																																																									
	財 務 班	〈班 長〉 財政課長		〈副班長〉 会計課長																																																																																																																																																																																																																								
		財 政 課	①	災害対策関係予算に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
		会 計 課	②	災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
	災 対 市 民 部	〈部 長〉 市民部長																																																																																																																																																																																																																										
		市 民 班	〈班 長〉 市民課長																																																																																																																																																																																																																									
			市 民 課	①	市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関すること。																																																																																																																																																																																																																							
			②	火葬に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
物 資 班		〈班 長〉 産業振興課長		〈副班長〉 保険年金課長																																																																																																																																																																																																																								
		産 業 振 興 課	①	食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
		保 険 年 金 課	②	農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっ旋に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
		③	上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局への協力に関すること。																																																																																																																																																																																																																									
調 査 班		〈班 長〉 課税課長		〈副班長〉 納税課長																																																																																																																																																																																																																								
		課 税 課	①	家屋の被害調査に関すること。																																																																																																																																																																																																																								
	納 税 課	②	り災証明に関すること。																																																																																																																																																																																																																									
ボ ラン ティ ア ・ 地 区 避 難 所 班	〈班 長〉 地域振興課長																																																																																																																																																																																																																											
	地 域 振 興 課	①	地域振興課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。																																																																																																																																																																																																																									
		②	外国人の支援に関すること。																																																																																																																																																																																																																									
		③	自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。																																																																																																																																																																																																																									
		④	ボランティアの受入れ及び調整に関すること。																																																																																																																																																																																																																									
		⑤	地域振興課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。																																																																																																																																																																																																																									
		⑥	避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。																																																																																																																																																																																																																									
	⑦	東京ガスに対する情報収集等に関すること。																																																																																																																																																																																																																										

No	現行（平成 24 年度修正）				修正案				備考																																																																																											
	頁	内容			項	頁	内容																																																																																													
Ⅲ-6, 7	7	<table><tr><td>部</td><td>班</td><td>班 員</td><td>分 掌 事 務</td></tr><tr><td colspan="4">〈部 長〉 子ども生活部長</td></tr><tr><td rowspan="3">災 対 子 ども 生 活 部</td><td rowspan="3">児 童 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 保育課長</td><td>〈副班長〉 子育て支援課長</td></tr><tr><td rowspan="2">保 育 課 子 育 て 支 援 課</td><td colspan="2">① 保育課及び子育て支援課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 保育課及び子育て支援課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 応急保育に関すること。 ④ 二次避難所の運営の協力に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">地 区 避 難 所 班</td><td rowspan="2">青 少 年 課</td><td colspan="2">① 青少年課が所管する施設等の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。 ③ 青少年課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">ボ ラ ン テ ィ ア 班</td><td rowspan="2">市 民 生 活 課</td><td colspan="2">① 市民生活課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 外国人の安全確保及び支援に関すること。 ③ 自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 ④ ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 ⑤ 市民生活課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ⑥ 東京ガスに対する情報収集等に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="4">〈部 長〉 福祉部長</td></tr><tr><td rowspan="5">災 対 福 祉 部</td><td rowspan="5">連 絡 調 整 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 福祉推進課長</td></tr><tr><td rowspan="4">福 祉 推 進 課</td><td>① 災対福祉部内の情報の集約及び連絡調整に関すること。 ② 災害時要援護者の支援に係る情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ③ 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 ④ 義援金品の受領及び配分に関すること。 ⑤ 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の融資に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">〈班 長〉 高齢介護課長</td></tr><tr><td rowspan="2">高 齢 介 護 課 障 害 福 祉 課 みのり福祉園</td><td>① みのり福祉園及びのぞみ集会所の利用者の避難及び救護に関すること。 ② みのり福祉園及びのぞみ集会所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 市立在宅サービスセンター等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④ 災害時要援護者の安全の確保及び支援に関すること。 ⑤ 二次避難所の開設及び運営に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table>				部	班	班 員	分 掌 事 務	〈部 長〉 子ども生活部長				災 対 子 ども 生 活 部	児 童 班	〈班 長〉 保育課長		〈副班長〉 子育て支援課長	保 育 課 子 育 て 支 援 課	① 保育課及び子育て支援課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 保育課及び子育て支援課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 応急保育に関すること。 ④ 二次避難所の運営の協力に関すること。				地 区 避 難 所 班	青 少 年 課	① 青少年課が所管する施設等の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。 ③ 青少年課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。				ボ ラ ン テ ィ ア 班	市 民 生 活 課	① 市民生活課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 外国人の安全確保及び支援に関すること。 ③ 自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 ④ ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 ⑤ 市民生活課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ⑥ 東京ガスに対する情報収集等に関すること。				〈部 長〉 福祉部長				災 対 福 祉 部	連 絡 調 整 班	〈班 長〉 福祉推進課長		福 祉 推 進 課	① 災対福祉部内の情報の集約及び連絡調整に関すること。 ② 災害時要援護者の支援に係る情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ③ 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 ④ 義援金品の受領及び配分に関すること。 ⑤ 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の融資に関すること。	〈班 長〉 高齢介護課長		高 齢 介 護 課 障 害 福 祉 課 みのり福祉園	① みのり福祉園及びのぞみ集会所の利用者の避難及び救護に関すること。 ② みのり福祉園及びのぞみ集会所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 市立在宅サービスセンター等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④ 災害時要援護者の安全の確保及び支援に関すること。 ⑤ 二次避難所の開設及び運営に関すること。			応急	1	Ⅱ -5-11 , 12	<table><tr><td>部</td><td>班</td><td>班 員</td><td>分 掌 事 務</td></tr><tr><td colspan="4">〈部 長〉 <u>子育て支援部長</u></td></tr><tr><td rowspan="3">災 対 子 育 て 支 援 部</td><td rowspan="3">児 童 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 保育課長</td><td>〈副班長〉 子育て支援課長</td></tr><tr><td rowspan="2">保 育 課 子 育 て 支 援 課</td><td colspan="2">① 保育課及び子育て支援課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 保育課及び子育て支援課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 応急保育に関すること。 ④ 二次避難所の運営の協力に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">地 区 避 難 所 協 力 班</td><td rowspan="2">青 少 年 課</td><td colspan="2">① 青少年課が所管する施設等の利用者の避難及び救護に関すること。 ② <u>避難所（奈良橋市民センター、南街市民センター、上北台市民センター、桜が丘市民センター及び向原市民センターに係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。</u> ③ 青少年課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="4">〈部 長〉 福祉部長</td></tr><tr><td rowspan="3">災 対 福 祉 部</td><td rowspan="3">連 絡 調 整 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 福祉推進課長</td></tr><tr><td rowspan="2">福 祉 推 進 課</td><td>① 災対福祉部内の情報の集約及び連絡調整に関すること。 ② <u>避難行動要支援者</u>の支援に係る情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ③ 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 ④ 義援金品の受領及び配分に関すること。 ⑤ 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の融資に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">〈班 長〉 高齢介護課長</td></tr><tr><td rowspan="2">援 護 支 援 班</td><td rowspan="2">高 齢 介 護 課 障 害 福 祉 課</td><td colspan="2">① 市立在宅サービスセンター等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ② <u>避難行動要支援者</u>の安全の確保及び支援に関すること。 ③ 二次避難所の開設及び運営に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table>				部	班	班 員	分 掌 事 務	〈部 長〉 <u>子育て支援部長</u>				災 対 子 育 て 支 援 部	児 童 班	〈班 長〉 保育課長		〈副班長〉 子育て支援課長	保 育 課 子 育 て 支 援 課	① 保育課及び子育て支援課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 保育課及び子育て支援課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 応急保育に関すること。 ④ 二次避難所の運営の協力に関すること。				地 区 避 難 所 協 力 班	青 少 年 課	① 青少年課が所管する施設等の利用者の避難及び救護に関すること。 ② <u>避難所（奈良橋市民センター、南街市民センター、上北台市民センター、桜が丘市民センター及び向原市民センターに係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。</u> ③ 青少年課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。				〈部 長〉 福祉部長				災 対 福 祉 部	連 絡 調 整 班	〈班 長〉 福祉推進課長		福 祉 推 進 課	① 災対福祉部内の情報の集約及び連絡調整に関すること。 ② <u>避難行動要支援者</u> の支援に係る情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ③ 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 ④ 義援金品の受領及び配分に関すること。 ⑤ 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の融資に関すること。	〈班 長〉 高齢介護課長		援 護 支 援 班	高 齢 介 護 課 障 害 福 祉 課	① 市立在宅サービスセンター等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ② <u>避難行動要支援者</u> の安全の確保及び支援に関すること。 ③ 二次避難所の開設及び運営に関すること。			
						部	班	班 員	分 掌 事 務																																																																																											
〈部 長〉 子ども生活部長																																																																																																				
災 対 子 ども 生 活 部	児 童 班	〈班 長〉 保育課長		〈副班長〉 子育て支援課長																																																																																																
		保 育 課 子 育 て 支 援 課	① 保育課及び子育て支援課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 保育課及び子育て支援課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 応急保育に関すること。 ④ 二次避難所の運営の協力に関すること。																																																																																																	
地 区 避 難 所 班	青 少 年 課	① 青少年課が所管する施設等の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。 ③ 青少年課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。																																																																																																		
ボ ラ ン テ ィ ア 班	市 民 生 活 課	① 市民生活課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 外国人の安全確保及び支援に関すること。 ③ 自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 ④ ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 ⑤ 市民生活課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ⑥ 東京ガスに対する情報収集等に関すること。																																																																																																		
〈部 長〉 福祉部長																																																																																																				
災 対 福 祉 部	連 絡 調 整 班	〈班 長〉 福祉推進課長																																																																																																		
		福 祉 推 進 課	① 災対福祉部内の情報の集約及び連絡調整に関すること。 ② 災害時要援護者の支援に係る情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ③ 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 ④ 義援金品の受領及び配分に関すること。 ⑤ 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の融資に関すること。																																																																																																	
			〈班 長〉 高齢介護課長																																																																																																	
			高 齢 介 護 課 障 害 福 祉 課 みのり福祉園	① みのり福祉園及びのぞみ集会所の利用者の避難及び救護に関すること。 ② みのり福祉園及びのぞみ集会所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 市立在宅サービスセンター等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④ 災害時要援護者の安全の確保及び支援に関すること。 ⑤ 二次避難所の開設及び運営に関すること。																																																																																																
部	班	班 員	分 掌 事 務																																																																																																	
〈部 長〉 <u>子育て支援部長</u>																																																																																																				
災 対 子 育 て 支 援 部	児 童 班	〈班 長〉 保育課長		〈副班長〉 子育て支援課長																																																																																																
		保 育 課 子 育 て 支 援 課	① 保育課及び子育て支援課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 保育課及び子育て支援課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 応急保育に関すること。 ④ 二次避難所の運営の協力に関すること。																																																																																																	
地 区 避 難 所 協 力 班	青 少 年 課	① 青少年課が所管する施設等の利用者の避難及び救護に関すること。 ② <u>避難所（奈良橋市民センター、南街市民センター、上北台市民センター、桜が丘市民センター及び向原市民センターに係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。</u> ③ 青少年課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。																																																																																																		
〈部 長〉 福祉部長																																																																																																				
災 対 福 祉 部	連 絡 調 整 班	〈班 長〉 福祉推進課長																																																																																																		
		福 祉 推 進 課	① 災対福祉部内の情報の集約及び連絡調整に関すること。 ② <u>避難行動要支援者</u> の支援に係る情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ③ 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 ④ 義援金品の受領及び配分に関すること。 ⑤ 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の融資に関すること。																																																																																																	
			〈班 長〉 高齢介護課長																																																																																																	
援 護 支 援 班	高 齢 介 護 課 障 害 福 祉 課	① 市立在宅サービスセンター等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ② <u>避難行動要支援者</u> の安全の確保及び支援に関すること。 ③ 二次避難所の開設及び運営に関すること。																																																																																																		

No	現行（平成 24 年度修正）				修正案				備考																																																												
	頁	内容			項	頁	内容																																																														
	Ⅲ-7, 8	<table><tr><td>部</td><td>班</td><td>班 員</td><td>分 掌 事 務</td></tr><tr><td rowspan="2">災 対 福 祉 部</td><td rowspan="2">—</td><td>〈班 長〉健康課長</td><td>〈副班長〉生活福祉課長</td></tr><tr><td>健 康 課 生 活 福 祉 課</td><td>① 保健センター及び休日急患診療所の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 保健センター及び休日急患診療所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 東大和市医師会、東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会等との連絡調整に関すること。 ④ 災害医療コーディネーターに関すること。 ⑤ 東京都多摩立川保健所との連絡調整に関すること。 ⑥ 医療機関の被害調査に関すること。 ⑦ 緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び運営に関すること。 ⑧ 負傷者等の搬送に関すること。 ⑨ 医療用器材及び薬品の調達及び保管に関すること。 ⑩ 遺体の収容に関すること。 ⑪ 被災者の健康相談に関すること。 ⑫ 防疫その他保健衛生に関すること。</td></tr></table>			部	班	班 員	分 掌 事 務	災 対 福 祉 部	—	〈班 長〉健康課長	〈副班長〉生活福祉課長	健 康 課 生 活 福 祉 課	① 保健センター及び休日急患診療所の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 保健センター及び休日急患診療所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 東大和市医師会、東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会等との連絡調整に関すること。 ④ 災害医療コーディネーターに関すること。 ⑤ 東京都多摩立川保健所との連絡調整に関すること。 ⑥ 医療機関の被害調査に関すること。 ⑦ 緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び運営に関すること。 ⑧ 負傷者等の搬送に関すること。 ⑨ 医療用器材及び薬品の調達及び保管に関すること。 ⑩ 遺体の収容に関すること。 ⑪ 被災者の健康相談に関すること。 ⑫ 防疫その他保健衛生に関すること。	応急	1	Ⅱ -5-12 , 13	<table><tr><td>部</td><td>班</td><td>班 員</td><td>分 掌 事 務</td></tr><tr><td rowspan="2">災 対 福 祉 部</td><td rowspan="2">—</td><td>〈班 長〉健康課長</td><td>〈副班長〉生活福祉課長</td></tr><tr><td>健 康 課 生 活 福 祉 課</td><td>① 保健センター及び休日急患診療所の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 保健センター及び休日急患診療所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 東大和市医師会、東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会等との連絡調整に関すること。 ④ 災害医療コーディネーターに関すること。 ⑤ 東京都多摩立川保健所との連絡調整に関すること。 ⑥ 医療機関の被害調査に関すること。 ⑦ 緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び運営に関すること。 ⑧ <u>災害時における市の保健師の保健活動に関すること。</u> ⑨ 負傷者等の搬送に関すること。 ⑩ 医療用器材及び薬品の調達及び保管に関すること。 ⑪ 遺体の収容に関すること。 ⑫ 被災者の健康相談に関すること。 ⑬ 防疫その他保健衛生に関すること。</td></tr></table>			部	班	班 員	分 掌 事 務	災 対 福 祉 部	—	〈班 長〉健康課長	〈副班長〉生活福祉課長	健 康 課 生 活 福 祉 課	① 保健センター及び休日急患診療所の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 保健センター及び休日急患診療所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 東大和市医師会、東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会等との連絡調整に関すること。 ④ 災害医療コーディネーターに関すること。 ⑤ 東京都多摩立川保健所との連絡調整に関すること。 ⑥ 医療機関の被害調査に関すること。 ⑦ 緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び運営に関すること。 ⑧ <u>災害時における市の保健師の保健活動に関すること。</u> ⑨ 負傷者等の搬送に関すること。 ⑩ 医療用器材及び薬品の調達及び保管に関すること。 ⑪ 遺体の収容に関すること。 ⑫ 被災者の健康相談に関すること。 ⑬ 防疫その他保健衛生に関すること。																																							
		部	班	班 員	分 掌 事 務																																																																
災 対 福 祉 部	—	〈班 長〉健康課長	〈副班長〉生活福祉課長																																																																		
		健 康 課 生 活 福 祉 課	① 保健センター及び休日急患診療所の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 保健センター及び休日急患診療所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 東大和市医師会、東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会等との連絡調整に関すること。 ④ 災害医療コーディネーターに関すること。 ⑤ 東京都多摩立川保健所との連絡調整に関すること。 ⑥ 医療機関の被害調査に関すること。 ⑦ 緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び運営に関すること。 ⑧ 負傷者等の搬送に関すること。 ⑨ 医療用器材及び薬品の調達及び保管に関すること。 ⑩ 遺体の収容に関すること。 ⑪ 被災者の健康相談に関すること。 ⑫ 防疫その他保健衛生に関すること。																																																																		
部	班	班 員	分 掌 事 務																																																																		
災 対 福 祉 部	—	〈班 長〉健康課長	〈副班長〉生活福祉課長																																																																		
		健 康 課 生 活 福 祉 課	① 保健センター及び休日急患診療所の利用者の避難及び救護に関すること。 ② 保健センター及び休日急患診療所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ③ 東大和市医師会、東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会等との連絡調整に関すること。 ④ 災害医療コーディネーターに関すること。 ⑤ 東京都多摩立川保健所との連絡調整に関すること。 ⑥ 医療機関の被害調査に関すること。 ⑦ 緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び運営に関すること。 ⑧ <u>災害時における市の保健師の保健活動に関すること。</u> ⑨ 負傷者等の搬送に関すること。 ⑩ 医療用器材及び薬品の調達及び保管に関すること。 ⑪ 遺体の収容に関すること。 ⑫ 被災者の健康相談に関すること。 ⑬ 防疫その他保健衛生に関すること。																																																																		
		<table><tr><td rowspan="4">災 対 環 境 部</td><td rowspan="2">—</td><td colspan="2">〈部 長〉 環境部長</td></tr><tr><td>〈班 長〉 ごみ対策課長</td><td>〈副班長〉 環境課長</td></tr><tr><td rowspan="2">環 境 班</td><td>ご み 対 策 課 環 境 課</td><td>① 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ② 被災地のごみ及びし尿の収集及び処理に関すること。 ③ 東京電力に対する情報収集等に関すること。 ④ 防疫その他保健衛生の応援に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">〈班 長〉 産業振興課長</td></tr><tr><td rowspan="2">物 資 班</td><td>産 業 振 興 課</td><td>① 食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関すること。 ② 農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっ旋に関すること。</td></tr></table>			災 対 環 境 部	—	〈部 長〉 環境部長		〈班 長〉 ごみ対策課長	〈副班長〉 環境課長	環 境 班	ご み 対 策 課 環 境 課	① 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ② 被災地のごみ及びし尿の収集及び処理に関すること。 ③ 東京電力に対する情報収集等に関すること。 ④ 防疫その他保健衛生の応援に関すること。	〈班 長〉 産業振興課長		物 資 班	産 業 振 興 課	① 食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関すること。 ② 農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっ旋に関すること。				<table><tr><td rowspan="4">災 対 環 境 部</td><td rowspan="2">—</td><td colspan="2">〈部 長〉 環境部長</td></tr><tr><td>〈班 長〉 ごみ対策課長</td><td>〈副班長〉 環境課長</td></tr><tr><td rowspan="2">環 境 班</td><td>ご み 対 策 課 環 境 課</td><td>① 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ② 被災地のごみ及びし尿の収集及び処理に関すること。 ③ 東京電力パワーグリッド(株)立川支社に対する情報収集等に関すること。 ④ 防疫その他保健衛生の応援に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">〈部 長〉 都市建設部長</td></tr><tr><td rowspan="2">災 対 都 市 建 設 部</td><td rowspan="2">—</td><td colspan="2">〈班 長〉 都市計画課長</td></tr><tr><td>都 市 計 画 課</td><td>災害復興の都市計画に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="2">道 路 班</td><td colspan="2">〈班 長〉 土木課長</td></tr><tr><td>土 木 課</td><td>① 緊急輸送道路の確保に関すること。 ② 被災地の交通対策に関すること。 ③ 道路、橋りょう及び河川の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④ 建設業者に対する協力要請に関すること。</td></tr></table>			災 対 環 境 部	—	〈部 長〉 環境部長		〈班 長〉 ごみ対策課長	〈副班長〉 環境課長	環 境 班	ご み 対 策 課 環 境 課	① 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ② 被災地のごみ及びし尿の収集及び処理に関すること。 ③ 東京電力パワーグリッド(株)立川支社に対する情報収集等に関すること。 ④ 防疫その他保健衛生の応援に関すること。	〈部 長〉 都市建設部長		災 対 都 市 建 設 部	—	〈班 長〉 都市計画課長		都 市 計 画 課	災害復興の都市計画に関すること。	道 路 班	〈班 長〉 土木課長		土 木 課	① 緊急輸送道路の確保に関すること。 ② 被災地の交通対策に関すること。 ③ 道路、橋りょう及び河川の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④ 建設業者に対する協力要請に関すること。				<table><tr><td rowspan="4">災 対 都 市 建 設 部</td><td rowspan="2">—</td><td colspan="2">〈部 長〉 都市建設部長</td></tr><tr><td>〈班 長〉 都市計画課長</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">都 市 復 興 班</td><td>都 市 計 画 課</td><td>① 災害復興の都市計画に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">〈班 長〉 土木課長</td></tr><tr><td rowspan="2">道 路 班</td><td>土 木 課</td><td>① 緊急輸送道路の確保に関すること。 ② 被災地の交通対策に関すること。 ③ 道路、橋りょう及び河川の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④ 建設業者に対する協力要請に関すること。 ⑤ <u>被災宅地の危険度判定に関すること。</u></td></tr></table>			災 対 都 市 建 設 部	—	〈部 長〉 都市建設部長		〈班 長〉 都市計画課長		都 市 復 興 班	都 市 計 画 課	① 災害復興の都市計画に関すること。	〈班 長〉 土木課長		道 路 班	土 木 課	① 緊急輸送道路の確保に関すること。 ② 被災地の交通対策に関すること。 ③ 道路、橋りょう及び河川の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④ 建設業者に対する協力要請に関すること。 ⑤ <u>被災宅地の危険度判定に関すること。</u>			
災 対 環 境 部	—	〈部 長〉 環境部長																																																																			
		〈班 長〉 ごみ対策課長	〈副班長〉 環境課長																																																																		
	環 境 班	ご み 対 策 課 環 境 課	① 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ② 被災地のごみ及びし尿の収集及び処理に関すること。 ③ 東京電力に対する情報収集等に関すること。 ④ 防疫その他保健衛生の応援に関すること。																																																																		
		〈班 長〉 産業振興課長																																																																			
物 資 班	産 業 振 興 課	① 食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関すること。 ② 農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっ旋に関すること。																																																																			
	災 対 環 境 部	—	〈部 長〉 環境部長																																																																		
〈班 長〉 ごみ対策課長			〈副班長〉 環境課長																																																																		
環 境 班		ご み 対 策 課 環 境 課	① 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ② 被災地のごみ及びし尿の収集及び処理に関すること。 ③ 東京電力パワーグリッド(株)立川支社に対する情報収集等に関すること。 ④ 防疫その他保健衛生の応援に関すること。																																																																		
		〈部 長〉 都市建設部長																																																																			
災 対 都 市 建 設 部	—	〈班 長〉 都市計画課長																																																																			
		都 市 計 画 課	災害復興の都市計画に関すること。																																																																		
道 路 班	〈班 長〉 土木課長																																																																				
	土 木 課	① 緊急輸送道路の確保に関すること。 ② 被災地の交通対策に関すること。 ③ 道路、橋りょう及び河川の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④ 建設業者に対する協力要請に関すること。																																																																			
災 対 都 市 建 設 部	—	〈部 長〉 都市建設部長																																																																			
		〈班 長〉 都市計画課長																																																																			
	都 市 復 興 班	都 市 計 画 課	① 災害復興の都市計画に関すること。																																																																		
		〈班 長〉 土木課長																																																																			
道 路 班	土 木 課	① 緊急輸送道路の確保に関すること。 ② 被災地の交通対策に関すること。 ③ 道路、橋りょう及び河川の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④ 建設業者に対する協力要請に関すること。 ⑤ <u>被災宅地の危険度判定に関すること。</u>																																																																			

NO	現行（平成 24 年度修正）				修正案				備考																																																	
	頁	内容			項	頁	内容																																																			
	Ⅲ-8, 9	<table><tr><td>部</td><td>班</td><td>班 員</td><td colspan="2">分 掌 事 務</td></tr><tr><td rowspan="2">災 対 都 市 建 設 部</td><td rowspan="2">建 物 班</td><td colspan="2">〈班 長〉建築課長</td><td colspan="2">〈副班長〉区画整理課長</td></tr><tr><td>建 築 課 区 画 整 理 課</td><td colspan="2">① 被災住宅及び被災宅地の危険度判定に関すること。 ② がれき、土石、竹木等の除去及び処理に関すること。 ③ 公共施設の応急及び復旧対策の総合調整に関すること。 ④ 仮設住宅の建設及び管理に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">下 水 道 班</td><td colspan="2">〈班 長〉下水道課長</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>下 水 道 課</td><td colspan="2">① 下水道施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ② 下水道工事業者に対する協力要請に関すること。 ③ 上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局への協力に関すること。 ④ 水道施設の復旧に係る情報収集等に関すること。</td></tr></table>				部	班	班 員	分 掌 事 務		災 対 都 市 建 設 部	建 物 班	〈班 長〉建築課長		〈副班長〉区画整理課長		建 築 課 区 画 整 理 課	① 被災住宅及び被災宅地の危険度判定に関すること。 ② がれき、土石、竹木等の除去及び処理に関すること。 ③ 公共施設の応急及び復旧対策の総合調整に関すること。 ④ 仮設住宅の建設及び管理に関すること。			下 水 道 班	〈班 長〉下水道課長				下 水 道 課	① 下水道施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ② 下水道工事業者に対する協力要請に関すること。 ③ 上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局への協力に関すること。 ④ 水道施設の復旧に係る情報収集等に関すること。		応急	1	Ⅱ -5-13	<table><tr><td>部</td><td>班</td><td>班 員</td><td colspan="2">分 掌 事 務</td></tr><tr><td rowspan="2">災 対 都 市 建 設 部</td><td rowspan="2">建 物 班</td><td colspan="2">〈班 長〉建築課長</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>建 築 課</td><td colspan="2">① 被災住宅の危険度判定に関すること。 ② がれき、土石、竹木等の除去及び処理に関すること。 ③ 公共施設の応急及び復旧対策の総合調整に関すること。 ④ 仮設住宅の建設及び管理に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">下 水 道 班</td><td colspan="2">〈班 長〉下水道課長</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>下 水 道 課</td><td colspan="2">① 下水道施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ② 下水道工事業者に対する協力要請に関すること。 ③ 水道施設の復旧に係る情報収集等に関すること。</td></tr></table>				部	班	班 員	分 掌 事 務		災 対 都 市 建 設 部	建 物 班	〈班 長〉建築課長				建 築 課	① 被災住宅の危険度判定に関すること。 ② がれき、土石、竹木等の除去及び処理に関すること。 ③ 公共施設の応急及び復旧対策の総合調整に関すること。 ④ 仮設住宅の建設及び管理に関すること。			下 水 道 班	〈班 長〉下水道課長				下 水 道 課	① 下水道施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ② 下水道工事業者に対する協力要請に関すること。 ③ 水道施設の復旧に係る情報収集等に関すること。	
		部	班	班 員	分 掌 事 務																																																					
災 対 都 市 建 設 部	建 物 班	〈班 長〉建築課長		〈副班長〉区画整理課長																																																						
		建 築 課 区 画 整 理 課	① 被災住宅及び被災宅地の危険度判定に関すること。 ② がれき、土石、竹木等の除去及び処理に関すること。 ③ 公共施設の応急及び復旧対策の総合調整に関すること。 ④ 仮設住宅の建設及び管理に関すること。																																																							
	下 水 道 班	〈班 長〉下水道課長																																																								
		下 水 道 課	① 下水道施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ② 下水道工事業者に対する協力要請に関すること。 ③ 上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局への協力に関すること。 ④ 水道施設の復旧に係る情報収集等に関すること。																																																							
部	班	班 員	分 掌 事 務																																																							
災 対 都 市 建 設 部	建 物 班	〈班 長〉建築課長																																																								
		建 築 課	① 被災住宅の危険度判定に関すること。 ② がれき、土石、竹木等の除去及び処理に関すること。 ③ 公共施設の応急及び復旧対策の総合調整に関すること。 ④ 仮設住宅の建設及び管理に関すること。																																																							
	下 水 道 班	〈班 長〉下水道課長																																																								
		下 水 道 課	① 下水道施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ② 下水道工事業者に対する協力要請に関すること。 ③ 水道施設の復旧に係る情報収集等に関すること。																																																							
		<table><tr><td colspan="5">〈部 長〉 学校教育部長</td></tr><tr><td rowspan="2">災 対 学 校 教 育 部</td><td rowspan="2">学 校 班</td><td colspan="2">〈班 長〉指導室長</td><td colspan="2">〈副班長〉学校教育課長</td></tr><tr><td>指 導 室 学 校 教 育 課</td><td colspan="2">① 児童及び生徒等（来校者等を含む。）の避難及び救護に関すること。 ② 避難所（市立小中学校に係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。 ③ 学校施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④ 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 ⑤ 教職員の非常配備に関すること。 ⑥ 応急教育に関すること。 ⑦ 被災児童及び被災生徒の学用品の供給に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">給 食 班</td><td colspan="2">〈班 長〉給食課長</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>給 食 課</td><td colspan="2">① 災害対策に係る職員等の給食に関すること。 ② 炊出しの実施及び指導に関すること。</td></tr></table>				〈部 長〉 学校教育部長					災 対 学 校 教 育 部	学 校 班	〈班 長〉指導室長		〈副班長〉学校教育課長		指 導 室 学 校 教 育 課	① 児童及び生徒等（来校者等を含む。）の避難及び救護に関すること。 ② 避難所（市立小中学校に係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。 ③ 学校施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④ 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 ⑤ 教職員の非常配備に関すること。 ⑥ 応急教育に関すること。 ⑦ 被災児童及び被災生徒の学用品の供給に関すること。			給 食 班	〈班 長〉給食課長				給 食 課	① 災害対策に係る職員等の給食に関すること。 ② 炊出しの実施及び指導に関すること。																															
〈部 長〉 学校教育部長																																																										
災 対 学 校 教 育 部	学 校 班	〈班 長〉指導室長		〈副班長〉学校教育課長																																																						
		指 導 室 学 校 教 育 課	① 児童及び生徒等（来校者等を含む。）の避難及び救護に関すること。 ② 避難所（市立小中学校に係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。 ③ 学校施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 ④ 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 ⑤ 教職員の非常配備に関すること。 ⑥ 応急教育に関すること。 ⑦ 被災児童及び被災生徒の学用品の供給に関すること。																																																							
	給 食 班	〈班 長〉給食課長																																																								
		給 食 課	① 災害対策に係る職員等の給食に関すること。 ② 炊出しの実施及び指導に関すること。																																																							

NO	現行（平成 24 年度修正）				修正案				備考																																																																																								
	頁	内容			項	頁	内容																																																																																										
	Ⅲ-9	<table><tr><td>部</td><td>班</td><td>班 員</td><td>分 掌 事 務</td></tr><tr><td rowspan="4">災 対 社 会 教 育 部</td><td colspan="3">〈部 長〉 社会教育部長</td></tr><tr><td rowspan="3">学 校 避 難 所 ・ 文 化 財 班</td><td colspan="2">〈班 長〉社会教育課長 〈副班長〉中央公民館長・中央図書館長</td></tr><tr><td rowspan="2">社 会 教 育 課 中 央 公 民 館 中 央 図 書 館</td><td>① 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の利用者の避難及び救護に関すること。</td></tr><tr><td>② 避難所（市立小中学校、市民体育館、郷土博物館及び公民館並びに東京都立高等学校に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="4">協 力 部</td><td rowspan="3">協 力 班</td><td rowspan="2">議 会 事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局</td><td>③ 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</td></tr><tr><td>④ 文化財の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</td></tr><tr><td colspan="3">〈部 長〉 議会事務局長</td></tr><tr><td rowspan="3">消 防 団 本 部</td><td rowspan="3">消 防 班</td><td colspan="2">〈班 長〉議会事務局次長 〈副班長〉選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長</td></tr><tr><td rowspan="2">団 本 部 各 分 団</td><td>① 市議会との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>② 本部班等への応援に関すること。</td></tr><tr><td colspan="3">〈部 長〉 消防団長 〈副部長〉 各副団長</td></tr><tr><td rowspan="4">消 防 団 本 部</td><td rowspan="3">消 防 班</td><td colspan="2">〈班 長〉各分団長 〈副班長〉各分団副分団長</td></tr><tr><td rowspan="2">団 本 部 各 分 団</td><td>① 水・火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。</td></tr><tr><td>② 人命の救出及び救急協力に関すること。</td></tr><tr><td colspan="3">③ 死者及び行方不明者の捜索に関すること。</td></tr></table>			部	班	班 員	分 掌 事 務	災 対 社 会 教 育 部	〈部 長〉 社会教育部長			学 校 避 難 所 ・ 文 化 財 班	〈班 長〉社会教育課長 〈副班長〉中央公民館長・中央図書館長		社 会 教 育 課 中 央 公 民 館 中 央 図 書 館	① 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の利用者の避難及び救護に関すること。	② 避難所（市立小中学校、市民体育館、郷土博物館及び公民館並びに東京都立高等学校に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。	協 力 部	協 力 班	議 会 事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局	③ 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	④ 文化財の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	〈部 長〉 議会事務局長			消 防 団 本 部	消 防 班	〈班 長〉議会事務局次長 〈副班長〉選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長		団 本 部 各 分 団	① 市議会との連絡調整に関すること。	② 本部班等への応援に関すること。	〈部 長〉 消防団長 〈副部長〉 各副団長			消 防 団 本 部	消 防 班	〈班 長〉各分団長 〈副班長〉各分団副分団長		団 本 部 各 分 団	① 水・火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。	② 人命の救出及び救急協力に関すること。	③ 死者及び行方不明者の捜索に関すること。			応急	1	Ⅱ -5-14	<table><tr><td>部</td><td>班</td><td>班 員</td><td>分 掌 事 務</td></tr><tr><td rowspan="4">災 対 社 会 教 育 部</td><td colspan="3">〈部 長〉 社会教育部長</td></tr><tr><td rowspan="3">学 校 避 難 所 ・ 文 化 財 ・ 地 区 避 難 所 協 力 班</td><td colspan="2">〈班 長〉社会教育課長 〈副班長〉中央公民館長・中央図書館長</td></tr><tr><td rowspan="2">社 会 教 育 課 中 央 公 民 館 中 央 図 書 館</td><td>① 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の利用者の避難及び救護に関すること。</td></tr><tr><td>② 避難所（市立小中学校、市民体育館、郷土博物館及び公民館並びに東京都立高等学校に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="4">協 力 部</td><td rowspan="3">協 力 班</td><td rowspan="2">議 会 事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局</td><td>③ 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</td></tr><tr><td>④ 文化財の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。</td></tr><tr><td colspan="3">⑤ 避難所（<u>南街市民センター、上北台市民センター、桜が丘市民センター、清原市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。</u>）の開設及び運営の協力に関すること。</td></tr><tr><td colspan="3">〈部 長〉 議会事務局長</td></tr><tr><td rowspan="3">協 力 部</td><td rowspan="3">協 力 班</td><td colspan="2">〈班 長〉議会事務局次長 〈副班長〉選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長</td></tr><tr><td rowspan="2">議 会 事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局</td><td>① 市議会との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>② 本部班等への応援に関すること。</td></tr><tr><td colspan="3">〈部 長〉 消防団長 〈副部長〉 各副団長</td></tr><tr><td rowspan="4">災 対 消 防 団</td><td rowspan="3">消 防 班</td><td colspan="2">〈班 長〉各分団長 〈副班長〉各分団副分団長</td></tr><tr><td rowspan="2">団 本 部 各 分 団</td><td>① 水災・火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。</td></tr><tr><td>② 人命の救出及び救急協力に関すること。</td></tr><tr><td colspan="3">③ 死者及び行方不明者の捜索に関すること。</td></tr></table>			部	班	班 員	分 掌 事 務	災 対 社 会 教 育 部	〈部 長〉 社会教育部長			学 校 避 難 所 ・ 文 化 財 ・ 地 区 避 難 所 協 力 班	〈班 長〉社会教育課長 〈副班長〉中央公民館長・中央図書館長		社 会 教 育 課 中 央 公 民 館 中 央 図 書 館	① 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の利用者の避難及び救護に関すること。	② 避難所（市立小中学校、市民体育館、郷土博物館及び公民館並びに東京都立高等学校に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。	協 力 部	協 力 班	議 会 事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局	③ 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	④ 文化財の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	⑤ 避難所（ <u>南街市民センター、上北台市民センター、桜が丘市民センター、清原市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。</u> ）の開設及び運営の協力に関すること。			〈部 長〉 議会事務局長			協 力 部	協 力 班	〈班 長〉議会事務局次長 〈副班長〉選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長		議 会 事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局	① 市議会との連絡調整に関すること。	② 本部班等への応援に関すること。	〈部 長〉 消防団長 〈副部長〉 各副団長			災 対 消 防 団	消 防 班	〈班 長〉各分団長 〈副班長〉各分団副分団長		団 本 部 各 分 団	① 水災・火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。	② 人命の救出及び救急協力に関すること。	③ 死者及び行方不明者の捜索に関すること。		
部	班	班 員	分 掌 事 務																																																																																														
災 対 社 会 教 育 部	〈部 長〉 社会教育部長																																																																																																
	学 校 避 難 所 ・ 文 化 財 班	〈班 長〉社会教育課長 〈副班長〉中央公民館長・中央図書館長																																																																																															
		社 会 教 育 課 中 央 公 民 館 中 央 図 書 館	① 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の利用者の避難及び救護に関すること。																																																																																														
			② 避難所（市立小中学校、市民体育館、郷土博物館及び公民館並びに東京都立高等学校に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。																																																																																														
協 力 部	協 力 班	議 会 事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局	③ 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。																																																																																														
			④ 文化財の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。																																																																																														
		〈部 長〉 議会事務局長																																																																																															
	消 防 団 本 部	消 防 班	〈班 長〉議会事務局次長 〈副班長〉選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長																																																																																														
団 本 部 各 分 団			① 市議会との連絡調整に関すること。																																																																																														
			② 本部班等への応援に関すること。																																																																																														
〈部 長〉 消防団長 〈副部長〉 各副団長																																																																																																	
消 防 団 本 部	消 防 班	〈班 長〉各分団長 〈副班長〉各分団副分団長																																																																																															
		団 本 部 各 分 団	① 水・火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。																																																																																														
			② 人命の救出及び救急協力に関すること。																																																																																														
	③ 死者及び行方不明者の捜索に関すること。																																																																																																
部	班	班 員	分 掌 事 務																																																																																														
災 対 社 会 教 育 部	〈部 長〉 社会教育部長																																																																																																
	学 校 避 難 所 ・ 文 化 財 ・ 地 区 避 難 所 協 力 班	〈班 長〉社会教育課長 〈副班長〉中央公民館長・中央図書館長																																																																																															
		社 会 教 育 課 中 央 公 民 館 中 央 図 書 館	① 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の利用者の避難及び救護に関すること。																																																																																														
			② 避難所（市立小中学校、市民体育館、郷土博物館及び公民館並びに東京都立高等学校に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。																																																																																														
協 力 部	協 力 班	議 会 事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局	③ 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。																																																																																														
			④ 文化財の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。																																																																																														
		⑤ 避難所（ <u>南街市民センター、上北台市民センター、桜が丘市民センター、清原市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。</u> ）の開設及び運営の協力に関すること。																																																																																															
	〈部 長〉 議会事務局長																																																																																																
協 力 部	協 力 班	〈班 長〉議会事務局次長 〈副班長〉選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長																																																																																															
		議 会 事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局	① 市議会との連絡調整に関すること。																																																																																														
			② 本部班等への応援に関すること。																																																																																														
〈部 長〉 消防団長 〈副部長〉 各副団長																																																																																																	
災 対 消 防 団	消 防 班	〈班 長〉各分団長 〈副班長〉各分団副分団長																																																																																															
		団 本 部 各 分 団	① 水災・火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。																																																																																														
			② 人命の救出及び救急協力に関すること。																																																																																														
	③ 死者及び行方不明者の捜索に関すること。																																																																																																

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考								
	頁	内容		項	頁	内容									
		記載なし	応急	1	Ⅱ -5-19	（４）職員の安全・健康管理 市は、職員が冷静な判断と行動が取れるよう配慮するとともに、二次災害の防止に万全を期するため、安全をチェックする責任者を指定する等安全管理体制を確保する。 また、長期間に及ぶ災害対応による過労等から、職員が心身の健康バランスを損なうことがないよう、精神的なストレスを抱えた職員等への心のケア対策等を含めた、健康管理体制を整備する。									
	Ⅲ-15	２．消防署の現況 北多摩西部消防署 東大和市上北台一丁目 9 5 6 番地の 1 東大和出張所 東大和市仲原三丁目 2 番地の 6 三ツ木出張所 武蔵村山市三ツ藤三丁目 5 3 番地の 1	応急	1	5-20	（２）消防署の現況場所 <table><tr><th>名称</th><th>住所</th></tr><tr><td>北 多 摩 西 部 消 防 署</td><td>東大和市桜が丘三丁目 4 4 番地の 4 1（仮庁舎） 東大和市上北台一丁目 9 5 6 番地の 1 （令和 3 年本庁舎完成、移転予定）</td></tr><tr><td>東 大 和 出 張 所</td><td>東大和市仲原三丁目 2 番地の 6</td></tr><tr><td>三 ツ 木 出 張 所</td><td>武蔵村山市三ツ藤三丁目 5 3 番地の 1</td></tr></table>	名称	住所	北 多 摩 西 部 消 防 署	東大和市桜が丘三丁目 4 4 番地の 4 1（仮庁舎） 東大和市上北台一丁目 9 5 6 番地の 1 （令和 3 年本庁舎完成、移転予定）	東 大 和 出 張 所	東大和市仲原三丁目 2 番地の 6	三 ツ 木 出 張 所	武蔵村山市三ツ藤三丁目 5 3 番地の 1	
名称	住所														
北 多 摩 西 部 消 防 署	東大和市桜が丘三丁目 4 4 番地の 4 1（仮庁舎） 東大和市上北台一丁目 9 5 6 番地の 1 （令和 3 年本庁舎完成、移転予定）														
東 大 和 出 張 所	東大和市仲原三丁目 2 番地の 6														
三 ツ 木 出 張 所	武蔵村山市三ツ藤三丁目 5 3 番地の 1														

第6章 情報通信の確保

現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考																
頁	内容			項	頁	内容																
			予防	1	Ⅱ -6-2	1 情報通信連絡体制の整備 市各部、各施設、都、関係防災機関等との情報連絡体制を構築する。																
	記載なし		予防	2	Ⅱ -6-6	2 住民等への情報提供体制の整備【企画財政部・総務部】 市ホームページの強化や災害情報の充実により、住民への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図る。 <table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>市 (企画財政部) (総務部)</td><td>(1) 既存の情報提供手段の活用 ○ 固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備 ○ 新聞社及び放送機関との連携体制を整備 ○ 市ホームページの整備及び強化 ○ 安全安心情報送信サービスの周知 ○ 多様な手段による防災関連情報を提供 (2) 要配慮者等への配慮 ○ 多言語での情報提供体制を整備</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (企画財政部) (総務部)	(1) 既存の情報提供手段の活用 ○ 固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備 ○ 新聞社及び放送機関との連携体制を整備 ○ 市ホームページの整備及び強化 ○ 安全安心情報送信サービスの周知 ○ 多様な手段による防災関連情報を提供 (2) 要配慮者等への配慮 ○ 多言語での情報提供体制を整備												
主体名	対策内容																					
市 (企画財政部) (総務部)	(1) 既存の情報提供手段の活用 ○ 固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備 ○ 新聞社及び放送機関との連携体制を整備 ○ 市ホームページの整備及び強化 ○ 安全安心情報送信サービスの周知 ○ 多様な手段による防災関連情報を提供 (2) 要配慮者等への配慮 ○ 多言語での情報提供体制を整備																					
	記載なし		予防	3	Ⅱ -6-6	3 住民相互の情報連絡等の環境整備【総務部・N T T 東日本・西武鉄道・多摩都市モノレール】 市民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、災害情報等の情報提供体制を整備する。 <table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>市 (総務部)</td><td>○ 市民相互間の安否確認手段の周知と特設公衆電話の整備 ○ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等新しい通信基盤を活用した情報提供体制の基盤を推進</td></tr><tr><td>N T T 東日本</td><td>○ 安否確認手段の確保及び周知</td></tr><tr><td>西武鉄道 多摩都市モノレール</td><td>○ 駅における情報提供体制の整備 ○ ホームページやSNS等を利用した情報提供体制の整備</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総務部)	○ 市民相互間の安否確認手段の周知と特設公衆電話の整備 ○ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等新しい通信基盤を活用した情報提供体制の基盤を推進	N T T 東日本	○ 安否確認手段の確保及び周知	西武鉄道 多摩都市モノレール	○ 駅における情報提供体制の整備 ○ ホームページやSNS等を利用した情報提供体制の整備								
主体名	対策内容																					
市 (総務部)	○ 市民相互間の安否確認手段の周知と特設公衆電話の整備 ○ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等新しい通信基盤を活用した情報提供体制の基盤を推進																					
N T T 東日本	○ 安否確認手段の確保及び周知																					
西武鉄道 多摩都市モノレール	○ 駅における情報提供体制の整備 ○ ホームページやSNS等を利用した情報提供体制の整備																					
Ⅲ-22	2. 各機関の収集体制 <table><tr><td>機 関 名</td><td>内 容</td></tr><tr><td></td><td>【略】</td></tr><tr><td>北多摩西部 消 防 署</td><td>(1) 被害状況、消防活動状況の早期収集 災害発生後、署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて市に通報するとともに、警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ① 119 番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 ② 地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握 ③ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 ④ 消防職員の参集者が収集した被害状況の把握 (2) 主な情報収集事項 【略】</td></tr><tr><td></td><td>【略】</td></tr></table>		機 関 名	内 容		【略】	北多摩西部 消 防 署	(1) 被害状況、消防活動状況の早期収集 災害発生後、署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて市に通報するとともに、警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ① 119 番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 ② 地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握 ③ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 ④ 消防職員の参集者が収集した被害状況の把握 (2) 主な情報収集事項 【略】		【略】	応急	2	Ⅱ -6-11	2-2 各機関の収集体制【総務部・東大和警察署・北多摩西部消防署・その他防災機関】 <table><tr><td>機 関 名</td><td>内 容</td></tr><tr><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>北多摩西部 消 防 署</td><td>(1) 被害状況、消防活動状況の早期収集 災害発生後、署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて市に通報するとともに、警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ① 119 番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 ② 地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握 ③ 早期災害情報システム等による災害情報収集 ④ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 ⑤ 消防職員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握 (2) 主な情報収集事項 【略】</td></tr><tr><td></td><td>【略】</td></tr></table>	機 関 名	内 容	【略】	【略】	北多摩西部 消 防 署	(1) 被害状況、消防活動状況の早期収集 災害発生後、署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて市に通報するとともに、警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ① 119 番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 ② 地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握 ③ 早期災害情報システム等による災害情報収集 ④ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 ⑤ 消防職員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握 (2) 主な情報収集事項 【略】		【略】
機 関 名	内 容																					
	【略】																					
北多摩西部 消 防 署	(1) 被害状況、消防活動状況の早期収集 災害発生後、署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて市に通報するとともに、警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ① 119 番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 ② 地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握 ③ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 ④ 消防職員の参集者が収集した被害状況の把握 (2) 主な情報収集事項 【略】																					
	【略】																					
機 関 名	内 容																					
【略】	【略】																					
北多摩西部 消 防 署	(1) 被害状況、消防活動状況の早期収集 災害発生後、署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて市に通報するとともに、警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ① 119 番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 ② 地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握 ③ 早期災害情報システム等による災害情報収集 ④ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 ⑤ 消防職員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握 (2) 主な情報収集事項 【略】																					
	【略】																					

NO	現行（平成 24 年度修正）			修正案				備考	
	頁	内容		項	頁	内容			
III-23	3. 被害程度の判定基準	被害区分		応急	2	II -6-12	2－3 被害程度の判定基準		
		判 定 基 準 等					判 定 基 準 等		
	住 家 の 被 害	【略】	【略】	住 家 の 被 害	【略】	住 家 の 被 害	【略】	住 家 の 被 害	
		住	家				住		
		世	帯				世		
		棟					棟		
		全	壊				全		
		半	壊				大規模半壊		
		一	部 損 壊				半		
		床 上 浸 水					一		
		床 下 浸 水					部 損 壊		
		【略】	【略】				床 上 浸 水		
III-24, 25	1. 広報活動	機 関 名		応急	3	II -6-14	3－1 広報活動【企画財政部・消防団・各防災機関】		
		内 容					【略】		
	市（企画財政部）	（1）災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各防災機関等と密接な連携のもとに、次に掲げる広報活動を実施する。				市（企画財政部）	主 体 名		
		① 災害発生直後に行う広報 【略】 ② 被災者に対する広報 【略】 ③ 広報手段 災対企画財政部広報班は、市災対本部から指示があったとき、又はその他状況により次の方法により、広報活動を実施する。 ア 防災行政無線 イ 広報車 ウ 臨時広報紙 エ 市ホームページ オ メールサービス ④ 広報文 広報文は、「災害広報文例集」（昭和 60 年 3 月都総務局災害対策部）による。 ⑤ 情報の収集及び提供 ～ 【略】 ～					対 策 内 容		
							（1）災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各防災機関等と密接な連携のもとに、次に掲げる広報活動を実施する。		
							① 災害発生直後に行う広報 【略】 ② 被災者に対する広報 【略】 ③ 広報手段 災対企画財政部広報班は、市災対本部から指示があったとき、又はその他状況により次の方法により、広報活動を実施する。 ア 防災行政無線 イ 広報車 ウ 臨時広報紙 エ 広報掲示板 オ 市公式ホームページ カ メールサービス キ 市公式ツイッター ク 市公式フェイスブック ケ 報道機関 ④ 広報文 広報文は、「災害広報文例」による。 ⑤ 情報の収集及び提供 ～ 【略】 ～		

No	現行（平成 24 年度修正）					修正案		備考	
	頁	内容		項	頁	内容			
	Ⅲ-25		応急	3	Ⅱ -6-15				
		機関名				内容	主体名		対策内容
		消 東 防 大 団 和 市				（１）災害時においては、消防車その他あらゆる手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難勧告又は避難命令等の伝達及び民生安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行う。 （２）各分団の巡回広報エリアは、通常の消防団受持ち区域の範囲によるものとする。	消 防 防 団		（１）災害時においては、消防ポンプ自動車その他あらゆる手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、 <u>避難準備・高齢者等避難</u> 、避難勧告又は避難指示の伝達及び民生安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行う。 （２）各分団の巡回広報エリアは、 <u>原則として、受持ち区域の範囲</u> によるものとする。
		立川給水管理事務所				災害により断水事故が発生した場合、市民の不安と混乱を防ぐため、市の協力を得て、断水地域の市民に対し、被害、復旧、応急給水等を適時適切に広報する。 （１） 広報内容 ① 水道施設の被害状況及び復旧見込みに関すること。 ② 給水拠点の場所及び応急給水の方法に関すること。 ③ 水質についての注意に関すること。 ④ その他必要な事項 （２） 広報手段 ① 市防災行政無線 ② 広報車	（立川給水管理事務所） 都水道局		災害により断水事故が発生した場合、市民の不安と混乱を防ぐため、市の協力を得て、断水地域の市民に対し、被害、復旧、応急給水等を適時適切に広報する。 （１） 広報内容 ① 水道施設の被害状況及び復旧見込みに関すること。 ② <u>災害時給水ステーション（給水拠点）</u> の場所及び応急給水の方法に関すること。 ③ 水質についての注意に関すること。 ④ その他必要な事項 （２） 広報手段 ① 市防災行政無線 ② 広報車
		警 東 察 大 署 和				【略】	警 東 察 大 署 和		【略】
		北多摩西部消防署				北多摩西部消防署	災害時において、消防署から監視警戒員や広報車を出向させて、災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時活発な広報活動を実施する。 （１） 広報内容 ① 出火防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者への支援の呼びかけ ② 火災及び水災に関する情報 ③ 避難勧告又は避難命令等に関する情報 ④ 救急告示医療機関等の診療情報 ⑤ その他市民が必要としている情報 （２） 広報手段 ① 消防車両の拡声装置等 ② 消防署、自治会の掲示板等への掲示及び口頭 ③ テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 ④ ホームページ等による情報提供 ⑤ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等による情報提供		

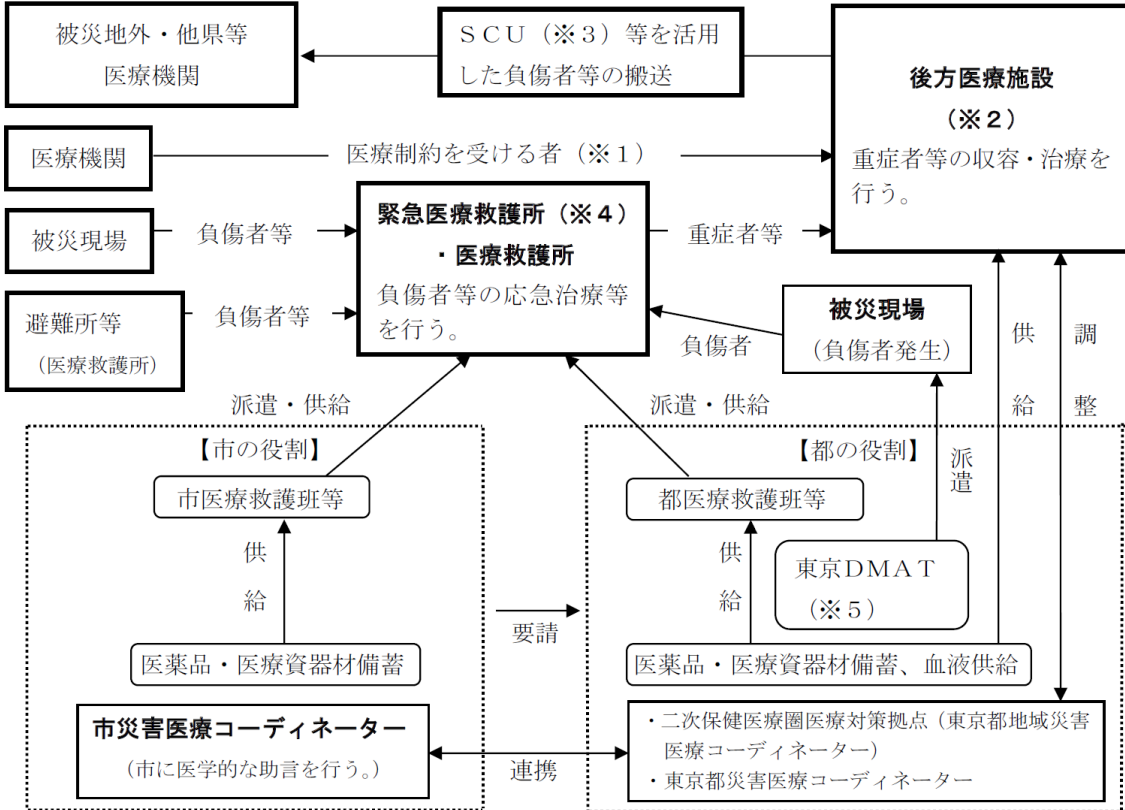
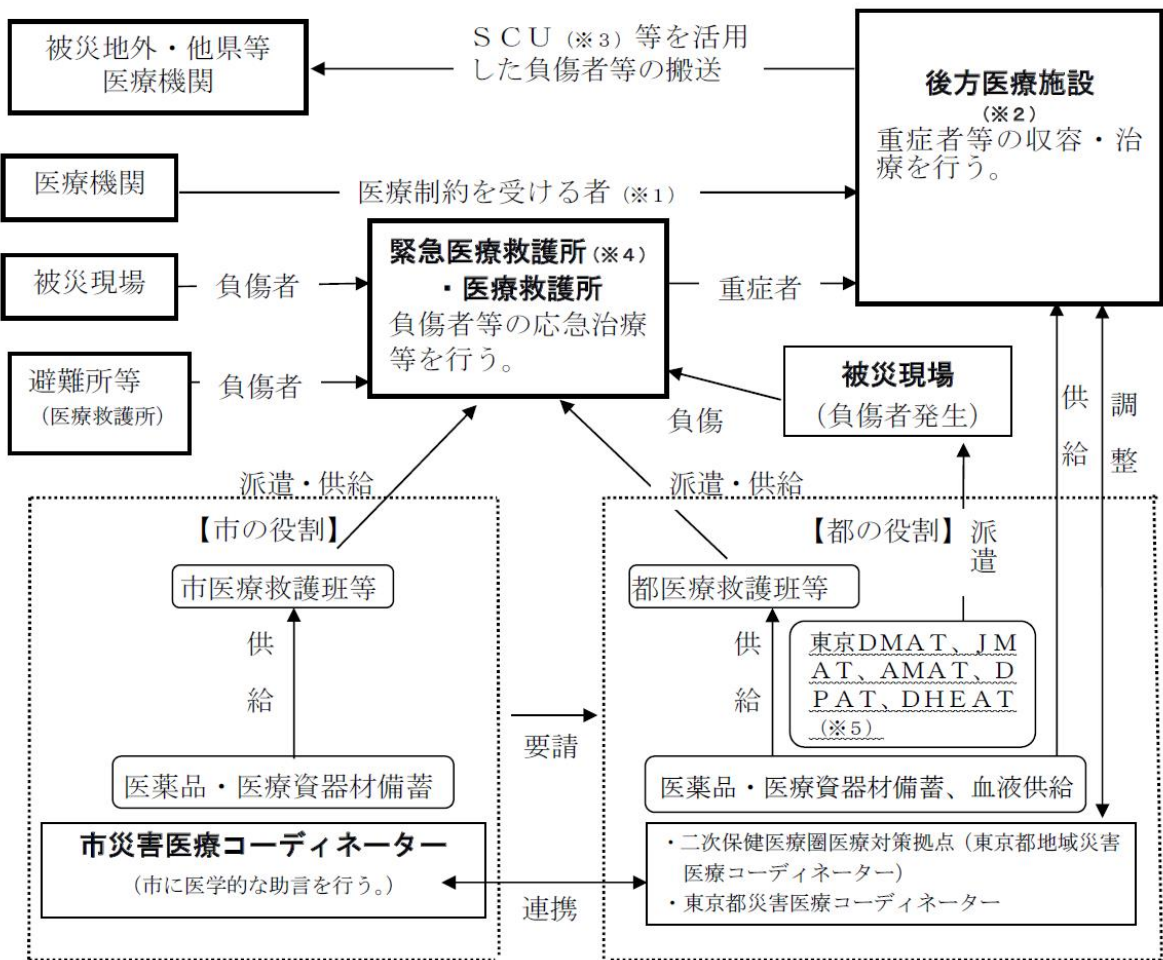
No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考		
	頁	内容		項	頁	内容			
	Ⅲ-27			応急	3	Ⅱ -6-16			
		機関名	内容				主体名	対策内容	
		【略】	【略】				【略】	【略】	
		東京電力	【略】 （４）市民からの電話による事故通報や復旧見通しなどの照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受付はもとより、本店・支店・電力所及び火力発電所等の能率的受付処理体制を確立しておく。 【略】				立川支社 ーグリッド 東京電力パワ ー株式会社	【略】 （４）市民からの電話による事故通報や復旧見通し等の照会を円滑、適切に処理するため、電話受付はもとより、本社・支社・電力所及び火力発電所等の能率的受付処理体制を確立しておく。 【略】	
	Ⅲ-28			応急	3	Ⅱ -6-18			
		機 関 名	内 容				主体名	対策内容	
		東京ガス	対策本部及び保安管理支部と密接な連携をとりつつ、ガス供給停止の状況、ガス供給継続地区の需要家に対する保安確保の協力要請等、必要に応じた広報活動を実施する。 （１）地震発生時には ① ガス栓を全部閉めること。 ② ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。 ③ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。 ④ 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発が起こる原因ともなるので避けること。 この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちに東京ガスに連絡すること。 （２）供給を停止した場合 ① ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓・メーターコックを閉じ、東京ガスから連絡があるまで待つこと。 ② ガスの供給が再開される時には、必ず、東京ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。 （３）供給再開時の広報 【略】				東京ガス	東京ガス多摩支店は対策本部及び保安管理支部と密接な連携をとりつつ、ガス供給停止の状況、ガス供給継続地区の需要家に対する保安確保の協力要請等、必要に応じた広報活動を実施する。 （１）地震発生時には ① 身の安全を確保すること。 ② ガス栓を全部閉めること。 ③ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。 ④ 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発が起こる原因ともなるので避けること。 この場合には、ガス栓・メーターガス栓を閉め、直ちに東京ガスに連絡すること。 （２）東京ガスが供給を停止した場合 ① ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓・メーターコックを閉じ、東京ガスから連絡があるまで待つこと。 ② ガスの供給が再開される時には、必ず、東京ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。 注）東京ガスが供給停止を行っていなくても、ガスメーターの地震計によりメーターが供給を停止することがあります。その場合には復帰手順に従い、復旧させて下さい。 （３）供給再開時の広報 【略】	

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考														
	頁	内容		項	頁	内容															
	III-29	<table><tr><th>機 関 名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>市 (企画財政部)</td><td>(1) 被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。 (2) 災害が終息したときは、道路状況に応じ、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を施し、事後の救援措置の推進にあたる。 (3) 被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設け、被災者からの相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して、早期解決に向けて努力する。 (4) 電話等の通信手段が復旧した段階で、市民からの問合せ等に対応するコールセンターを設置する。 (5) 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広域な災害の場合は、市関係部及び関係防災機関による総合相談体制を確立し、救援体制を確立し、救援対策を協力的に推進するように努める。</td></tr><tr><td>【 略 】</td><td>【略】</td></tr></table>	機 関 名	内 容	市 (企画財政部)	(1) 被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。 (2) 災害が終息したときは、道路状況に応じ、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を施し、事後の救援措置の推進にあたる。 (3) 被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設け、被災者からの相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して、早期解決に向けて努力する。 (4) 電話等の通信手段が復旧した段階で、市民からの問合せ等に対応するコールセンターを設置する。 (5) 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広域な災害の場合は、市関係部及び関係防災機関による総合相談体制を確立し、救援体制を確立し、救援対策を協力的に推進するように努める。	【 略 】	【略】	応急	4	II -6-20	<table><tr><th colspan="2">4 広聴体制 【企画財政部・消防団・各防災機関】 【略】</th></tr><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (企 画 財 政 部)</td><td>(1) 被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。 (2) 災害が終息したときは、道路状況に応じ、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を施し、事後の救援措置の推進にあたる。 (3) 被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設け、被災者からの相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して、早期解決に向けて努力する。 (4) 市役所に被災者等のための臨時の案内窓口を設置し、必要に応じ、市災害対策本部との連携により応対する。 (5) 電話等の通信手段が復旧した段階で、市民からの問合せ等に対応するコールセンターを設置し、電話による相談窓口の一元化を図る。 (6) 障害者や外国人からの受付は、関係部署と連携し対応する。 (7) 市民からの問い合わせの多い相談内容に対しては、ホームページ等に FAQ を開設する。 (8) 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広域な災害の場合は、市関係部及び関係防災機関による総合相談体制を確立し、救援体制を確立し、救援対策を協力的に推進するように努める。</td></tr><tr><td>【 略 】</td><td>【略】</td></tr></table>	4 広聴体制 【企画財政部・消防団・各防災機関】 【略】		主体名	対策内容	市 (企 画 財 政 部)	(1) 被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。 (2) 災害が終息したときは、道路状況に応じ、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を施し、事後の救援措置の推進にあたる。 (3) 被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設け、被災者からの相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して、早期解決に向けて努力する。 (4) 市役所に被災者等のための臨時の案内窓口を設置し、必要に応じ、市災害対策本部との連携により応対する。 (5) 電話等の通信手段が復旧した段階で、市民からの問合せ等に対応するコールセンターを設置し、電話による相談窓口の一元化を図る。 (6) 障害者や外国人からの受付は、関係部署と連携し対応する。 (7) 市民からの問い合わせの多い相談内容に対しては、ホームページ等に FAQ を開設する。 (8) 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広域な災害の場合は、市関係部及び関係防災機関による総合相談体制を確立し、救援体制を確立し、救援対策を協力的に推進するように努める。	【 略 】	【略】	
		機 関 名	内 容																		
市 (企画財政部)	(1) 被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。 (2) 災害が終息したときは、道路状況に応じ、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を施し、事後の救援措置の推進にあたる。 (3) 被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設け、被災者からの相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して、早期解決に向けて努力する。 (4) 電話等の通信手段が復旧した段階で、市民からの問合せ等に対応するコールセンターを設置する。 (5) 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広域な災害の場合は、市関係部及び関係防災機関による総合相談体制を確立し、救援体制を確立し、救援対策を協力的に推進するように努める。																				
【 略 】	【略】																				
4 広聴体制 【企画財政部・消防団・各防災機関】 【略】																					
主体名	対策内容																				
市 (企 画 財 政 部)	(1) 被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。 (2) 災害が終息したときは、道路状況に応じ、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を施し、事後の救援措置の推進にあたる。 (3) 被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設け、被災者からの相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して、早期解決に向けて努力する。 (4) 市役所に被災者等のための臨時の案内窓口を設置し、必要に応じ、市災害対策本部との連携により応対する。 (5) 電話等の通信手段が復旧した段階で、市民からの問合せ等に対応するコールセンターを設置し、電話による相談窓口の一元化を図る。 (6) 障害者や外国人からの受付は、関係部署と連携し対応する。 (7) 市民からの問い合わせの多い相談内容に対しては、ホームページ等に FAQ を開設する。 (8) 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広域な災害の場合は、市関係部及び関係防災機関による総合相談体制を確立し、救援体制を確立し、救援対策を協力的に推進するように努める。																				
【 略 】	【略】																				
記載なし	応急	5	II -6-20	<table><tr><th colspan="2">5 住民相互の情報連絡等 【総務部・N T T 東日本】</th></tr><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (総 務 部)</td><td rowspan="3">○ 災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の安否確認サービスの周知及び利用を呼びかける。</td></tr><tr><td>N T T</td></tr><tr><td>東 日 本</td></tr></table>	5 住民相互の情報連絡等 【総務部・N T T 東日本】		主体名	対策内容	市 (総 務 部)	○ 災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の安否確認サービスの周知及び利用を呼びかける。	N T T	東 日 本									
5 住民相互の情報連絡等 【総務部・N T T 東日本】																					
主体名	対策内容																				
市 (総 務 部)	○ 災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の安否確認サービスの周知及び利用を呼びかける。																				
N T T																					
東 日 本																					

第 7 章 医療救護等対策

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考																								
	頁	内容		項	頁	内容																									
		記載なし	予防	1	Ⅱ -7-2	1 初動医療体制の整備 1－1 医療情報の収集伝達【福祉部】 市は、災害発生直後において、初期医療救護活動を円滑に実施するため、情報連絡体制等の整備し、市内の被災状況や医療機関の活動状況等の迅速な把握に努める。																									
		（２）在宅難病患者等への対応（医療依存度の高い重症心身障害者など） 人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などへの救護が必要となる場合がある。 このため、市は平常時から難病医療費助成申請窓口や保健所を通じて患者の把握を行うとともに、停電に対し東京電力と連携し、電気の復旧に努める。また、都、医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。	予防	1	Ⅱ -7-2	1－2 負傷者等の搬送体制【福祉部】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (福祉部)</td><td>○負傷者の搬送方法を検討 ○医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を検討 ○難病医療費助成申請窓口や保健所を通じて在宅難病患者等の把握</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (福祉部)	○負傷者の搬送方法を検討 ○医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を検討 ○難病医療費助成申請窓口や保健所を通じて在宅難病患者等の把握																					
主体名	対策内容																														
市 (福祉部)	○負傷者の搬送方法を検討 ○医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を検討 ○難病医療費助成申請窓口や保健所を通じて在宅難病患者等の把握																														
Ⅲ-90	２. 防疫用資器材の備蓄・調達〈総務部・福祉部〉 （１）市は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定を検討する。 （２）市が実施する初期防疫活動は、現有防疫用資材を使用するものとし、当該資材が不足したときは、都福祉保健局に要請する。	予防	1	Ⅱ -7-2	1－3 防疫体制の整備【総務部・福祉部・環境部】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (総務部) (福祉部) (環境部)</td><td>○防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定を検討 ○災害薬事センターを活用し、東大和市薬剤師会に協力を求め防疫資器材等を調達し、さらに不足する場合は、都福祉保健局に要請 ○動物の保護や適正な飼育に関し、都や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等関係団体との協力体制を確立する。</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総務部) (福祉部) (環境部)	○防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定を検討 ○災害薬事センターを活用し、東大和市薬剤師会に協力を求め防疫資器材等を調達し、さらに不足する場合は、都福祉保健局に要請 ○動物の保護や適正な飼育に関し、都や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等関係団体との協力体制を確立する。																						
主体名	対策内容																														
市 (総務部) (福祉部) (環境部)	○防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定を検討 ○災害薬事センターを活用し、東大和市薬剤師会に協力を求め防疫資器材等を調達し、さらに不足する場合は、都福祉保健局に要請 ○動物の保護や適正な飼育に関し、都や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等関係団体との協力体制を確立する。																														
Ⅲ-88	７. 動物愛護〈福祉部・環境部・都〉 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、都や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等関係団体との協力体制を確立する。																														
Ⅲ-84	３. 医薬品・医療資器材の確保等〈総務部・福祉部〉 （１）市は、発災後３日間に必要となる医薬品・医療資器材の備蓄に努めるものとする。また、災害時の医療救護用として備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、市薬剤師会の協力を得て、調達するとともに、都に協力要請を行う。 （２）市は、市薬剤師会と連携して、医薬品ストックセンターの設置場所や運営方法、納入先への搬送方法等、具体的な活動内容について協議しておく。 （３）医薬品ストックセンターの設置場所候補地 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>市役所（会議棟）</td><td>中央３－930</td><td>中央公民館（ホール）</td><td>中央３－926</td></tr></table> （資料第 45「医薬品・医療資機材の備蓄状況」資料編 186 頁）	施設名	所在地	施設名	所在地	市役所（会議棟）	中央３－930	中央公民館（ホール）	中央３－926	予防	2	Ⅱ -7-3	２ 医薬品・医療資器材の確保 【総務部・福祉部・医師会・歯科医師会・薬剤師会・災害拠点病院等】 災害時は、医薬品・医療資器材の破損及び道路の遮断等による供給ルートの途絶により医薬品・医療資器材が不足する可能性があるため、平常時より備蓄する等の対策をとる必要がある。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (総務部) (福祉部) 医師会 歯科医師会 薬剤師会</td><td>（１）医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄 ○薬剤師会等と協定を締結する等関係機関との連携・協力体制を整備する。 ○医療救護所や避難所等で使用する医薬品等の備蓄に努める。目安は、発災から３日間必要な量。 （２）災害薬事センターの体制整備 ○市は市薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所※１や運営方法、納入先への搬入方法等、具体的な活動内容を協議しておく。 ○災害薬事センターを複数箇所設置する場合は、それぞれにセンター長を選任する。 ○市は、医薬品等の調達方法について市薬剤師会と協力の上、医薬品等の卸売販売業者等と協定を締結しておく。</td></tr><tr><td>災害拠点病院等</td><td>○３日分程度の医薬品等を備蓄する。 ○災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画（BCP）を作成しておく。</td></tr></table> ※１ 災害薬事センターの設置場所候補地 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>市役所（会議棟）</td><td>中央３－930</td><td>中央公民館（ホール）</td><td>中央３－926</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総務部) (福祉部) 医師会 歯科医師会 薬剤師会	（１）医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄 ○薬剤師会等と協定を締結する等関係機関との連携・協力体制を整備する。 ○医療救護所や避難所等で使用する医薬品等の備蓄に努める。目安は、発災から３日間必要な量。 （２）災害薬事センターの体制整備 ○市は市薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所※１や運営方法、納入先への搬入方法等、具体的な活動内容を協議しておく。 ○災害薬事センターを複数箇所設置する場合は、それぞれにセンター長を選任する。 ○市は、医薬品等の調達方法について市薬剤師会と協力の上、医薬品等の卸売販売業者等と協定を締結しておく。	災害拠点病院等	○３日分程度の医薬品等を備蓄する。 ○災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画（BCP）を作成しておく。	施設名	所在地	施設名	所在地	市役所（会議棟）	中央３－930	中央公民館（ホール）	中央３－926				
施設名	所在地	施設名	所在地																												
市役所（会議棟）	中央３－930	中央公民館（ホール）	中央３－926																												
主体名	対策内容																														
市 (総務部) (福祉部) 医師会 歯科医師会 薬剤師会	（１）医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄 ○薬剤師会等と協定を締結する等関係機関との連携・協力体制を整備する。 ○医療救護所や避難所等で使用する医薬品等の備蓄に努める。目安は、発災から３日間必要な量。 （２）災害薬事センターの体制整備 ○市は市薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所※１や運営方法、納入先への搬入方法等、具体的な活動内容を協議しておく。 ○災害薬事センターを複数箇所設置する場合は、それぞれにセンター長を選任する。 ○市は、医薬品等の調達方法について市薬剤師会と協力の上、医薬品等の卸売販売業者等と協定を締結しておく。																														
災害拠点病院等	○３日分程度の医薬品等を備蓄する。 ○災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画（BCP）を作成しておく。																														
施設名	所在地	施設名	所在地																												
市役所（会議棟）	中央３－930	中央公民館（ホール）	中央３－926																												

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考				
	頁	内容		項	頁	内容					
	Ⅲ-117	（7） 平常時における準備等 ① 遺体保存における準備等 ア 市は、棺、遺体保存剤等必要な資器材を確保する。このため必要に応じてあらかじめ葬祭業者等の関係業界と協定を締結するなどの措置を講ずるものとする。 イ 市は、遺体収容所における作業員の確保について、事前に検討する。 ウ 都は、災害時に使用する遺体収容所の設置場所、棺、遺体保存剤等の確保及び作業要員の確保に関する情報をあらかじめ把握しておく。 エ 都は、遺体の保存に必要な棺、遺体保存剤等必要な資器材を確保するため、葬祭業者等の関係業界と協定を締結しておくなど、あらかじめ支援体制を確立する。 ② 遺体搬送における準備等 ア 市は、遺体収容所から火葬場までの遺体搬送について、搬送手段の確保とともに、搬送経路についても事前に検討する。 イ 市は、遺体の搬送に必要な葬祭業者、運送業者等と必要に応じてあらかじめ協定を締結するなどの措置を講ずるものとする。 ウ 都は、遺体の搬送に必要な葬祭業者、運送業者等と協定を締結しておくなど、あらかじめ支援体制を確立する。 エ 都は、関係機関と遺体保存のための資器材の搬入や遺体収容所から火葬場への遺体搬送に使用する緊急通行車両等の指定に必要な調整を行う。 （資料第 54「遺体収容所における標準的な配置区分図」資料編 191 頁）	予防	3	Ⅱ -7-3	3 遺体の取扱い 【市民部・福祉部・各防災機関】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (市民部) (福祉部) (各防災機関)</td><td> （1）遺体保存における準備等 ○棺、遺体保存剤等必要な資器材を確保する。必要に応じて葬祭業者等の関係業界と協定を締結する等の措置を講ずる。 ○遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関して協議を行う。 ○遺体収容所における資器材及び作業員の確保を検討する。 ○検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項を検討する。 （2）遺体搬送における準備等 ○遺体収容所から火葬場までの遺体搬送について、搬送手段の確保、搬送経路等を事前に検討する。 ○遺体の搬送に必要な葬祭業者、運送業者等と必要に応じてあらかじめ協定を締結する等の措置を講ずる。 </td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (市民部) (福祉部) (各防災機関)	（1）遺体保存における準備等 ○棺、遺体保存剤等必要な資器材を確保する。必要に応じて葬祭業者等の関係業界と協定を締結する等の措置を講ずる。 ○遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関して協議を行う。 ○遺体収容所における資器材及び作業員の確保を検討する。 ○検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項を検討する。 （2）遺体搬送における準備等 ○遺体収容所から火葬場までの遺体搬送について、搬送手段の確保、搬送経路等を事前に検討する。 ○遺体の搬送に必要な葬祭業者、運送業者等と必要に応じてあらかじめ協定を締結する等の措置を講ずる。	
						主体名	対策内容				
市 (市民部) (福祉部) (各防災機関)	（1）遺体保存における準備等 ○棺、遺体保存剤等必要な資器材を確保する。必要に応じて葬祭業者等の関係業界と協定を締結する等の措置を講ずる。 ○遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関して協議を行う。 ○遺体収容所における資器材及び作業員の確保を検討する。 ○検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項を検討する。 （2）遺体搬送における準備等 ○遺体収容所から火葬場までの遺体搬送について、搬送手段の確保、搬送経路等を事前に検討する。 ○遺体の搬送に必要な葬祭業者、運送業者等と必要に応じてあらかじめ協定を締結する等の措置を講ずる。										

No	現行（平成 24 年度修正）			項	頁	修正案		備考						
	頁	内容				内容								
III-80	III-80	災害時医療救護の流れ  ※ 1 ～ 4 【略】 ※ 5 「東京DMAT」とは、東京 Disaster Medical Assistance Team の略で、大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。	予防	1	II -7-4	<災害時医療救護の流れ>  ※ 1 ～ 4 【略】 ※ 5 「東京DMAT」とは、東京 Disaster Medical Assistance Team の略で、大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。<u>その他は、以下の通りである。</u> JMAT：日本医師会災害医療チーム AMAT：全日本病院協会災害時医療支援活動班 DPAT：災害派遣精神医療チーム DHEAT：災害時健康危機管理支援チーム								
		III-79	(1) 機関別活動内容 <table><tr><th>機関名</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>市</td><td>市医師会及び市災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被害状況や活動状況等を把握し、都福祉保健局と情報共有、連絡調整を行う。また、市災害医療コーディネーターにあっては、二次保健医療圏の医療対策拠点と連絡を密に対応する。</td></tr></table>	機関名	活 動 内 容	市	市医師会及び市災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被害状況や活動状況等を把握し、都福祉保健局と情報共有、連絡調整を行う。また、市災害医療コーディネーターにあっては、二次保健医療圏の医療対策拠点と連絡を密に対応する。	応急	1	II -7-5	(1) 機関別活動内容 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (福 祉 部) (企画財政部) 医 師 会 歯 科 医 師 会 薬 剤 師 会</td><td> ○市医師会及び市災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、都福祉保健局と情報共有、連絡調整を行う。 ○医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況のほか、都や関係機関から収集した情報を防災行政無線等により、市民へ情報提供するとともに、地域住民に対する問合せ・相談窓口の設置に努める。 ○市災害医療コーディネーターにあっては、二次保健医療圏の医療対策拠点と連絡を密に対応する。 </td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (福 祉 部) (企画財政部) 医 師 会 歯 科 医 師 会 薬 剤 師 会
機関名	活 動 内 容													
市	市医師会及び市災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被害状況や活動状況等を把握し、都福祉保健局と情報共有、連絡調整を行う。また、市災害医療コーディネーターにあっては、二次保健医療圏の医療対策拠点と連絡を密に対応する。													
主体名	対策内容													
市 (福 祉 部) (企画財政部) 医 師 会 歯 科 医 師 会 薬 剤 師 会	○市医師会及び市災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、都福祉保健局と情報共有、連絡調整を行う。 ○医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況のほか、都や関係機関から収集した情報を防災行政無線等により、市民へ情報提供するとともに、地域住民に対する問合せ・相談窓口の設置に努める。 ○市災害医療コーディネーターにあっては、二次保健医療圏の医療対策拠点と連絡を密に対応する。													

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考				
	頁	内容		項	頁	内容					
	Ⅲ-80	第 2 節 初動医療体制 【総務部・福祉部】 【略】 1. 医療救護班等の編成（福祉部） 市は、災害により緊急を要する傷病者又は災害のため適切な医療を受けられない者に対して医療救護活動を円滑に推進するため、協定に基づき市医師会及び市歯科医師会、市薬剤師会の協力を得て医療救護班等を編成する。 （1） 医療救護班等の編成基準 編成人員は、原則として医療救護班が医師、看護師及びその他医療従事者で各若干名、歯科医療救護班が歯科医師、歯科衛生士、その他補助事務で各若干名とする。医療救護活動に出動する班の数及び編成人数は、あらゆる災害の状況に対応できるよう本部長（市長）と医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長が協議して編成する。 （2） 医療救護班等の被服 市及び都は、災害時の混乱を防止するため、医療救護班が医療救護活動に従事する際に着用する医療救護班被服の統一的基準を次のとおり定めている。 ① 医療救護の実施主体 ② 医療救護班の所属 ③ 職種（色による識別） 赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、青：薬剤師、 白：臨床検査技師・放射線技師、紺：柔道整復師、黄：事務	応急	1	Ⅱ -7-6	1－2 初動医療体制【総務部・福祉部・医師会・歯科医師会】 （1） 医療救護班等の編成 市は、災害により緊急を要する傷病者又は災害のため適切な医療を受けられない者に対して医療救護活動を円滑に推進するため、協定に基づき市医師会及び市歯科医師会、市薬剤師会の協力を得て医療救護班等を編成する。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （ 総 務 部 ） （ 福 祉 部 ） 医 師 会 歯 科 医 師 会</td><td> ① 医療救護班の編成 ○編成人員は、原則として医療救護班が医師、看護師及びその他医療従事者で各若干名、歯科医療救護班が歯科医師、歯科衛生士、その他補助事務で各若干名とする。 ○医療救護活動に出動する班の数及び編成人数は、あらゆる災害の状況に対応できるよう本部長（市長）と医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長が協議して編成する。 ② 医療救護班被服の統一的基準 ○市及び都は、災害時の混乱を防止するため、医療救護班が医療救護活動に従事する際に着用する医療救護班被服の統一的基準を定める。 ア 医療救護の実施主体 イ 医療救護班の所属 ウ 職種（色による識別） 赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、 青：薬剤師、白：臨床検査技師・放射線技師、紺：柔道整復師、 黄：事務 </td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （ 総 務 部 ） （ 福 祉 部 ） 医 師 会 歯 科 医 師 会	① 医療救護班の編成 ○編成人員は、原則として医療救護班が医師、看護師及びその他医療従事者で各若干名、歯科医療救護班が歯科医師、歯科衛生士、その他補助事務で各若干名とする。 ○医療救護活動に出動する班の数及び編成人数は、あらゆる災害の状況に対応できるよう本部長（市長）と医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長が協議して編成する。 ② 医療救護班被服の統一的基準 ○市及び都は、災害時の混乱を防止するため、医療救護班が医療救護活動に従事する際に着用する医療救護班被服の統一的基準を定める。 ア 医療救護の実施主体 イ 医療救護班の所属 ウ 職種（色による識別） 赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、 青：薬剤師、白：臨床検査技師・放射線技師、紺：柔道整復師、 黄：事務	
主体名	対策内容										
市 （ 総 務 部 ） （ 福 祉 部 ） 医 師 会 歯 科 医 師 会	① 医療救護班の編成 ○編成人員は、原則として医療救護班が医師、看護師及びその他医療従事者で各若干名、歯科医療救護班が歯科医師、歯科衛生士、その他補助事務で各若干名とする。 ○医療救護活動に出動する班の数及び編成人数は、あらゆる災害の状況に対応できるよう本部長（市長）と医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長が協議して編成する。 ② 医療救護班被服の統一的基準 ○市及び都は、災害時の混乱を防止するため、医療救護班が医療救護活動に従事する際に着用する医療救護班被服の統一的基準を定める。 ア 医療救護の実施主体 イ 医療救護班の所属 ウ 職種（色による識別） 赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、 青：薬剤師、白：臨床検査技師・放射線技師、紺：柔道整復師、 黄：事務										

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考		
	頁	内容		項	頁	内容			
III-82	2. 医療救護活動〈福祉部〉 医療救護活動は、次のとおり行う。 (1) 機関別活動内容		応急	1	II -7-6 , 7	(2) 医療救護活動 医療救護活動は、次のとおり行う。			

No	現行（平成 24 年度修正）			項	頁	修正案		備考											
	頁	内容				内容													
	III-83	（２） 医療救護班の活動場所等 医療救護班の活動場所は、被災直後の初動期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所の活動を中心とするが、その後は、避難所等における医療救護所の活動を中心とする。 <table><tr><th>時 期</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>初 動 期 （被災から概ね 2 日以内）</td><td>① 医療救護班は主として災害により負傷した者を対象とする。 ② 負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所での救護活動を主とする。 ③ 救出・救助に伴う医療救護活動も行う。 ④ 多数の負傷者がいる場合はトリアージを必ず行い、応急措置は原則として必要最小限にとどめ、重症者などは、可能な限り後方医療機関への搬送に努める。 ⑤ 医薬品・医療資器材などは、主に外傷の対応とする。</td></tr><tr><td>初 動 期 以 降 （被災から概ね 3 日以降）</td><td>① 医療救護の対象は、避難住民及び災害により医療の途を絶たれた者とする。 ② 避難所又は地域での医療救護活動を主とする。 ③ 歯科医療救護活動を実施する。 ④ 重傷者などは、できるだけ後方医療機関への搬送に努める。 ⑤ 避難所の状況によっては、必要に応じ、医療救護所は 24 時間体制をとる。 ⑥ 医薬品・医療資器材などは、主に内科系、慢性疾患、精神科対応などとする。</td></tr></table>	時 期	活 動 内 容	初 動 期 （被災から概ね 2 日以内）	① 医療救護班は主として災害により負傷した者を対象とする。 ② 負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所での救護活動を主とする。 ③ 救出・救助に伴う医療救護活動も行う。 ④ 多数の負傷者がいる場合はトリアージを必ず行い、応急措置は原則として必要最小限にとどめ、重症者などは、可能な限り後方医療機関への搬送に努める。 ⑤ 医薬品・医療資器材などは、主に外傷の対応とする。	初 動 期 以 降 （被災から概ね 3 日以降）	① 医療救護の対象は、避難住民及び災害により医療の途を絶たれた者とする。 ② 避難所又は地域での医療救護活動を主とする。 ③ 歯科医療救護活動を実施する。 ④ 重傷者などは、できるだけ後方医療機関への搬送に努める。 ⑤ 避難所の状況によっては、必要に応じ、医療救護所は 24 時間体制をとる。 ⑥ 医薬品・医療資器材などは、主に内科系、慢性疾患、精神科対応などとする。	応急	1	II -7-8	（３）医療救護班の活動場所等 医療救護班の活動場所は、被災直後の初動期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する災害拠点病院等に隣接する診療所内に設置する緊急医療救護所の活動を中心とするが、その後は、避難所等における医療救護所の活動を中心とする。 <table><tr><th>時 期</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>初 動 期 （被災から概ね 2 日以内）</td><td>① 医療救護班は主として災害により負傷した者を対象とする。 ② 負傷者が多数発生した災害現場等又は災害拠点病院等に隣接する診療所内に設置する緊急医療救護所での救護活動を主とし、災害薬事センターを設置する。 ③ 救出・救助に伴う医療救護活動も行う。 ④ 多数の負傷者がいる場合はトリアージを必ず行い、応急措置は原則として必要最小限にとどめ、重症者等は、可能な限り後方医療施設への搬送に努める。 ⑤ 医薬品・医療資器材等は、主に外傷の対応とする。</td></tr><tr><td>初 動 期 以 降 （被災から概ね 3 日以降）</td><td>① 医療救護の対象は、避難住民及び災害により医療の途を絶たれた者とする。 ② 避難所又は地域での医療救護活動を主とする。 ③ 歯科医療救護活動を実施する。 ④ 重傷者等は、できるだけ後方医療施設への搬送に努める。 ⑤ 避難所の状況によっては、必要に応じ、医療救護所は 24 時間体制をとる。 ⑥ 医薬品・医療資器材等は、主に内科系、慢性疾患、精神科対応等とする。</td></tr></table>	時 期	活 動 内 容	初 動 期 （被災から概ね 2 日以内）	① 医療救護班は主として災害により負傷した者を対象とする。 ② 負傷者が多数発生した災害現場等又は災害拠点病院等に隣接する診療所内に設置する緊急医療救護所での救護活動を主とし、災害薬事センターを設置する。 ③ 救出・救助に伴う医療救護活動も行う。 ④ 多数の負傷者がいる場合はトリアージを必ず行い、応急措置は原則として必要最小限にとどめ、重症者等は、可能な限り後方医療施設への搬送に努める。 ⑤ 医薬品・医療資器材等は、主に外傷の対応とする。	初 動 期 以 降 （被災から概ね 3 日以降）	① 医療救護の対象は、避難住民及び災害により医療の途を絶たれた者とする。 ② 避難所又は地域での医療救護活動を主とする。 ③ 歯科医療救護活動を実施する。 ④ 重傷者等は、できるだけ後方医療施設への搬送に努める。 ⑤ 避難所の状況によっては、必要に応じ、医療救護所は 24 時間体制をとる。 ⑥ 医薬品・医療資器材等は、主に内科系、慢性疾患、精神科対応等とする。	
時 期	活 動 内 容																		
初 動 期 （被災から概ね 2 日以内）	① 医療救護班は主として災害により負傷した者を対象とする。 ② 負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所での救護活動を主とする。 ③ 救出・救助に伴う医療救護活動も行う。 ④ 多数の負傷者がいる場合はトリアージを必ず行い、応急措置は原則として必要最小限にとどめ、重症者などは、可能な限り後方医療機関への搬送に努める。 ⑤ 医薬品・医療資器材などは、主に外傷の対応とする。																		
初 動 期 以 降 （被災から概ね 3 日以降）	① 医療救護の対象は、避難住民及び災害により医療の途を絶たれた者とする。 ② 避難所又は地域での医療救護活動を主とする。 ③ 歯科医療救護活動を実施する。 ④ 重傷者などは、できるだけ後方医療機関への搬送に努める。 ⑤ 避難所の状況によっては、必要に応じ、医療救護所は 24 時間体制をとる。 ⑥ 医薬品・医療資器材などは、主に内科系、慢性疾患、精神科対応などとする。																		
時 期	活 動 内 容																		
初 動 期 （被災から概ね 2 日以内）	① 医療救護班は主として災害により負傷した者を対象とする。 ② 負傷者が多数発生した災害現場等又は災害拠点病院等に隣接する診療所内に設置する緊急医療救護所での救護活動を主とし、災害薬事センターを設置する。 ③ 救出・救助に伴う医療救護活動も行う。 ④ 多数の負傷者がいる場合はトリアージを必ず行い、応急措置は原則として必要最小限にとどめ、重症者等は、可能な限り後方医療施設への搬送に努める。 ⑤ 医薬品・医療資器材等は、主に外傷の対応とする。																		
初 動 期 以 降 （被災から概ね 3 日以降）	① 医療救護の対象は、避難住民及び災害により医療の途を絶たれた者とする。 ② 避難所又は地域での医療救護活動を主とする。 ③ 歯科医療救護活動を実施する。 ④ 重傷者等は、できるだけ後方医療施設への搬送に努める。 ⑤ 避難所の状況によっては、必要に応じ、医療救護所は 24 時間体制をとる。 ⑥ 医薬品・医療資器材等は、主に内科系、慢性疾患、精神科対応等とする。																		
III -84, 85	第 3 節 負傷者等の搬送体制 【福祉部】 1. 負傷者等の搬送 医療救護所（緊急医療救護所を含む。以下同じ。）においては、負傷者、医療制約者等のうち、後方医療施設に収容する必要のある者が発生した場合は、市災害医療コーディネーターの助言を受け市長又は都福祉保健局長に搬送を要請する。 搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは市が対応し、医療救護所から後方医療施設までは都及び市が対応する。 搬送にあたっては、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、市災害医療コーディネーターを介して東京都地域災害医療コーディネーターと連携を図りながら、搬送先施設等の受入れ体制を確認して搬送する。また、必要により医療機関に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等の要請を行う。 負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、次により行う。また、車両を保有する民間団体等と協定を締結するなどして搬送手段の拡充を図ることも検討する。 （1） 北多摩西部消防署に搬送を要請する。 （2） 医療救護班が使用した自動車又は市有車両で搬送する。 2. 医療スタッフの搬送 医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が派遣する医療救護班等については、市が対応し、都が派遣する医療救護班等については、都が対応する。 また、都は、市長の要請による搬送の応援体制を確立する。		応急	1	II -7-8	1－3 負傷者等の搬送【福祉部・北多摩西部消防署・各関係機関】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （福祉部） 北多摩西部 消防署 各関係機関</td><td> （1）負傷者の搬送 ○定められた基準に基づき搬送順位に従って、市災害医療コーディネーターを介して都地域災害医療コーディネーターと連携を図りながら、EM I S（広域災害・救急医療情報システム）等を活用し、搬送先施設等の受入れ体制を確認して搬送する。 ○必要により医療機関に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等の要請を行う。 ○負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、以下より行う。 ①市災害医療コーディネーターの助言を受け市長又は都福祉保健局長（保健医療調整本部）に搬送を要請する。 ②北多摩西部消防署に搬送を要請する。 ③医療救護班が使用した自動車又は市有車両で搬送する。 （2）医療スタッフの搬送 ○市が、派遣する医療救護班等の医療スタッフを搬送する。 </td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （福祉部） 北多摩西部 消防署 各関係機関	（1）負傷者の搬送 ○定められた基準に基づき搬送順位に従って、市災害医療コーディネーターを介して都地域災害医療コーディネーターと連携を図りながら、EM I S（広域災害・救急医療情報システム）等を活用し、搬送先施設等の受入れ体制を確認して搬送する。 ○必要により医療機関に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等の要請を行う。 ○負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、以下より行う。 ①市災害医療コーディネーターの助言を受け市長又は都福祉保健局長（保健医療調整本部）に搬送を要請する。 ②北多摩西部消防署に搬送を要請する。 ③医療救護班が使用した自動車又は市有車両で搬送する。 （2）医療スタッフの搬送 ○市が、派遣する医療救護班等の医療スタッフを搬送する。									
主体名	対策内容																		
市 （福祉部） 北多摩西部 消防署 各関係機関	（1）負傷者の搬送 ○定められた基準に基づき搬送順位に従って、市災害医療コーディネーターを介して都地域災害医療コーディネーターと連携を図りながら、EM I S（広域災害・救急医療情報システム）等を活用し、搬送先施設等の受入れ体制を確認して搬送する。 ○必要により医療機関に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等の要請を行う。 ○負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、以下より行う。 ①市災害医療コーディネーターの助言を受け市長又は都福祉保健局長（保健医療調整本部）に搬送を要請する。 ②北多摩西部消防署に搬送を要請する。 ③医療救護班が使用した自動車又は市有車両で搬送する。 （2）医療スタッフの搬送 ○市が、派遣する医療救護班等の医療スタッフを搬送する。																		

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考					
	頁	内容		項	頁	内容						
	Ⅲ -85, 86	第 5 節 保健衛生【子ども生活部・福祉部・環境部・学校教育部・社会教育部・多摩立川保健所】 1. 保健所の役割〈多摩立川保健所〉 保健所は、保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として関係機関と積極的に連携を図り、保健師活動等を通じて避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握に努めるとともに、避難者や在宅生活者の健康相談、食品営業施設等の監視指導を行うなど、幅広い災害時活動を実施する。 これらの活動を実施するにあたり、医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、環境・食品監視員等、各種活動班に必要な人員を確保するとともに、被災状況に応じた活動内容及び活動班（応援班を含む。）の派遣先の決定など、地域における保健衛生活動の総合的な調整を行う。 さらに、保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に必要な情報を速やかに提供するとともに、各種活動を通じて収集した情報を分析し、その結果に基づいて地域の被災者に対する適切な保健衛生活動が行われるよう関係機関との連携を図る。 2. 保健活動〈福祉部・多摩立川保健所〉 市は、多摩立川保健所と協力しながら被災者の健康状態の把握に努め、関係者との連携を図り、適切な医療及び療養環境が提供されるよう努める。 （1）保健活動チームの編成 市は、巡回健康相談等を行うため、保健活動チームを編成して避難所等に派遣する。 保健活動チームは、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる職員等をもって編成する。 （2）保健活動チームの活動内容 保健活動チームは、防疫チーム、都環境衛生指導班や都食品衛生指導班と連携し、次の保健活動を行う。 ① 避難所における健康相談 ② 地域における巡回健康相談 ③ その他必要な保健活動 3. メンタルヘルスケア〈福祉部・多摩立川保健所〉 被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災住民に適切なメンタルヘルスケアを提供し、精神障害者・精神疾患患者には必要な医療を確保し、被災前と変わらない生活ができるよう支援する必要がある。 このため、市は、精神障害者・精神疾患患者への対応として、都及び民間精神病院等関係機関が協力して行う、精神医療体制に協力する。 また、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）についても視野に捉えてのメンタルケア体制整備を図り、多摩立川保健所が必要時に編成する巡回精神相談チームに協力し、被災者の状況に即して活動する。 4. 透析患者等への対応〈福祉部〉 （1）透析患者への対応 慢性腎不全患者の多くは、1 人 1 回の透析に約 120 分の水を使用する血液透析を週 2～3 回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。 ① 市は、都、市医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。 ② 市は、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。 ③ 市は、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料、食糧などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。	応急	1	Ⅱ -7-9	1－4 保健衛生体制【市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部・多摩立川保健所】 市は、被災者の健康状態の把握に努め、<u>必要に応じ多摩立川保健所や派遣された保健医療活動チーム等</u>と協力しながら、適切な保健医療及び療養環境の提供を含め適切な災害時公衆衛生活動に努める。また、被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においても、被災前と変わらない生活ができるよう支援する必要がある。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>多摩立川保健所</td><td> （1）活動概要 ○保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として関係機関と積極的に連携を図る。 ○保健師活動等を通じて避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握に努める。 ○避難者や在宅生活者の健康相談、食品営業施設等の監視指導を行う。 ○医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、環境・食品衛生監視員等、各種活動班に必要な人員を確保する ○地域における保健衛生活動の総合的な調整を行う。 ○保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に必要な情報を速やかに提供する。 </td></tr><tr><td>市 （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （学校教育部） （社会教育部） 多摩立川保健所</td><td> （1）保健活動チームの編成・活動〈福祉部・多摩立川保健所〉 ○保健師は、福祉部健康課（保健センター）に集合する。 ○保健活動チームは、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる職員等をもって編成する。 ○保健活動チームは、防疫チーム、都環境衛生指導班や都食品衛生指導班と連携し活動を行う。 ○保健活動チームの活動内容 ① 避難所における健康相談及び公衆衛生活動 ② 地域における巡回健康相談及び公衆衛生活動 ③ 健康管理等を含めた公衆衛生看護活動 ○対応が困難な場合は、都に応援要請を行う。 （2）メンタルヘルスケア〈福祉部・多摩立川保健所〉 ○精神障害者・精神疾患患者への対応として、都及び多摩立川保健所や派遣された保健医療活動チーム、民間精神病院等関係機関が協力して行う、精神医療体制に協力する。 ○被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れてメンタルケア体制整備を図り、多摩立川保健所等の関係機関と協力し、被災者の状況に即して活動する。 （3）透析患者等への対応〈福祉部〉 ○都、市医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。 ○透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。 ○透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料、食糧等の供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。 </td></tr></table>	主体名	対策内容	多摩立川保健所	（1）活動概要 ○保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として関係機関と積極的に連携を図る。 ○保健師活動等を通じて避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握に努める。 ○避難者や在宅生活者の健康相談、食品営業施設等の監視指導を行う。 ○医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、環境・食品衛生監視員等、各種活動班に必要な人員を確保する ○地域における保健衛生活動の総合的な調整を行う。 ○保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に必要な情報を速やかに提供する。	市 （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （学校教育部） （社会教育部） 多摩立川保健所	（1）保健活動チームの編成・活動〈福祉部・多摩立川保健所〉 ○保健師は、福祉部健康課（保健センター）に集合する。 ○保健活動チームは、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる職員等をもって編成する。 ○保健活動チームは、防疫チーム、都環境衛生指導班や都食品衛生指導班と連携し活動を行う。 ○保健活動チームの活動内容 ① 避難所における健康相談及び公衆衛生活動 ② 地域における巡回健康相談及び公衆衛生活動 ③ 健康管理等を含めた公衆衛生看護活動 ○対応が困難な場合は、都に応援要請を行う。 （2）メンタルヘルスケア〈福祉部・多摩立川保健所〉 ○精神障害者・精神疾患患者への対応として、都及び多摩立川保健所や派遣された保健医療活動チーム、民間精神病院等関係機関が協力して行う、精神医療体制に協力する。 ○被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れてメンタルケア体制整備を図り、多摩立川保健所等の関係機関と協力し、被災者の状況に即して活動する。 （3）透析患者等への対応〈福祉部〉 ○都、市医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。 ○透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。 ○透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料、食糧等の供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。
主体名	対策内容											
多摩立川保健所	（1）活動概要 ○保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として関係機関と積極的に連携を図る。 ○保健師活動等を通じて避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握に努める。 ○避難者や在宅生活者の健康相談、食品営業施設等の監視指導を行う。 ○医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、環境・食品衛生監視員等、各種活動班に必要な人員を確保する ○地域における保健衛生活動の総合的な調整を行う。 ○保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に必要な情報を速やかに提供する。											
市 （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （学校教育部） （社会教育部） 多摩立川保健所	（1）保健活動チームの編成・活動〈福祉部・多摩立川保健所〉 ○保健師は、福祉部健康課（保健センター）に集合する。 ○保健活動チームは、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる職員等をもって編成する。 ○保健活動チームは、防疫チーム、都環境衛生指導班や都食品衛生指導班と連携し活動を行う。 ○保健活動チームの活動内容 ① 避難所における健康相談及び公衆衛生活動 ② 地域における巡回健康相談及び公衆衛生活動 ③ 健康管理等を含めた公衆衛生看護活動 ○対応が困難な場合は、都に応援要請を行う。 （2）メンタルヘルスケア〈福祉部・多摩立川保健所〉 ○精神障害者・精神疾患患者への対応として、都及び多摩立川保健所や派遣された保健医療活動チーム、民間精神病院等関係機関が協力して行う、精神医療体制に協力する。 ○被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れてメンタルケア体制整備を図り、多摩立川保健所等の関係機関と協力し、被災者の状況に即して活動する。 （3）透析患者等への対応〈福祉部〉 ○都、市医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。 ○透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。 ○透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料、食糧等の供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。											

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考					
	頁	内容		項	頁	内容						
	Ⅲ-86 , 87	（２） 在宅難病患者等への対応（医療依存度の高い重症心身障害者など） 人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などへの救護が必要となる場合がある。 このため、市は平常時から難病医療費助成申請窓口や保健所を通じて患者の把握を行うとともに、停電に対し東京電力と連携し、電気の復旧に努める。また、都、医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。 5. 水・食品の安全確保〈福祉部・多摩立川保健所〉 （１） 飲料水の安全確保 市は、飲料水の安全確保のため、消毒薬の配布及び残留塩素の確認等について、都に要請する。都は、多摩立川保健所において、環境衛生監視員を中心とした 1 班 2 名の「環境衛生指導班」を編成し、市と連携して次の指導を行う。 ① 飲料水の塩素による消毒の確認 ② 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ③ 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ④ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ⑤ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ⑥ 避難所におけるハエや蚊等の害虫の防除方法についての助言・指導 （２） 食品の安全確保 災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。 このため、都は、必要に応じて食品衛生指導班を編成するなどして、市と連携して食品の安全確保を図る。 ① 食品衛生指導班の活動内容 食品衛生指導班は、多摩立川保健所長の指揮のもとに、次の活動を行う。 ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 イ 食品集積所の衛生確保 ウ 避難所の食品衛生指導 エ 使用水の衛生の確保 オ 仮設店舗等の衛生指導 カ その他食料品に起因する危害発生の防止 キ 食中毒発生時の対応 ② 避難所の食品衛生指導 避難所における食中毒の発生を防止するため、市及び都は連携し、次の点を留意して、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。 ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 イ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ウ 手洗いの励行 エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 カ 情報提供 キ 殺菌・消毒剤の調整	応急	1	Ⅱ -7-10	<table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">市 (市民部) (子育て支援部) (福祉部) (学校教育部) (社会教育部) 多摩立川保健所</td><td> （４）在宅難病患者等への対応（医療依存度の高い重症心身障害者等）〈福祉部〉 ○「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。 ○医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養ができるように支援する。 ○都、医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。 （５）水の安全確保〈福祉部〉 ○飲料水の供給状況を速やかに確認し、飲料水の安全確保のため、必要に応じて消毒薬の配布及び残留塩素の確認等について、都に要請する。 ○多摩立川保健所において、都は環境衛生監視員を中心とした 1 班 2 名の「環境衛生指導班」を編成する。 ○市は環境衛生指導班と連携して次の指導を行う。 ① 飲料水の塩素による消毒の確認 ② 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ③ 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 （６）食品の安全確保〈市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部・多摩立川保健所〉 ○必要に応じて都の多摩立川保健所に食品衛生指導班の編成・派遣を要請し、連携協力して食品の安全確保を図る。 ○食品衛生指導班は、多摩立川保健所長の指揮のもとに次の活動を行う。 ① 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ② 食品集積所の衛生確保 ③ 避難所の食品衛生指導 ④ 使用水の衛生の確保 ⑤ 仮設店舗等の衛生指導 ⑥ その他食料品に起因する危害発生の防止 ⑦ 食中毒発生時の対応 ○都と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。<u>その際、次の点を留意する。</u> ① 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 ② 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ③ 手洗いの励行 ④ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ⑤ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ⑥ 情報提供 ⑦ 殺菌・消毒剤の<u>使用方法</u> </td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (市民部) (子育て支援部) (福祉部) (学校教育部) (社会教育部) 多摩立川保健所	（４）在宅難病患者等への対応（医療依存度の高い重症心身障害者等）〈福祉部〉 ○「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。 ○医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養ができるように支援する。 ○都、医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。 （５）水の安全確保〈福祉部〉 ○飲料水の供給状況を速やかに確認し、飲料水の安全確保のため、必要に応じて消毒薬の配布及び残留塩素の確認等について、都に要請する。 ○多摩立川保健所において、都は環境衛生監視員を中心とした 1 班 2 名の「環境衛生指導班」を編成する。 ○市は環境衛生指導班と連携して次の指導を行う。 ① 飲料水の塩素による消毒の確認 ② 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ③ 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 （６）食品の安全確保〈市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部・多摩立川保健所〉 ○必要に応じて都の多摩立川保健所に食品衛生指導班の編成・派遣を要請し、連携協力して食品の安全確保を図る。 ○食品衛生指導班は、多摩立川保健所長の指揮のもとに次の活動を行う。 ① 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ② 食品集積所の衛生確保 ③ 避難所の食品衛生指導 ④ 使用水の衛生の確保 ⑤ 仮設店舗等の衛生指導 ⑥ その他食料品に起因する危害発生の防止 ⑦ 食中毒発生時の対応 ○都と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。<u>その際、次の点を留意する。</u> ① 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 ② 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ③ 手洗いの励行 ④ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ⑤ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ⑥ 情報提供 ⑦ 殺菌・消毒剤の<u>使用方法</u>		
主体名	対策内容											
市 (市民部) (子育て支援部) (福祉部) (学校教育部) (社会教育部) 多摩立川保健所	（４）在宅難病患者等への対応（医療依存度の高い重症心身障害者等）〈福祉部〉 ○「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。 ○医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養ができるように支援する。 ○都、医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。 （５）水の安全確保〈福祉部〉 ○飲料水の供給状況を速やかに確認し、飲料水の安全確保のため、必要に応じて消毒薬の配布及び残留塩素の確認等について、都に要請する。 ○多摩立川保健所において、都は環境衛生監視員を中心とした 1 班 2 名の「環境衛生指導班」を編成する。 ○市は環境衛生指導班と連携して次の指導を行う。 ① 飲料水の塩素による消毒の確認 ② 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ③ 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 （６）食品の安全確保〈市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部・多摩立川保健所〉 ○必要に応じて都の多摩立川保健所に食品衛生指導班の編成・派遣を要請し、連携協力して食品の安全確保を図る。 ○食品衛生指導班は、多摩立川保健所長の指揮のもとに次の活動を行う。 ① 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ② 食品集積所の衛生確保 ③ 避難所の食品衛生指導 ④ 使用水の衛生の確保 ⑤ 仮設店舗等の衛生指導 ⑥ その他食料品に起因する危害発生の防止 ⑦ 食中毒発生時の対応 ○都と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。<u>その際、次の点を留意する。</u> ① 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 ② 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ③ 手洗いの励行 ④ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ⑤ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ⑥ 情報提供 ⑦ 殺菌・消毒剤の<u>使用方法</u>											

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考						
	頁	内容		項	頁	内容							
	Ⅲ-84	（４） 医薬品ストックセンター設置前の初動期の対応は次のとおりとする。 ① 初動期は、災害発生後概ね 2 日間程度を想定し、まず市が中心となり、都が後方支援を行う。 ② 市は、市内の医療機関、医療救護班の必要な医薬品等の情報を集約し、市内の情報機能の役割を果たす。また、市薬剤師会と速やかに協議する。 ③ 市は、市内の備蓄では不足する場合には、医薬品等の卸売販売業者から調達をする。市は円滑に調達が行えるように、事前に、市薬剤師会と協力の上、卸売販売業者と協定を締結する。 ④ 市は、市内の備蓄では不足する場合には、医薬品等の卸売販売業者から調達する。市は円滑に調達が行えるように、事前に、市薬剤師会と協力のうえ、卸売販売業者と協定を締結する。 （５） 医薬品ストックセンター設置後の対応は次のとおりとする。 ① 医薬品ストックセンターは、被災地内の被災状況や交通事情を勘案し、発災後速やかに設置する。 ② 医薬品ストックセンターの運営の責任者は、原則として、市が要請する市薬剤師会の代表者とする。 ③ 医薬品ストックセンターは、必要な薬品等の情報を集約するなど情報機能とともに、医薬品等の仕分け・供給等の機能を果たす。 ④ 医療機関は平時と同様、卸売販売業者へ医薬品を発注する。 ⑤ 医療救護所、避難所で必要になる医薬品は医薬品ストックセンターに要請し、医薬品ストックセンターがとりまとめて卸売販売業者（市と協定を締結した卸売販売業者を含む。）へ発注する。 ⑥ 医療救護所への納品は、卸売販売業者から直接行う。 ⑦ 避難所の分は、医薬品ストックセンターへ納品し、薬剤師が避難所の市民（患者）へ服薬指導した上で、配付する。	応急	2	Ⅱ -7-11	2 医薬品・医療資器材の供給【総務部・福祉部】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">市 （総務部） （福祉部）</td><td> （１）情報収集 ○災害薬事コーディネーターを中心に市内の医療機関、医療救護班の必要な医薬品等の情報を集約する。 ○災害薬事コーディネーターを通じて市薬剤師会と速やかに協議する。 ○市内の備蓄では不足する場合には、災害薬事コーディネーターと協力し、医薬品等の卸売販売業者から調達をする。 （２）災害薬事センター設置 ○災害薬事センターは、被災地内の被災状況や交通事情を勘案し、発災後速やかに設置する。 ○災害薬事センターの運営の責任者は、原則として、市が要請する市薬剤師会の災害薬事コーディネーターとする。 ○災害薬事センターは、必要な薬品等の情報を集約する等情報機能とともに、医薬品等の仕分け・供給等を行う。 （３）医薬品・医療資器材の要請等 ○医療機関は平時と同様、卸売販売業者へ医薬品を発注する。 ○医療救護所、避難所で必要になる医薬品は災害薬事センターに要請し、災害薬事センターがとりまとめて卸売販売業者（市と協定を締結した卸売販売業者を含む。）へ発注する。 ○医療救護所への納品は、卸売販売業者から直接行う。 ○避難所の分は、災害薬事センターへ納品し、薬剤師が避難所の市民（患者）へ服薬指導した上で、配付する。 ○災害薬事センターを活用し、東大和市薬剤師会に協力を求め医療資器材等を調達する。 ○医薬品等に不足が生じ、独自に調達が困難な場合は都福祉保健局に要請する （４）医薬品等の搬送 ○市が備蓄する医薬品等の供給及び災害薬事センターから医療救護所等への搬送は、市が対応する。市長は、必要に応じて都へ搬送の応援を要請する。 ○都が備蓄する医薬品等の供給及び医薬品集積センターから災害薬事センターへの搬送は、都が対応する。 </td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （総務部） （福祉部）	（１）情報収集 ○災害薬事コーディネーターを中心に市内の医療機関、医療救護班の必要な医薬品等の情報を集約する。 ○災害薬事コーディネーターを通じて市薬剤師会と速やかに協議する。 ○市内の備蓄では不足する場合には、災害薬事コーディネーターと協力し、医薬品等の卸売販売業者から調達をする。 （２）災害薬事センター設置 ○災害薬事センターは、被災地内の被災状況や交通事情を勘案し、発災後速やかに設置する。 ○災害薬事センターの運営の責任者は、原則として、市が要請する市薬剤師会の災害薬事コーディネーターとする。 ○災害薬事センターは、必要な薬品等の情報を集約する等情報機能とともに、医薬品等の仕分け・供給等を行う。 （３）医薬品・医療資器材の要請等 ○医療機関は平時と同様、卸売販売業者へ医薬品を発注する。 ○医療救護所、避難所で必要になる医薬品は災害薬事センターに要請し、災害薬事センターがとりまとめて卸売販売業者（市と協定を締結した卸売販売業者を含む。）へ発注する。 ○医療救護所への納品は、卸売販売業者から直接行う。 ○避難所の分は、災害薬事センターへ納品し、薬剤師が避難所の市民（患者）へ服薬指導した上で、配付する。 ○災害薬事センターを活用し、東大和市薬剤師会に協力を求め医療資器材等を調達する。 ○医薬品等に不足が生じ、独自に調達が困難な場合は都福祉保健局に要請する （４）医薬品等の搬送 ○市が備蓄する医薬品等の供給及び災害薬事センターから医療救護所等への搬送は、市が対応する。市長は、必要に応じて都へ搬送の応援を要請する。 ○都が備蓄する医薬品等の供給及び医薬品集積センターから災害薬事センターへの搬送は、都が対応する。			
主体名	対策内容												
市 （総務部） （福祉部）	（１）情報収集 ○災害薬事コーディネーターを中心に市内の医療機関、医療救護班の必要な医薬品等の情報を集約する。 ○災害薬事コーディネーターを通じて市薬剤師会と速やかに協議する。 ○市内の備蓄では不足する場合には、災害薬事コーディネーターと協力し、医薬品等の卸売販売業者から調達をする。 （２）災害薬事センター設置 ○災害薬事センターは、被災地内の被災状況や交通事情を勘案し、発災後速やかに設置する。 ○災害薬事センターの運営の責任者は、原則として、市が要請する市薬剤師会の災害薬事コーディネーターとする。 ○災害薬事センターは、必要な薬品等の情報を集約する等情報機能とともに、医薬品等の仕分け・供給等を行う。 （３）医薬品・医療資器材の要請等 ○医療機関は平時と同様、卸売販売業者へ医薬品を発注する。 ○医療救護所、避難所で必要になる医薬品は災害薬事センターに要請し、災害薬事センターがとりまとめて卸売販売業者（市と協定を締結した卸売販売業者を含む。）へ発注する。 ○医療救護所への納品は、卸売販売業者から直接行う。 ○避難所の分は、災害薬事センターへ納品し、薬剤師が避難所の市民（患者）へ服薬指導した上で、配付する。 ○災害薬事センターを活用し、東大和市薬剤師会に協力を求め医療資器材等を調達する。 ○医薬品等に不足が生じ、独自に調達が困難な場合は都福祉保健局に要請する （４）医薬品等の搬送 ○市が備蓄する医薬品等の供給及び災害薬事センターから医療救護所等への搬送は、市が対応する。市長は、必要に応じて都へ搬送の応援を要請する。 ○都が備蓄する医薬品等の供給及び医薬品集積センターから災害薬事センターへの搬送は、都が対応する。												
	Ⅲ-85	3. 医薬品等の搬送 医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の搬送は、原則として、市が備蓄する医薬品等の供給及び医薬品ストックセンターから医療救護所等への搬送は、市が対応し、都が備蓄する医薬品等の供給及び医薬品集積センターから医薬品ストックセンターへの搬送は、都が対応する。 また、都は、市長の要請により、搬送の応援体制を確立する。											

NO	現行（平成 24 年度修正）							修正案							備考			
	頁	内容						項	頁	内容								
III-85	東京	東京都災害拠点病院（平成 24 年 4 月 1 日現在）							応急	3	II -7-12	<都災害拠点病院>（平成 31 年 4 月 1 日現在）						
		二次医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数	へり	三次				二次医療圏	施設名	所在地	電話番号	へり	三次	
		北多摩西部	国立病院機構災害医療センター	立川市緑町 3256	526-5511	455	○	○				北多摩西部	東大和病院	東大和市南街 1-13-12	562-1411	－	－	
		北多摩西部	東大和病院	東大和市南街 1-13-12	562-1411	284	－	－				北多摩西部	国立病院機構災害医療センター	立川市緑町 3256	526-5511	○	○	
								北多摩西部				立川病院	立川市錦町 4-2-22	523-3131	＝	＝		
	－	記載なし							応急	3	II -7-12	<都災害拠点連携病院>（平成 31 年 4 月 1 日現在）						
		二次医療圏	施設名	所在地	電話番号	へり	三次	北多摩西部				立川相互病院	立川市緑町 4-1	525-2585	＝	＝		
		北多摩西部	東京西徳洲会病院	昭島市松原町 3-1-1	500-4433	＝	＝	北多摩西部				武蔵村山病院	武蔵村山市榎 1-1-5	566-3111	＝	＝		
	－	記載なし							応急	3	II -7-12	<災害拠点病院等>						
		指定区分	説明															
		災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される）															
		災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院															
		災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）															

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考																																																
	頁	内容		項	頁	内容																																																	
Ⅲ-89	1	1. 防疫活動〈福祉部・多摩立川保健所〉 市及び都は、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋の内外の消毒等を実施するために、防疫チーム、消毒チーム、保健活動チーム、食品衛生指導班（保健所等）及び環境衛生指導班（保健所等）を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。 （1） 機関別活動内容 <table><tr><th>機関名</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td rowspan="17">市 （福祉部） （環境部）</td><td>① 市は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、状況に応じて、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、そ族昆虫駆除を行うものとする。</td></tr><tr><td>② 市は、状況に応じて、防疫チーム、消毒チーム及び保健活動チームを編成し、患者の収容、患者の消毒等を迅速かつ的確に行う。</td></tr><tr><td>ア 防疫チームの業務</td></tr><tr><td>A 健康調査及び健康相談</td></tr><tr><td>B 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施</td></tr><tr><td>C 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握</td></tr><tr><td>D 感染症予防のための広報及び健康指導</td></tr><tr><td>E 避難所等におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理</td></tr><tr><td>イ 消毒チーム</td></tr><tr><td>A 患者発生時の消毒（指導）</td></tr><tr><td>B 避難所等の消毒の実施及び指導</td></tr><tr><td>ウ 保健活動チーム</td></tr><tr><td>A 健康調査及び健康相談の実施</td></tr><tr><td>B 広報及び健康指導</td></tr><tr><td>③ 市は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。</td></tr><tr><td>④ 市は、防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局又は市医師会に協力を要請する。</td></tr><tr><td>⑤ 市は、都が実施する防疫活動について、十分協力しなければならない。</td></tr></table> （2） 防疫業務の実施基準 ① 健康調査及び健康相談等 防疫チームは、医療救護班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、健康調査を実施し、必要に応じて応急治療等を医療救護班等に依頼する。また、感染症の流行状況等を踏まえて、予防接種を実施する。 ② 患者の隔離及び消毒 消毒チームは、防疫チームと密接に連携をとりながら、感染症患者を迅速かつ安全に隔離するとともに、患家・避難所の消毒の実施及び指導を行う。 ③ 避難所の防疫措置 ア 市は、避難所開設後、状況に応じて直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。 イ 防疫チームは、避難所開設後速やかに医療救護班等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。 ウ 防疫チームは、避難所の防疫指導を行い、感染症の早期発見、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の健康指導を行う。 エ 都は、市が行う避難所での消毒活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の消毒班の出動を要請し、その連絡調整を行う。	機関名	活 動 内 容	市 （福祉部） （環境部）	① 市は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、状況に応じて、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、そ族昆虫駆除を行うものとする。	② 市は、状況に応じて、防疫チーム、消毒チーム及び保健活動チームを編成し、患者の収容、患者の消毒等を迅速かつ的確に行う。	ア 防疫チームの業務	A 健康調査及び健康相談	B 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施	C 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握	D 感染症予防のための広報及び健康指導	E 避難所等におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理	イ 消毒チーム	A 患者発生時の消毒（指導）	B 避難所等の消毒の実施及び指導	ウ 保健活動チーム	A 健康調査及び健康相談の実施	B 広報及び健康指導	③ 市は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。	④ 市は、防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局又は市医師会に協力を要請する。	⑤ 市は、都が実施する防疫活動について、十分協力しなければならない。	復旧	1	Ⅱ -7-20	1－1 防疫活動【福祉部・多摩立川保健所】 市及び都は、災害時における感染症発生予防、拡大防止を図るため、<u>汚染を除去し清潔を保持するための家屋の内外の消毒等</u>を実施する。<u>状況に応じて、防疫チーム、保健活動チーム、食品衛生指導班（保健所等）及び環境衛生指導班（保健所等）を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。</u> <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="25">市 （福祉部）</td><td>（1）飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、<u>害虫・ねずみ等の駆除等</u>を行う。</td></tr><tr><td>（2）状況に応じて、防疫チーム及び保健活動チームを編成し、患者の収容、<u>感染症の発症の拡大防止</u>を迅速かつ的確に行う。</td></tr><tr><td>① 防疫チームの業務</td></tr><tr><td>ア <u>汚染物質の除去と清潔の保持</u></td></tr><tr><td>イ <u>感染予防対策の徹底指導</u></td></tr><tr><td><u>手指の消毒・マスクの装着・身体の清拭等による感染予防対策を行う。</u></td></tr><tr><td>ウ <u>施設内の清掃と消毒の徹底</u></td></tr><tr><td><u>避難所等の施設を清掃と消毒により、衛生的に管理する。</u></td></tr><tr><td>エ <u>患者発生時の消毒（指導）</u></td></tr><tr><td><u>患者が発生した施設や消毒し清潔を保持する。また、感染症の発症状況を踏まえて必要な地域に、消毒を行う。</u></td></tr><tr><td>オ <u>啓発活動</u></td></tr><tr><td><u>・室内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除について</u></td></tr><tr><td><u>・断水時の手洗い、うがいの方法について</u></td></tr><tr><td>② 保健活動チーム</td></tr><tr><td>ア 健康調査及び健康相談</td></tr><tr><td>イ <u>感染症発生状況の把握</u></td></tr><tr><td><u>地域での感染症発生状況を把握し患者の早期発見に努める。</u></td></tr><tr><td>ウ <u>患者の医療施設への搬送、接触者の健康管理指導</u></td></tr><tr><td><u>多摩立川保健所と密接に連携をとりながら、感染症患者を迅速かつ安全に医療施設へ搬送するとともに、接触者に対して健康管理指導を行う。</u></td></tr><tr><td>エ <u>感染症流行状況等を踏まえた予防接種の実施の検討</u></td></tr><tr><td><u>感染症の流行状況等を踏まえ厚生労働大臣又は都知事の指示に基づき、予防接種を実施する。</u></td></tr><tr><td>（3）被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局（<u>保健医療調整本部</u>）へ迅速に連絡する。</td></tr><tr><td>（4）<u>防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局（保健医療調整本部）又は市医師会等に協力を要請する。</u></td></tr><tr><td>（5）<u>都の多摩立川保健所等</u>が実施する防疫活動について、十分に協力する。</td></tr><tr><td>（6）<u>災害薬事センター</u>を活用し、東大和市薬剤師会に協力を求め防疫資器材等を調達する。<u>さらに不足する場合は、都福祉保健局（保健医療調整本部）に要請する。</u></td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （福祉部）	（1）飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、 <u>害虫・ねずみ等の駆除等</u> を行う。	（2）状況に応じて、防疫チーム及び保健活動チームを編成し、患者の収容、 <u>感染症の発症の拡大防止</u> を迅速かつ的確に行う。	① 防疫チームの業務	ア <u>汚染物質の除去と清潔の保持</u>	イ <u>感染予防対策の徹底指導</u>	<u>手指の消毒・マスクの装着・身体の清拭等による感染予防対策を行う。</u>	ウ <u>施設内の清掃と消毒の徹底</u>	<u>避難所等の施設を清掃と消毒により、衛生的に管理する。</u>	エ <u>患者発生時の消毒（指導）</u>	<u>患者が発生した施設や消毒し清潔を保持する。また、感染症の発症状況を踏まえて必要な地域に、消毒を行う。</u>	オ <u>啓発活動</u>	<u>・室内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除について</u>	<u>・断水時の手洗い、うがいの方法について</u>	② 保健活動チーム	ア 健康調査及び健康相談	イ <u>感染症発生状況の把握</u>	<u>地域での感染症発生状況を把握し患者の早期発見に努める。</u>	ウ <u>患者の医療施設への搬送、接触者の健康管理指導</u>	<u>多摩立川保健所と密接に連携をとりながら、感染症患者を迅速かつ安全に医療施設へ搬送するとともに、接触者に対して健康管理指導を行う。</u>	エ <u>感染症流行状況等を踏まえた予防接種の実施の検討</u>	<u>感染症の流行状況等を踏まえ厚生労働大臣又は都知事の指示に基づき、予防接種を実施する。</u>	（3）被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局（ <u>保健医療調整本部</u> ）へ迅速に連絡する。	（4） <u>防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局（保健医療調整本部）又は市医師会等に協力を要請する。</u>	（5） <u>都の多摩立川保健所等</u> が実施する防疫活動について、十分に協力する。	（6） <u>災害薬事センター</u> を活用し、東大和市薬剤師会に協力を求め防疫資器材等を調達する。 <u>さらに不足する場合は、都福祉保健局（保健医療調整本部）に要請する。</u>	
機関名	活 動 内 容																																																						
市 （福祉部） （環境部）	① 市は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、状況に応じて、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、そ族昆虫駆除を行うものとする。																																																						
	② 市は、状況に応じて、防疫チーム、消毒チーム及び保健活動チームを編成し、患者の収容、患者の消毒等を迅速かつ的確に行う。																																																						
	ア 防疫チームの業務																																																						
	A 健康調査及び健康相談																																																						
	B 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施																																																						
	C 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握																																																						
	D 感染症予防のための広報及び健康指導																																																						
	E 避難所等におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理																																																						
	イ 消毒チーム																																																						
	A 患者発生時の消毒（指導）																																																						
	B 避難所等の消毒の実施及び指導																																																						
	ウ 保健活動チーム																																																						
	A 健康調査及び健康相談の実施																																																						
	B 広報及び健康指導																																																						
	③ 市は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。																																																						
	④ 市は、防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局又は市医師会に協力を要請する。																																																						
	⑤ 市は、都が実施する防疫活動について、十分協力しなければならない。																																																						
主体名	対策内容																																																						
市 （福祉部）	（1）飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、 <u>害虫・ねずみ等の駆除等</u> を行う。																																																						
	（2）状況に応じて、防疫チーム及び保健活動チームを編成し、患者の収容、 <u>感染症の発症の拡大防止</u> を迅速かつ的確に行う。																																																						
	① 防疫チームの業務																																																						
	ア <u>汚染物質の除去と清潔の保持</u>																																																						
	イ <u>感染予防対策の徹底指導</u>																																																						
	<u>手指の消毒・マスクの装着・身体の清拭等による感染予防対策を行う。</u>																																																						
	ウ <u>施設内の清掃と消毒の徹底</u>																																																						
	<u>避難所等の施設を清掃と消毒により、衛生的に管理する。</u>																																																						
	エ <u>患者発生時の消毒（指導）</u>																																																						
	<u>患者が発生した施設や消毒し清潔を保持する。また、感染症の発症状況を踏まえて必要な地域に、消毒を行う。</u>																																																						
	オ <u>啓発活動</u>																																																						
	<u>・室内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除について</u>																																																						
	<u>・断水時の手洗い、うがいの方法について</u>																																																						
	② 保健活動チーム																																																						
	ア 健康調査及び健康相談																																																						
	イ <u>感染症発生状況の把握</u>																																																						
	<u>地域での感染症発生状況を把握し患者の早期発見に努める。</u>																																																						
	ウ <u>患者の医療施設への搬送、接触者の健康管理指導</u>																																																						
	<u>多摩立川保健所と密接に連携をとりながら、感染症患者を迅速かつ安全に医療施設へ搬送するとともに、接触者に対して健康管理指導を行う。</u>																																																						
	エ <u>感染症流行状況等を踏まえた予防接種の実施の検討</u>																																																						
	<u>感染症の流行状況等を踏まえ厚生労働大臣又は都知事の指示に基づき、予防接種を実施する。</u>																																																						
	（3）被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局（ <u>保健医療調整本部</u> ）へ迅速に連絡する。																																																						
	（4） <u>防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局（保健医療調整本部）又は市医師会等に協力を要請する。</u>																																																						
	（5） <u>都の多摩立川保健所等</u> が実施する防疫活動について、十分に協力する。																																																						
	（6） <u>災害薬事センター</u> を活用し、東大和市薬剤師会に協力を求め防疫資器材等を調達する。 <u>さらに不足する場合は、都福祉保健局（保健医療調整本部）に要請する。</u>																																																						

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考						
	頁	内容		項	頁	内容							
		④ 消毒とその確認 ア 市は、被災家屋、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。 イ 環境衛生指導班は、被災地を巡回し、必要に応じて塩素剤等で消毒するとともに、その確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。 ⑤ 感染症予防のための広報及び健康指導 都は、健康調査及び健康相談の実施と平行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、以下の広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、市と協力してポスターの掲示、チラシの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。 ア 食品の保管方法、炊き出しの仕方について イ 水洗トイレ使用マニュアル（消毒法など）の周知徹底及び仮設トイレの消毒について ウ 室内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除について エ 断水時の手洗い、うがいの方法について オ 貯水槽の水の安全な活用について											
	Ⅲ-89	<table><tr><td rowspan="2">都</td><td> ① 市の防疫に関する協力の要請があった場合、その他必要と認めた場合は、防災組織の一部を動員して協力し、又は他区市町村との調整を図る。 ② 防疫活動を実施するにあたって必要と認める場合は、都医師会又は、市医師会に協力を要請する。 ③ 避難所等における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。 ④ 感染症等の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。 ⑤ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施を図る。 ⑥ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ⑦ 市の衛生管理対策を支援・指導する。 ⑧ 状況に応じて、環境衛生指導班及び食品衛生指導班を編成し、飲料水の安全等環境衛生の確保及び食品の安全確保を行う。 ⑨ 都は、市が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。 </td></tr><tr><td></td></tr></table>	都	① 市の防疫に関する協力の要請があった場合、その他必要と認めた場合は、防災組織の一部を動員して協力し、又は他区市町村との調整を図る。 ② 防疫活動を実施するにあたって必要と認める場合は、都医師会又は、市医師会に協力を要請する。 ③ 避難所等における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。 ④ 感染症等の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。 ⑤ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施を図る。 ⑥ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ⑦ 市の衛生管理対策を支援・指導する。 ⑧ 状況に応じて、環境衛生指導班及び食品衛生指導班を編成し、飲料水の安全等環境衛生の確保及び食品の安全確保を行う。 ⑨ 都は、市が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。		復旧	1	Ⅱ -7-21	<table><tr><td rowspan="2">都 多摩立川 保健所</td><td> （１）市の防疫に関する協力の要請やその他必要と認めた場合、<u>都福祉保健局（保健医療調整本部）が調整し、動員等による協力や災害時に編成される保健医療活動行うチーム派遣について他区市町村と調整を図る。</u> （２）防疫活動を実施するにあたり、<u>必要と認める場合は、都医師会又は、市医師会に協力を要請する。</u> （３）市の<u>防疫活動の支援・指導</u>する。 （４）状況に応じて、環境衛生指導班及び食品衛生指導班を編成し、飲料水の安全等環境衛生の確保及び食品の安全確保を行う。 （５）環境衛生指導班は、<u>地域を巡回し、消毒状況を確認する。必要に応じて、住民に消毒薬を配布し、住民が自主的に消毒を行えるように消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。</u> （６）都は、市が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。 （７）<u>感染症等に関して</u> ① <u>流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。</u> ② <u>感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施を図る。</u> ③ <u>一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段を確保し、医療施設への搬送を行う。</u> （８）<u>食品と飲料水の安全確保</u> <u>多摩立川保健所の環境衛生指導班及び食品衛生指導班の指導に基づき、住民に対して食品と飲料水の安全確保のための指導を行う。実施にあたっては、ポスターの掲示、チラシの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。</u> <u>・食品の保管方法、炊き出しの仕方について</u> <u>・貯水槽の水の安全な活用について</u> </td></tr><tr><td></td></tr></table>	都 多摩立川 保健所	（１）市の防疫に関する協力の要請やその他必要と認めた場合、<u>都福祉保健局（保健医療調整本部）が調整し、動員等による協力や災害時に編成される保健医療活動行うチーム派遣について他区市町村と調整を図る。</u> （２）防疫活動を実施するにあたり、<u>必要と認める場合は、都医師会又は、市医師会に協力を要請する。</u> （３）市の<u>防疫活動の支援・指導</u>する。 （４）状況に応じて、環境衛生指導班及び食品衛生指導班を編成し、飲料水の安全等環境衛生の確保及び食品の安全確保を行う。 （５）環境衛生指導班は、<u>地域を巡回し、消毒状況を確認する。必要に応じて、住民に消毒薬を配布し、住民が自主的に消毒を行えるように消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。</u> （６）都は、市が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。 （７）<u>感染症等に関して</u> ① <u>流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。</u> ② <u>感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施を図る。</u> ③ <u>一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段を確保し、医療施設への搬送を行う。</u> （８）<u>食品と飲料水の安全確保</u> <u>多摩立川保健所の環境衛生指導班及び食品衛生指導班の指導に基づき、住民に対して食品と飲料水の安全確保のための指導を行う。実施にあたっては、ポスターの掲示、チラシの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。</u> <u>・食品の保管方法、炊き出しの仕方について</u> <u>・貯水槽の水の安全な活用について</u>		
都	① 市の防疫に関する協力の要請があった場合、その他必要と認めた場合は、防災組織の一部を動員して協力し、又は他区市町村との調整を図る。 ② 防疫活動を実施するにあたって必要と認める場合は、都医師会又は、市医師会に協力を要請する。 ③ 避難所等における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。 ④ 感染症等の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。 ⑤ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施を図る。 ⑥ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ⑦ 市の衛生管理対策を支援・指導する。 ⑧ 状況に応じて、環境衛生指導班及び食品衛生指導班を編成し、飲料水の安全等環境衛生の確保及び食品の安全確保を行う。 ⑨ 都は、市が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。												
都 多摩立川 保健所	（１）市の防疫に関する協力の要請やその他必要と認めた場合、<u>都福祉保健局（保健医療調整本部）が調整し、動員等による協力や災害時に編成される保健医療活動行うチーム派遣について他区市町村と調整を図る。</u> （２）防疫活動を実施するにあたり、<u>必要と認める場合は、都医師会又は、市医師会に協力を要請する。</u> （３）市の<u>防疫活動の支援・指導</u>する。 （４）状況に応じて、環境衛生指導班及び食品衛生指導班を編成し、飲料水の安全等環境衛生の確保及び食品の安全確保を行う。 （５）環境衛生指導班は、<u>地域を巡回し、消毒状況を確認する。必要に応じて、住民に消毒薬を配布し、住民が自主的に消毒を行えるように消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。</u> （６）都は、市が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。 （７）<u>感染症等に関して</u> ① <u>流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。</u> ② <u>感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施を図る。</u> ③ <u>一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段を確保し、医療施設への搬送を行う。</u> （８）<u>食品と飲料水の安全確保</u> <u>多摩立川保健所の環境衛生指導班及び食品衛生指導班の指導に基づき、住民に対して食品と飲料水の安全確保のための指導を行う。実施にあたっては、ポスターの掲示、チラシの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。</u> <u>・食品の保管方法、炊き出しの仕方について</u> <u>・貯水槽の水の安全な活用について</u>												

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考						
	頁	内容		項	頁	内容							
	III-88	6. 避難所の衛生管理（子ども生活部・福祉部・環境部・学校教育部・社会教育部・多摩立川保健所） （1） 避難所の衛生管理指導に関する活動方針 都は、避難所の過密状況等に関する情報を集約し、その情報を市に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援を行う。 衛生管理の体系図 （2） 避難所の衛生管理指導に関する業務 ① 市の役割 市は、住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握し、避難所における衛生管理として、土足禁止区域・受動喫煙を防止するための喫煙（分煙）区域の限定、避難住民の生活環境上必要な物品の確保、避難住民間のプライバシーの確保及びゴミの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。 ② 都の役割 都の保健所で組織する「環境衛生指導班」は、避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、市に提供するとともに、必要に応じて避難所内外におけるごみ保管場所等の消毒、飲用水の衛生及び衛生的な室内環境の保持に関する助言・指導を市に対して行う。	復旧	1	II -7-21 , 22	1－2 避難所の衛生管理【市民部・子育て支援部・福祉部・環境部・学校教育部・社会教育部・多摩立川保健所】 都と連携して、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう努める。 ＜衛生管理の体系図＞ 【略】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （環境部） （学校教育部） （社会教育部）</td><td>【略】 （2）住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。 （3）<u>避難所において土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を限定する。</u> （4）<u>避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。</u> （5）<u>避難住民間のプライバシーを確保する。</u> （6）<u>ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法、感染予防対策等、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。</u> 【略】</td></tr><tr><td>都 多摩立川保健所</td><td>（1）「環境衛生指導班」は、避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、必要に応じて避難所内外におけるトイレ・ごみ保管場所の<u>適正管理、飲用水の衛生、衛生的な室内環境の保持、寝具類の衛生確保、避難所におけるハエや蚊等の害虫の防除方法</u>に関する助言・指導を市に対して行う。</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （環境部） （学校教育部） （社会教育部）	【略】 （2）住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。 （3） <u>避難所において土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を限定する。</u> （4） <u>避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。</u> （5） <u>避難住民間のプライバシーを確保する。</u> （6） <u>ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法、感染予防対策等、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。</u> 【略】	都 多摩立川保健所	（1）「環境衛生指導班」は、避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、必要に応じて避難所内外におけるトイレ・ごみ保管場所の <u>適正管理、飲用水の衛生、衛生的な室内環境の保持、寝具類の衛生確保、避難所におけるハエや蚊等の害虫の防除方法</u> に関する助言・指導を市に対して行う。	
主体名	対策内容												
市 （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （環境部） （学校教育部） （社会教育部）	【略】 （2）住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。 （3） <u>避難所において土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を限定する。</u> （4） <u>避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。</u> （5） <u>避難住民間のプライバシーを確保する。</u> （6） <u>ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法、感染予防対策等、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。</u> 【略】												
都 多摩立川保健所	（1）「環境衛生指導班」は、避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、必要に応じて避難所内外におけるトイレ・ごみ保管場所の <u>適正管理、飲用水の衛生、衛生的な室内環境の保持、寝具類の衛生確保、避難所におけるハエや蚊等の害虫の防除方法</u> に関する助言・指導を市に対して行う。												
	III-114	（1） 火葬許可の特例 通常の火葬では、市長の発行する火葬許可証が必要である。しかし、緊急時に通常の手続きに従っていたのでは、迅速かつ的確な処理に支障をきたし、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある。このため、火葬許可証に代わる証明証として「特例許可証」を発行することにより、速やかな火葬に努める。 （2） 広域火葬体制の整備 大規模な災害により、被災区市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該区市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定される。 このため、都の調整のもとで都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う体制を確保することを目的に、都は、区市町村及び関係機関等と協議のうえ、平成 11 年 3 月に、「東京都広域火葬実施計画」を策定した。 この計画に基づき、遺体の保存等に係る資材等の確保、遺体の搬送、火葬の協力について、関係団体等と協定を締結し、災害時における円滑な広域火葬体制の整備を行った。	復旧	2	II -7-22	（1）火葬許可の特例 通常の火葬では、市長の発行する火葬許可証が必要である。<u>災害時は、迅速かつ的確な処理を行うため、火葬許可証に代わる証明証として「特例許可証」を発行する。</u> （2）広域火葬体制の整備 大規模な災害により、被災区市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該区市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定される。 <u>このため、都の「東京都広域火葬実施計画」に基づき、遺体の保存等に係る資材等の確保、遺体の搬送、火葬の協力について、関係団体等と協定を締結し、災害時における円滑な広域火葬体制を整備する。</u>							

第 8 章 帰宅困難者対策

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考						
	頁	内容		項	頁	内容							
		記載なし	予防	1	Ⅱ -8-2	1 帰宅困難者対策条例に基づく対策強化 <u>首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制等の東京都帰宅困難者対策条例の内容を周知徹底する必要がある。</u> 1－1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 <u>市は、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。</u> ■東京都帰宅困難者対策条例の概要 ・ <u>企業等従業員の施設内待機の努力義務化</u> ・ <u>企業等従業員の 3 日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化</u> ・ <u>駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化</u> ・ <u>学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化</u> ・ <u>官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等</u> ・ <u>一時滞在施設の確保に向けた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力</u> ・ <u>帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）</u>							
Ⅲ -104	1．事業所の責務	「組織は組織で対応する」という基本原則及び従業員や顧客等に対する社会的責任に鑑み、事業所の果たすべき責務は次のとおりとする。	予防	1	Ⅱ -8-2	1－2 事業者の取組 【総務部・北多摩西部消防署・事業所】 「組織は組織で対応する」という基本原則及び従業員や顧客等に対する社会的責任に鑑み、事業所の果たすべき責務は次のとおりとする。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">事業所</td><td> <u>（1）施設内待機計画の策定</u> ○ <u>施設内待機計画の策定と従業員等への周知</u> <u>（2）水・食料の確保</u> ○ 従業員等用として 3 日分の水、食料等の備蓄 ○ <u>外部の帰宅困難者を受け入れるため 10%程度余分の備蓄を検討</u> <u>（3）安全確保</u> ○ <u>耐震診断・耐震改修や家具の転倒・落下・移動防止措置、ガラス飛散防止等の対策</u> <u>（4）情報の入手手段の確保</u> </td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	主体名	対策内容	事業所	<u>（1）施設内待機計画の策定</u> ○ <u>施設内待機計画の策定と従業員等への周知</u> <u>（2）水・食料の確保</u> ○ 従業員等用として 3 日分の水、食料等の備蓄 ○ <u>外部の帰宅困難者を受け入れるため 10%程度余分の備蓄を検討</u> <u>（3）安全確保</u> ○ <u>耐震診断・耐震改修や家具の転倒・落下・移動防止措置、ガラス飛散防止等の対策</u> <u>（4）情報の入手手段の確保</u>			
主体名	対策内容												
事業所	<u>（1）施設内待機計画の策定</u> ○ <u>施設内待機計画の策定と従業員等への周知</u> <u>（2）水・食料の確保</u> ○ 従業員等用として 3 日分の水、食料等の備蓄 ○ <u>外部の帰宅困難者を受け入れるため 10%程度余分の備蓄を検討</u> <u>（3）安全確保</u> ○ <u>耐震診断・耐震改修や家具の転倒・落下・移動防止措置、ガラス飛散防止等の対策</u> <u>（4）情報の入手手段の確保</u>												
	<table><tr><td>平常時</td><td>安全確保、混乱防止 帰宅困難者対策の計画化 水・食料の確保 情報の入手手段の確保 安否確認の方法の検討</td><td>事業所施設の安全化対策の徹底を図ること。 事業所防災計画に帰宅困難対策を作成すること。 従業員等用として 3 日分の水、食料等の備蓄を図ること。 バッテリー式ラジオ・テレビの配備を図ること。 従業員の安否確認の方法や連絡手段を検討すること。 従業員と家族との安否確認手段を検討すること。</td></tr><tr><td>災害時</td><td>水・食料の提供 情報の入所・周知 安否確認等の実施 一時休憩場所等の確保・提供 順次帰宅の実施</td><td>従業員や顧客へ配布すること。 ラジオ・テレビ・社内放送等による周知を図ること。 従業員と家族との安否確認や報道機関への連絡を行うこと。 事務室、会議室、ロビー等を開放すること。 状況把握の上、緩やかに順次帰宅を図ること。</td></tr></table>	平常時	安全確保、混乱防止 帰宅困難者対策の計画化 水・食料の確保 情報の入手手段の確保 安否確認の方法の検討	事業所施設の安全化対策の徹底を図ること。 事業所防災計画に帰宅困難対策を作成すること。 従業員等用として 3 日分の水、食料等の備蓄を図ること。 バッテリー式ラジオ・テレビの配備を図ること。 従業員の安否確認の方法や連絡手段を検討すること。 従業員と家族との安否確認手段を検討すること。	災害時	水・食料の提供 情報の入所・周知 安否確認等の実施 一時休憩場所等の確保・提供 順次帰宅の実施	従業員や顧客へ配布すること。 ラジオ・テレビ・社内放送等による周知を図ること。 従業員と家族との安否確認や報道機関への連絡を行うこと。 事務室、会議室、ロビー等を開放すること。 状況把握の上、緩やかに順次帰宅を図ること。						
平常時	安全確保、混乱防止 帰宅困難者対策の計画化 水・食料の確保 情報の入手手段の確保 安否確認の方法の検討	事業所施設の安全化対策の徹底を図ること。 事業所防災計画に帰宅困難対策を作成すること。 従業員等用として 3 日分の水、食料等の備蓄を図ること。 バッテリー式ラジオ・テレビの配備を図ること。 従業員の安否確認の方法や連絡手段を検討すること。 従業員と家族との安否確認手段を検討すること。											
災害時	水・食料の提供 情報の入所・周知 安否確認等の実施 一時休憩場所等の確保・提供 順次帰宅の実施	従業員や顧客へ配布すること。 ラジオ・テレビ・社内放送等による周知を図ること。 従業員と家族との安否確認や報道機関への連絡を行うこと。 事務室、会議室、ロビー等を開放すること。 状況把握の上、緩やかに順次帰宅を図ること。											

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考																		
	頁	内容		項	頁	内容																			
	Ⅲ -100	（７） 事業所等への啓発 ① 都、市及び各防災機関においては、各種の手段により、次の事業者責務の啓発を図る。 ア 従業員の一斉帰宅の抑制 イ 従業員との連絡手段の確保など事前準備 ウ 駅などにおける利用者の保護 エ 生徒・児童等の安全確保 オ 従業員向けの 3 日分の水、食料等の備蓄 ② 北多摩西部消防署は、事業所防災計画の作成指導にあたって、帰宅困難者対策の推進徹底を図る。 ③ 市の訓練項目に帰宅困難者対策訓練を盛り込むなどして、事業所等の参加を促すことを検討する。				<table><tr><td></td><td> ○ バッテリー式ラジオ・テレビの配備を図る （５）安全確認方法の検討 ○ 従業員の安否確認の方法や連絡手段を検討 ○ 従業員と家族との安否確認手段を検討 （６）帰宅ルールの設定 ○ 帰宅時間が集中しないための対応 ○ 従業員等の帰宅状況の把握 </td></tr><tr><td>市 （ 総 務 部 ）</td><td> ○ 各種の手段による、事業者責務の啓発 ・従業員の一斉帰宅の抑制 ・従業員との連絡手段の確保等事前準備 ・駅等における利用者の保護 ・生徒・児童等の安全確保 ・従業員向けの 3 日分の水、食料等の備蓄 ○ 市の訓練項目に帰宅困難者対策訓練を盛り込む等して、事業所等の参加を促すことを検討 </td></tr><tr><td>北 多 摩 西 部 消 防 署</td><td> ○ 事業所防災計画の作成指導にあたって、帰宅困難者対策の推進徹底を図る </td></tr></table>		○ バッテリー式ラジオ・テレビの配備を図る （５）安全確認方法の検討 ○ 従業員の安否確認の方法や連絡手段を検討 ○ 従業員と家族との安否確認手段を検討 （６）帰宅ルールの設定 ○ 帰宅時間が集中しないための対応 ○ 従業員等の帰宅状況の把握	市 （ 総 務 部 ）	○ 各種の手段による、事業者責務の啓発 ・従業員の一斉帰宅の抑制 ・従業員との連絡手段の確保等事前準備 ・駅等における利用者の保護 ・生徒・児童等の安全確保 ・従業員向けの 3 日分の水、食料等の備蓄 ○ 市の訓練項目に帰宅困難者対策訓練を盛り込む等して、事業所等の参加を促すことを検討	北 多 摩 西 部 消 防 署	○ 事業所防災計画の作成指導にあたって、帰宅困難者対策の推進徹底を図る													
	○ バッテリー式ラジオ・テレビの配備を図る （５）安全確認方法の検討 ○ 従業員の安否確認の方法や連絡手段を検討 ○ 従業員と家族との安否確認手段を検討 （６）帰宅ルールの設定 ○ 帰宅時間が集中しないための対応 ○ 従業員等の帰宅状況の把握																								
市 （ 総 務 部 ）	○ 各種の手段による、事業者責務の啓発 ・従業員の一斉帰宅の抑制 ・従業員との連絡手段の確保等事前準備 ・駅等における利用者の保護 ・生徒・児童等の安全確保 ・従業員向けの 3 日分の水、食料等の備蓄 ○ 市の訓練項目に帰宅困難者対策訓練を盛り込む等して、事業所等の参加を促すことを検討																								
北 多 摩 西 部 消 防 署	○ 事業所防災計画の作成指導にあたって、帰宅困難者対策の推進徹底を図る																								
	Ⅲ -105	（５） 駅周辺混乱防止対策協議会の設置検討 ① 駅周辺の多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び市が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、市、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅周辺混乱防止対策協議会の設置を検討する。 ② 主な所掌事項 ア 滞留者の誘導方法と役割分担 イ 誘導場所の選定 ウ 誘導計画、マニュアルの策定 エ 防災訓練の実施 2. 各機関、団体の役割 <table><tr><th>機 関 名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>都</td><td>【略】</td></tr><tr><td>市</td><td>（１） 駅周辺に滞留する外出者の誘導先を確保する。 （２） 駅周辺混乱防止対策協議会の設置を検討する。</td></tr><tr><td>東 大 和 警 察 署</td><td>市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。</td></tr><tr><td>北多摩西部消防署</td><td>市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。</td></tr></table>	機 関 名	内 容	都	【略】	市	（１） 駅周辺に滞留する外出者の誘導先を確保する。 （２） 駅周辺混乱防止対策協議会の設置を検討する。	東 大 和 警 察 署	市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。	北多摩西部消防署	市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。	予防	1	Ⅱ -8-3	1－3 駅周辺混乱防止対策協議会の設置【総務部・東大和警察署・北多摩西部消防署】 駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、市、都、警察署、消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅周辺混乱防止対策協議会等を設置及び以下の対策内容を検討する。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （総務部）</td><td>（１）<u>駅周辺混乱防止対策協議会等の設置検討</u> 駅周辺の多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び市が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、市、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅周辺混乱防止対策協議会の設置</td></tr><tr><td>東 大 和 警 察 署</td><td>○ 市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。 ○ <u>駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施</u></td></tr><tr><td>北 多 摩 西 部 消 防 署</td><td>○ 市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。 ○ <u>駅前滞留者対策協議会等に対して指導・助言</u></td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （総務部）	（１） <u>駅周辺混乱防止対策協議会等の設置検討</u> 駅周辺の多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び市が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、市、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅周辺混乱防止対策協議会の設置	東 大 和 警 察 署	○ 市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。 ○ <u>駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施</u>	北 多 摩 西 部 消 防 署	○ 市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。 ○ <u>駅前滞留者対策協議会等に対して指導・助言</u>	
機 関 名	内 容																								
都	【略】																								
市	（１） 駅周辺に滞留する外出者の誘導先を確保する。 （２） 駅周辺混乱防止対策協議会の設置を検討する。																								
東 大 和 警 察 署	市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。																								
北多摩西部消防署	市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。																								
主体名	対策内容																								
市 （総務部）	（１） <u>駅周辺混乱防止対策協議会等の設置検討</u> 駅周辺の多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び市が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、市、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅周辺混乱防止対策協議会の設置																								
東 大 和 警 察 署	○ 市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。 ○ <u>駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施</u>																								
北 多 摩 西 部 消 防 署	○ 市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。 ○ <u>駅前滞留者対策協議会等に対して指導・助言</u>																								
	Ⅲ -102	第3節 各機関、団体の役割 【総務部・学校教育部・各防災機関】 1. 平常時の役割 <table><tr><th>機 関 名</th><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>学 校</td><td>水・食料の確保 情報の入手手段の確保 連絡、保護体制の確保</td><td>児童・生徒用備蓄の確保 バッテリーラジオ・テレビ等の整備 保護者への連絡体制整備、引き渡しまでの児童・生徒保護体制の整備</td></tr></table>	機 関 名	項 目	内 容	学 校	水・食料の確保 情報の入手手段の確保 連絡、保護体制の確保	児童・生徒用備蓄の確保 バッテリーラジオ・テレビ等の整備 保護者への連絡体制整備、引き渡しまでの児童・生徒保護体制の整備	予防	1	Ⅱ -8-3	1－4 学校等における児童・生徒等の安全確保【学校教育部・子育て支援部】 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （ 学 校 教 育 部 ） （ 子 育 て 支 援 部 ）</td><td>○ 児童・生徒用備蓄として水・食料の確保 ○ バッテリー式ラジオ・テレビ・パソコン・緊急連絡用携帯電話等の整備・点検による、情報の入手手段の確保 ○ 保護者への連絡体制整備、引き渡しまでの児童・生徒保護体制の整備</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （ 学 校 教 育 部 ） （ 子 育 て 支 援 部 ）	○ 児童・生徒用備蓄として水・食料の確保 ○ バッテリー式ラジオ・テレビ・パソコン・緊急連絡用携帯電話等の整備・点検による、情報の入手手段の確保 ○ 保護者への連絡体制整備、引き渡しまでの児童・生徒保護体制の整備									
機 関 名	項 目	内 容																							
学 校	水・食料の確保 情報の入手手段の確保 連絡、保護体制の確保	児童・生徒用備蓄の確保 バッテリーラジオ・テレビ等の整備 保護者への連絡体制整備、引き渡しまでの児童・生徒保護体制の整備																							
主体名	対策内容																								
市 （ 学 校 教 育 部 ） （ 子 育 て 支 援 部 ）	○ 児童・生徒用備蓄として水・食料の確保 ○ バッテリー式ラジオ・テレビ・パソコン・緊急連絡用携帯電話等の整備・点検による、情報の入手手段の確保 ○ 保護者への連絡体制整備、引き渡しまでの児童・生徒保護体制の整備																								

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考																
	頁	内容			項	頁		内容															
	III -101	（９）訓練の実施 帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施を図る。 ① 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練 ② 情報の収集伝達訓練 ③ 安否の確認及び情報発信訓練 ④ 徒歩帰宅訓練 ⑤ 一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションと連携した帰宅困難者受け入れ等訓練		予防	1	II -8-4	１－５ 訓練の実施【総務部・北多摩西部消防署・西武鉄道・多摩都市モノレール】 <u>首都直下地震により、多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者等が連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じる。</u> <u>地元自治体や近隣自治体と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、要配慮者の特別搬送、帰宅支援等帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練を合同で実施する。</u>																
	III -102	第３節 各機関、団体の役割 【総務部・学校教育部・各防災機関】 １．平常時の役割 <table><tr><th>機 関 名</th><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>北 多 摩 西 部 消 防 署</td><td>事業所指導 訓練指導</td><td>事業所防災計画の指導内容の検討及び実施 混乱防止や避難誘導等、事業所訓練の指導</td></tr></table>					機 関 名	項 目	内 容	北 多 摩 西 部 消 防 署	事業所指導 訓練指導	事業所防災計画の指導内容の検討及び実施 混乱防止や避難誘導等、事業所訓練の指導	<table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （ 総 務 部 ）</td><td>○ 帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施を図る。 （１） 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練 （２） 情報の収集伝達訓練 （３） 安否の確認及び情報発信訓練 （４） 徒歩帰宅訓練 （５） 一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションと連携した帰宅困難者受け入れ等訓練</td></tr><tr><td>西 武 鉄 道 多摩都市モノレール</td><td>○ 事業所防災計画に駅を含めた駅周辺等の混乱防止対策を策定し、計画に基づく訓練を実施する。</td></tr><tr><td>北 多 摩 西 部 消 防 署</td><td>○ 混乱防止や避難誘導等、事業所訓練の指導を行う。</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （ 総 務 部 ）	○ 帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施を図る。 （１） 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練 （２） 情報の収集伝達訓練 （３） 安否の確認及び情報発信訓練 （４） 徒歩帰宅訓練 （５） 一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションと連携した帰宅困難者受け入れ等訓練	西 武 鉄 道 多摩都市モノレール	○ 事業所防災計画に駅を含めた駅周辺等の混乱防止対策を策定し、計画に基づく訓練を実施する。	北 多 摩 西 部 消 防 署	○ 混乱防止や避難誘導等、事業所訓練の指導を行う。		
	機 関 名	項 目	内 容																				
	北 多 摩 西 部 消 防 署	事業所指導 訓練指導	事業所防災計画の指導内容の検討及び実施 混乱防止や避難誘導等、事業所訓練の指導																				
主体名	対策内容																						
市 （ 総 務 部 ）	○ 帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施を図る。 （１） 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練 （２） 情報の収集伝達訓練 （３） 安否の確認及び情報発信訓練 （４） 徒歩帰宅訓練 （５） 一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションと連携した帰宅困難者受け入れ等訓練																						
西 武 鉄 道 多摩都市モノレール	○ 事業所防災計画に駅を含めた駅周辺等の混乱防止対策を策定し、計画に基づく訓練を実施する。																						
北 多 摩 西 部 消 防 署	○ 混乱防止や避難誘導等、事業所訓練の指導を行う。																						
II-30	第５節 駅の混乱防止策 【西武鉄道・多摩都市モノレール】 震災時には、列車運行の安全確認ができるまでの間、列車の運転を見合わせるなどから、駅を含めた駅周辺等は帰宅する乗客が殺到し、混乱が生じる恐れがある。このため、鉄道事業者は、事業所防災計画に駅を含めた駅周辺等の混乱防止対策を策定し、計画に基づく訓練を実施する。																						
III-99 , 100	（２）情報収集伝達体制の構築 ① 市及び都は、鉄道機関、放送機関及び各防災機関等と協力して、有線途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る。 ② 市及び武蔵村山郵便局は、幹線道路沿いを中心に、徒歩帰宅者に対する情報提供拠点の確保を図る。 ③ 市は、隣接市との間に、鉄道・道路状況等に関する相互情報交換体制の確立を図る。 （３）安否確認手段の確保 ① 個人の安否確認手段として、ＮＴＴ東日本が運用する災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る。 ② 遠隔地の親戚や知人などを中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る。 ③ ラジオやテレビによる安否情報など放送メディアの活用促進を図る。		予防	2	II -8-4 , 5	2 帰宅困難者への情報通信体制整備【総務部・西武鉄道・多摩都市モノレール・ＮＴＴ東日本】 <u>帰宅困難者等が必要とする情報の収集・提供のネットワーク化、各機関の連携と情報提供体制の構築を図る。</u>																	
III -102	第３節 各機関、団体の役割 【総務部・学校教育部・各防災機関】 １．平常時の役割 <table><tr><th>機 関 名</th><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>西 武 鉄 道 多摩都市モノレール</td><td>鉄道情報 代替輸送手段 駅の混乱防止対策</td><td>鉄道運行情報の提供体制の検討 他社線振替輸送方法の検討 ターミナルや駅の混乱防止策の検討</td></tr><tr><td>ＮＴＴ東日本</td><td>災害用伝言ダイヤルの 普及・啓発</td><td>防災訓練等においてパンフレットの配布及び 利用体験の実施</td></tr></table>					機 関 名	項 目	内 容	西 武 鉄 道 多摩都市モノレール	鉄道情報 代替輸送手段 駅の混乱防止対策	鉄道運行情報の提供体制の検討 他社線振替輸送方法の検討 ターミナルや駅の混乱防止策の検討	ＮＴＴ東日本	災害用伝言ダイヤルの 普及・啓発	防災訓練等においてパンフレットの配布及び 利用体験の実施	<table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （ 総 務 部 ）</td><td>○ <u>事業者及び帰宅困難者が安否確認や災害関連情報等の提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知</u> ○ 鉄道機関、放送機関及び各防災機関等と協力して、有線途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る ○ 隣接市との間に、鉄道・道路状況等に関する相互情報交換体制の確立を図る ○ 災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る ○ 遠隔地の親戚や知人等の中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る ○ ラジオやテレビによる安否情報等放送メディアの活用促進を図る</td></tr><tr><td>西 武 鉄 道 多摩都市モノレール</td><td>○ 鉄道運行情報の提供体制の検討</td></tr><tr><td>ＮＴＴ東日本</td><td>○ <u>事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備</u> ○ <u>災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発</u> ○ 防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験の実施</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （ 総 務 部 ）	○ <u>事業者及び帰宅困難者が安否確認や災害関連情報等の提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知</u> ○ 鉄道機関、放送機関及び各防災機関等と協力して、有線途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る ○ 隣接市との間に、鉄道・道路状況等に関する相互情報交換体制の確立を図る ○ 災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る ○ 遠隔地の親戚や知人等の中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る ○ ラジオやテレビによる安否情報等放送メディアの活用促進を図る	西 武 鉄 道 多摩都市モノレール	○ 鉄道運行情報の提供体制の検討	ＮＴＴ東日本	○ <u>事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備</u> ○ <u>災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発</u> ○ 防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験の実施
機 関 名	項 目	内 容																					
西 武 鉄 道 多摩都市モノレール	鉄道情報 代替輸送手段 駅の混乱防止対策	鉄道運行情報の提供体制の検討 他社線振替輸送方法の検討 ターミナルや駅の混乱防止策の検討																					
ＮＴＴ東日本	災害用伝言ダイヤルの 普及・啓発	防災訓練等においてパンフレットの配布及び 利用体験の実施																					
主体名	対策内容																						
市 （ 総 務 部 ）	○ <u>事業者及び帰宅困難者が安否確認や災害関連情報等の提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知</u> ○ 鉄道機関、放送機関及び各防災機関等と協力して、有線途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る ○ 隣接市との間に、鉄道・道路状況等に関する相互情報交換体制の確立を図る ○ 災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る ○ 遠隔地の親戚や知人等の中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る ○ ラジオやテレビによる安否情報等放送メディアの活用促進を図る																						
西 武 鉄 道 多摩都市モノレール	○ 鉄道運行情報の提供体制の検討																						
ＮＴＴ東日本	○ <u>事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備</u> ○ <u>災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発</u> ○ 防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験の実施																						

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考									
	頁	内容		項	頁	内容										
	-	記載なし	予防	3	Ⅱ -8-5	3 一時滞在施設の確保【総務部・一時滞在施設・事業所・学校等】 駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保する。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">市 （総務部）</td><td>（1）一時滞在施設の指定 ○ 所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を要請 ○ 事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定の締結及び内容の充実を図る</td></tr><tr><td>（2）一時滞在施設の周知 ○ 市民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発 ○ 一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防等の関係機関に周知</td></tr><tr><td>一時滞在施設 となる施設</td><td>○ 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備</td></tr><tr><td>事業所 学校等</td><td>○ 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める ○ 帰宅困難者の受入にできる限り協力</td></tr></table> 資料第●「一時滞在施設一覧」資料編●頁）	主体名	対策内容	市 （総務部）	（1）一時滞在施設の指定 ○ 所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を要請 ○ 事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定の締結及び内容の充実を図る	（2）一時滞在施設の周知 ○ 市民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発 ○ 一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防等の関係機関に周知	一時滞在施設 となる施設	○ 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備	事業所 学校等	○ 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める ○ 帰宅困難者の受入にできる限り協力	
主体名	対策内容															
市 （総務部）	（1）一時滞在施設の指定 ○ 所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を要請 ○ 事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定の締結及び内容の充実を図る															
	（2）一時滞在施設の周知 ○ 市民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発 ○ 一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防等の関係機関に周知															
一時滞在施設 となる施設	○ 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備															
事業所 学校等	○ 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める ○ 帰宅困難者の受入にできる限り協力															

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考																
	頁	内容			項	頁		内容															
Ⅲ -104		（１）駅での情報提供 ① 駅構内の乗降客や駅前の滞留者、列車の運行情報を得るために、駅に来る人などに対して、誘導場所までの情報を提供する。 ② 都の災害情報提供システムを活用し、駅周辺に滞留する外出者に対して必要な情報を提供する。 （２）誘導先の確保 一時集合場所や適当な広さを有する屋外オープンスペースを誘導場所として確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。 （３）一時収容場所への収容 ① 発災直後は、余震などから二次災害のおそれがあり、道路の通行や代替交通手段も確保できないため、徒歩での帰宅は困難となる。このため、帰宅可能になるまでの間、一時収容施設に収容する。 ② 収容された滞留者の中には、一般収容施設への誘導や一時収容施設の運営に対するボランティアも期待できる。 （４）帰宅情報の提供 一時収容後、帰宅可能地域や帰宅ルート等の情報を提供し、安全に帰宅させる。		応急	1	Ⅱ -8-7	１ 駅周辺での混乱防止 １－１ 駅周辺の混乱防止【総務部・東大和警察署・北多摩西部消防署・N T T 東日本・事業者等・市民】 <u>発災時、公共交通機関が運行停止し、駅やその周辺はおおくの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者や学校等と行政が連携して混乱防止を図る。</u>																
Ⅲ -103		２．災害時の役割 <table><tr><th>機関名</th><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">東 大 和 警 察 署</td><td>混乱防止・誘導対策の実施 交通情報の収集・伝達</td><td>避難道路への警察官の配置等 交通規制資器材を活用した誘導路の確保 道路交通情報の収集、伝達</td></tr><tr><td>一般車両に対する交通規制 駅等の管理者への要請</td><td>交通規制の実施 駅等の管理者に対する、階段規制や改札止め等の整理及び広報活動の要請</td></tr><tr><td>会社・事業所・学校等に対する要請 避難指示</td><td>管理者に対し、混乱防止を図るため必要な場合は、時差退社・下校を要請 人命危険の場合の避難指示</td></tr><tr><td rowspan="2">北 多 摩 西 部 消 防 署</td><td>徒歩帰宅者への支援 災害情報の収集・伝達 初期消火及び救出・救護 避難勧告・指示</td><td>火災情報等の伝達 市民への初期消火、救出・救護等の実施の呼びかけ 火災の延焼等により人命危険が切迫している場合の避難勧告・指示</td></tr><tr><td>N T T 東 日 本</td><td>安否確認手段の確保</td><td>災害用伝言ダイヤルの起動・運用</td></tr></table>		機関名	項 目	内 容	東 大 和 警 察 署	混乱防止・誘導対策の実施 交通情報の収集・伝達	避難道路への警察官の配置等 交通規制資器材を活用した誘導路の確保 道路交通情報の収集、伝達	一般車両に対する交通規制 駅等の管理者への要請	交通規制の実施 駅等の管理者に対する、階段規制や改札止め等の整理及び広報活動の要請	会社・事業所・学校等に対する要請 避難指示	管理者に対し、混乱防止を図るため必要な場合は、時差退社・下校を要請 人命危険の場合の避難指示	北 多 摩 西 部 消 防 署	徒歩帰宅者への支援 災害情報の収集・伝達 初期消火及び救出・救護 避難勧告・指示	火災情報等の伝達 市民への初期消火、救出・救護等の実施の呼びかけ 火災の延焼等により人命危険が切迫している場合の避難勧告・指示	N T T 東 日 本	安否確認手段の確保	災害用伝言ダイヤルの起動・運用				市 （ 総 務 部 ） 東大和警察署 北 多 摩 西 部 消 防 署 N T T 東日本 事 業 所 等 市 民
				機関名	項 目	内 容																	
				東 大 和 警 察 署	混乱防止・誘導対策の実施 交通情報の収集・伝達	避難道路への警察官の配置等 交通規制資器材を活用した誘導路の確保 道路交通情報の収集、伝達																	
					一般車両に対する交通規制 駅等の管理者への要請	交通規制の実施 駅等の管理者に対する、階段規制や改札止め等の整理及び広報活動の要請																	
					会社・事業所・学校等に対する要請 避難指示	管理者に対し、混乱防止を図るため必要な場合は、時差退社・下校を要請 人命危険の場合の避難指示																	
北 多 摩 西 部 消 防 署	徒歩帰宅者への支援 災害情報の収集・伝達 初期消火及び救出・救護 避難勧告・指示	火災情報等の伝達 市民への初期消火、救出・救護等の実施の呼びかけ 火災の延焼等により人命危険が切迫している場合の避難勧告・指示																					
	N T T 東 日 本	安否確認手段の確保	災害用伝言ダイヤルの起動・運用																				
Ⅲ-69		（３）帰宅困難者への情報発信 公共交通機関等の運行状況及び一時滞在施設の開設状況等の情報を確実に把握し、駅周辺及び主要交差点周辺に滞留している帰宅困難者に対する情報を発信し、交通の整序化を図る。																					
Ⅲ -104		<table><tr><th>平常時</th><th>【略】</th><th>【略】</th></tr><tr><td>災害時</td><td>状況の確認 無理な行動をしない</td><td>慌てずラジオ等で状況を確認し、それから行動すること。 家族等の安否が確認できた場合、無理な帰宅はしないこと。</td></tr></table>		平常時	【略】	【略】	災害時	状況の確認 無理な行動をしない	慌てずラジオ等で状況を確認し、それから行動すること。 家族等の安否が確認できた場合、無理な帰宅はしないこと。														
				平常時	【略】	【略】																	
				災害時	状況の確認 無理な行動をしない	慌てずラジオ等で状況を確認し、それから行動すること。 家族等の安否が確認できた場合、無理な帰宅はしないこと。																	

NO	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考														
	頁	内容		項	頁	内容															
Ⅲ -103		2. 災害時の役割		応急	1	Ⅱ -8-8	1－2 集客施設及び駅等における利用者保護【総務部・西武鉄道・多摩都市モノレール等】														
		<table><tr><th>機関名</th><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>西 武 鉄 道 多摩都市モノレール</td><td>鉄道運行状況 代替輸送 駅の混乱防止・誘導</td><td>鉄道運行状況の広報・提供 他社線振替輸送の実施 他の鉄道機関、警察との連携実施</td></tr></table>	機関名				項 目	内 容	西 武 鉄 道 多摩都市モノレール	鉄道運行状況 代替輸送 駅の混乱防止・誘導	鉄道運行状況の広報・提供 他社線振替輸送の実施 他の鉄道機関、警察との連携実施										
機関名	項 目	内 容																			
西 武 鉄 道 多摩都市モノレール	鉄道運行状況 代替輸送 駅の混乱防止・誘導	鉄道運行状況の広報・提供 他社線振替輸送の実施 他の鉄道機関、警察との連携実施																			
-		記載なし		応急	1	Ⅱ -8-8	1－3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入 【総務部・西武鉄道・多摩都市モノレール・一時滞在施設】 災害時、駅周辺等の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで滞在する場所がない者を一時的に滞在させる施設を確保し、鉄道事業者と連携して施設に誘導する。 <table><tr><th>主体名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>市（総務部） 事 業 者 等</td><td>○ 鉄道事業者と連携して誘導</td></tr><tr><td>一 時 滞 在 施 設 と な る 施 設</td><td>○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者の受入れを実施 ○ 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、要配慮者の受け入れを優先する</td></tr><tr><td>西 武 鉄 道 多摩都市モノレール</td><td>○ 一時滞在施設への誘導を補助</td></tr></table>	主体名	内 容	市（総務部） 事 業 者 等	○ 鉄道事業者と連携して誘導	一 時 滞 在 施 設 と な る 施 設	○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者の受入れを実施 ○ 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、要配慮者の受け入れを優先する	西 武 鉄 道 多摩都市モノレール	○ 一時滞在施設への誘導を補助						
主体名	内 容																				
市（総務部） 事 業 者 等	○ 鉄道事業者と連携して誘導																				
一 時 滞 在 施 設 と な る 施 設	○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者の受入れを実施 ○ 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、要配慮者の受け入れを優先する																				
西 武 鉄 道 多摩都市モノレール	○ 一時滞在施設への誘導を補助																				
Ⅲ -104		1. 事業所の責務 「組織は組織で対応する」という基本原則及び従業員や顧客等に対する社会的責任に鑑み、事業所の果たすべき責務は次のとおりとする。 <table><tr><td>平 常 時</td><td>安全確保、混乱防止 帰宅困難者対策の計画化 水・食料の確保 情報の入手手段の確保 安否確認の方法の検討</td><td>事業所施設の安全化対策の徹底を図ること。 事業所防災計画に帰宅困難対策を作成すること。 従業員等用として3日分の水、食料等の備蓄を図ること。 バッテリー式ラジオ・テレビの配備を図ること。 従業員の安否確認の方法や連絡手段を検討すること。 従業員と家族との安否確認手段を検討すること。</td></tr><tr><td>災 害 時</td><td>水・食料の提供 情報の入所・周知 安否確認等の実施 一時休憩場所等の確保・提供 順次帰宅の実施</td><td>従業員や顧客へ配布すること。 ラジオ・テレビ・社内放送等による周知を図ること。 従業員と家族との安否確認や報道機関への連絡を行うこと。 事務室、会議室、ロビー等を開放すること。 状況把握の上、緩やかに順次帰宅を図ること。</td></tr></table>		平 常 時	安全確保、混乱防止 帰宅困難者対策の計画化 水・食料の確保 情報の入手手段の確保 安否確認の方法の検討	事業所施設の安全化対策の徹底を図ること。 事業所防災計画に帰宅困難対策を作成すること。 従業員等用として3日分の水、食料等の備蓄を図ること。 バッテリー式ラジオ・テレビの配備を図ること。 従業員の安否確認の方法や連絡手段を検討すること。 従業員と家族との安否確認手段を検討すること。	災 害 時	水・食料の提供 情報の入所・周知 安否確認等の実施 一時休憩場所等の確保・提供 順次帰宅の実施	従業員や顧客へ配布すること。 ラジオ・テレビ・社内放送等による周知を図ること。 従業員と家族との安否確認や報道機関への連絡を行うこと。 事務室、会議室、ロビー等を開放すること。 状況把握の上、緩やかに順次帰宅を図ること。	応急	1	Ⅱ -8-8	2 事業所等における帰宅困難者対策 【総務部・事業所等・学校等】 発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定める。 <table><tr><th>主体名</th><th>内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">事 業 所 等</td><td>（1）事業所による従業員等の施設内待機 ○ 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認 ○ 市や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員・顧客等を施設内または安全な場所に一定期間待機させる ○ 従業員や顧客へ水・食料の提供 ○ ラジオ・テレビ・社内放送等による情報の入手・周知 ○ 従業員と家族との安否確認や報道機関への連絡 ○ 事務室、会議室、ロビー等を開放し、一時休憩場所等の確保・提供 （2）施設内に待機できない場合の対応 ○ 建物や周辺が安全でない場合は、一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員・顧客等を誘導 （3）防災活動への参加 ○ 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。</td></tr><tr><td>学 校 等</td><td>○ 児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。</td></tr><tr><td>市（総務部）</td><td>○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築</td></tr></table>	主体名	内 容	事 業 所 等	（1）事業所による従業員等の施設内待機 ○ 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認 ○ 市や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員・顧客等を施設内または安全な場所に一定期間待機させる ○ 従業員や顧客へ水・食料の提供 ○ ラジオ・テレビ・社内放送等による情報の入手・周知 ○ 従業員と家族との安否確認や報道機関への連絡 ○ 事務室、会議室、ロビー等を開放し、一時休憩場所等の確保・提供 （2）施設内に待機できない場合の対応 ○ 建物や周辺が安全でない場合は、一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員・顧客等を誘導 （3）防災活動への参加 ○ 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。	学 校 等	○ 児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。	市（総務部）	○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築
		平 常 時	安全確保、混乱防止 帰宅困難者対策の計画化 水・食料の確保 情報の入手手段の確保 安否確認の方法の検討	事業所施設の安全化対策の徹底を図ること。 事業所防災計画に帰宅困難対策を作成すること。 従業員等用として3日分の水、食料等の備蓄を図ること。 バッテリー式ラジオ・テレビの配備を図ること。 従業員の安否確認の方法や連絡手段を検討すること。 従業員と家族との安否確認手段を検討すること。																	
災 害 時	水・食料の提供 情報の入所・周知 安否確認等の実施 一時休憩場所等の確保・提供 順次帰宅の実施	従業員や顧客へ配布すること。 ラジオ・テレビ・社内放送等による周知を図ること。 従業員と家族との安否確認や報道機関への連絡を行うこと。 事務室、会議室、ロビー等を開放すること。 状況把握の上、緩やかに順次帰宅を図ること。																			
主体名	内 容																				
事 業 所 等	（1）事業所による従業員等の施設内待機 ○ 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認 ○ 市や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員・顧客等を施設内または安全な場所に一定期間待機させる ○ 従業員や顧客へ水・食料の提供 ○ ラジオ・テレビ・社内放送等による情報の入手・周知 ○ 従業員と家族との安否確認や報道機関への連絡 ○ 事務室、会議室、ロビー等を開放し、一時休憩場所等の確保・提供 （2）施設内に待機できない場合の対応 ○ 建物や周辺が安全でない場合は、一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員・顧客等を誘導 （3）防災活動への参加 ○ 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。																				
	学 校 等	○ 児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。																			
市（総務部）	○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築																				
Ⅲ -103		2. 災害時の役割																			
		<table><tr><th>機関名</th><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>学 校</td><td>情報の入手・周知 保護者への連絡、引き渡し</td><td>ラジオ・テレビ・校内放送等の活用 連絡の実施、引き渡しまでの保護</td></tr></table>	機関名	項 目	内 容	学 校	情報の入手・周知 保護者への連絡、引き渡し	ラジオ・テレビ・校内放送等の活用 連絡の実施、引き渡しまでの保護													
機関名	項 目	内 容																			
学 校	情報の入手・周知 保護者への連絡、引き渡し	ラジオ・テレビ・校内放送等の活用 連絡の実施、引き渡しまでの保護																			

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考															
	頁	内容		項	頁	内容																
	Ⅲ -100	（５）代替交通手段の確保 市は、交通途絶に備え、西武鉄道、多摩都市モノレールに、バス輸送など代替交通手段の運行方法等の検討を要請する。		復旧	1	Ⅱ -8-9	1 徒歩帰宅者の代替輸送 職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後概ね４日目以降、順次帰宅することを想定している。しかし、首都直下地震等が発生した場合には、鉄道等の公共交通機関の多くが長期間にわたり、運行を停止することが想定され、代替輸送機関による搬送を検討する。 1－１ 鉄道運行情報の提供【総務部・西武鉄道・多摩都市モノレール・バス事業者】 <table><tr><th>主体名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>市（総務部）</td><td>○ 都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を誘導等支援</td></tr><tr><td>西武鉄道 多摩都市 モノレール</td><td>○ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を市や報道機関に提供 ○ 発災後、早期に運転を再開</td></tr><tr><td>バス事業者</td><td>○ 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供</td></tr></table> 1－２ 代替輸送手段の確保【総務部・バス事業者】 <table><tr><th>主体名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>市（総務部）</td><td>○ 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導</td></tr><tr><td>バス事業者</td><td>○ バス等による代替輸送手段を確保 ○ バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送等、効率的な形態により実施</td></tr></table>	主体名	内 容	市（総務部）	○ 都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を誘導等支援	西武鉄道 多摩都市 モノレール	○ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を市や報道機関に提供 ○ 発災後、早期に運転を再開	バス事業者	○ 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供	主体名	内 容	市（総務部）	○ 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導	バス事業者	○ バス等による代替輸送手段を確保 ○ バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送等、効率的な形態により実施	
	主体名	内 容																				
市（総務部）	○ 都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を誘導等支援																					
西武鉄道 多摩都市 モノレール	○ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を市や報道機関に提供 ○ 発災後、早期に運転を再開																					
バス事業者	○ 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供																					
主体名	内 容																					
市（総務部）	○ 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導																					
バス事業者	○ バス等による代替輸送手段を確保 ○ バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送等、効率的な形態により実施																					
Ⅲ -103	2．災害時の役割 <table><tr><th>機関名</th><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>都 及 び 市（総務部）</td><td>交通情報の提供 水・食料の配布 代替輸送の実施 誘導の実施 帰宅経路の周知 仮泊・休憩場所・トイレの提供</td><td>情報を収集し、ラジオや情報拠点で周知 幹線道路沿いに拠点を設置 バスなどによる輸送の実施 徒歩帰宅者の誘導 簡易地図等の配布 都や市施設等の一時開放</td></tr><tr><td>西武鉄道 多摩都市モノレール</td><td>鉄道運行状況 代替輸送 駅の混乱防止・誘導</td><td>鉄道運行状況の広報・提供 他社線振替輸送の実施 他の鉄道機関、警察との連携実施</td></tr></table>		機関名	項 目	内 容	都 及 び 市（総務部）	交通情報の提供 水・食料の配布 代替輸送の実施 誘導の実施 帰宅経路の周知 仮泊・休憩場所・トイレの提供	情報を収集し、ラジオや情報拠点で周知 幹線道路沿いに拠点を設置 バスなどによる輸送の実施 徒歩帰宅者の誘導 簡易地図等の配布 都や市施設等の一時開放	西武鉄道 多摩都市モノレール	鉄道運行状況 代替輸送 駅の混乱防止・誘導	鉄道運行状況の広報・提供 他社線振替輸送の実施 他の鉄道機関、警察との連携実施											
機関名	項 目	内 容																				
都 及 び 市（総務部）	交通情報の提供 水・食料の配布 代替輸送の実施 誘導の実施 帰宅経路の周知 仮泊・休憩場所・トイレの提供	情報を収集し、ラジオや情報拠点で周知 幹線道路沿いに拠点を設置 バスなどによる輸送の実施 徒歩帰宅者の誘導 簡易地図等の配布 都や市施設等の一時開放																				
西武鉄道 多摩都市モノレール	鉄道運行状況 代替輸送 駅の混乱防止・誘導	鉄道運行状況の広報・提供 他社線振替輸送の実施 他の鉄道機関、警察との連携実施																				
	Ⅲ -100	（６）救護対策の実施 市は、帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策を検討する。		復旧	1	Ⅱ -8-10	2 徒歩帰宅者の支援【総務部・東大和警察署・事業所・学校】 帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市（総務部）</td><td>○ 事業者と連携し、帰宅困難者への情報提供、誘導等円滑な徒歩帰宅の支援を実施 ○ 帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策を検討</td></tr><tr><td>東大和警察署</td><td>○ 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を実施 ○ 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供</td></tr><tr><td>事業所 学校</td><td>○ 帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援</td></tr></table>	主体名	対策内容	市（総務部）	○ 事業者と連携し、帰宅困難者への情報提供、誘導等円滑な徒歩帰宅の支援を実施 ○ 帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策を検討	東大和警察署	○ 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を実施 ○ 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供	事業所 学校	○ 帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援							
	主体名	対策内容																				
市（総務部）	○ 事業者と連携し、帰宅困難者への情報提供、誘導等円滑な徒歩帰宅の支援を実施 ○ 帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策を検討																					
東大和警察署	○ 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を実施 ○ 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供																					
事業所 学校	○ 帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援																					
Ⅲ -103	2．災害時の役割 <table><tr><th>機関名</th><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>都 及 び 市（総務部）</td><td>交通情報の提供 水・食料の配布 代替輸送の実施 誘導の実施 帰宅経路の周知 仮泊・休憩場所・トイレの提供</td><td>情報を収集し、ラジオや情報拠点で周知 幹線道路沿いに拠点を設置 バスなどによる輸送の実施 徒歩帰宅者の誘導 簡易地図等の配布 都や市施設等の一時開放</td></tr><tr><td>東大和警察署</td><td>混乱防止・誘導対策の実施 交通情報の収集・伝達 一般車両に対する交通規制 駅等の管理者への要請 会社・事業所・学校等に対する要請 避難指示</td><td>避難道路への警察官の配置等 交通規制資器材を活用した誘導路の確保 道路交通情報の収集、伝達 交通規制の実施 駅等の管理者に対する、階段規制や改札止め等の整理及び広報活動の要請 管理者に対し、混乱防止を図るため必要な場合は、時差退社・下校を要請 人命危険の場合の避難指示</td></tr><tr><td>学 校</td><td>情報の入手・周知 保護者への連絡、引き渡し</td><td>ラジオ・テレビ・校内放送等の活用 連絡の実施、引き渡しまでの保護</td></tr></table>		機関名	項 目	内 容	都 及 び 市（総務部）	交通情報の提供 水・食料の配布 代替輸送の実施 誘導の実施 帰宅経路の周知 仮泊・休憩場所・トイレの提供	情報を収集し、ラジオや情報拠点で周知 幹線道路沿いに拠点を設置 バスなどによる輸送の実施 徒歩帰宅者の誘導 簡易地図等の配布 都や市施設等の一時開放	東大和警察署	混乱防止・誘導対策の実施 交通情報の収集・伝達 一般車両に対する交通規制 駅等の管理者への要請 会社・事業所・学校等に対する要請 避難指示	避難道路への警察官の配置等 交通規制資器材を活用した誘導路の確保 道路交通情報の収集、伝達 交通規制の実施 駅等の管理者に対する、階段規制や改札止め等の整理及び広報活動の要請 管理者に対し、混乱防止を図るため必要な場合は、時差退社・下校を要請 人命危険の場合の避難指示	学 校	情報の入手・周知 保護者への連絡、引き渡し	ラジオ・テレビ・校内放送等の活用 連絡の実施、引き渡しまでの保護								
機関名	項 目	内 容																				
都 及 び 市（総務部）	交通情報の提供 水・食料の配布 代替輸送の実施 誘導の実施 帰宅経路の周知 仮泊・休憩場所・トイレの提供	情報を収集し、ラジオや情報拠点で周知 幹線道路沿いに拠点を設置 バスなどによる輸送の実施 徒歩帰宅者の誘導 簡易地図等の配布 都や市施設等の一時開放																				
東大和警察署	混乱防止・誘導対策の実施 交通情報の収集・伝達 一般車両に対する交通規制 駅等の管理者への要請 会社・事業所・学校等に対する要請 避難指示	避難道路への警察官の配置等 交通規制資器材を活用した誘導路の確保 道路交通情報の収集、伝達 交通規制の実施 駅等の管理者に対する、階段規制や改札止め等の整理及び広報活動の要請 管理者に対し、混乱防止を図るため必要な場合は、時差退社・下校を要請 人命危険の場合の避難指示																				
学 校	情報の入手・周知 保護者への連絡、引き渡し	ラジオ・テレビ・校内放送等の活用 連絡の実施、引き渡しまでの保護																				

第9章 避難者対策

現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考												
頁	内容		項	頁	内容													
Ⅲ-58	3．避難方法（総務部） （1） 一時避難場所に集合した後、広域避難場所へ避難（２段階避難） 震災時における避難方法は、自治会・自主防災組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定広域避難場所に避難する集団避難方式が有効である。しかし、避難に際して、独自の行動をとる住民や通常的生活圏外にある広域避難場所の存在などにより、混乱の生ずるおそれもある。 一時避難場所は、こうした混乱の発生を防止するために、広域避難場所に至る前に身近な学校のグラウンド等に住民が一時的に避難し集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所として、市が事前に選定するものであり、その効果は次のとおりである。 ① 情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。 ② 近隣相互の助け合いや不在者等の確認が可能である。 ③ 市の職員、警察官又は自主防災組織のリーダー等の指示で避難するため、整然とした行動が確保できる。 避難した住民は、ここで災害の拡大状況等の様子を見ながら、必要に応じて自主防災組織のリーダー、市職員、警察官等の誘導により広域避難場所への避難を行う。 地区内残留地区については、大震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区（地区内の一時避難場所で安全が確保される地域）であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。市民は、平常時から、身近な学校のグラウンドなど一時避難場所の状況・位置等について確認することが肝要である。 なお、一時避難場所の選定基準等は、次のとおりである。 <table><tr><td>区 分</td><td>内 容</td></tr><tr><td>選 定 基 準</td><td>集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等とする。</td></tr><tr><td>選 定 者</td><td>市が、自主防災組織や警察、消防等関係防災機関と協力し選定する。</td></tr><tr><td>選 定 数</td><td>22 箇所（市立小・中学校、都立高校、公園）</td></tr></table>	区 分	内 容	選 定 基 準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等とする。	選 定 者	市が、自主防災組織や警察、消防等関係防災機関と協力し選定する。	選 定 数	22 箇所（市立小・中学校、都立高校、公園）	予防	1	Ⅱ -9-3	1－1 避難体制【総務部・学校教育部】 <u>効率的・効果的な避難体制を整備し、避難住民の安全を確保に努めることで被害を最小限に抑える。また、複合的な災害が発生することを考慮する。</u> <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td><u>市</u> <u>（総務部）</u> <u>（学校教育部）</u></td><td> （１）地域特性に応じた避難体制の整備 ○発災時に備えた地域の実情の把握 ○避難の勧告または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を検討 （２）避難場所使用に関する他の市町村との調整 ○隣接する他の自治体の被災住民が利用する可能性のある避難場所の運用について、関係市区町村とあらかじめ協議して対処 （３）運用要領の策定 ○避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置をとるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容は概ね次のとおりである。 ① <u>避難場所の規模及び周辺状況を勘案して、運用に要する職員を適切に配置する。</u> ② <u>情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。</u> ③ <u>傷病者に対して救急医療を施すため、医療救護所、医師及び看護師等を確保する。</u> ④ <u>避難場所の衛生保全に努める。</u> ⑤ <u>避難期間に応じた水、食料及び救急物資の手配とその配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。</u> ⑥ <u>避難解除の時の避難者の帰宅行動または避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。</u> （４）広域避難場所、避難所、一時避難場所等の周知 ○防災訓練の実施や防災マップの作成・配布 ○広域避難場所や避難所、一時避難場所等の役割、安全な避難方法の周知 （５）避難勧告等発令基準の整備 ○「東大和市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（平成 26 年 3 月）を策定。避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）等を整備。 （６）一時避難場所の選定 ○混乱の発生を防止するために、広域避難場所に至る前に<u>避難者が一時的に避難し集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時避難場所を選定。</u> ○<u>一時避難場所の選定基準</u> <u>避難者の安全が確保されるスペースを有する。地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等</u> （７）応援協定の締結 ○災害時に被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の自治体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。 </td><td></td></tr></table>	主体名	対策内容	<u>市</u> <u>（総務部）</u> <u>（学校教育部）</u>	（１）地域特性に応じた避難体制の整備 ○発災時に備えた地域の実情の把握 ○避難の勧告または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を検討 （２）避難場所使用に関する他の市町村との調整 ○隣接する他の自治体の被災住民が利用する可能性のある避難場所の運用について、関係市区町村とあらかじめ協議して対処 （３）運用要領の策定 ○避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置をとるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容は概ね次のとおりである。 ① <u>避難場所の規模及び周辺状況を勘案して、運用に要する職員を適切に配置する。</u> ② <u>情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。</u> ③ <u>傷病者に対して救急医療を施すため、医療救護所、医師及び看護師等を確保する。</u> ④ <u>避難場所の衛生保全に努める。</u> ⑤ <u>避難期間に応じた水、食料及び救急物資の手配とその配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。</u> ⑥ <u>避難解除の時の避難者の帰宅行動または避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。</u> （４）広域避難場所、避難所、一時避難場所等の周知 ○防災訓練の実施や防災マップの作成・配布 ○広域避難場所や避難所、一時避難場所等の役割、安全な避難方法の周知 （５）避難勧告等発令基準の整備 ○「東大和市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（平成 26 年 3 月）を策定。避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）等を整備。 （６）一時避難場所の選定 ○混乱の発生を防止するために、広域避難場所に至る前に<u>避難者が一時的に避難し集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時避難場所を選定。</u> ○<u>一時避難場所の選定基準</u> <u>避難者の安全が確保されるスペースを有する。地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等</u> （７）応援協定の締結 ○災害時に被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の自治体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。	
区 分	内 容																	
選 定 基 準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等とする。																	
選 定 者	市が、自主防災組織や警察、消防等関係防災機関と協力し選定する。																	
選 定 数	22 箇所（市立小・中学校、都立高校、公園）																	
主体名	対策内容																	
<u>市</u> <u>（総務部）</u> <u>（学校教育部）</u>	（１）地域特性に応じた避難体制の整備 ○発災時に備えた地域の実情の把握 ○避難の勧告または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を検討 （２）避難場所使用に関する他の市町村との調整 ○隣接する他の自治体の被災住民が利用する可能性のある避難場所の運用について、関係市区町村とあらかじめ協議して対処 （３）運用要領の策定 ○避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置をとるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容は概ね次のとおりである。 ① <u>避難場所の規模及び周辺状況を勘案して、運用に要する職員を適切に配置する。</u> ② <u>情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。</u> ③ <u>傷病者に対して救急医療を施すため、医療救護所、医師及び看護師等を確保する。</u> ④ <u>避難場所の衛生保全に努める。</u> ⑤ <u>避難期間に応じた水、食料及び救急物資の手配とその配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。</u> ⑥ <u>避難解除の時の避難者の帰宅行動または避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。</u> （４）広域避難場所、避難所、一時避難場所等の周知 ○防災訓練の実施や防災マップの作成・配布 ○広域避難場所や避難所、一時避難場所等の役割、安全な避難方法の周知 （５）避難勧告等発令基準の整備 ○「東大和市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（平成 26 年 3 月）を策定。避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）等を整備。 （６）一時避難場所の選定 ○混乱の発生を防止するために、広域避難場所に至る前に<u>避難者が一時的に避難し集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時避難場所を選定。</u> ○<u>一時避難場所の選定基準</u> <u>避難者の安全が確保されるスペースを有する。地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等</u> （７）応援協定の締結 ○災害時に被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の自治体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。																	

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容		項	頁	内容	
III-57	2. 避難誘導		予防	1	II -9-4	<u>主体名</u>	<u>対策内容</u>
	機 関 名	内 容				市 (学校教育部)	<u>（１）避難体制の整備</u> 災害の状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童・生徒等の安全確保が図れるよう次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。 ① 避難所、避難経路及び保護者への引渡し場所は、防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定すること。 ② 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にしておくこと。 ③ 避難計画は、登下校時、在校時（始業時、授業時、休憩時）、放課後、校外学習時それぞれの状況に応じた対策であること。 ④ 学年や障害の程度等児童・生徒の発達段階に配慮したものであること。 ⑤ 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を検討しておくこと。 ⑥ 児童・生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定めておくこと。 <u>（２）避難体制の周知</u> ○計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童・生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。また、必要な事項について、保護者に周知しておくこと。
	【略】	【略】					
	教 育 委 員 会	災害の状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童・生徒等の安全確保が図れるよう次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。 （１） 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童・生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。また、必要な事項について、保護者に周知しておくこと。 （２） 避難所、避難経路及び保護者への引渡し場所は、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定すること。 （３） 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にしておくこと。 （４） 避難計画は、登下校時、在校時（始業時、授業時、休憩時）、放課後、校外学習時それぞれの状況に応じた対策であること。 （５） 学年や障害の程度等児童・生徒の発達段階に配慮したものであること。 （６） 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を検討しておくこと。 （７） 児童・生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定めておくこと。					
	【 略 】	【略】					

NO	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考						
	頁	内容		項	頁	内容							
II-40 -41		第 3 節 災害時要援護者の安全確保 【総務部・福祉部・北多摩西部消防署】 寝たきり等の高齢者、障害者（児）、難病患者、乳幼児などいわゆる災害時要援護者といわれる方にとって、災害時に適切な避難行動をとることは、必ずしも容易なことではない。こうした災害時要援護者に対して、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努めることで、安全の確保を図る。 1. 地域における安全体制の確保（総務部・福祉部） 災害時において、災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動が取れるようにするため、次のような施策の推進を通じて自主防災組織や地域住民による協力・連携の体制を平常時から確立しておく。 （1）地域の災害時要援護者の把握 市では、平成 23 年 8 月に策定した災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）に基づき、災害時要援護者名簿を整備し、情報の把握に努める。 災害時要援護者情報の収集にあたっては、同意方式、手上げ方式により収集し、個人情報保護条例に基づき、関係機関や関係団体等との共有に努める。 市は、防災関係機関、自主防災組織や地域住民等の協力を得て、災害時要援護者の個別支援計画づくりに努める。 （2）防災訓練の充実 総合防災訓練などの実施にあたっては、市は、関係機関と共同して、自主防災組織を中心とした災害時要援護者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動の向上に努める。 （3）緊急通報システムの整備 市は、平常時の福祉・救急対策事業として、慢性疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等や 18 歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの普及推進を図る。 また、ひとり暮らしの高齢者等に対しては、近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域の協力体制を確立する。 （4）高齢者等の安全環境の整備 市は、火災による緊急事態におけるねたきりの高齢者及び高齢者のみの世帯並びに重度の身体障害者や知的障害者の不安を解消するとともに、生活の安全を確保するため、住宅用火災警報器等の普及や家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置促進を図る。 2. 社会福祉施設等の安全対策（総務部・福祉部・北多摩西部消防署） 社会福祉施設等の防災対策としては、通報、初期消火、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、今後も、自衛消防組織等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図っていく。 （1）社会福祉施設等と地域の連携 施設等入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。このため、北多摩西部消防署は、施設と周辺地域の事業所、自治会等との間、及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。	予防	1	II -9-5	1－2 要配慮者及び避難行動要支援者等の避難支援体制の整備 【総務部・福祉部・北多摩西部消防署】 寝たきり等の高齢者、障害者、難病患者、乳幼児等いわゆる要配慮者及び避難行動要支援者は、災害時に適切な避難行動をとることは必ずしも容易ではない。そのため、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実等に努めることで、安全の確保を図る。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">市 (総務部) (福祉部) 北多摩西部消防署</td><td> （1）地域における安全体制の確保 ○<u>地域の避難行動要支援者の把握のため、平成 26 年 11 月に策定した東大和市避難行動要支援者避難支援プラン</u>（全体計画）に基づき、<u>避難行動要支援者名簿を整備し、情報の把握及び関係機関との共有、個別支援計画づくり、避難誘導体制の整備を図る</u> ○総合防災訓練等において、関係機関と共同して、自主防災組織を中心とした要配慮者・避難行動要支援者に対する災害対策訓練の実施 ○緊急通報システム※の整備 ○高齢者等世帯の住宅用火災警報器等の普及や家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置促進 （2）社会福祉施設等の安全対策 ○<u>社会福祉施設等と周辺地域の事業所、自治会等との間及び施設相互間で</u>の災害時応援協定締結を促進 ○総合防災訓練の中に社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の避難活動や初期消火訓練を実施 ○各施設における自衛消防訓練等において、地震を想定した救出・救護訓練を取り入れる等、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう、北多摩西部消防署等と連携 </td></tr><tr><td colspan="2">※緊急通報システムとは、慢性疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等や 18 歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に東京消防庁等に通報できるシステム。</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総務部) (福祉部) 北多摩西部消防署	（1）地域における安全体制の確保 ○<u>地域の避難行動要支援者の把握のため、平成 26 年 11 月に策定した東大和市避難行動要支援者避難支援プラン</u>（全体計画）に基づき、<u>避難行動要支援者名簿を整備し、情報の把握及び関係機関との共有、個別支援計画づくり、避難誘導体制の整備を図る</u> ○総合防災訓練等において、関係機関と共同して、自主防災組織を中心とした要配慮者・避難行動要支援者に対する災害対策訓練の実施 ○緊急通報システム※の整備 ○高齢者等世帯の住宅用火災警報器等の普及や家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置促進 （2）社会福祉施設等の安全対策 ○<u>社会福祉施設等と周辺地域の事業所、自治会等との間及び施設相互間で</u>の災害時応援協定締結を促進 ○総合防災訓練の中に社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の避難活動や初期消火訓練を実施 ○各施設における自衛消防訓練等において、地震を想定した救出・救護訓練を取り入れる等、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう、北多摩西部消防署等と連携	※緊急通報システムとは、慢性疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等や 18 歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に東京消防庁等に通報できるシステム。		
主体名	対策内容												
市 (総務部) (福祉部) 北多摩西部消防署	（1）地域における安全体制の確保 ○<u>地域の避難行動要支援者の把握のため、平成 26 年 11 月に策定した東大和市避難行動要支援者避難支援プラン</u>（全体計画）に基づき、<u>避難行動要支援者名簿を整備し、情報の把握及び関係機関との共有、個別支援計画づくり、避難誘導体制の整備を図る</u> ○総合防災訓練等において、関係機関と共同して、自主防災組織を中心とした要配慮者・避難行動要支援者に対する災害対策訓練の実施 ○緊急通報システム※の整備 ○高齢者等世帯の住宅用火災警報器等の普及や家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置促進 （2）社会福祉施設等の安全対策 ○<u>社会福祉施設等と周辺地域の事業所、自治会等との間及び施設相互間で</u>の災害時応援協定締結を促進 ○総合防災訓練の中に社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の避難活動や初期消火訓練を実施 ○各施設における自衛消防訓練等において、地震を想定した救出・救護訓練を取り入れる等、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう、北多摩西部消防署等と連携												
	※緊急通報システムとは、慢性疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等や 18 歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に東京消防庁等に通報できるシステム。												

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考				
	頁	内容		項	頁	内容					
Ⅲ-60		2. 市における広域避難場所の指定 【略】同報告書では、地域の危険度（建物倒壊・火災・総合）を5段階で評価している。市では、この報告書を基に、原則として総合危険度のランク2以上の地区について広域避難場所の指定に努め、ランク1の地区については広域的な避難を必要としない（地区内の一時避難場所で安全が確保される）地区内残留地区とする。【略】	予防	2	Ⅱ -9-5 , 6	2 避難所・広域避難場所等の指定・安全化 【総務部・市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部】 【略】					
		3. 広域避難場所の概要 <table><tr><td>広域避難場所</td><td>【略】</td></tr><tr><td>上仲原公園</td><td>【略】</td></tr><tr><td>市立桜が丘市民広場、都立東大和公園</td><td>【略】</td></tr></table> 4. 避難道路の整備 【略】市は、広域避難場所を指定している地区と広域避難場所を結ぶ都市計画道路又はおおむね幅員15m以上の幹線道路等を避難道路として位置づけをし、整備を行うものとする。 5. 避難場所（一時・広域）・避難道路の安全化（消防水利の確保） 避難場所・避難道路周辺【略】消防水利の確保が不可欠である。このため、耐震性貯水槽をはじめとする消防水利の整備強化を推進する。				広域避難場所		【略】	上仲原公園	【略】	市立桜が丘市民広場、都立東大和公園
広域避難場所	【略】										
上仲原公園	【略】										
市立桜が丘市民広場、都立東大和公園	【略】										
主体名	対策内容										
市 (総務部) (市民部) (子育て支援部) (福祉部) (学校教育部) (社会教育部)	(1) 広域避難場所・避難道路の指定及び整備 ○広域避難場所を3か所指定、整備 ○「地震に関する地域危険度測定調査報告書」（東京都）の危険度（建物倒壊・火災・総合）の5段階評価を基に、原則として総合危険度のランク2以上の地区について広域避難場所を指定。ランク1の地区は地区内残留地区（地区内の一時避難場所 で安全が確保される地区）とし、広域避難場所を指定しない。 ○広域避難場所を指定している地区と広域避難場所を結ぶ都市計画道路又は概ね幅員15m以上の幹線道路等を避難道路として位置づけ、整備 ○避難場所・避難道路周辺の耐震性を有する消防水利の整備強化を推進 (2) 避難所の指定 ○被災者が一定期間滞在する施設として、安全性が確保された施設を指定避難所として指定する。都が示す避難所の指定基準は、概ね次のとおりである。 ① 避難所は、原則として自治会又は学区を単位として指定 ② 避難所は、原則として耐震・耐火・鉄筋構造等を備えた公共建物等（市民センター・公民館・学校等）を指定 ③ 避難所に受け入れる被災者数は、概ね居室3.3㎡当たり2人 ④ 土砂災害等の想定も考慮して選定 ○指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。 (3) 二次避難所の指定 ○自宅や避難所での生活が困難で、介護等のサービスを必要とする要配慮者を一時的に受入れ・保護するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所として指定しておく。 ○二次避難所が不足する場合に備え、社会福祉施設等との協定締結を推進する。 ○二次避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた建物を利用する。 ○指定した二次避難所の所在地等については、様式に基づき都福祉保健局に報告する。 (4) 広域避難場所・避難所等の住民への周知 ○広報紙や防災マップ、避難所標識や避難所誘導標識等の掲示、避難訓練等を通じて住民に避難所（二次避難所を含む）を周知。 (5) 広域避難場所・避難所等の安全性確保 ○避難所に指定した建物については、耐震化対策等を行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 ○避難所周辺においても、地域住民が安全に避難所に行けるように、倒木、落下物等の対策、歩道のバリアフリー対策等を進める。										
Ⅲ-63		第3節 避難所の設置・運営 【総務部・子ども生活部・福祉部・学校教育部・社会教育部】 災害により被害を受け、住居等を喪失するなど引き続き救助を要する者については、避難所を開設し、応急的な食料等の配布を行うなどの保護を行う。 また、市は都と連携し、より地域に密着した避難所の機能の強化に努める。 1. 避難所の開設等（総務部・子ども生活部・福祉部・学校教育部・社会教育部） (1) 避難所の事前指定 ① 避難所の指定基準 ア 避難所は、原則として自治会又は学区を単位として指定する。 イ 避難所は、原則として耐震・耐火・鉄筋構造等を備えた公共建物（市民センター・公民館・学校等）を利用する。 ウ 避難所に受入れる被災者数は、概ね居室3.3㎡当たり2人とする。 ② 避難場所指定の対応（資料第36「各避難所の収容可能面積及び人数」資料編172頁） ア 本計画において、あらかじめ避難所を指定し、住民に周知しておくものとする。 イ 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、様式に基づき、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）に報告するものとする。都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。 ウ 避難所に指定した建物については、耐震診断等を行うなど、安全性を確認・確保するとともに、被害者のプライバシーの保護や生活環境を良好に保つよう努めるものとする。 【略】 (3) 二次避難所（福祉避難所）の開設 ① 自宅や避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする災害時要援護者を一時的に受入れ・保護するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておくものとする。（資料第39「二次避難所（福祉避難所）一覧」資料編179頁） ② 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた建物を利用する。 ③ 指定した二次避難所（福祉避難所）の所在地等については、様式に基づき都福祉保健局に報告する。 ④ 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）及び東大和警察署、北多摩西部消防署等関係機関に連絡する。									

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考						
	頁	内容		項	頁	内容							
III-62		1. 避難所の開設等（総務部・子ども生活部・福祉部・学校教育部・社会教育部） （1） 避難所の事前指定 ① 避難所の指定基準 【略】 ② 避難場所指定の対応（資料第 36「各避難所の収容可能面積及び人数」資料編 172 頁） ア 本計画において、あらかじめ避難所を指定し、住民に周知しておくものとする。 イ 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、様式に基づき、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）に報告するものとする。都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（D I S）への入力により行う。 ウ 避難所に指定した建物については、耐震診断等を行うなど、安全性を確認・確保するとともに、被害者のプライバシーの保護や生活環境を良好に保つよう努めるものとする。 エ 避難所に指定した建物については、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、日頃より避難所機能の強化を図るものとする。 オ 避難所に指定した建物については、平常時より市職員の中から担当者を割り当て、建物・備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行っておく。 カ 避難所の屋上に、ヘリサインの設置を検討する。	予防	3	II -9-7 , 8	3 避難所の管理運営体制の整備等 【総務部・学校教育部・環境部・学校・市民】 市は関係機関と連携し、より地域に密着した避難所の機能の強化に努める。							
		<table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (総 務 部) (学 校 教 育 部) (環 境 部)</td><td>(1) 避難所運営体制の整備 ○市の「避難所管理運営マニュアル」に基づき、避難所ごとの避難所管理運営マニュアル等の作成を推進する。 ○避難所の運営において、避難所管理運営委員会の班長に女性リーダーを配置する等、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ○市職員の中から担当者を割り当て、建物・備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行っておく。 ○避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置する等、避難所の衛生管理対策を促進する。 ○避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定する等、避難所の防火安全対策を促進する。 (2) 避難所の環境整備 ○避難所におけるマンホールトイレ、毛布、非常用電源、防災行政無線等の通信機器等の整備 ○空調、洋式トイレ等高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。 ○テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。 ○仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。 ○食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備する等、日頃より避難所機能の強化を図る。 ○避難所の屋上に、ヘリサインの設置を検討する。 ○地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備する等、避難所機能の強化を図る。 (3) 飼養動物の同行避難の体制整備 ○都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 (4) 都への要請体制の整備 ○都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、伝達・要請に関する体制整備を図る。 (5) ボランティアの受入体制の整備 ○避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。 ○福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結する等体制整備を図る。</td></tr><tr><td>市 (学 校 教 育 部) (社 会 教 育 部) 学 校 市 民</td><td>○避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。 ○避難所では、「避難所管理運営マニュアル」を作成し、避難所管理運営委員会等を組織し、避難所となる施設、市、地域が協力して避難所を運営できるように整備に努める。</td></tr></table>				主体名		対策内容	市 (総 務 部) (学 校 教 育 部) (環 境 部)	(1) 避難所運営体制の整備 ○市の「避難所管理運営マニュアル」に基づき、避難所ごとの避難所管理運営マニュアル等の作成を推進する。 ○避難所の運営において、避難所管理運営委員会の班長に女性リーダーを配置する等、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ○市職員の中から担当者を割り当て、建物・備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行っておく。 ○避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置する等、避難所の衛生管理対策を促進する。 ○避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定する等、避難所の防火安全対策を促進する。 (2) 避難所の環境整備 ○避難所におけるマンホールトイレ、毛布、非常用電源、防災行政無線等の通信機器等の整備 ○空調、洋式トイレ等高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。 ○テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。 ○仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。 ○食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備する等、日頃より避難所機能の強化を図る。 ○避難所の屋上に、ヘリサインの設置を検討する。 ○地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備する等、避難所機能の強化を図る。 (3) 飼養動物の同行避難の体制整備 ○都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 (4) 都への要請体制の整備 ○都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、伝達・要請に関する体制整備を図る。 (5) ボランティアの受入体制の整備 ○避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。 ○福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結する等体制整備を図る。	市 (学 校 教 育 部) (社 会 教 育 部) 学 校 市 民	○避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。 ○避難所では、「避難所管理運営マニュアル」を作成し、避難所管理運営委員会等を組織し、避難所となる施設、市、地域が協力して避難所を運営できるように整備に努める。	
主体名	対策内容												
市 (総 務 部) (学 校 教 育 部) (環 境 部)	(1) 避難所運営体制の整備 ○市の「避難所管理運営マニュアル」に基づき、避難所ごとの避難所管理運営マニュアル等の作成を推進する。 ○避難所の運営において、避難所管理運営委員会の班長に女性リーダーを配置する等、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ○市職員の中から担当者を割り当て、建物・備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行っておく。 ○避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置する等、避難所の衛生管理対策を促進する。 ○避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定する等、避難所の防火安全対策を促進する。 (2) 避難所の環境整備 ○避難所におけるマンホールトイレ、毛布、非常用電源、防災行政無線等の通信機器等の整備 ○空調、洋式トイレ等高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。 ○テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。 ○仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。 ○食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備する等、日頃より避難所機能の強化を図る。 ○避難所の屋上に、ヘリサインの設置を検討する。 ○地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備する等、避難所機能の強化を図る。 (3) 飼養動物の同行避難の体制整備 ○都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 (4) 都への要請体制の整備 ○都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、伝達・要請に関する体制整備を図る。 (5) ボランティアの受入体制の整備 ○避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。 ○福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結する等体制整備を図る。												
市 (学 校 教 育 部) (社 会 教 育 部) 学 校 市 民	○避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。 ○避難所では、「避難所管理運営マニュアル」を作成し、避難所管理運営委員会等を組織し、避難所となる施設、市、地域が協力して避難所を運営できるように整備に努める。												
III-63		2. 避難所の管理運営 <table><tr><th>機 関 名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>市 (子ども生活部) (学校教育部) (社会教育部)</td><td>(1) 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、避難所を管理運営する際の指針として、都が作成した「避難所管理運営の指針」を参考に、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成するものとする。 (2) 避難所の運営については、女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。 (3) 管理栄養士の活用や、乳幼児等への衛生指導なども配慮する。 (4) 可能な限り地域又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れるものとする。 (5) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ(見えるラジオ)等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、F A X等の整備を行うものとする。</td></tr><tr><td>教 育 委 員 会</td><td>(1) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 (2) 避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。</td></tr></table>	機 関 名	内 容	市 (子ども生活部) (学校教育部) (社会教育部)	(1) 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、避難所を管理運営する際の指針として、都が作成した「避難所管理運営の指針」を参考に、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成するものとする。 (2) 避難所の運営については、女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。 (3) 管理栄養士の活用や、乳幼児等への衛生指導なども配慮する。 (4) 可能な限り地域又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れるものとする。 (5) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ(見えるラジオ)等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、F A X等の整備を行うものとする。	教 育 委 員 会	(1) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 (2) 避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。					
機 関 名	内 容												
市 (子ども生活部) (学校教育部) (社会教育部)	(1) 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、避難所を管理運営する際の指針として、都が作成した「避難所管理運営の指針」を参考に、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成するものとする。 (2) 避難所の運営については、女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。 (3) 管理栄養士の活用や、乳幼児等への衛生指導なども配慮する。 (4) 可能な限り地域又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れるものとする。 (5) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ(見えるラジオ)等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、F A X等の整備を行うものとする。												
教 育 委 員 会	(1) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 (2) 避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。												

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考			
	頁	内容		項	頁	内容				
		1. 避難の勧告・指示		応急	1	Ⅱ -9-9	（１）避難の勧告・指示			
		機 関 名	内 容				主体名	対策内容		
		市 （総務部）	（１） 市域内において危険が切迫した場合には、市長は東大和警察署長及び北多摩西部消防署長と連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示をする。この場合、市長は直ちに都本部に報告するものとする。 （２） 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。 （３） 平常時から地域又は自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるものとする。				市 （総務部）	① 市域内において危険が切迫した場合には、市長は東大和警察署長及び北多摩西部消防署長と連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示する。この場合、市長は直ちに都本部に報告するものとする。 ② 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。 ③ 平常時から地域又は自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるものとする。 ④ 市長は「 <u>避難のための立ち退き</u> 」の指示のみでなく、「 <u>屋内での退避等の安全確保措置</u> 」も住民に対し指示できる。 ⑤ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示に当たって国又は都知事に対し助言を求めることができる。</u>		
		都	知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行うほか、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。					【 略 】		【略】
		東 大 和 警 察 署	火災の発生等の危険が切迫し、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。 この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。							
北 多 摩 西 部 消 防 署	消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、市民に避難の勧告・指示を行う。 この場合、直ちに市長に通報するものとする。									
		2. 避難誘導		応急	1	Ⅱ -9-10	（２）避難誘導			
		機 関 名	内 容				主体名	対策内容		
		市 （総務部）	避難の勧告・指示が出された場合、市は、東大和警察署、北多摩西部消防署及び東大和市消防団等の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時避難場所に避難者を避難させて様子を見たのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、必要に応じて広域避難場所等に誘導する。 なお、避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておくものとする。				市 （総務部）	① 避難誘導 ○避難の勧告又は指示が出された場合、市は、東大和警察署、北多摩西部消防署及び消防団等の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時避難場所に避難者を避難させて様子を見たのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、必要に応じて広域避難場所等に誘導する。 ○避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておくものとする。 ② 避難行動要支援者 ○災害時において災害対策本部は、災対福祉部を中心に、避難行動要支援者に関する窓口を設置し、各防災機関、自治会、自主防災組織、民生委員、地域住民等からの情報収集に努め、総合調整を図る。 ○平成 26 年 11 月に策定した「東大和市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者対策を進める。		
【 略 】	【略】	【 略 】	【略】							

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考							
	頁	内容			項	頁		内容						
	III-64	(2) 避難所生活者の組織編成 避難者相互の協力関係や人員の確認等を考慮し、避難所では、自治会、自主防災組織、近隣住民毎に適当な人員（30 人程度）による班を編成し、これにより給水、配食、情報の収集・伝達等を行う。 班長には、できるだけ自治会等の役員を充てる。		応急	2	II -9-11	2－1 避難所の開設等 【総務部・市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部・市民】 <table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>市 民</td><td>○避難所運営は、避難所管理運営委員会を中心に地域住民及び避難者等と協力して行う。 ○避難所運営の班長には、自治会等の役員等、地域のことに熟知した住民で男女バランスよく充てる。</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 民	○避難所運営は、避難所管理運営委員会を中心に地域住民及び避難者等と協力して行う。 ○避難所運営の班長には、自治会等の役員等、地域のことに熟知した住民で男女バランスよく充てる。			
主体名	対策内容													
市 民	○避難所運営は、避難所管理運営委員会を中心に地域住民及び避難者等と協力して行う。 ○避難所運営の班長には、自治会等の役員等、地域のことに熟知した住民で男女バランスよく充てる。													
	III-63	(2) 避難所の開設 ① 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）及び東大和警察署、北多摩西部消防署等関係機関に連絡する。 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（D I S 端末）への入力により行う。 ② 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・災害時要援護者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。 ③ 避難所を開設したときは、災害時要援護者の要望を把握するため、市の援護支援班が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、災害時要援護者相談窓口を設ける。 ④ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。 ⑤ 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。 なお、野外に受入れ施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 ⑥ 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）に調達を依頼する。 ⑦ 野外受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。		応急	2	II -9-11 , 12	<table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>市 (総 務 部) (市 民 部) (子 育 て 支 援 部) (福 祉 部) (学 校 教 育 部) (社 会 教 育 部)</td><td>(1) 避難所の開設 ○可能な限り地域又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。 ○避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資等を速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。 ○避難所の確保に努める。 ○避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。 ○避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）及び東大和警察署、北多摩西部消防署等関係機関に連絡する。都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（D I S 端末）への入力等により行う。 ○避難所を開設したときは、要配慮者の要望を把握するため、市の援護支援班が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要配慮者相談窓口を設ける。 (2) 避難所の運営 ○各学校等の避難所管理運営マニュアル等を活用する。 ○避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、ラジオ（見えるラジオ）等の設置、臨時広報誌の発行、F A X 等の整備を行う。 ○女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。 ○管理栄養士の活用や、乳幼児等への衛生指導等も配慮する。 (3) 避難所配置職員の任務 ① 避難者数等の把握 避難した住民の受入れを行う場合、避難した市民に「避難者カード」を一家族1枚配布し、必要事項を正確に記入してもらう。 ② 避難所生活者の組織編成 避難所では、自治会、自主防災組織、近隣住民毎に適当な人員（30人程度）による班を編成し、給水、配食、情報の収集・伝達等を行う。 班長には、できるだけ自治会等の役員を充てる。</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総 務 部) (市 民 部) (子 育 て 支 援 部) (福 祉 部) (学 校 教 育 部) (社 会 教 育 部)	(1) 避難所の開設 ○可能な限り地域又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。 ○避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資等を速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。 ○避難所の確保に努める。 ○避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。 ○避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）及び東大和警察署、北多摩西部消防署等関係機関に連絡する。都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（D I S 端末）への入力等により行う。 ○避難所を開設したときは、要配慮者の要望を把握するため、市の援護支援班が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要配慮者相談窓口を設ける。 (2) 避難所の運営 ○各学校等の避難所管理運営マニュアル等を活用する。 ○避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、ラジオ（見えるラジオ）等の設置、臨時広報誌の発行、F A X 等の整備を行う。 ○女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。 ○管理栄養士の活用や、乳幼児等への衛生指導等も配慮する。 (3) 避難所配置職員の任務 ① 避難者数等の把握 避難した住民の受入れを行う場合、避難した市民に「避難者カード」を一家族1枚配布し、必要事項を正確に記入してもらう。 ② 避難所生活者の組織編成 避難所では、自治会、自主防災組織、近隣住民毎に適当な人員（30人程度）による班を編成し、給水、配食、情報の収集・伝達等を行う。 班長には、できるだけ自治会等の役員を充てる。			
主体名	対策内容													
市 (総 務 部) (市 民 部) (子 育 て 支 援 部) (福 祉 部) (学 校 教 育 部) (社 会 教 育 部)	(1) 避難所の開設 ○可能な限り地域又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。 ○避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資等を速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。 ○避難所の確保に努める。 ○避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。 ○避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）及び東大和警察署、北多摩西部消防署等関係機関に連絡する。都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（D I S 端末）への入力等により行う。 ○避難所を開設したときは、要配慮者の要望を把握するため、市の援護支援班が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要配慮者相談窓口を設ける。 (2) 避難所の運営 ○各学校等の避難所管理運営マニュアル等を活用する。 ○避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、ラジオ（見えるラジオ）等の設置、臨時広報誌の発行、F A X 等の整備を行う。 ○女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。 ○管理栄養士の活用や、乳幼児等への衛生指導等も配慮する。 (3) 避難所配置職員の任務 ① 避難者数等の把握 避難した住民の受入れを行う場合、避難した市民に「避難者カード」を一家族1枚配布し、必要事項を正確に記入してもらう。 ② 避難所生活者の組織編成 避難所では、自治会、自主防災組織、近隣住民毎に適当な人員（30人程度）による班を編成し、給水、配食、情報の収集・伝達等を行う。 班長には、できるだけ自治会等の役員を充てる。													
	III-64	2. 避難所の管理運営 <table><tr><td>機 関 名</td><td>内 容</td></tr><tr><td>市 (子ども生活部) (学校教育部) (社会教育部)</td><td>(1) 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、避難所を管理運営する際の指針として、都が作成した「避難所管理運営の指針」を参考に、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成するものとする。 (2) 避難所の運営については、女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。 (3) 管理栄養士の活用や、乳幼児等への衛生指導なども配慮する。 (4) 可能な限り地域又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れるものとする。 (5) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ(見えるラジオ)等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、F A X 等の整備を行うものとする。</td></tr><tr><td>教 育 委 員 会</td><td>(1) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 (2) 避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。</td></tr></table>		機 関 名	内 容	市 (子ども生活部) (学校教育部) (社会教育部)	(1) 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、避難所を管理運営する際の指針として、都が作成した「避難所管理運営の指針」を参考に、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成するものとする。 (2) 避難所の運営については、女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。 (3) 管理栄養士の活用や、乳幼児等への衛生指導なども配慮する。 (4) 可能な限り地域又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れるものとする。 (5) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ(見えるラジオ)等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、F A X 等の整備を行うものとする。	教 育 委 員 会	(1) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 (2) 避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。					
機 関 名	内 容													
市 (子ども生活部) (学校教育部) (社会教育部)	(1) 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、避難所を管理運営する際の指針として、都が作成した「避難所管理運営の指針」を参考に、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成するものとする。 (2) 避難所の運営については、女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。 (3) 管理栄養士の活用や、乳幼児等への衛生指導なども配慮する。 (4) 可能な限り地域又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れるものとする。 (5) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ(見えるラジオ)等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、F A X 等の整備を行うものとする。													
教 育 委 員 会	(1) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 (2) 避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。													

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考										
	頁	内容	項	頁	内容												
III-64	3.	避難所配置職員の任務（福祉部・子ども生活部・学校教育部・社会教育部） （1） 避難者数等の把握 避難所を開設し、避難した住民の受入れを行う場合、避難者数、避難者の状況等の正確な情報把握が避難所運営の基礎となるため、避難した市民に「避難者カード」を一家族 1 枚配布し、必要事項を正確に記入してもらう。（資料第 40「避難者カード」資料編 180 頁） （2） 避難所生活者の組織編成 避難者相互の協力関係や人員の確認等を考慮し、避難所では、自治会、自主防災組織、近隣住民毎に適当な人員（30 人程度）による班を編成し、これにより給水、配食、情報の収集・伝達等を行う。 班長には、できるだけ自治会等の役員を充てる。 （3） 物資の受払及び配分 避難所に配布される生活必需品等の救助物品及び収容者に配布される食料物資の受払い及び配分を行う。 （4） 諸記録及び報告 避難所の運用管理状況等必要な帳票類（収容者名簿、日誌、物品受払簿等）を記録し、市災害対策本部へ報告する。 （5） その他				③ 物資の受払及び配分 避難所に配布される生活必需品等の救助物品及び収容者に配布される食料物資の受払い及び配分を行う。 ④ 諸記録及び報告 避難所の運用管理状況等必要な帳票類（収容者名簿、日誌、物品受払簿等）を記録し、市災害対策本部へ報告する。 ⑤ その他 ・情報は、直接又は班長を通じて収容者に伝達する。 ・班長、協力団体等の協力を得て、食品の配分、応急炊出し等の給食を行う。 ・収容者からの各種相談に応じるほか、班長及びボランティア等の協力を得て収容者の世話をを行う。 ・市福祉部が行う消毒活動に協力する。 ・施設の利用者について、管理責任者と連絡を密にし、防犯を含めた十分な保全管理にあたる。											
		<table><tr><td>① 情報の伝達</td><td>直接又は班長を通じて収容者に伝達する。</td></tr><tr><td>② 給食</td><td>班長、協力団体等の協力を得て、食品の配分、応急炊出し等の給食を行う。</td></tr><tr><td>③ 収容者の世話</td><td>収容者からの各種相談に応じるほか、班長及びボランティア等の協力を得て収容者の世話をを行う。</td></tr><tr><td>④ 避難所の消毒</td><td>市福祉部が行う消毒活動に協力する。</td></tr><tr><td>⑤ 施設の管理</td><td>施設の利用者について、管理責任者と連絡を密にし、防犯を含めた十分な保全管理にあたる。</td></tr></table>	① 情報の伝達	直接又は班長を通じて収容者に伝達する。	② 給食	班長、協力団体等の協力を得て、食品の配分、応急炊出し等の給食を行う。	③ 収容者の世話	収容者からの各種相談に応じるほか、班長及びボランティア等の協力を得て収容者の世話をを行う。	④ 避難所の消毒	市福祉部が行う消毒活動に協力する。	⑤ 施設の管理	施設の利用者について、管理責任者と連絡を密にし、防犯を含めた十分な保全管理にあたる。					
① 情報の伝達	直接又は班長を通じて収容者に伝達する。																
② 給食	班長、協力団体等の協力を得て、食品の配分、応急炊出し等の給食を行う。																
③ 収容者の世話	収容者からの各種相談に応じるほか、班長及びボランティア等の協力を得て収容者の世話をを行う。																
④ 避難所の消毒	市福祉部が行う消毒活動に協力する。																
⑤ 施設の管理	施設の利用者について、管理責任者と連絡を密にし、防犯を含めた十分な保全管理にあたる。																

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考						
	頁	内容		項	頁	内容							
III-62	(2)	避難所の開設 【略】 ⑤ 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。 なお、野外に受入れ施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 ⑥ 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）に調達を依頼する。 ⑦ 野外受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。	応急	2	II -9-12 , 13	<table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td></td><td>(4) 健康相談・支援 ○健康面等についての相談・支援等は、現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、<u>エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。</u> (5) 避難所外の避難対策 ① 野外受入れ施設の開設 ・避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるために野外に受入れ施設の開設を検討する。なお、野外に受入れ施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 ・野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）に調達を依頼する。 ・野外受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。 ② 避難所以外の避難者対応 市は、避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、原則として、<u>避難所において必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等の措置を行い、生活環境の確保が図られるよう努める。</u></td></tr><tr><td>学 校</td><td>学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。</td></tr></table>	主体名	対策内容		(4) 健康相談・支援 ○健康面等についての相談・支援等は、現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、 <u>エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。</u> (5) 避難所外の避難対策 ① 野外受入れ施設の開設 ・避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるために野外に受入れ施設の開設を検討する。なお、野外に受入れ施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 ・野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）に調達を依頼する。 ・野外受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。 ② 避難所以外の避難者対応 市は、避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、原則として、 <u>避難所において必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等の措置を行い、生活環境の確保が図られるよう努める。</u>	学 校	学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。	
主体名	対策内容												
	(4) 健康相談・支援 ○健康面等についての相談・支援等は、現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、 <u>エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。</u> (5) 避難所外の避難対策 ① 野外受入れ施設の開設 ・避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるために野外に受入れ施設の開設を検討する。なお、野外に受入れ施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 ・野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）に調達を依頼する。 ・野外受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。 ② 避難所以外の避難者対応 市は、避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、原則として、 <u>避難所において必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等の措置を行い、生活環境の確保が図られるよう努める。</u>												
学 校	学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。												
III-63	(3)	二次避難所（福祉避難所）の開設 ① 自宅や避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする災害時要援護者を一時的に受入れ・保護するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておくものとする。（資料第 39「二次避難所（福祉避難所）一覧」資料編 179 頁） ② 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた建物を利用する。 ③ 指定した二次避難所（福祉避難所）の所在地等については、様式に基づき都福祉保健局に報告する。 ④ 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）及び東大和警察署、北多摩西部消防署等関係機関に連絡する。	応急	2	II -9-13	2-2 二次避難所の開設【総務部・福祉部】 【略】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (総 務 部) (福 祉 部)</td><td>(1) 二次避難所の開設 ○二次避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）及び東大和警察署、北多摩西部消防署等関係機関に連絡する。 <u>○運営に支障をきたしている場合、都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。</u></td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総 務 部) (福 祉 部)	(1) 二次避難所の開設 ○二次避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）及び東大和警察署、北多摩西部消防署等関係機関に連絡する。 <u>○運営に支障をきたしている場合、都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。</u>			
主体名	対策内容												
市 (総 務 部) (福 祉 部)	(1) 二次避難所の開設 ○二次避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局（少子社会対策部計画課）及び東大和警察署、北多摩西部消防署等関係機関に連絡する。 <u>○運営に支障をきたしている場合、都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。</u>												

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考						
	頁	内容		項	頁	内容							
	III-88	7. 動物愛護〈福祉部・環境部・都〉 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、都や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等関係団体との協力体制を確立する。 （１）被災地における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、都、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 （２）避難所における動物の適正な飼育 市は、避難所において、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。	応急	3	II -9-14	3 動物救護_ 【環境部・都・市民】 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。市は、飼育動物対策として、これら動物の保護や適正な飼育に関し、都や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等関係団体との協力体制を確立する。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （環境部） 都</td><td> （１）動物の飼養場所等の確保 ○避難所に施設に応じて動物の飼養場所を確保することに努める。 ○避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保することに努める。 （２）避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ○飼い主の被害等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合は、都福祉保健局や獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を保護する。把握する避難所等における動物の飼養状況については、都・関係団体へ情報を提供する。 （３）動物の適切な飼育指導・啓発 ○「動物飼育者の避難所パンフレット」に基づき、獣医師会等関係団体と協力のもと、避難所において、飼い主と同行避難した動物の飼育についての適正管理等の指導等を行う。 </td></tr><tr><td>市民</td><td>ペットの飼い主はペットのケージ、ペットフードを準備し、ペット同行避難の際には、自己管理を行えるようにする。</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （環境部） 都	（１）動物の飼養場所等の確保 ○避難所に施設に応じて動物の飼養場所を確保することに努める。 ○避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保することに努める。 （２）避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ○飼い主の被害等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合は、都福祉保健局や獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を保護する。把握する避難所等における動物の飼養状況については、都・関係団体へ情報を提供する。 （３）動物の適切な飼育指導・啓発 ○「動物飼育者の避難所パンフレット」に基づき、獣医師会等関係団体と協力のもと、避難所において、飼い主と同行避難した動物の飼育についての適正管理等の指導等を行う。	市民	ペットの飼い主はペットのケージ、ペットフードを準備し、ペット同行避難の際には、自己管理を行えるようにする。	
主体名	対策内容												
市 （環境部） 都	（１）動物の飼養場所等の確保 ○避難所に施設に応じて動物の飼養場所を確保することに努める。 ○避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保することに努める。 （２）避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ○飼い主の被害等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合は、都福祉保健局や獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を保護する。把握する避難所等における動物の飼養状況については、都・関係団体へ情報を提供する。 （３）動物の適切な飼育指導・啓発 ○「動物飼育者の避難所パンフレット」に基づき、獣医師会等関係団体と協力のもと、避難所において、飼い主と同行避難した動物の飼育についての適正管理等の指導等を行う。												
市民	ペットの飼い主はペットのケージ、ペットフードを準備し、ペット同行避難の際には、自己管理を行えるようにする。												
	-	記載なし	応急	4	II -9-14	4 ボランティアの受入れ 【市民部】 避難所においては、多くの人員が求められるため、必要に応じてボランティアの応援要請を行う。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （市民部）</td><td> ○避難所においては、多くの人員が求められるため、避難所運営班は、市災害ボランティアセンターを通じて、避難所でのボランティアの応援要請を行う。 ○受入れに当たっては、「避難所管理運営マニュアル」の業務手順により、ボランティアを受け入れる。 </td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （市民部）	○避難所においては、多くの人員が求められるため、避難所運営班は、市災害ボランティアセンターを通じて、避難所でのボランティアの応援要請を行う。 ○受入れに当たっては、「避難所管理運営マニュアル」の業務手順により、ボランティアを受け入れる。			
主体名	対策内容												
市 （市民部）	○避難所においては、多くの人員が求められるため、避難所運営班は、市災害ボランティアセンターを通じて、避難所でのボランティアの応援要請を行う。 ○受入れに当たっては、「避難所管理運営マニュアル」の業務手順により、ボランティアを受け入れる。												

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考				
	頁	内容		項	頁	内容					
III-64		4. 避難者の他地区への移送〈総務部〉 (1) 市長は、市内の避難所に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（福祉保健局）に要請する。 (2) 避難者の他地区への移送を要請した市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 (3) 都から被災者の受入れを指示された場合、市長は、直ちに避難所を開設し、受入態勢を整備する。 (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の区市町村が行い、被災者を受入れた区市町村は運営に協力する。 (5) その他、必要事項については、今後整備する「避難所管理運営マニュアル」等において定めるものとする。 なお、当該マニュアルには、東日本大震災女性ネットワークが制作・発行した「現場に学ぶ女性と多様なニーズに配慮した災害支援事例集」や東大和市男女共同参画推進審議会委員からの意見等を踏まえ、また、性別、年齢、障がいの有無、国籍や母語の違い、家族構成や就労状況を考慮した内容を盛り込み、多様性に配慮したしくみとする	応急	5	II -9-15	5－1 避難者の他地区へ移送【総務部】 市長は、市内の避難所に被災者を受入れることが困難なときは、 <u>関係機関と連携し被災者の他地区へ移送する。</u> <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (総 務 部)</td><td><u>(1) 他市区町村への避難についての調整</u> ○被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（福祉保健局）に要請する。 <u>○相互応援協定等の締結先市区町村や、他の市区町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。</u> <u>(2) 移送先における避難所管理者の決定</u> ○避難者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 <u>(3) 営業用バスの借上げ</u> <u>○移送に当たっては、営業用バスを借り上げて行うものとするが、必要に応じて、防災関係機関の応援を要請する</u></td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総 務 部)	<u>(1) 他市区町村への避難についての調整</u> ○被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（福祉保健局）に要請する。 <u>○相互応援協定等の締結先市区町村や、他の市区町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。</u> <u>(2) 移送先における避難所管理者の決定</u> ○避難者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 <u>(3) 営業用バスの借上げ</u> <u>○移送に当たっては、営業用バスを借り上げて行うものとするが、必要に応じて、防災関係機関の応援を要請する</u>	
主体名	対策内容										
市 (総 務 部)	<u>(1) 他市区町村への避難についての調整</u> ○被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（福祉保健局）に要請する。 <u>○相互応援協定等の締結先市区町村や、他の市区町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。</u> <u>(2) 移送先における避難所管理者の決定</u> ○避難者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 <u>(3) 営業用バスの借上げ</u> <u>○移送に当たっては、営業用バスを借り上げて行うものとするが、必要に応じて、防災関係機関の応援を要請する</u>										
			応急	5	II -9-15	5－2 他地区からの避難者の受入れ <u>都知事から他地区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示を受けた場合、市は状況を考慮の上、避難所を選定・開設し、受入体制を整備し、避難所運営に協力する。その他の必要事項については、「避難所管理運営マニュアル」等において定める。</u> <u><業務手順></u> 被災区市町村 ①移送要請 福祉保健局 ③移送経路等について 警視庁と協議依頼 警視庁 非（小）被災区市町村 ②被災者の受入れを照会・調整 ④避難所の開設を指示要請 都本部 ②被災者の受入協議 (都県境を越える避難の場合) 道府県・九都県市 協議も可能 調整					

第 10 章 物流・備蓄・輸送対策の推進

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容		項	頁	内容	
III-93	93	（１）主食の確保 被災者に対する食料の供給は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。 炊出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。 道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられる 4 日目以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても調整する。 市では、多摩直下地震における発災 1 日後の避難所生活者数を 15,301 人と想定し、その 3 日分に必要な食料の需要量を基準として、各防災備蓄庫及び避難所となる各小中学校の備蓄コンテナへの備蓄を進めている。 主食の備蓄状況（東京都からの寄託物資を含む。）（平成 24 年 4 月 1 日現在）【略】 （２）食料の調達 食料の調達については、東大和市米穀小売商組合と「災害時における応急用米穀の供給に関する協定」を締結しているほか、いなげや、イトーヨーカ堂及び森永乳業と「災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定」等を締結し、食料等の調達の確保を図っている。	予防	1	II -10- 3	1 食料及び生活必需品等の確保 【総務部・市民部・市民】 市は、被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を図る。また、不足する食料、飲料水、生活必需品等については、協定締結業者等からの調達、及び都及び他市からの応援で対応するものとする。	
		<table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">市 (総 務 部) (市 民 部)</td><td> （１）備蓄 ○ <u>都と連携して、分散備蓄等により発災後 3 日分の備蓄の確保に努める。</u> ○ <u>要配慮者や女性・子ども等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。</u> ○ <u>物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災状況の実情を考慮する。</u> ○ <u>被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。</u> ○ <u>3 日分の調整粉乳（アレルギー対応ミルク含む）を備蓄する。（液体ミルクの備蓄を検討する。）</u> （２）生活必需品等の調達体制 ○ 災害時において実施する被災者に対する生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を樹立する。 ○ 調達計画は、被災世帯数を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。 </td></tr><tr><td>市 民</td><td> ○ <u>3 日分の飲料水、食料、生活物資を備蓄する。（アレルギー対応食料、薬等、各市民の生活状況を踏まえた必需品を含む）</u> </td></tr></table>				主体名	
主体名	対策内容						
市 (総 務 部) (市 民 部)	（１）備蓄 ○ <u>都と連携して、分散備蓄等により発災後 3 日分の備蓄の確保に努める。</u> ○ <u>要配慮者や女性・子ども等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。</u> ○ <u>物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災状況の実情を考慮する。</u> ○ <u>被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。</u> ○ <u>3 日分の調整粉乳（アレルギー対応ミルク含む）を備蓄する。（液体ミルクの備蓄を検討する。）</u> （２）生活必需品等の調達体制 ○ 災害時において実施する被災者に対する生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を樹立する。 ○ 調達計画は、被災世帯数を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。						
	市 民	○ <u>3 日分の飲料水、食料、生活物資を備蓄する。（アレルギー対応食料、薬等、各市民の生活状況を踏まえた必需品を含む）</u>					
III-95	95	（１）生活必需品等の確保 家屋の倒壊、焼失、流出等により生活必需品等を失った被災者の保護のため、市は、主に避難所生活者を対象に毛布、敷物等の備蓄を図っている。 また、不足する生活必需品等については、協定締結業者等からの調達、及び都及び他市からの応援で対応するものとする。 生活必需品等の備蓄状況【略】 （２）調達体制 ① 災害時において実施する被災者に対する生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を樹立しておく。 ② 調達計画は、被災世帯数を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定めるものとする。 ③ 市長は、災害救助法適用後、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、市長が現地調達する。					

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考							
	頁	内容		項	頁	内容								
III-92	第 1 節 飲料水の供給 【総務部・環境部・立川給水管理事務所】 災害時における飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえから極めて重要である。 市は、これまで震災対策用井戸の指定や応急給水用資器材の整備等の施策を推進してきたが、今後さらに施策の充実を図る。 1. 給水拠点の整備〈総務部・立川給水管理事務所〉 震災時には、停電や管路の破損等により一時的な断水は避けられないものと想定される。 都は、震災時の飲料水を確保するため、居住場所から概ね 2 km の距離内に 1 か所の給水拠点を確保することを目標としており、当市は、上北台浄水所、東大和給水所が給水拠点となっている。 また、風水害時において、断水等により応急給水の必要性が生じた場合も、これらの施設を活用していくものとする。 給水拠点に指定されている浄水所、給水所等においては、応急給水用資器材の配備は完了しているが、今後はこれら資器材の老朽化に対応して計画的に更新を図っていくとともに、給水拠点充実のため、資器材の整備を推進していく。 (1) 市内給水拠点 (資料第 46「市内給水拠点」資料編 186 頁) (2) 応急給水用資器材 (資料第 47「応急給水用資器材」資料編 186 頁) (3) 震災対策用井戸（資料第 48「震災対策用井戸の指定状況」資料編 187 頁） 現在、市内には 23 か所の指定井戸があり、手動ポンプ等の補修、井戸水の水質検査を年 1 回行っている。震災対策用井戸のうち、飲用可能なものは、災害時に地域住民へ供給し、飲用に適さないものについては、生活用水として活用する。 (4) 受水槽の指定（資料第 49「公共施設受水槽状況」資料編 187 頁） 小・中学校を初めとする公共施設に配置されている受水槽については、震災時の応急給水用として利用する。 また、民間施設内の受水槽については、状況に応じて施設の管理者、利用者に協力を要請する。 (5) 飲料用ろ過装置の整備（資料第 50「ろ過装置配置場所」資料編 187 頁） 学校のプール等については、災害の状況によっては飲料水としての利用も考えられることから、避難所である小・中学校及び備蓄倉庫にろ過装置を配置している。	予防	2	II -10- 4	2 飲料水及び生活用水の確保 【総務部・都水道局・事業所・市民】 災害時における飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえから極めて重要である。市は、これまで震災対策用井戸の指定や応急給水用資器材の整備等の施策を推進してきたが、今後さらに施策の充実を図る。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都 水 道 局</td><td>(1) <u>災害時給水ステーション（給水拠点）の整備</u> ○ 資器材の老朽化に対応して更新を図る。 ○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）</u> 充実のため、資器材の整備を推進する。 ① <u>市内災害時給水ステーション（給水拠点）</u> ② 応急給水用資器材 ○ <u>応急給水に必要な資器材等を管理する。</u> ○ <u>災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定する。</u> ○ <u>市や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設を整備する。</u> ○ <u>市が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資機材を貸与する。</u> ○ <u>市が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備する。</u></td></tr><tr><td>市 (総 務 部)</td><td>(1) <u>震災対策用井戸等の整備</u> ○ 手動ポンプ等の補修、井戸水の水質検査を年 1 回実施する。 ○ 飲用可能なものは、災害時に地域住民へ供給し、飲用に適さないものについては、生活用水として活用する。 (2) <u>受水槽の指定</u> ○ 小・中学校を初めとする公共施設に配置されている受水槽を、震災時の応急給水用として利用する。 ○ 民間施設内の受水槽は、状況に応じて施設の管理者等に協力を要請する。</td></tr><tr><td>事 業 所 市 民</td><td>○ <u>平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。</u></td></tr></table>	主体名	対策内容	都 水 道 局	(1) <u>災害時給水ステーション（給水拠点）の整備</u> ○ 資器材の老朽化に対応して更新を図る。 ○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）</u> 充実のため、資器材の整備を推進する。 ① <u>市内災害時給水ステーション（給水拠点）</u> ② 応急給水用資器材 ○ <u>応急給水に必要な資器材等を管理する。</u> ○ <u>災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定する。</u> ○ <u>市や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設を整備する。</u> ○ <u>市が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資機材を貸与する。</u> ○ <u>市が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備する。</u>	市 (総 務 部)	(1) <u>震災対策用井戸等の整備</u> ○ 手動ポンプ等の補修、井戸水の水質検査を年 1 回実施する。 ○ 飲用可能なものは、災害時に地域住民へ供給し、飲用に適さないものについては、生活用水として活用する。 (2) <u>受水槽の指定</u> ○ 小・中学校を初めとする公共施設に配置されている受水槽を、震災時の応急給水用として利用する。 ○ 民間施設内の受水槽は、状況に応じて施設の管理者等に協力を要請する。	事 業 所 市 民	○ <u>平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。</u>	
主体名	対策内容													
都 水 道 局	(1) <u>災害時給水ステーション（給水拠点）の整備</u> ○ 資器材の老朽化に対応して更新を図る。 ○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）</u> 充実のため、資器材の整備を推進する。 ① <u>市内災害時給水ステーション（給水拠点）</u> ② 応急給水用資器材 ○ <u>応急給水に必要な資器材等を管理する。</u> ○ <u>災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定する。</u> ○ <u>市や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設を整備する。</u> ○ <u>市が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資機材を貸与する。</u> ○ <u>市が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備する。</u>													
市 (総 務 部)	(1) <u>震災対策用井戸等の整備</u> ○ 手動ポンプ等の補修、井戸水の水質検査を年 1 回実施する。 ○ 飲用可能なものは、災害時に地域住民へ供給し、飲用に適さないものについては、生活用水として活用する。 (2) <u>受水槽の指定</u> ○ 小・中学校を初めとする公共施設に配置されている受水槽を、震災時の応急給水用として利用する。 ○ 民間施設内の受水槽は、状況に応じて施設の管理者等に協力を要請する。													
事 業 所 市 民	○ <u>平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。</u>													
III-96	第 4 節 備蓄倉庫等の整備 【総務部】 災害時においても、食料・生活必需品・災害用資機材等の備蓄物資を安全に保管し、円滑に供給できるようにするため、避難場所ごとに備蓄コンテナの設置を進めていく。 1. 備蓄倉庫等の整備状況（資料第 51「備蓄倉庫等の整備状況」資料編 188 頁） 2. 主な災害対策用資機材の備蓄状況 (資料第 52「主な災害対策用資機材の備蓄状況」資料編 189 頁）	予防	3	II -10- 5	3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 【総務部】 災害時においても、食料・生活必需品・災害用資機材等の備蓄物資を安全に保管し、円滑に供給できるようにするため、避難場所ごとに備蓄コンテナの設置を進めていく。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (総務部)</td><td>○ <u>備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営</u> ○ <u>備蓄する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。</u> ○ <u>避難所として指定した学校の余裕教室等を活用する等して、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。</u></td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総務部)	○ <u>備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営</u> ○ <u>備蓄する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。</u> ○ <u>避難所として指定した学校の余裕教室等を活用する等して、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。</u>					
主体名	対策内容													
市 (総務部)	○ <u>備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営</u> ○ <u>備蓄する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。</u> ○ <u>避難所として指定した学校の余裕教室等を活用する等して、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。</u>													
III-72	(3) 障害物除去用資機材の整備 市は、平素から資機材の整備を行うとともに、建設同友会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。	予防	4	II -10- 5	(2) 障害物除去用資機材の整備 市は、平素から資機材の整備を行うとともに、 <u>防災協定締結機関等</u> を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。									

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考				
	頁	内容		項	頁	内容					
	III-96	第 3 節 輸送車両等の確保 【総務部】 1. 車両の確保 （1）車両の調達 ① 災対総務部配備班は、各部・班が、その所掌する災害応急対策活動のため必要とする車両を、集中管理し、その運用計画を定め、用途に応じて災対各部・各班に配車する。（資料第 43「市各課車両保有状況」資料編 183 頁） ② 市で所要車両が調達不能になった場合は、都（財務局）へ調達のあっ旋を要請するとともに、必要に応じ関係業者に対して車両の供給について要請する。 ③ 市は、災害時の輸送力の確保を図るため、事前に関係業者と車両供給に関する協定を締結する等の措置を講ずるものとする。	予防	5	II -10- 6	5 輸送車両等の確保 【総務部】 第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (総務部)</td><td>○ <u>市は、災害時において、緊急輸送用車両が必要であると認めたときは、防災協定締結機関を通じて緊急輸送用車両等の供給を要請し調達する。</u> ○ <u>調達先及び調達予定数を市地域防災計画において明確にしておく等により、調達体制を整える。</u></td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総務部)	○ <u>市は、災害時において、緊急輸送用車両が必要であると認めたときは、防災協定締結機関を通じて緊急輸送用車両等の供給を要請し調達する。</u> ○ <u>調達先及び調達予定数を市地域防災計画において明確にしておく等により、調達体制を整える。</u>	
主体名	対策内容										
市 (総務部)	○ <u>市は、災害時において、緊急輸送用車両が必要であると認めたときは、防災協定締結機関を通じて緊急輸送用車両等の供給を要請し調達する。</u> ○ <u>調達先及び調達予定数を市地域防災計画において明確にしておく等により、調達体制を整える。</u>										
	III-96	（3）車両燃料等の確保 市は、非常用車両等に用いる燃料の確保を図るため、東京都 L P ガス協会北多摩西部支部東大和部会と「災害時における燃料等の供給に関する協定」を締結し、災害時のプロパンガス等の供給体制を図っている。（資料第 35-9「災害時における燃料等の供給に関する協定」資料編 107 頁）	予防	6	II -10- 6	6 燃料の確保 【総務部】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (総務部)</td><td>○ <u>燃料の供給に関する協定の実効性を高め、災害時に円滑な燃料供給ができるよう、体制を整える。</u></td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (総務部)	○ <u>燃料の供給に関する協定の実効性を高め、災害時に円滑な燃料供給ができるよう、体制を整える。</u>	
主体名	対策内容										
市 (総務部)	○ <u>燃料の供給に関する協定の実効性を高め、災害時に円滑な燃料供給ができるよう、体制を整える。</u>										
		記載なし	応急	1	II -10- 7	1 備蓄物資の供給 【略】 業務手順 発 災 都福祉保健局 市 被災者 市備蓄物資の給（貸）与 寄託倉庫にある物資の給（貸）与について確認 寄託倉庫の物資について承認 寄託倉庫の物資を給（貸）与 都備蓄物資の放出要請 都備蓄物資を区市町村へ放出 都備蓄物資の受領・給（貸）与 都備蓄物資を区市町村の要請を待たずに輸送（プッシュ型支援） 備蓄物資の受領					

No	現行（平成 24 年度修正）							修正案							備考																																																																																																								
	頁	内容						項	頁	内容																																																																																																													
	III-93	1. 食料の備蓄・調達体制（総務部・環境部） （1）主食の確保 被災者に対する食料の供給は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。 炊出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。 道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられる 4 日目以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても調整する。 市では、多摩直下地震における発災 1 日後の避難所生活者数を 15,301 人と想定し、その 3 日分に必要な食料の需要量を基準として、各防災備蓄庫及び避難所となる各小中学校の備蓄コンテナへの備蓄を進めている。 （2）食料の調達 食料の調達については、東大和市米穀小売商組合と「災害時における応急用米穀の供給に関する協定」を締結しているほか、いなげや、イトーヨーカ堂及び森永乳業と「災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定」等を締結し、食料等の調達の確保を図っている。						応急	1	II -10- 8	1－1 食料の確保、配布【市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部】 <table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>市 （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （学校教育部） （社会教育部）</td><td>（1）食料の調達 ○ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給 ○ 被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても調整 ○ 災害時の応急用の食料等に関する供給する協定に基づき、市内の小売店、大規模小売店から食料等を調達 （2）食料の配布 ○ 被災者に食料の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲等について考慮する。</td></tr></table>					主体名	対策内容	市 （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （学校教育部） （社会教育部）	（1）食料の調達 ○ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給 ○ 被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても調整 ○ 災害時の応急用の食料等に関する供給する協定に基づき、市内の小売店、大規模小売店から食料等を調達 （2）食料の配布 ○ 被災者に食料の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲等について考慮する。																																																																																																				
主体名	対策内容																																																																																																																						
市 （市民部） （子育て支援部） （福祉部） （学校教育部） （社会教育部）	（1）食料の調達 ○ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給 ○ 被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても調整 ○ 災害時の応急用の食料等に関する供給する協定に基づき、市内の小売店、大規模小売店から食料等を調達 （2）食料の配布 ○ 被災者に食料の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲等について考慮する。																																																																																																																						
	III-94	給食基準(平成 22 年度) 災害救助法施行細則による被災用食品給与限度額 1 人 1 日 1,010 円以内（災害発生の日から 7 日間）						応急	1	II -10- 8	給食基準（平成 31 年度） <table><tr><td>災害救助法施行細則による被災用食品給与限度額 1 人 1 日 1,140 円以内（災害発生の日から 7 日間）</td></tr></table>					災害救助法施行細則による被災用食品給与限度額 1 人 1 日 1,140 円以内（災害発生の日から 7 日間）																																																																																																							
災害救助法施行細則による被災用食品給与限度額 1 人 1 日 1,140 円以内（災害発生の日から 7 日間）																																																																																																																							
	III-94	(4) 被災者への配布 <table><tr><td>給食場所</td><td>原則として、避難所となっている市立小・中学校、公民館、市民センター等で行う。</td></tr><tr><td>給食の順位</td><td>原則として、乾パン、アルファ化米、米飯の炊出しの順で供給する。</td></tr><tr><td>給食対象者</td><td>被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象にして実施するが、状況により自宅残留被災者に対しても行うよう努力する。</td></tr><tr><td>給食の配分</td><td>配分にあたっては、配分計画を立て、高齢者、児童、病弱者を優先とし、収容被災者、自治会等の協力を得て実施するものとする。</td></tr></table>						給食場所	原則として、避難所となっている市立小・中学校、公民館、市民センター等で行う。	給食の順位	原則として、乾パン、アルファ化米、米飯の炊出しの順で供給する。	給食対象者	被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象にして実施するが、状況により自宅残留被災者に対しても行うよう努力する。	給食の配分	配分にあたっては、配分計画を立て、高齢者、児童、病弱者を優先とし、収容被災者、自治会等の協力を得て実施するものとする。	応急	1	II -10- 8	被災者への配布 <table><tr><td>給食場所</td><td>原則として、<u>避難所として開設した市立小・中学校、公民館、市民センター</u>等で行う。</td></tr><tr><td>給食の順位</td><td>原則として、乾パン、アルファ化米、米飯の炊出しの順で供給する。</td></tr><tr><td>給食対象者</td><td>被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象にして実施するが、状況により自宅残留被災者に対しても行うよう努力する。</td></tr><tr><td>給食の配分</td><td>配分にあたっては、配分計画を立て、<u>要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）</u>優先とし、収容被災者、自治会等の協力を得て実施するものとする。</td></tr></table>					給食場所	原則として、 <u>避難所として開設した市立小・中学校、公民館、市民センター</u> 等で行う。	給食の順位	原則として、乾パン、アルファ化米、米飯の炊出しの順で供給する。	給食対象者	被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象にして実施するが、状況により自宅残留被災者に対しても行うよう努力する。	給食の配分	配分にあたっては、配分計画を立て、 <u>要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）</u> 優先とし、収容被災者、自治会等の協力を得て実施するものとする。																																																																																								
給食場所	原則として、避難所となっている市立小・中学校、公民館、市民センター等で行う。																																																																																																																						
給食の順位	原則として、乾パン、アルファ化米、米飯の炊出しの順で供給する。																																																																																																																						
給食対象者	被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象にして実施するが、状況により自宅残留被災者に対しても行うよう努力する。																																																																																																																						
給食の配分	配分にあたっては、配分計画を立て、高齢者、児童、病弱者を優先とし、収容被災者、自治会等の協力を得て実施するものとする。																																																																																																																						
給食場所	原則として、 <u>避難所として開設した市立小・中学校、公民館、市民センター</u> 等で行う。																																																																																																																						
給食の順位	原則として、乾パン、アルファ化米、米飯の炊出しの順で供給する。																																																																																																																						
給食対象者	被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象にして実施するが、状況により自宅残留被災者に対しても行うよう努力する。																																																																																																																						
給食の配分	配分にあたっては、配分計画を立て、 <u>要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）</u> 優先とし、収容被災者、自治会等の協力を得て実施するものとする。																																																																																																																						
	III-96	災害救助法施行細則による配布基準（限度額）（平成 22 年 4 月 1 日） <table><tr><td colspan="2" rowspan="2">状況 \ 区分</td><td>1 人世帯</td><td>2 人世帯</td><td>3 人世帯</td><td>4 人世帯</td><td>5 人世帯</td><td>6 人以上 1 人増すごとに</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">全壊・全焼 ・流出</td><td>夏</td><td>17,300 円</td><td>22,300 円</td><td>32,800 円</td><td>39,300 円</td><td>49,800 円</td><td>7,300 円加算</td></tr><tr><td>冬</td><td>28,600 円</td><td>37,000 円</td><td>51,600 円</td><td>60,400 円</td><td>75,900 円</td><td>10,400 円加算</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊半焼</td><td>夏</td><td>5,600 円</td><td>7,600 円</td><td>11,400 円</td><td>13,800 円</td><td>17,500 円</td><td>2,400 円加算</td></tr><tr><td>冬</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">床上浸水</td><td>夏</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>冬</td><td>9,100 円</td><td>12,000 円</td><td>16,900 円</td><td></td><td>25,400 円</td><td>3,300 円加算</td></tr></table>						状況 \ 区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに							全壊・全焼 ・流出	夏	17,300 円	22,300 円	32,800 円	39,300 円	49,800 円	7,300 円加算	冬	28,600 円	37,000 円	51,600 円	60,400 円	75,900 円	10,400 円加算	半壊半焼	夏	5,600 円	7,600 円	11,400 円	13,800 円	17,500 円	2,400 円加算	冬							床上浸水	夏							冬	9,100 円	12,000 円	16,900 円		25,400 円	3,300 円加算	応急	1	II -10- 8	東京都災害救助法施行細則による配布基準（限度額）（平成 31 年 4 月 1 日） <table><tr><td colspan="2" rowspan="2">状況 \ 区分</td><td>1 人世帯</td><td>2 人世帯</td><td>3 人世帯</td><td>4 人世帯</td><td>5 人世帯</td><td>6 人以上 1 人増すごとに</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">全壊・全焼 ・流出</td><td>夏</td><td><u>18,400 円</u></td><td><u>23,700 円</u></td><td><u>34,900 円</u></td><td><u>41,800 円</u></td><td><u>52,900 円</u></td><td><u>7,800 円加算</u></td></tr><tr><td>冬</td><td><u>30,400 円</u></td><td><u>39,500 円</u></td><td><u>54,900 円</u></td><td><u>64,200 円</u></td><td><u>80,800 円</u></td><td><u>11,100 円加算</u></td></tr><tr><td rowspan="2">半壊半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td><u>6,000 円</u></td><td><u>8,100 円</u></td><td><u>12,100 円</u></td><td><u>14,700 円</u></td><td><u>18,600 円</u></td><td><u>2,600 円加算</u></td></tr><tr><td>冬</td><td><u>9,800 円</u></td><td><u>12,700 円</u></td><td><u>18,000 円</u></td><td><u>21,400 円</u></td><td><u>27,000 円</u></td><td><u>3,500 円加算</u></td></tr></table>					状況 \ 区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに							全壊・全焼 ・流出	夏	<u>18,400 円</u>	<u>23,700 円</u>	<u>34,900 円</u>	<u>41,800 円</u>	<u>52,900 円</u>	<u>7,800 円加算</u>	冬	<u>30,400 円</u>	<u>39,500 円</u>	<u>54,900 円</u>	<u>64,200 円</u>	<u>80,800 円</u>	<u>11,100 円加算</u>	半壊半焼 床上浸水	夏	<u>6,000 円</u>	<u>8,100 円</u>	<u>12,100 円</u>	<u>14,700 円</u>	<u>18,600 円</u>	<u>2,600 円加算</u>	冬	<u>9,800 円</u>	<u>12,700 円</u>	<u>18,000 円</u>	<u>21,400 円</u>	<u>27,000 円</u>	<u>3,500 円加算</u>	
状況 \ 区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに																																																																																																																
全壊・全焼 ・流出	夏	17,300 円	22,300 円	32,800 円	39,300 円	49,800 円	7,300 円加算																																																																																																																
	冬	28,600 円	37,000 円	51,600 円	60,400 円	75,900 円	10,400 円加算																																																																																																																
半壊半焼	夏	5,600 円	7,600 円	11,400 円	13,800 円	17,500 円	2,400 円加算																																																																																																																
	冬																																																																																																																						
床上浸水	夏																																																																																																																						
	冬	9,100 円	12,000 円	16,900 円		25,400 円	3,300 円加算																																																																																																																
状況 \ 区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに																																																																																																																
全壊・全焼 ・流出	夏	<u>18,400 円</u>	<u>23,700 円</u>	<u>34,900 円</u>	<u>41,800 円</u>	<u>52,900 円</u>	<u>7,800 円加算</u>																																																																																																																
	冬	<u>30,400 円</u>	<u>39,500 円</u>	<u>54,900 円</u>	<u>64,200 円</u>	<u>80,800 円</u>	<u>11,100 円加算</u>																																																																																																																
半壊半焼 床上浸水	夏	<u>6,000 円</u>	<u>8,100 円</u>	<u>12,100 円</u>	<u>14,700 円</u>	<u>18,600 円</u>	<u>2,600 円加算</u>																																																																																																																
	冬	<u>9,800 円</u>	<u>12,700 円</u>	<u>18,000 円</u>	<u>21,400 円</u>	<u>27,000 円</u>	<u>3,500 円加算</u>																																																																																																																

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考																										
	頁	内容		項	頁	内容																											
III-92		2. 応急給水活動〈環境部・立川給水管理事務所〉 （１）給水拠点での応急給水 東京都地域防災計画における市と都の役割分担に基づき、上北台浄水所、東大和給水所の 2 か所での直接給水を行うとともに、避難所である小・中学校等の受水槽を利用した給水活動を基本とする。 （２）飲料水の給水基準 給水量は、必要最小限として一人 1 日 3 ㍲を確保するものとし、状況に応じて順次増量する。	応急	2	II -10- 9	2 飲料水の供給 【市民部・子育て支援部・福祉部・学校教育部・社会教育部・都水道局】 東京都地域防災計画における市と都の役割分担に基づき、上北台浄水所、東大和給水所の 2 か所での直接給水を行うとともに、避難所である小・中学校等の受水槽を利用した給水活動を基本とする。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="23">市 (市民部) (子育て支援部) (福祉部) (学校教育部) (社会教育部) 都水道局</td><td>（１）震災時の応急給水の方法</td></tr><tr><td>○ <u>震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況や住民の避難状況等必要な状況を把握する。</u></td></tr><tr><td>○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。</u></td></tr><tr><td>○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離が概ね 2 km 以上離れている避難場所等で、車両輸送による応急給水を行う。</u></td></tr><tr><td>○ <u>給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない災害時給水ステーション（給水拠点）」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。</u></td></tr><tr><td>○ <u>断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う</u></td></tr><tr><td>○ <u>避難所応急給水栓が設置されている場合は、市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う</u></td></tr><tr><td>（２）医療施設等への応急給水</td></tr><tr><td>○ <u>医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う</u></td></tr><tr><td>（３）災害時給水ステーション（給水拠点）等での都と市の役割分担</td></tr><tr><td>○ <u>応急給水槽においては、市が応急給水に必要な資器材等の設置及び住民等への応急給水を行う</u></td></tr><tr><td>○ <u>浄水所・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が住民等への応急給水を行う。</u></td></tr><tr><td>○ <u>飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。</u></td></tr><tr><td>○ <u>消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資器材を水道局が市に貸与する。</u></td></tr><tr><td>○ <u>発災時、市が通水状況を水道局に確認した後、市や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。</u></td></tr><tr><td>○ <u>避難所応急給水栓を活用した応急給水については、市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。</u></td></tr><tr><td>（４）飲料水の給水基準</td></tr><tr><td>○ 一人 1 日 3 ㍲を確保するものとし、状況に応じて順次増量</td></tr><tr><td>（５）給水体制</td></tr><tr><td>○ <u>応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。</u></td></tr><tr><td>○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水所・給水所において、都水道局は、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定しており、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。</u></td></tr><tr><td>○ <u>車両輸送を必要とする医療施設等については給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両等によって輸送する。</u></td></tr><tr><td>○ <u>輸送が困難な場合、受水槽の水、ろ過器により雨水貯留槽・プールの水等を利用する等、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。</u></td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (市民部) (子育て支援部) (福祉部) (学校教育部) (社会教育部) 都水道局	（１）震災時の応急給水の方法	○ <u>震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況や住民の避難状況等必要な状況を把握する。</u>	○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。</u>	○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離が概ね 2 km 以上離れている避難場所等で、車両輸送による応急給水を行う。</u>	○ <u>給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない災害時給水ステーション（給水拠点）」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。</u>	○ <u>断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う</u>	○ <u>避難所応急給水栓が設置されている場合は、市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う</u>	（２）医療施設等への応急給水	○ <u>医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う</u>	（３）災害時給水ステーション（給水拠点）等での都と市の役割分担	○ <u>応急給水槽においては、市が応急給水に必要な資器材等の設置及び住民等への応急給水を行う</u>	○ <u>浄水所・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が住民等への応急給水を行う。</u>	○ <u>飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。</u>	○ <u>消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資器材を水道局が市に貸与する。</u>	○ <u>発災時、市が通水状況を水道局に確認した後、市や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。</u>	○ <u>避難所応急給水栓を活用した応急給水については、市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。</u>	（４）飲料水の給水基準	○ 一人 1 日 3 ㍲を確保するものとし、状況に応じて順次増量	（５）給水体制	○ <u>応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。</u>	○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水所・給水所において、都水道局は、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定しており、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。</u>	○ <u>車両輸送を必要とする医療施設等については給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両等によって輸送する。</u>	○ <u>輸送が困難な場合、受水槽の水、ろ過器により雨水貯留槽・プールの水等を利用する等、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。</u>	
主体名	対策内容																																
市 (市民部) (子育て支援部) (福祉部) (学校教育部) (社会教育部) 都水道局	（１）震災時の応急給水の方法																																
	○ <u>震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況や住民の避難状況等必要な状況を把握する。</u>																																
	○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。</u>																																
	○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離が概ね 2 km 以上離れている避難場所等で、車両輸送による応急給水を行う。</u>																																
	○ <u>給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない災害時給水ステーション（給水拠点）」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。</u>																																
	○ <u>断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う</u>																																
	○ <u>避難所応急給水栓が設置されている場合は、市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う</u>																																
	（２）医療施設等への応急給水																																
	○ <u>医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う</u>																																
	（３）災害時給水ステーション（給水拠点）等での都と市の役割分担																																
	○ <u>応急給水槽においては、市が応急給水に必要な資器材等の設置及び住民等への応急給水を行う</u>																																
	○ <u>浄水所・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が住民等への応急給水を行う。</u>																																
	○ <u>飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。</u>																																
	○ <u>消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資器材を水道局が市に貸与する。</u>																																
	○ <u>発災時、市が通水状況を水道局に確認した後、市や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。</u>																																
	○ <u>避難所応急給水栓を活用した応急給水については、市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。</u>																																
	（４）飲料水の給水基準																																
	○ 一人 1 日 3 ㍲を確保するものとし、状況に応じて順次増量																																
	（５）給水体制																																
	○ <u>応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。</u>																																
	○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水所・給水所において、都水道局は、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定しており、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。</u>																																
	○ <u>車両輸送を必要とする医療施設等については給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両等によって輸送する。</u>																																
	○ <u>輸送が困難な場合、受水槽の水、ろ過器により雨水貯留槽・プールの水等を利用する等、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。</u>																																

No	現行（平成 24 年度修正）					修正案		備考			
	頁	内容		項	頁	内容					
		記載なし	応急	2	Ⅱ -10- 10	業務手順 発 災 ↓ 応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立 ↓ 応急給水に必要な人員を災害時給水ステーション（給水拠点）に配置 ↓ 応急給水に必要な資器材等を設置 ↓ 応急給水を実施					
		記載なし	応急	4	Ⅱ -10- 11	4 義援物資の取扱い【企画財政部・福祉部】 平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。 都福祉保健局・市は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報する等迅速に対応していく。					
		記載なし	復旧	1	Ⅱ -10- 13	1 多様なニーズへの対応【市民部・子育て支援部・学校教育部・社会教育部】 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子ども等避難者の特性によって必要となる物資は異なる。 市は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行う等、物資の配布方法についても配慮する。					
Ⅲ-93	(1) 主食の確保	被災者に対する食料の供給は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。	復旧	2	Ⅱ -10- 13	2 炊出し【市民部・学校教育部】 道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられる 4 日目以降は、原則として米飯による炊出し等を実施する。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (市民部) (学校教育部)</td><td> ○ 学校給食センター及び公共施設の炊事施設を有効利用し、炊出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保 ○ 被災者に対する炊出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊出し等について都福祉保健局に応援を要請 </td></tr></table> 業務手順 区市町村 炊出し体制の確保 (人員、場所、食料、調理器具、水・熱源等) ↓ 炊出しの実施 ↓ 市での実施が困難な場合 応援要請 都福祉保健局 要請対応 (日赤等に協力依頼)	主体名	対策内容	市 (市民部) (学校教育部)	○ 学校給食センター及び公共施設の炊事施設を有効利用し、炊出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保 ○ 被災者に対する炊出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊出し等について都福祉保健局に応援を要請	
主体名	対策内容										
市 (市民部) (学校教育部)	○ 学校給食センター及び公共施設の炊事施設を有効利用し、炊出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保 ○ 被災者に対する炊出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊出し等について都福祉保健局に応援を要請										
Ⅲ-93	(5) 炊き出しの実施	炊き出しの実施にあたっては、学校給食センター及び公共施設の炊事施設を有効利用する。									

第 1 1 章 住民の生活の早期再建

N 0	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考												
	頁	内容		項	頁	内容													
III -12 8		第 4 節 被災住宅の応急危険度判定 【都市建設部・都】 1. 震前対策計画の作成 市は、震災時に迅速かつ円滑な判定活動を実施するため、震前に作業する事前計画として、実施本部業務マニュアルに基づき「震前判定計画」を作成しておくものとする。	予 防	1	II -11- 2	1 生活再建のための事前準備 市は、都と連携しながら、迅速な生活復旧体制の確保を図る。 1－1 被災住宅の応急危険度判定【都市建設部】 <table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>市 （都市建設部）</td><td>○都が実施する応急危険度判定の職員研修に参加</td></tr></table> 1－2 災害時のり災証明書交付に向けた実施体制整備【市民部】 <table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>市 （市民部）</td><td>○震災発生後、被災者に係わる各種情報を集約・整理し、漏れのない迅速確実な被災者支援を図るため、被災者生活再建支援システムを導入 ○ガイドラインに基づき、被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や、り災証明書の交付体制等を構築 ○住家被害認定調査やり災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練に参加 ○東京消防庁との協定締結や事前協議によるり災証明書交付に係る連携体制の確立</td></tr></table> 1－3 義援金の配分事務【福祉部】 <table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>市 （福祉部）</td><td>○都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確化</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （都市建設部）	○都が実施する応急危険度判定の職員研修に参加	主体名	対策内容	市 （市民部）	○震災発生後、被災者に係わる各種情報を集約・整理し、漏れのない迅速確実な被災者支援を図るため、被災者生活再建支援システムを導入 ○ガイドラインに基づき、被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や、り災証明書の交付体制等を構築 ○住家被害認定調査やり災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練に参加 ○東京消防庁との協定締結や事前協議によるり災証明書交付に係る連携体制の確立	主体名	対策内容	市 （福祉部）	○都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確化	
主体名	対策内容																		
市 （都市建設部）	○都が実施する応急危険度判定の職員研修に参加																		
主体名	対策内容																		
市 （市民部）	○震災発生後、被災者に係わる各種情報を集約・整理し、漏れのない迅速確実な被災者支援を図るため、被災者生活再建支援システムを導入 ○ガイドラインに基づき、被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や、り災証明書の交付体制等を構築 ○住家被害認定調査やり災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練に参加 ○東京消防庁との協定締結や事前協議によるり災証明書交付に係る連携体制の確立																		
主体名	対策内容																		
市 （福祉部）	○都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確化																		
III -11 9		第 2 節 し尿処理 【環境部・湖南衛生組合・都下水道局】 1. 処理体制 （1）し尿処理の基本的な考え方 ① 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。 ② 前①の対策と併せ、仮設トイレ及び簡易トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿は原則として湖南衛生組合、また緊急的には清瀬水再生センターへ投入し、処理を行う。 （2）活動方針 排出されたし尿を迅速に処理し、被災地の衛生環境を確保するため、市域内におけるし尿処理計画を策定し、これに対処するものとする。	予 防	2	II -11- 3	2 トイレの確保及びし尿処理 【環境部・湖南衛生組合・都下水道局】 災害用トイレを確保するとともに、各避難所や避難場所等から収集したし尿の処理体制を確保する。 <table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>市 （環境部） 湖南衛生組合 都下水道局</td><td>○災害用トイレの確保 ○し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保 ○避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保 ○排出されたし尿を迅速に処理し、被災地の衛生環境を確保するため、東大和市災害廃棄物処理計画を基に、これに対処 ○都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）等への収集・運搬体制の確保等</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （環境部） 湖南衛生組合 都下水道局	○災害用トイレの確保 ○し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保 ○避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保 ○排出されたし尿を迅速に処理し、被災地の衛生環境を確保するため、東大和市災害廃棄物処理計画を基に、これに対処 ○都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）等への収集・運搬体制の確保等									
主体名	対策内容																		
市 （環境部） 湖南衛生組合 都下水道局	○災害用トイレの確保 ○し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保 ○避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保 ○排出されたし尿を迅速に処理し、被災地の衛生環境を確保するため、東大和市災害廃棄物処理計画を基に、これに対処 ○都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）等への収集・運搬体制の確保等																		
III -11 9		第 1 節 ごみ処理 【環境部】 1. 活動方針 災害等により排出されたごみを迅速かつ効果的に処理し、被災地の環境衛生の確保を図るため、市域内におけるごみ処理計画を策定し、これに対処するものとする。	予 防	3	II -11- 3	3 ごみ処理 【環境部】 災害廃棄物は、地震災害に伴って発生する廃棄物を「震災廃棄物」、風水害に伴って発生する廃棄物を「水害廃棄物」とし、これらを総称して「災害廃棄物」と定義する。 <table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>市 （環境部）</td><td>○災害等により発生した災害廃棄物を迅速かつ効果的に処理し、被災地の環境衛生の確保を図るため、東大和市災害廃棄物処理計画を基に、これに対処</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （環境部）	○災害等により発生した災害廃棄物を迅速かつ効果的に処理し、被災地の環境衛生の確保を図るため、東大和市災害廃棄物処理計画を基に、これに対処									
主体名	対策内容																		
市 （環境部）	○災害等により発生した災害廃棄物を迅速かつ効果的に処理し、被災地の環境衛生の確保を図るため、東大和市災害廃棄物処理計画を基に、これに対処																		

N O	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考																
	頁	内容		項	頁	内容																	
	III -12 1	第 3 節 がれき処理 【環境部・都市建設部】 1. 活動方針 被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施および、最終処分量の削減を図るため、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を再利用、適切処理するため、市域における「がれき」処理の計画を策定し、これに対処するものとする。	予 防	4	II -11- 3	4 がれき処理 【環境部・都市建設部】 市の応急対策や復旧・復興の円滑な実施及び、最終処分量の削減を図る。災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を再利用、適切処理するため、 <u>東大和市災害廃棄物処理計画に基づき、対処するものとする。</u> <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （ 環 境 部 ） （都市建設部）</td><td>○あらかじめ、一次集積場所候補地を検討 ○所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに国や都の動向等を踏まえ随時修正</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （ 環 境 部 ） （都市建設部）	○あらかじめ、一次集積場所候補地を検討 ○所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに国や都の動向等を踏まえ随時修正													
主体名	対策内容																						
市 （ 環 境 部 ） （都市建設部）	○あらかじめ、一次集積場所候補地を検討 ○所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに国や都の動向等を踏まえ随時修正																						
		記載なし	予 防	5	II -11- 4	5 災害救助法等 【企画財政部・市民部】 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。																	
	III -12 9	3. 判定対象住宅 応急危険度判定の対象となる住宅は次のとおりである。 <table><tr><th>判定対象住宅</th><th>説 明</th></tr><tr><td>民 間 住 宅</td><td>都都市整備局、都住宅供給公社及び都市公団等が管理する住宅以外の戸建て住宅・共同住宅等</td></tr><tr><td>都 営 住 宅 等</td><td>都営住宅及び都住宅供給公社が管理する戸建て住宅・共同住宅等</td></tr><tr><td>独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 等 が 管 理 す る 住 宅</td><td>独立行政法人都市再生機構等が管理する戸建て住宅・共同住宅等</td></tr></table>	判定対象住宅	説 明	民 間 住 宅	都都市整備局、都住宅供給公社及び都市公団等が管理する住宅以外の戸建て住宅・共同住宅等	都 営 住 宅 等	都営住宅及び都住宅供給公社が管理する戸建て住宅・共同住宅等	独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 等 が 管 理 す る 住 宅	独立行政法人都市再生機構等が管理する戸建て住宅・共同住宅等	応 急	1	II -11- 7	<応急危険度判定の対象となる住宅> <table><tr><th>判定対象住宅</th><th>説 明</th></tr><tr><td>民 間 住 宅</td><td>都営住宅等及び独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅以外の住宅</td></tr><tr><td>都 営 住 宅 等</td><td>都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅等</td></tr><tr><td>独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 等 が 管 理 す る 住 宅</td><td>独立行政法人都市再生機構等が管理する戸建て住宅</td></tr></table>	判定対象住宅	説 明	民 間 住 宅	都営住宅等及び独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅以外の住宅	都 営 住 宅 等	都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅等	独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 等 が 管 理 す る 住 宅	独立行政法人都市再生機構等が管理する戸建て住宅	
判定対象住宅	説 明																						
民 間 住 宅	都都市整備局、都住宅供給公社及び都市公団等が管理する住宅以外の戸建て住宅・共同住宅等																						
都 営 住 宅 等	都営住宅及び都住宅供給公社が管理する戸建て住宅・共同住宅等																						
独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 等 が 管 理 す る 住 宅	独立行政法人都市再生機構等が管理する戸建て住宅・共同住宅等																						
判定対象住宅	説 明																						
民 間 住 宅	都営住宅等及び独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅以外の住宅																						
都 営 住 宅 等	都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅等																						
独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 等 が 管 理 す る 住 宅	独立行政法人都市再生機構等が管理する戸建て住宅																						
	III -13 0	4. 判定の実施 被災住宅に対する応急危険度判定は、次のとおり実施する。 <table><tr><th>判定対象住宅</th><th>判 定 の 実 施</th></tr><tr><td>民 間 住 宅</td><td>（１） 市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 （２） 都知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。 市に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 （３） 都知事は、地震発生が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事、及び都市公団総裁に対し必要な応援を要請する。</td></tr><tr><td>都 営 住 宅 等</td><td>（１） 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都住宅局及び都住宅供給公社が実施する。 （２） 都都市整備局及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。</td></tr><tr><td>独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 等 が 管 理 す る 住 宅</td><td>独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。</td></tr></table>	判定対象住宅	判 定 の 実 施	民 間 住 宅	（１） 市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 （２） 都知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。 市に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 （３） 都知事は、地震発生が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事、及び都市公団総裁に対し必要な応援を要請する。	都 営 住 宅 等	（１） 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都住宅局及び都住宅供給公社が実施する。 （２） 都都市整備局及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。	独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 等 が 管 理 す る 住 宅	独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。	応 急	1	II -11- 8	<被災住宅に対する応急危険度判定の実施内容> <table><tr><th>判定対象住宅</th><th>判 定 の 実 施</th></tr><tr><td>民 間 住 宅</td><td>○市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施 ○都知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を実施 ○市に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置 ○都知事は、地震発生が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事、及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請</td></tr><tr><td>都 営 住 宅 等</td><td>○都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を実施</td></tr><tr><td>独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 等 が 管 理 す る 住 宅</td><td>○独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を実施</td></tr></table>	判定対象住宅	判 定 の 実 施	民 間 住 宅	○市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施 ○都知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を実施 ○市に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置 ○都知事は、地震発生が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事、及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請	都 営 住 宅 等	○都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を実施	独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 等 が 管 理 す る 住 宅	○独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を実施	
判定対象住宅	判 定 の 実 施																						
民 間 住 宅	（１） 市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 （２） 都知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。 市に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 （３） 都知事は、地震発生が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事、及び都市公団総裁に対し必要な応援を要請する。																						
都 営 住 宅 等	（１） 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都住宅局及び都住宅供給公社が実施する。 （２） 都都市整備局及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。																						
独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 等 が 管 理 す る 住 宅	独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。																						
判定対象住宅	判 定 の 実 施																						
民 間 住 宅	○市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施 ○都知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を実施 ○市に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置 ○都知事は、地震発生が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事、及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請																						
都 営 住 宅 等	○都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を実施																						
独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 等 が 管 理 す る 住 宅	○独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を実施																						

N O	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考				
	頁	内容		項	頁	内容					
	Ⅲ -16 9	1. 義援金募集の検討 都、市、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定する。	応 急	4	Ⅱ -11- 11	4 義援金の募集・受付 【福祉部】 都、市、日赤東京都支部等各機関は、被害の状況を <u>勘案</u> し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （ 福 祉 部 ）</td><td>○ 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定 ○ <u>義援金の募集・受付に関して、都、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有</u></td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （ 福 祉 部 ）	○ 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定 ○ <u>義援金の募集・受付に関して、都、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有</u>	
主体名	対策内容										
市 （ 福 祉 部 ）	○ 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定 ○ <u>義援金の募集・受付に関して、都、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有</u>										
Ⅲ -11 9	第 2 節 し尿処理 【環境部・湖南衛生組合・都下水道局】 1. 処理体制 （1）し尿処理の基本的な考え方 ① 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。 ② 前①の対策と併せ、仮設トイレ及び簡易トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿は原則として湖南衛生組合、また緊急的には清瀬水再生センターへ投入し、処理を行う。	応 急	5	Ⅱ -11- 12	5 トイレの確保及びし尿処理 <u>各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設への搬入や、し尿処理施設等への搬入を実施する。</u> 5－1 避難所等における対応【市民部・子育て支援部・環境部・学校教育部・社会教育部】 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （ 市 民 部 ） （子育て支援部） （ 環 境 部 ） （ 学 校 教 育 部 ） （ 社 会 教 育 部 ）</td><td>（1）処理体制 ○水を確保することによって、下水道機能を有効活用 ○上記対策と併せ、仮設トイレ、<u>マンホールトイレ</u>及び簡易トイレ等を使用 ○貯留したし尿は原則として湖南衛生組合、また緊急的には清瀬水再生センターへ投入し、処理を実施 ○家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活水の確保に努めるよう周知 ○便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境を確保 （2）避難所【略】 （3）地域【略】</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （ 市 民 部 ） （子育て支援部） （ 環 境 部 ） （ 学 校 教 育 部 ） （ 社 会 教 育 部 ）	（1）処理体制 ○水を確保することによって、下水道機能を有効活用 ○上記対策と併せ、仮設トイレ、 <u>マンホールトイレ</u> 及び簡易トイレ等を使用 ○貯留したし尿は原則として湖南衛生組合、また緊急的には清瀬水再生センターへ投入し、処理を実施 ○家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活水の確保に努めるよう周知 ○便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境を確保 （2）避難所【略】 （3）地域【略】		
主体名	対策内容										
市 （ 市 民 部 ） （子育て支援部） （ 環 境 部 ） （ 学 校 教 育 部 ） （ 社 会 教 育 部 ）	（1）処理体制 ○水を確保することによって、下水道機能を有効活用 ○上記対策と併せ、仮設トイレ、 <u>マンホールトイレ</u> 及び簡易トイレ等を使用 ○貯留したし尿は原則として湖南衛生組合、また緊急的には清瀬水再生センターへ投入し、処理を実施 ○家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活水の確保に努めるよう周知 ○便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境を確保 （2）避難所【略】 （3）地域【略】										
Ⅲ -11 9	3. 処理方法 災害後に発生するごみは、市民等による分別を徹底し、集積可能な場所に設けられた臨時集積所に排出する。 ごみの収集運搬は、委託業者と協議のうえ、生活ごみ等衛生上速やかに処理を必要とするごみを優先し、収集体制確立後行うこととする。 この間、小平・村山・大和衛生組合への短期大量投入が困難である場合は、「暫定リサイクル施設」を活用して、収集の効率化を図る。 なお、収集を開始して 3 週目以降にごみが滞留する場合には、状況に応じて臨時作業を継続して行う。 市独自で処理できない場合には、東京都、他自治体等に車両や人材の応援を要請する。	応 急	6	Ⅱ -11- 13	6 ごみ処理 【環境部】 あ <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 （ 環 境 部 ）</td><td>○ <u>災害廃棄物は、市民等による分別を徹底し、集積可能な場所に設けられた緊急仮置場・一次仮置場</u>に排出 ○ ごみの収集運搬は、委託業者と協議のうえ、生活ごみ等衛生上速やかに処理を必要とするごみを優先し、収集体制確立後実施 ○ <u>ごみの処理は、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設及び東京たま広域資源循環組合の最終処分場で行うことを基本とする</u> ○ <u>資源物は市の資源物等選別作業倉庫、資源物中間処理施設及び民間処理施設で処理を行うことを基本とする</u> ○ <u>災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、市及び衛生組合で処理することが困難な場合は、他市区町村等及び民間事業者からの支援を要請</u> ○ <u>災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、都への事務委託を実施</u></td></tr></table>	主体名	対策内容	市 （ 環 境 部 ）	○ <u>災害廃棄物は、市民等による分別を徹底し、集積可能な場所に設けられた緊急仮置場・一次仮置場</u> に排出 ○ ごみの収集運搬は、委託業者と協議のうえ、生活ごみ等衛生上速やかに処理を必要とするごみを優先し、収集体制確立後実施 ○ <u>ごみの処理は、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設及び東京たま広域資源循環組合の最終処分場で行うことを基本とする</u> ○ <u>資源物は市の資源物等選別作業倉庫、資源物中間処理施設及び民間処理施設で処理を行うことを基本とする</u> ○ <u>災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、市及び衛生組合で処理することが困難な場合は、他市区町村等及び民間事業者からの支援を要請</u> ○ <u>災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、都への事務委託を実施</u>		
主体名	対策内容										
市 （ 環 境 部 ）	○ <u>災害廃棄物は、市民等による分別を徹底し、集積可能な場所に設けられた緊急仮置場・一次仮置場</u> に排出 ○ ごみの収集運搬は、委託業者と協議のうえ、生活ごみ等衛生上速やかに処理を必要とするごみを優先し、収集体制確立後実施 ○ <u>ごみの処理は、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設及び東京たま広域資源循環組合の最終処分場で行うことを基本とする</u> ○ <u>資源物は市の資源物等選別作業倉庫、資源物中間処理施設及び民間処理施設で処理を行うことを基本とする</u> ○ <u>災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、市及び衛生組合で処理することが困難な場合は、他市区町村等及び民間事業者からの支援を要請</u> ○ <u>災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、都への事務委託を実施</u>										

N O	現行（平成 24 年度修正）					修正案		備考
	頁	内容		項	頁	内容		
-12 1 ～ 123	Ⅲ	3. 処理計画（資料第 57 「「がれき」処理の基本的流れ」資料編 195 頁） （1）被害状況の把握【略】 （2）「がれき」処理体制の整備 発災後、市は速やかに「がれき」処理を行うための体制を整備する。 都は、速やかに市及び各機関間の連携を図り、「がれき」処理を円滑に実施することを目的に、都本部の下に、「がれき処理部会」を設置する。 （3）「がれき処理計画」の策定 市は、発災直後の様々な情報を収集・整理し、「がれき」処理の基本的方針を明らかにした「がれき処理計画」を策定し、「がれき」処理を適切かつ具体的に実施するとともに被災市民に対して処理方針等を広く周知する。 都本部のがれき処理部会では、区市町村等と協議の上、公費負担による「がれき」処理の対象範囲など、区市町村の「がれき」処理全体の基本方針を示す、「東京都がれき処理基本計画」を策定する。 また、震災がれきの処理に関する広報を行う。 （4）緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入【略】 （5）「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体【略】 （6）「がれき」の仮置場の設置 仮置場は、積替えによる「がれき」の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。具体的には、「がれき」処理の経過に応じて、次のように区分する。 ① 第一仮置場 緊急道路障害物除去作業により収集した「がれき」を、処理体制が整うまでの間仮置きするために設置する。除去作業終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生した「がれき」の積替え用地として使用する。 ② 第二仮置場 緊急道路障害物除去作業終了後、建物の解体により発生した「がれき」の積替え用地として、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用するなどして設置する。 ③ 第三仮置場 第一・第二仮置場から排出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地としての第三仮置場を設置する。なお、第三仮置場周辺で発生した「がれき」は、輸送効率を勘案し第一・第二仮置場を経由せずに直接搬入する。 市は、発災後速やかに「緊急道路障害物除去がれき」を搬入させるため、第一仮置場用地の指定を行うとともに解体・撤去開始までに第二仮置場用地の指定を行う。その後、貯留用地としての第三仮置場用地を指定する。また、各仮置場には、簡易破砕機等を導入して、廃木材、コンクリートがらをできるだけ減量化する。 都は、仮置場確保への支援を行う。 （7）「がれき」の中間処理・再利用・最終処分【略】	応 急	7	Ⅱ -11- 14	7	がれき処理	【環境部・都市建設部】

N O	現行（平成 24 年度修正）				修正案		備考												
	頁	内容	項	頁	内容														
III -17 0 , 17 1	3.	り災証明の発行 被災した世帯の再建のために、資金の借入れ、租税等の減免等で、被災したことを証明する行政証明書が必要となる場合がある。このことから、り災証明書等の発行について、以下のとおり定め、迅速かつ確実に被災者への交付を行う。 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>市</td><td>家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかにり災証明書を発行する。</td></tr><tr><td>都</td><td>被災区市町村が速やかにり災証明書を発行できるよう、応援体制を整備する。</td></tr></table> 4. 発行手続 り災証明書の発行事務は、災対市民部調査班において取扱う。 災対市民部調査班が作成した「被災者台帳」により確認し、被災者の申請により発行するものとする。 なお、台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行することができる。 (資料第 59「り災証明書」資料編 198 頁)、(資料第 60「被災者台帳」資料編 199 頁) 5. 証明の範囲 災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害で、次の事項について証明する。 (1) 災害の原因 (2) 被災年月日 (3) 被災場所 (4) 被災状況 ① 人的被害 ア 死亡 イ 行方不明 ウ 負傷 ② 家屋被害 ア 全壊（全焼） イ 流出 ウ 半壊（半焼） エ 床上浸水 オ 床下浸水 6. 証明手数料 手数料は免除する。	機関名	内 容	市	家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかにり災証明書を発行する。	都	被災区市町村が速やかにり災証明書を発行できるよう、応援体制を整備する。	復 旧	1	II -11- 18	り災証明書の交付 【市民部・北多摩西部消防署】 家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、被災者生活再建支援システムを利用し、速やかにり災証明書を発行する。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (市 民 部)</td><td> (1) 発行手続 ○り災証明書の発行事務は、災対市民部調査班において取扱い ○災対市民部調査班が作成した「被災者台帳」により確認し、被災者の申請により発行 (2) 証明の範囲 ○災対法第 2 条第 1 号に規定する災害で、主に次の事項について証明 ①災害の原因 ②り災年月日 ③り災場所 ④り災物件 ⑤り災の程度 (3) 証明手数料 ○手数料は免除 </td></tr><tr><td>北 多 摩 西 部 消 防 署</td><td>○市と連携し、発行時期や発行場所等について調整</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (市 民 部)	(1) 発行手続 ○り災証明書の発行事務は、災対市民部調査班において取扱い ○災対市民部調査班が作成した「被災者台帳」により確認し、被災者の申請により発行 (2) 証明の範囲 ○災対法第 2 条第 1 号に規定する災害で、主に次の事項について証明 ①災害の原因 ②り災年月日 ③り災場所 ④り災物件 ⑤り災の程度 (3) 証明手数料 ○手数料は免除	北 多 摩 西 部 消 防 署	○市と連携し、発行時期や発行場所等について調整	
機関名	内 容																		
市	家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかにり災証明書を発行する。																		
都	被災区市町村が速やかにり災証明書を発行できるよう、応援体制を整備する。																		
主体名	対策内容																		
市 (市 民 部)	(1) 発行手続 ○り災証明書の発行事務は、災対市民部調査班において取扱い ○災対市民部調査班が作成した「被災者台帳」により確認し、被災者の申請により発行 (2) 証明の範囲 ○災対法第 2 条第 1 号に規定する災害で、主に次の事項について証明 ①災害の原因 ②り災年月日 ③り災場所 ④り災物件 ⑤り災の程度 (3) 証明手数料 ○手数料は免除																		
北 多 摩 西 部 消 防 署	○市と連携し、発行時期や発行場所等について調整																		
III -17 1	第 5 節	罹災都市借地借家臨時処理法の適用 【企画財政部】 災害等により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係について種々の問題がおり、住宅の復興を阻害するおそれのある時は、迅速かつ適切に罹災都市借地借家臨時処理法（昭和 21 年法律第 13 号）の適用を図るものとする。 指定基準 災害が一定規模以上である場合、罹災都市借地借家臨時処理法第 25 条の 2 に定める政令により、災害と対象地区が示され、借地借家制度の特例が適用される。	復 旧	2	II -11- 19	り災都市借地借家臨時処理法の適用【企画財政部】 災害等により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係について種々の問題がおり、住宅の復興を阻害するおそれのある時は、迅速かつ適切に大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成 25 年法律第 61 号）の適用を図るものとする。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市 (企画財政部)</td><td>○災害が一定規模以上である場合、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第 2 条に定める政令により、災害と対象地区が示され、借地借家制度の特例が適用</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (企画財政部)	○災害が一定規模以上である場合、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第 2 条に定める政令により、災害と対象地区が示され、借地借家制度の特例が適用									
主体名	対策内容																		
市 (企画財政部)	○災害が一定規模以上である場合、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第 2 条に定める政令により、災害と対象地区が示され、借地借家制度の特例が適用																		

N
0

現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考																				
頁	内容		項	頁	内容																					
Ⅲ -15 9	第 1 節 被災者の生活確保【企画財政部・市民部・福祉部・環境部・各防災機関】 災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付を行うものとする。 1. 生活相談 各機関の相談は、次のとおりである。 <table><tr><th>機 関 名</th><th>相 談 の 内 容 等</th></tr><tr><td>市 (企画財政部)</td><td>被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して、対応を要請する。</td></tr><tr><td>都 (生活文化局)</td><td>(1) 常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎又は避難所等に臨時相談窓口を設け、被災者の生活の早期解決に努める。 (2) 区市町村をはじめ各防災機関との協力により、被災者総合相談所を開設する。</td></tr><tr><td>東 大 和 警 察 署</td><td>警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。</td></tr><tr><td>北 多 摩 西 部 消 防 署</td><td>災害時における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談に当たる。</td></tr></table>	機 関 名	相 談 の 内 容 等	市 (企画財政部)	被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して、対応を要請する。	都 (生活文化局)	(1) 常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎又は避難所等に臨時相談窓口を設け、被災者の生活の早期解決に努める。 (2) 区市町村をはじめ各防災機関との協力により、被災者総合相談所を開設する。	東 大 和 警 察 署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。	北 多 摩 西 部 消 防 署	災害時における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談に当たる。	復 旧	4	Ⅱ -11- 22	4 被災者の生活相談等の支援【企画財政部・都・東大和警察署・北多摩西部消防署】 災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付を行うものとする。 <table><tr><th>機 関 名</th><th>相 談 の 内 容 等</th></tr><tr><td>市 (企画財政部)</td><td>○被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して、対応を要請</td></tr><tr><td>都 (生活文化局)</td><td>○常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎又は避難所等に臨時相談窓口を設け、被災者の生活を早期に解決 ○区市町村をはじめ各防災機関との協力により、被災者総合相談所を開設</td></tr><tr><td>東 大 和 警 察 署</td><td>○警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設し、警察関係の相談に対応</td></tr><tr><td>北 多 摩 西 部 消 防 署</td><td>○災害時における出火防止を図るため、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を開設し、各種相談及び指導等を実施</td></tr></table>	機 関 名	相 談 の 内 容 等	市 (企画財政部)	○被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して、対応を要請	都 (生活文化局)	○常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎又は避難所等に臨時相談窓口を設け、被災者の生活を早期に解決 ○区市町村をはじめ各防災機関との協力により、被災者総合相談所を開設	東 大 和 警 察 署	○警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設し、警察関係の相談に対応	北 多 摩 西 部 消 防 署	○災害時における出火防止を図るため、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を開設し、各種相談及び指導等を実施	
	機 関 名	相 談 の 内 容 等																								
市 (企画財政部)	被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して、対応を要請する。																									
都 (生活文化局)	(1) 常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎又は避難所等に臨時相談窓口を設け、被災者の生活の早期解決に努める。 (2) 区市町村をはじめ各防災機関との協力により、被災者総合相談所を開設する。																									
東 大 和 警 察 署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。																									
北 多 摩 西 部 消 防 署	災害時における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談に当たる。																									
機 関 名	相 談 の 内 容 等																									
市 (企画財政部)	○被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して、対応を要請																									
都 (生活文化局)	○常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎又は避難所等に臨時相談窓口を設け、被災者の生活を早期に解決 ○区市町村をはじめ各防災機関との協力により、被災者総合相談所を開設																									
東 大 和 警 察 署	○警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設し、警察関係の相談に対応																									
北 多 摩 西 部 消 防 署	○災害時における出火防止を図るため、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を開設し、各種相談及び指導等を実施																									
	記載なし	復 旧	5	Ⅱ -11- 23	<義援金受付・配分の流れ> 主要な義援金受付 都 市 日本赤十字社 東京都支部 義援金の集約（口座振込） 東京都義援金配分委員会（配分計画審議・決定） 配分（口座振込） 被災市（被害状況調査・確定） 配分（口座振込） 被災者（世帯）																					
Ⅲ -15 9	2. 災害弔慰金等の支給〈福祉部・環境部〉 市は、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。 また、日本赤十字社東京都支部では、災害救援物資の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。	復 旧	6	Ⅱ -11- 24	6 被災者の生活再建資金援助等 6－1 災害弔慰金等の支給【福祉部・市民部】 市は、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。 また、日本赤十字社東京都支部では、災害救援物資の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資の配分を行う。																					

N O	現行（平成 24 年度修正）				修正案				備考		
	頁	内容			項	頁	内容				
	Ⅲ -16 3	（１）災害援護資金の貸付			復 旧	6	Ⅱ -11- 27	（１）災害援護資金の貸付			
		貸付対象	根拠法令	貸付金額				貸付条件	貸付対象		根拠法令
		【略】	【略】	【略】				①据置期間 3 年（特別の事情がある場合 5 年） ②償還期間 据置期間経過後 7 年（特別の事情がある場合 5 年） ③償還方法 年賦又は半年賦 ④ 貸付金利 年 3%（据置期間中は無利子） ⑤ 遅延利息 年 10.75% ⑥ 東日本大震災については、特例措置により、「据置期間は、6 年（特別の事情がある場合は 8 年）」、「貸付金利は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後の利率は、保証人を立てる場合には無利子、保証人を立てない場合は年 1.5%」とする。			
	Ⅲ -16 5	４．災害見舞金の支給〈福祉部〉 災害救助法の適用基準に達しない場合の火災、爆発、暴風、豪雨及び地震により被災した市民に対して見舞金を支給する。			復 旧	6	Ⅱ -11- 28	（３）災害見舞金の支給〈福祉部〉 災害救助法の適用基準に達しない場合の火災、爆発、暴風、豪雨及び地震により被災した市民に対して見舞金を支給する。			
		支給対象	災害により住居に被害を受けた被災者又はその遺族					支給対象	災害により住居に被害を受けた被災者又はその遺族		
		支 給 額	（１） 全焼又は全壊 1 世帯につき 50,000 円 （２） 半焼又は半壊 1 世帯につき 20,000 円 （３） 部分焼、床上浸水又は消火活動による水損 1 世帯につき 10,000 円				支 給 額	（１） 全焼又は全壊 1 世帯につき 50,000 円 （２） 半焼又は半壊 1 世帯につき 20,000 円 （３） 部分焼、床上浸水又は消火活動による水損 1 世帯につき 10,000 円			
		被害認定	（１） 火災・爆発	消防署の決定による。		被害認定	（１） 火災・爆発・水損	消防署の決定による。			
			（２） 暴風・豪雨・地震	①全壊 住居の損傷若しくは損壊がその住居の延床面積の 70%以上に達した程度、又は住居の主要構造部の被害額がその住居の時価の 50%以上に達した程度のもの。 ②半壊 住居の損傷若しくは損壊がその住居の延床面積の 20%以上 70%未満程度又は、住居の主要構造部の被害額がその住居の時価の 20%以上 50%未満程度のもの。 ③床上浸水 全壊及び半壊に該当しないものであって、浸水がその住居の床上に達した程度のもの。 ④ 消火活動による水損 冠水した部分がその住居の延床面積の 50%以上のもの。				（２） 暴風・豪雨・地震 ①全壊 住居の損傷若しくは損壊がその住居の延床面積の 70%以上に達した程度、又は住居の主要構造部の被害額がその住居の時価の 50%以上に達した程度のもの。 ②半壊 住居の損傷若しくは損壊がその住居の延床面積の 20%以上 70%未満程度又は、住居の主要構造部の被害額がその住居の時価の 20%以上 50%未満程度のもの。 ③床上浸水 全壊及び半壊に該当しないものであって、浸水がその住居の床上に達した程度のもの。			
		記載なし			復 旧	7	Ⅱ -11- 29	7 職業のあっせん <u>【市民部】</u> 国、都と連携し、被災者に対する職業のあっせんを迅速に実施する。			
								主体名	職業のあっせんの取扱い		
								市 （市民部）	○被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定		

N 0	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考				
	頁	内容		項	頁	内容					
		記載なし		復 旧	11 Ⅱ -11- 32	11 がれき処理等の実施【環境部・都市建設部】 がれき処理は、処理施設の被災状況や一次集積の状況を踏まえて、都と連携しながら、速やかに処理を実施する。 <table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>市 (環境部) (都市建設部)</td><td>○解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (環境部) (都市建設部)	○解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定	
主体名	対策内容										
市 (環境部) (都市建設部)	○解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定										
Ⅲ -33		5. 救助の種類（災害救助法第 23 条）〈企画財政部〉 （1）災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。 ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ④ 医療及び助産 ⑤ 災害にかかった者の救出 ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理 ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ⑧ 学用品の給与 ⑨ 埋葬 ⑩ 遺体の搜索及び処理 ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 【略】		復 旧	12 Ⅱ -11- 33	12 災害救助法の運用等 1 2－1 救助の種類（災害救助法第 4 条）【企画財政部】 <table><tr><td>主体名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>市 (企画財政部)</td><td>○災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもの ＜種類＞ （1）避難所及び応急仮設住宅の供与 （2）炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 （3）被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 （4）医療及び助産 （5）被災者の救出 （6）被災した住宅の応急修理 （7）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 （8）学用品の給与 （9）埋葬 （10）遺体の搜索及び処理 （11）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 【略】</td></tr></table>	主体名	対策内容	市 (企画財政部)	○災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもの ＜種類＞ （1）避難所及び応急仮設住宅の供与 （2）炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 （3）被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 （4）医療及び助産 （5）被災者の救出 （6）被災した住宅の応急修理 （7）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 （8）学用品の給与 （9）埋葬 （10）遺体の搜索及び処理 （11）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 【略】	
主体名	対策内容										
市 (企画財政部)	○災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもの ＜種類＞ （1）避難所及び応急仮設住宅の供与 （2）炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 （3）被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 （4）医療及び助産 （5）被災者の救出 （6）被災した住宅の応急修理 （7）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 （8）学用品の給与 （9）埋葬 （10）遺体の搜索及び処理 （11）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 【略】										
Ⅲ -34	主体名	対策内容		復 旧	12 Ⅱ -11- 34	主体名	対策内容				
	市	（1）各地区責任者の指定 ○災害発生時に各地区の被害状況を迅速に収集するため、あらかじめ庁内での各地区ごとの調査責任者を指定 ○調査報告要員に不足を来たす場合を想定して、町会、自治会、自主防災組織における協力要員をできるだけ確保 （2）調査班の派遣 ○市の区域内に災害が発生した場合、各地区からの被害速報に応じて、災対市民部調査班を各地区に派遣し、被害状況を調査 （3）調査の実施 ○災対市民部調査班は、町会、自治会、自主防災組織における協力要員の協力を得て「被災者台帳」により、被災世帯の調査を実施 （4）調査の結果報告 ○災対市民部調査班は、調査結果を迅速に集計し、災対総務部本部班に報告				市 (総務部) (市民部)	（1）各地区責任者の指定 ○災害発生時に各地区の被害状況を迅速に収集するため、あらかじめ庁内での各地区ごとの調査責任者を指定 ○調査報告要員に不足を来たす場合を想定して、区市町村又は都道府県間の相互応援体制や、民間関係団体等における協力要員をできるだけ確保 （2）調査班の派遣 ○市の区域内に災害が発生した場合、各地区からの被害速報に応じて、災対市民部調査班を各地区に派遣し、被害状況を調査 （3）調査の実施 ○災対市民部調査班は、区市町村又は都道府県間の相互応援体制や、民間関係団体等における協力要員の協力を得て「被災者台帳」により、被災世帯の調査を実施 （4）調査の結果報告 ○災対市民部調査班は、調査結果を迅速に集計し、災対総務部本部班に報告				

N O	現行（平成 24 年度修正）				修正案				備考				
	頁	内容			項	頁	内容						
	Ⅲ -37	（２）従事命令を受けた者の実費弁償				復 旧	12	Ⅱ -11- 39	（２）従事命令を受けた者の実費弁償				
		区分	範囲	平成 24 年度費用の限度額	期間				区分	範囲		平成 24 年度費用の限度額	期間
		実費弁償	災害救助法 施行令第 10条第1号 から4号 までに定め る者	医師 20,900 円以内、歯科医師 20,100 円以内、薬剤師等 16,500 円以内、保健師・助産師・看護師 16,300 円以内、 準看護師 12,900 円以内、診療放射線技師等 14,200 円以 内、歯科衛生士 13,600 円以内、土木技術・建築技術者 15,500円以内、救急救命士 16,500 円以内、大工 20,300 円 以内、左官 17,400 円以内、とび職 17,100 円以内	救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間 以 内				実費弁償	災 害 救 助 法 施 行 令 第 4 条 第 1 号 から 4 号 ま で に 定める者		医師 21,200 円以内、歯科医師 20,400 円以内、薬剤師等 17,600 円以内、保健師・助産師・看護師 16,500 円以内、 <u>准</u> 看護師 13,100 円以内、診療放射線技師等 14,400 円以内、歯科衛生 士 14,000 円以内、土木技術・建築技術者 15,900 円以内、救 急救命士 16,800 円以内、大工 24,300 円以内、左官 26,200 円以内、とび職 25,900 円以内（東京都災害救助法施行細則 第 6 条）	救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間 以 内

N 0	現行（平成 24 年度修正）				項	頁	修正案				備考						
	頁	内容							内容								
III -34		3. 応急救助の実施〈庁内各部〉 災害救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。					復 旧	12	II -11- 39	(3) 応急救助の実施〈庁内各部〉 災害救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。							
		救助の種類		市地域防災計画による計画名		担当部名				救助の種類		市地域防災計画による計画名		担当部名			
		救助の総括		本章 災害救助法の適用 第 1 節及び第 2 節		企 画 財 政 部 総 務 部 部 市 民 部 部				救助の総括		本章第 5 節 災害救助法の運用等		企 画 財 政 部 総 務 部 部 市 民 部 部			
		被害状況等の調査・報告		本章及び第 3 部第 2 章第 3 節 被害状況等の収集体制		総 務 部 部 市 民 部 部				被害状況等の調査・報告		本章及び第 2 部第 6 章第 5 節 防災機関相互の情報通信連絡体制		総 務 部 部 市 民 部 部			
		避難所の設置運営		第 3 部第 6 章第 3 節 避難所の設置・運営		総 務 部 部 子 ど も 生 活 部 部 福 祉 部 部 学 校 教 育 部 部 社 会 教 育 部 部				避難所の設置運営		第 2 部第 9 章第 5 節 避難所の開設・管理運営		総 務 部 部 子 育 て 支 援 部 部 福 祉 部 部 学 校 教 育 部 部 社 会 教 育 部 部			
		飲料水の供給		第 3 部第 11 章第 1 節 飲料水の供給		総 務 部 部 環 境 部 部 立 川 給 水 管 理 事 務 所				飲料水の供給		第 2 部第 10 章第 5 節 飲料水の供給		総 務 部 部 環 境 部 部 立 川 給 水 管 理 事 務 所			
		炊出し等の食品の給与		第 3 部第 11 章第 2 節 食料の供給		総 務 部 部 環 境 部 部 学 校 教 育 部 部				炊出し等の食品の給与		第 2 部第 10 章第 5 節 備蓄物資の供給		総 務 部 部 環 境 部 部 学 校 教 育 部 部			
		生活必需品の給与		第 3 部第 11 章第 3 節 生活必需品等の供給		総 務 部 部 環 境 部 部				生活必需品の給与		第 2 部第 10 章第 5 節 備蓄物資の供給		総 務 部 部 環 境 部 部			
		応急医療の実施		第 3 部第 10 章 医療救護 第 1 節から第 4 節		総 務 部 部 企 画 財 政 部 部 福 祉 部 部				応急医療の実施		第 2 部第 7 章第 5 節 初動医療体制		総 務 部 部 企 画 財 政 部 部 福 祉 部 部			
		救出		第 3 部第 9 章 救助・救急 第 1 節及び第 2 節		総 務 部 部 東 大 和 市 消 防 団 北 多 摩 西 部 消 防 署 東 大 和 警 察 署				救出		第 2 部第 3 章第 5 節 消火・救助・救急活動		総 務 部 部 消 防 団 北 多 摩 西 部 消 防 署 東 大 和 警 察 署			
		応急仮設住宅の供給		第 3 部第 15 章第 2 節 応急仮設住宅の供給		総 務 部 部 都 市 建 設 部 部				応急仮設住宅の供給		本章第 5 節 応急仮設住宅等の供与		総 務 部 部 都 市 建 設 部 部			
		被災住宅の応急修理		第 3 部第 15 章第 1 節 被災住宅の応急修理						被災住宅の応急修理		本章第 5 節 被災住宅の応急修理					
		教科書・学用品等給与		第 3 部第 16 章第 1 節 応急教育		学 校 教 育 部 部				教科書・学用品等給与		第 2 部第 3 章第 5 節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復		学 校 教 育 部 部			
		死体等の搜索		第 3 部第 13 章第 1 節 遺体の検索、収容及び検視・検案等		福 祉 部 部				死体等の搜索		第 2 部第 7 章第 5 節		福 祉 部 部			
		検案等死体の処理				市 民 部 部				検案等死体の処理		行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等		市 民 部 部			
		死体の火葬															
		障害物の除去		第 3 部第 14 章第 4 節 土石、竹木等の除去		都 市 建 設 部 部				障害物の除去		本章第 5 節 がれき処理等の実施		環 境 部 部 都 市 建 設 部 部			
		救助業務への協力		輸送協力	第 3 部第 8 章第 3 節 輸送車両等の確保	総 務 部 部					救助業務への協力		第 2 部第 10 章第 5 節 輸送車両の確保	総 務 部 部			
				物資調達	第 3 部第 11 章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第 1 節から第 3 節	総 務 部 部 環 境 部 部 学 校 教 育 部 部 立 川 給 水 管 理 事 務 所							第 2 部第 10 章第 5 節 物資の調達要請	総 務 部 部 環 境 部 部 学 校 教 育 部 部 立 川 給 水 管 理 事 務 所			
												義援金受付	第 3 部第 19 章第 3 節 義援金品の配分	福 祉 部 部		本章第 5 節 義援金の募集・受付・配分	福 祉 部 部
				救助物資受付配分	企 画 財 政 部 部 市 民 部 部 福 祉 部 部 環 境 部 部	災害弔慰金・災害援護資金等の支給貸与						本章第 5 節 被災者の生活再建資金援助等		企 画 財 政 部 部 市 民 部 部 福 祉 部 部 環 境 部 部			

第 3 部 災害復興計画

第 1 章 復興の基本的な考え方

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容	節	項	頁	内容	
	IV-1	大地震時には、建築物や土木構造物等の倒壊や木造住宅密集地域での火災の発生などにより、都市は大きな被害を被る可能性がある。また、住宅の倒壊や事業の操業停止などにより都民のくらしも深刻な影響を受ける。 このため、都は平成9 年(1997 年)5 月に「東京都都市復興マニュアル」を、また、平成10 年(1998 年)1月には「東京都生活復興マニュアル」を作成し、迅速かつ円滑に都市の復興と都民生活の再建を進める体制の整備を図った。 さらに、平成15 年3 月には、阪神・淡路大震災の検証、両マニュアルの策定後の状況変化を踏まえ充実を図った上で、二つのマニュアルを統合し、行政向けの「復興施策編」と都民向けの「復興プロセス編」の2 部構成からなる「東京都震災復興マニュアル」とした。 都では、復興の基本的な考え方として、下表のとおり「生活復興」と「都市復興」という別々の概念があると考えているが、さらに両者の復興を一体として行うため、地域住民相互の助け合いを促し、自助・共助・公助の連携による「地域協働復興」を進めていくこととした。 市においても、今後、この復興マニュアルに基づき、復興体制等の整備を進める。	-	-	III-1	大地震時には、建築物や土木構造物等の倒壊や木造住宅密集地域での火災の発生等により、都市は大きな被害を被る可能性がある。また、住宅の倒壊や事業の操業停止等により都民のくらしも深刻な影響を受ける。 都は、平成 9 年（1997 年）5 月に「東京都都市復興マニュアル」を、平成 10 年（1998 年）1 月には「東京都生活復興マニュアル」を作成し、迅速かつ円滑に都市の復興と都民生活の再建を進める体制の整備を図った。平成 15 年 3 月には、阪神・淡路大震災の検証、状況変化を踏まえ充実を図った上で、二つのマニュアルを統合し、行政向けの「復興施策編」と都民向けの「復興プロセス編」の 2 部構成からなる「東京都震災復興マニュアル」とした。 <u>また、平成 28 年 3 月には、東日本大震災等の検証、復興マニュアル策定以降に整備された法令等の状況変化を踏まえ、復興マニュアルの修正を行った。</u> 都では、復興の基本的な考え方として、下表のとおり「生活復興」と「都市復興」という別々の概念があると考えているが、さらに両者の復興を一体として行うため、地域住民相互の助け合いを促し、自助・共助・公助の連携による「地域協働復興」を進めていく <u>こととしている</u> 。 市においても、今後、この復興マニュアルに基づき、復興体制等の整備を進める。	

第 2 章 復興体制

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容	節	項	頁	内容	
	IV-2	都知事は、震災後早期に、都民の生活復興及び都市復興を円滑に行うため、国・区市町村等と連携・協力して、震災復興基本方針及び震災復興計画を策定し、これに基づき、復興事業を推進する。 このため、必要があると認めるときは、東京都震災復興本部を設置する。また、市においても被災の現状を踏まえて必要に応じて震災復興本部を設置する。	-	-	III-2	都知事は、震災後早期に、都民の生活復興及び都市復興を円滑に行うため、国・区市町村等と連携・協力して、震災復興方針及び震災復興計画を策定し、これに基づき、復興事業を推進する。このため、必要があると認めるときは、東京都震災復興本部を設置する。また、市においても被災の現状を踏まえて必要に応じて震災復興本部を設置する。	

第 3 章 復興方針・計画の策定

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容	節	項	頁	内容	
	IV-4	2. 住宅の復興〈企画財政部・都市建設部・都〉 住宅復興のための施策は、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公共的住宅の供給」をまちづくりと連携しながら進めることとする。 東京都震災復興マニュアル（復興施策編）では、住宅復興計画の策定準備、避難所生活の早期解消を目指す応急仮設住宅や一時提供住宅の供給、住宅ストックの早期回復のための民間住宅も含めた恒久的な住宅の供給、住宅の補修や新規取得、マンション再建等被災者が自ら行う自力再建への支援、復興後の安全で快適な福祉のまちづくりの推進等について、事業や行動の指針を作成している。 市は、家屋・住家の被害状況調査や応急危険度判定、一時提供住宅や応急仮設住宅の入居者の選定事務等を実施する。	3	2	III-4	2 住宅の復興〈企画財政部・都市建設部・都〉 住宅復興のための施策は、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公共的住宅の供給」をまちづくりと連携しながら進めることとする。 東京都震災復興マニュアル（復興施策編）では、住宅復興計画の策定準備、避難所生活の早期解消を目指す応急仮設住宅の供給、住宅ストックの早期回復のための民間住宅も含めた恒久的な住宅の供給、住宅の補修や新規取得、マンション再建等被災者が自ら行う自力再建への支援、復興後の安全で快適な福祉のまちづくりの推進等について、事業や行動の指針を作成している。 市は、家屋・住家の被害状況調査や応急危険度判定、一時提供住宅や応急仮設住宅の入居者の選定事務等を実施する。	

NO	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考			
	頁	内容		節	項	頁				
	IV-4	4 都市の復興〈都市建設部・都〉		3	4	III -6～8	4 都市の復興〈都市建設部・都〉			
		段階	手順	基 本 的 な 考 え 方			段階	手順	基 本 的 な 考 え 方	
		第Ⅰ段階：復興初動体制の確立（発災～1 週間）					第Ⅰ段階：復興初動体制の確立（発災～1 週間）			
			手順 1. 家屋被害状況調査（1 週間以内）					手順 1. 家屋被害状況調査（1 週間以内）		
			【略】					【略】		
		第Ⅱ段階：都市復興基本方針の策定（1 週間～1 か月）					第Ⅱ段階：都市復興基本方針の策定（1 週間～1 か月）			
			手順 2. 家屋被害状況調査（1 週間～1 か月以内）					手順 2. 家屋被害状況調査（1 週間～1 か月以内）		
			【略】					【略】		
		第Ⅱ段階：都市復興基本方針の策定（1 週間～1 か月）					第Ⅱ段階：都市復興基本方針の策定（1 週間～1 か月）			
			手順 3. 都市復興基本方針（2 週間以内）					手順 3. 都市復興基本方針（2 週間以内）		
			【略】					【略】		
			手順 4. 第一次建築制限（2 週間～2 か月）					手順 4. 第一次建築制限（2 週間～2 か月）		
			【略】					【略】		
			手順 5. 時限的市街地（3 か月以内）					手順 5. 時限的市街地（3 か月以内）		
			ア 災害復興を円滑に進めるためには、従前のコミュニティや地域産業の維持に努めていくことが重要である。そのため、甚大な被害を受けた地域においては、本格的な都市復興に着手するまでの過渡的な期間に、「時限的市街地」という復興ステップを踏むことにより、円滑な復興を進めていく。					ア 災害復興を円滑に進めるためには、従前のコミュニティや地域産業の維持に努めていくことが重要である。そのため、甚大な被害を受けた地域においては、本格的な都市復興に着手するまでの過渡的な期間に、「時限的市街地」という復興ステップを踏むことにより、円滑な復興を進めていく。		
			イ 時限的市街地は、本格的な復興までの緊急避難的な生活の場として、応急仮設の住宅、店舗や事業所及び残存する利用可能な建築物からなる市街地をいう。					イ 時限的市街地は、本格的な復興までの緊急避難的な生活の場として、応急仮設の住宅、店舗や事業所及び残存する利用可能な建築物からなる市街地をいう。		
			ウ 時限的市街地を早急に解決することが望ましく、そのため公的住宅の先導的供給、協同・協調建替え等を協力に推進することにより、順次本設市街地への移行を進め、都市復興を実現する。					ウ 時限的市街地は、あくまでも本格復興に向けての過渡的な対応であることから、早急に解決することが望ましく、そのため公的住宅の先導的供給、協同・協調建替え等を <u>強力</u> に推進することにより、順次本設市街地への移行を進め、都市復興を実現する。		
			手順 6. 復興対象地区（1 か月以内）					手順 6. 復興対象地区（1 か月以内）		
			【略】					【略】		
		第Ⅲ段階：都市復興基本計画の策定（1 か月～6 か月）					第Ⅲ段階：都市復興基本計画の策定（1 か月～6 か月）			
			手順 7. 都市復興基本計画（骨子案）（2 か月以内）					手順 7. 都市復興基本計画（骨子案）（2 か月以内）		
			【略】					【略】		
			手順 8. 第二次建築制限（2 か月から 2 年以内）					手順 8. 第二次建築制限（2 か月から 2 年以内）		
			【略】					【略】		
			手順 9. 復興まちづくり計画等（6 か月以内）					手順 9. 復興まちづくり計画等（6 か月以内）		
			【略】					【略】		
			手順 10. 都市復興基本計画（6 か月以内）					手順 10. 都市復興基本計画（6 か月以内）		
			【略】					【略】		
		第Ⅳ段階：都市復興計画等の確定（6 か月～1 年）					第Ⅳ段階：都市復興計画等の確定（6 か月～1 年）			
		第Ⅴ段階：復興事業の推進					第Ⅴ段階：復興事業の推進			
			手順 11. 復興事業					手順 11. 復興事業		
			ア 復興都市計画・復興まちづくり計画等に基づき、面整備事業や復旧型の任意事業を行う地区では、事業推進のための事業計画を地区住民及び関係権利者との協議の上、策定する。					ア 復興都市計画・復興まちづくり計画等に基づき、面整備事業や復旧型の任意事業を行う地区では、事業推進のための事業計画を地区住民及び関係権利者との協議の上、策定する。		
			イ 復興事業は、基本的には都及び区市町村が事業者となるが、事業の内容により公社、公団や組合等も事業者になりうるので、必要に応じて調整を図る。					イ 復興事業は、基本的には都及び区市町村が事業者となるが、事業の内容により公社、 <u>機構・組合や民間企業等</u> も事業者になりうるので、必要に応じて調整を図る。		
			ウ 事業の推進に当たっては、震災復興のための特別措置の活用を図るとともに、必要な財源の確保などについて、関係機関と調整を図る。					ウ 事業の推進に当たっては、震災復興のための特別措置の活用を図るとともに、必要な財源の確保等について、関係機関と調整を図る。		

第4部 東海地震事前対策
第1章 対策の方針

NO	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考
	頁	内容	節	項	頁	内容	
	V-1	昭和 53 年 6 月 15 日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年 12 月 14 日施行された。 この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。 この法律に基づき、昭和 54 年 8 月 7 日、「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード 8 程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度 6 以上と予想される地域（6 県 167 市町村）が、強化地域として指定された。 さらに、平成 14 年 4 月 24 日付内閣府告示第 12 号をもって、新たに 2 都県 96 市町村が追加指定され、合計 8 都県 263 市町村が、強化地域に指定された。 東京都においても、新島村、神津島村及び三宅村が、想定される東海地震により「20 分以内に大津波（沿岸で 3m以上、満潮時に地上の浸水深が 2m以上）が予測される。」として追加指定された。 一方、当市の市域は、東海地震が発生した場合、震度 5 弱程度と予想されるところから、強化地域として指定されておらず、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。 しかし、震度 5 弱程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想されるところに、市は、強化地域から約 30 km圏内にあることから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。 このため、強化地域に指定されていない当市の市域における事前対策について必要な事項を「東大和市地域防災計画第 5 部東海地震事前対策」として定め、市、都及び各防災機関が一体となって東海地震災害に対する事前対策の推進を図ることを目的とする。 1. この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、都、市及び各防災機関のとるべき事前対策の基本的事項を定める。 2. 市及び各防災機関等は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画を定め、事前対策を実施する。	1	－	IV-1	昭和 53 年 6 月 15 日、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）が制定され、同年 12 月 14 日施行された。 この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。 この法律に基づき、昭和 54 年 8 月 7 日、「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード 8 程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度 6 以上と予想される地域が、強化地域として指定され、平成 14 年 4 月 24 日の追加指定を経て、<u>1 都 7 県 157 市町村（平成 24 年 4 月 1 日現在）となっている。</u> 都においては、新島村、神津島村及び三宅村が、指定されている。 一方、当市の市域は、東海地震が発生した場合、震度 5 弱程度と予想されるところから、強化地域として指定されておらず、大震法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。 しかし、震度 5 弱程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想されるところに、市は、強化地域から約 30 km圏内にあることから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。 このため、強化地域に指定されていない当市の市域における事前対策について必要な事項を「東大和市地域防災計画第 4 部東海地震事前対策」として定め、市、都及び各防災機関が一体となって東海地震災害に対する事前対策の推進を図ることを目的とする。 1 この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、都、市及び各防災機関のとるべき事前対策の基本的事項を定める。 2 市及び各防災機関等は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画を定め、事前対策を実施する。 【略】 <u>※ 気象庁は、平成 29 年 11 月から南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始している。当該情報が発表された場合は、原則、「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた上で対応することとする。</u>	

第2章 関係防災機関の業務大綱

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案			備考																													
	頁	内容	節	項	頁																														
	V-4	第 5 節 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>NTT東日本－東京</td><td>電報、電話等の通信の確保に關すること。</td></tr><tr><td>東京電力多摩支店</td><td>1. 電力施設等の建設及び安全確保に關すること。 2. 電力需給に關すること。</td></tr><tr><td>東京ガス多摩支店</td><td>1. ガスの供給に關すること。 2. ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の保全に關すること。</td></tr><tr><td>日本通運多摩支店</td><td>貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送の準備に關すること。</td></tr><tr><td>日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部</td><td>1. 救護班の編成及び医療並びに助産救護に關すること。 2. 日赤医療施設の保全に關すること。</td></tr><tr><td>武蔵村山郵便局</td><td>郵便、為替貯金、簡易保険各事業の運行管理並びにこれら施設等の保全に關すること。</td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	NTT東日本－東京	電報、電話等の通信の確保に關すること。	東京電力多摩支店	1. 電力施設等の建設及び安全確保に關すること。 2. 電力需給に關すること。	東京ガス多摩支店	1. ガスの供給に關すること。 2. ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の保全に關すること。	日本通運多摩支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送の準備に關すること。	日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	1. 救護班の編成及び医療並びに助産救護に關すること。 2. 日赤医療施設の保全に關すること。	武蔵村山郵便局	郵便、為替貯金、簡易保険各事業の運行管理並びにこれら施設等の保全に關すること。	5	－	IV-4	第 5 節 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>NTT東日本 <u>東京西支店</u></td><td>電報、電話等の通信の確保に關すること。</td></tr><tr><td>東京電力多摩支店</td><td>1 電力施設等の建設及び安全確保に關すること。 2 電力需給に關すること。</td></tr><tr><td>東京ガス多摩支店</td><td>1 ガスの供給に關すること。 2 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の保全に關すること。</td></tr><tr><td>日本通運多摩支店</td><td>貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送の準備に關すること。</td></tr><tr><td>日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部</td><td>1 救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に關すること。 2 <u>日赤医療施設等</u>の保全及び<u>運営</u>に關すること。</td></tr><tr><td>武蔵村山郵便局</td><td>郵便、為替貯金、簡易保険各事業の運行管理並びにこれら施設等の保全に關すること。</td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	NTT東日本 <u>東京西支店</u>	電報、電話等の通信の確保に關すること。	東京電力多摩支店	1 電力施設等の建設及び安全確保に關すること。 2 電力需給に關すること。	東京ガス多摩支店	1 ガスの供給に關すること。 2 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の保全に關すること。	日本通運多摩支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送の準備に關すること。	日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	1 救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に關すること。 2 <u>日赤医療施設等</u> の保全及び <u>運営</u> に關すること。	武蔵村山郵便局	郵便、為替貯金、簡易保険各事業の運行管理並びにこれら施設等の保全に關すること。	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																		
NTT東日本－東京	電報、電話等の通信の確保に關すること。																																		
東京電力多摩支店	1. 電力施設等の建設及び安全確保に關すること。 2. 電力需給に關すること。																																		
東京ガス多摩支店	1. ガスの供給に關すること。 2. ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の保全に關すること。																																		
日本通運多摩支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送の準備に關すること。																																		
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	1. 救護班の編成及び医療並びに助産救護に關すること。 2. 日赤医療施設の保全に關すること。																																		
武蔵村山郵便局	郵便、為替貯金、簡易保険各事業の運行管理並びにこれら施設等の保全に關すること。																																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																		
NTT東日本 <u>東京西支店</u>	電報、電話等の通信の確保に關すること。																																		
東京電力多摩支店	1 電力施設等の建設及び安全確保に關すること。 2 電力需給に關すること。																																		
東京ガス多摩支店	1 ガスの供給に關すること。 2 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の保全に關すること。																																		
日本通運多摩支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送の準備に關すること。																																		
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	1 救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に關すること。 2 <u>日赤医療施設等</u> の保全及び <u>運営</u> に關すること。																																		
武蔵村山郵便局	郵便、為替貯金、簡易保険各事業の運行管理並びにこれら施設等の保全に關すること。																																		

第3章 災害予防対策

NO	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考
	頁	内容		節	項	頁	
						なし	

第4章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考									
	頁	内容	節	項	頁	内容										
V-15		（２）各防災機関等 注意情報を受けた場合は、各防災機関は職員参集など、次のとおり実情に応じた防災体制をとる。		2	5	IV -15	（２）各防災機関等 注意情報を受けた場合は、各防災機関は職員参集等、次のとおり実情に応じた防災体制をとる。 <table><tr><td>機 関 名</td><td>内 容</td></tr><tr><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>多摩都市モノレール</td><td>注意情報を受けた場合、直ちに運転指令長より定められた伝達経路によって社員の非常招集を行い、必要により災害対策本部を設置する。</td></tr><tr><td>【略】</td><td>【略】</td></tr></table>		機 関 名	内 容	【略】	【略】	多摩都市モノレール	注意情報を受けた場合、直ちに運転指令長より定められた伝達経路によって社員の非常招集を行い、必要により災害対策本部を設置する。	【略】	【略】
									機 関 名	内 容						
									【略】	【略】						
									多摩都市モノレール	注意情報を受けた場合、直ちに運転指令長より定められた伝達経路によって社員の非常招集を行い、必要により災害対策本部を設置する。						
									【略】	【略】						
									機 関 名	内 容						
【略】	【略】															
多摩都市モノレール	注意情報を受けた場合、直ちに運転指令長より定められた伝達経路によって社員の非常招集を行い、必要により災害対策本部を設置する。															
【略】	【略】															

第5章 警戒宣言時の応急活動体制

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考	
	頁	内容		節	項	頁		
	V-28			5	1	IV -28		
		機関名	警 戒 宣 言 当 日				翌 日 以 降	
		西武鉄道 多摩都市 モノレール	警戒宣言が発せられたときは、通常ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。				あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。	
		多摩都市 モノレール	情報の内容に応じて運行計画や旅客への周知等を対策本部が決定する。					

NO	現行（平成 24 年度修正）			修正案				備考
	頁	内容		節	項	頁	内容	
V-36	1	警戒宣言時の輻輳防止措置		8	1	IV -36	1 警戒宣言時の輻輳防止措置	
		機関名	区分				対 応 措 置	
N T T 東 日 本	電 話						警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 （１）確保する業務 ① 各防災機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 ② 街頭公衆電話からの通話 ③ 非常、緊急扱い通話（交換手扱いの通話） （２）可能な限りにおいて取り扱う業務 ① 一般加入電話からのダイヤル通話 ② 100 番電話（手動通話を含む） ② 各防災機関等から緊急な要請への対応 ア 故障修理 イ 臨時電話、臨時専用回線等の開通 （注）ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。	
							電報 【略】	
V-39	（４）ガス施設（東京ガス） ア 施設の現況 ガスを供給する主要施設は、製造施設である工場が 3 箇所、ホルダーのある制圧所が 12 箇所と、 導管（総延長 54.784km [平成 24 年 3 月末現在]）からなる。 イ 施設の安全化対策 設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会・土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいて行っている。	9	2	IV -39			（４）ガス施設（東京ガス） ① 施設の現況 ガスを供給する主要施設は、製造施設である LNG 基地が 4 か所、ガスホルダーのある整圧所が 12 か所と、導管（総延長 61,321km [令和 2 年 3 月末現在]）からなる。 ② 施設の安全化対策 設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会・土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいて行っている。	
		施 設 名	内 容				施 設 名	内 容
供給施設	【略】	【略】	【略】 ○ 低圧導管網の地区ブロック化（Lブロック化） 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約 170 ブロックに分割している。 なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備（地区ガバナ）には、構造物の被害との相関性の高い SI 値を計測するセンサーを設置している。 さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。	【略】	【略】	供給施設	【略】 ○ 低圧導管網の地区ブロック化（Lブロック化） 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約 300 ブロックに分割している。 ○ 中圧導管網の地域ブロック化（Kブロック化） 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合の備え、全供給区域を 25 ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。	【略】

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容	節	項	頁	内容	
	V-41	（３）施設等の保安措置 ① 浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入を行わない。 ② 給水塔、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲み置きに対処しうよう送配水圧を調整する。 ③ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。 ④ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。	9	3	IV -41	（３）施設等の保安措置 ① 浄水 <u>所</u> においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入を行わない。 ② <u>配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲み置きに対処できるよう調整する。</u> ③ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。 ④ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに <u>安全措置</u> がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。	
	V-41	（１）施設等の保安措置 ① 施設の被害を最小限に止め、汚水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、管渠施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。	9	4	IV -41	（１）施設等の保安措置 ① 施設の被害を最小限に止め、汚水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、管渠施設について、巡視、点検の強化を、 <u>マンホールポンプについては停電時に備え、資器材等の点検、整備を行う。</u>	
	V-46	5．自衛隊の災害派遣態勢 （２）派遣担当部隊 第32 普通科連隊 朝霞駐屯地所在部隊 第2 高射特科群	13	5	IV -46	5 自衛隊の災害派遣態勢 （２）派遣担当部隊 <u>陸上自衛隊第 1 師団第 1 後方支援連隊輸送隊</u>	

第 6 章 市民・事業所のとるべき措置

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容	節	項	頁	内容	
						なし	

第 5 部 風水害対策計画 ※震災編に準拠する項目については、新旧表に記載していません。

第 1 章 計画の方針

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容	節	項	頁	内容	
						なし	

第 2 章 東大和市の概況と災害

No		現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考																																													
		頁	内容		節	項	頁	内容																																													
			記載なし		2	-	V-2	近年、日本では平成 27 年の関東・東北豪雨（鬼怒川における堤防決壊等）や平成 30 年 7 月西日本豪雨等が発生し、大きな被害が出ている。 <近年の水害被害（住家に影響が出た事項のみ）> <table><tr><th>年度</th><th>日付</th><th>事象</th><th>被害内容等</th></tr><tr><td rowspan="2">平成 26 年度</td><td>6/29</td><td>大雨</td><td>大雨・洪水警報発令 床下浸水（5 件）、マンホール雨水吹き出し（2 件）</td></tr><tr><td>7/24</td><td>大雨</td><td>大雨・洪水警報発表 停電が発生</td></tr><tr><td rowspan="2">平成 27 年度</td><td>7/30</td><td>大雨</td><td>大雨・洪水警報、雷注意報発表 床下浸水（5 件）</td></tr><tr><td>9/9</td><td>台風 18 号</td><td>大雨・洪水警報発令表 床下浸水、畑から土砂流出</td></tr><tr><td rowspan="2">平成 28 年度</td><td>8/10</td><td>大雨</td><td>大雨・洪水警報発表 床上浸水（1 件）、土砂流出（1 件）</td></tr><tr><td>8/22</td><td>台風 9 号</td><td>「避難準備情報」発令、避難所開設（6 施設） 床上浸水（10 件）、床下浸水（16 件）、土砂災害（1 件）、土砂流出（1 件）</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>10/22 ～10/23</td><td>台風 21 号</td><td>大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報発表 「避難準備・高齢者等避難開始」発令、避難所開設（3 施設） 床上浸水（3 件）、土砂崩れ（5 件）、河川溢水（1 件）、その他浸水（1 件）</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>9/30 ～10/1</td><td>台風 24 号 接近に伴う大雨</td><td>大雨警報（浸水害）、暴風警報発表 建物被害（28 件）、その他物損等（12 件）、停電（9,700 世帯）</td></tr><tr><td rowspan="3">平成 31 年度</td><td>9/8 ～9/9</td><td>台風 15 号</td><td>大雨警報（浸水害）、暴風警報発表 建物被害（13 件）、その他の物損（5 件）、倒木（9 件）</td></tr><tr><td>9/11</td><td>大雨</td><td>大雨警報（浸水害） 停電（2,600 世帯）</td></tr><tr><td>10/12 ～10/13</td><td>台風 19 号</td><td>大雨特別、大雨（土砂災害・浸水害）、洪水、暴風警報発表 「警戒レベル 5（災害発生情報）」発令、避難所開設（7 施設） 床下浸水（1 件）、土砂崩れ（1 件）、土砂流出（2 件）、倒木（1 件）、河川溢水（1 件）、建物被害（6 件）</td></tr></table>		年度	日付	事象	被害内容等	平成 26 年度	6/29	大雨	大雨・洪水警報発令 床下浸水（5 件）、マンホール雨水吹き出し（2 件）	7/24	大雨	大雨・洪水警報発表 停電が発生	平成 27 年度	7/30	大雨	大雨・洪水警報、雷注意報発表 床下浸水（5 件）	9/9	台風 18 号	大雨・洪水警報発令表 床下浸水、畑から土砂流出	平成 28 年度	8/10	大雨	大雨・洪水警報発表 床上浸水（1 件）、土砂流出（1 件）	8/22	台風 9 号	「避難準備情報」発令、避難所開設（6 施設） 床上浸水（10 件）、床下浸水（16 件）、土砂災害（1 件）、土砂流出（1 件）	平成 29 年度	10/22 ～10/23	台風 21 号	大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報発表 「避難準備・高齢者等避難開始」発令、避難所開設（3 施設） 床上浸水（3 件）、土砂崩れ（5 件）、河川溢水（1 件）、その他浸水（1 件）	平成 30 年度	9/30 ～10/1	台風 24 号 接近に伴う大雨	大雨警報（浸水害）、暴風警報発表 建物被害（28 件）、その他物損等（12 件）、停電（9,700 世帯）	平成 31 年度	9/8 ～9/9	台風 15 号	大雨警報（浸水害）、暴風警報発表 建物被害（13 件）、その他の物損（5 件）、倒木（9 件）	9/11	大雨	大雨警報（浸水害） 停電（2,600 世帯）	10/12 ～10/13	台風 19 号	大雨特別、大雨（土砂災害・浸水害）、洪水、暴風警報発表 「警戒レベル 5（災害発生情報）」発令、避難所開設（7 施設） 床下浸水（1 件）、土砂崩れ（1 件）、土砂流出（2 件）、倒木（1 件）、河川溢水（1 件）、建物被害（6 件）	
年度	日付	事象	被害内容等																																																		
平成 26 年度	6/29	大雨	大雨・洪水警報発令 床下浸水（5 件）、マンホール雨水吹き出し（2 件）																																																		
	7/24	大雨	大雨・洪水警報発表 停電が発生																																																		
平成 27 年度	7/30	大雨	大雨・洪水警報、雷注意報発表 床下浸水（5 件）																																																		
	9/9	台風 18 号	大雨・洪水警報発令表 床下浸水、畑から土砂流出																																																		
平成 28 年度	8/10	大雨	大雨・洪水警報発表 床上浸水（1 件）、土砂流出（1 件）																																																		
	8/22	台風 9 号	「避難準備情報」発令、避難所開設（6 施設） 床上浸水（10 件）、床下浸水（16 件）、土砂災害（1 件）、土砂流出（1 件）																																																		
平成 29 年度	10/22 ～10/23	台風 21 号	大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報発表 「避難準備・高齢者等避難開始」発令、避難所開設（3 施設） 床上浸水（3 件）、土砂崩れ（5 件）、河川溢水（1 件）、その他浸水（1 件）																																																		
平成 30 年度	9/30 ～10/1	台風 24 号 接近に伴う大雨	大雨警報（浸水害）、暴風警報発表 建物被害（28 件）、その他物損等（12 件）、停電（9,700 世帯）																																																		
平成 31 年度	9/8 ～9/9	台風 15 号	大雨警報（浸水害）、暴風警報発表 建物被害（13 件）、その他の物損（5 件）、倒木（9 件）																																																		
	9/11	大雨	大雨警報（浸水害） 停電（2,600 世帯）																																																		
	10/12 ～10/13	台風 19 号	大雨特別、大雨（土砂災害・浸水害）、洪水、暴風警報発表 「警戒レベル 5（災害発生情報）」発令、避難所開設（7 施設） 床下浸水（1 件）、土砂崩れ（1 件）、土砂流出（2 件）、倒木（1 件）、河川溢水（1 件）、建物被害（6 件）																																																		

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容	節	項	頁	内容	
						なし	

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案			備考				
	頁	内容	節	項	頁		内容			
II-32		風水害 1. 日頃から、天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、過去の被害状況などを覚えておく。 2. 市が作成する防災マップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。 3. 台風などが近づいたときの予防対策をあらかじめ決めておく。 4. 浸水が心配される場合は、都や国がインターネットや i モード等で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて家財道具を 2 階などの安全な場所に移しておく。 5. 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなど協力して行う。	1	1	V-4	1-1 市民による自助の備え【市民】 市民は、自らの生命は自らが守るという観点にたち、次の措置をはじめ、 <u>必要な防災対策を推進する。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 民</td> <td> （1）身の安全、日頃からの備え ○日頃から、天気予報や気象情報等に関心を持ち、よく出される気象注意報等や、過去の被害状況等を<u>把握</u>しておく。 ○市が作成する<u>ハザードマップ等</u>で自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。 ○台風等が近づいたときの予防対策をあらかじめ決めておく。 ○<u>マイ・タイムライン</u>を作成し、避難開始までの行動や避難に要する時間等を<u>把握</u>しておく。 ○浸水が心配される場合は、都や国がインターネット等で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて家財道具を 2 階等の安全な場所に移しておく。 ○水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりを取り除く等協力して行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	主体名	対策内容	市 民	（1）身の安全、日頃からの備え ○日頃から、天気予報や気象情報等に関心を持ち、よく出される気象注意報等や、過去の被害状況等を <u>把握</u> しておく。 ○市が作成する <u>ハザードマップ等</u> で自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。 ○台風等が近づいたときの予防対策をあらかじめ決めておく。 ○ <u>マイ・タイムライン</u> を作成し、避難開始までの行動や避難に要する時間等を <u>把握</u> しておく。 ○浸水が心配される場合は、都や国がインターネット等で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて家財道具を 2 階等の安全な場所に移しておく。 ○水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりを取り除く等協力して行う。
主体名	対策内容									
市 民	（1）身の安全、日頃からの備え ○日頃から、天気予報や気象情報等に関心を持ち、よく出される気象注意報等や、過去の被害状況等を <u>把握</u> しておく。 ○市が作成する <u>ハザードマップ等</u> で自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。 ○台風等が近づいたときの予防対策をあらかじめ決めておく。 ○ <u>マイ・タイムライン</u> を作成し、避難開始までの行動や避難に要する時間等を <u>把握</u> しておく。 ○浸水が心配される場合は、都や国がインターネット等で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて家財道具を 2 階等の安全な場所に移しておく。 ○水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりを取り除く等協力して行う。									
		記載なし	1	1	V-5	1-4 タイムラインの作成及びマイ・タイムラインの普及 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 (総務部)</td> <td> ○ <u>市タイムラインの作成を検討する。</u> ○ <u>市民に対しマイタイムラインの作成を促進する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	主体名	対策内容	市 (総務部)	○ <u>市タイムラインの作成を検討する。</u> ○ <u>市民に対しマイタイムラインの作成を促進する。</u>
主体名	対策内容									
市 (総務部)	○ <u>市タイムラインの作成を検討する。</u> ○ <u>市民に対しマイタイムラインの作成を促進する。</u>									

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容	節	項	頁	内容	
	VI-4	3. 浸水実績図の公表 浸水実績図は、①「都民が、地域における水害に関する危険性を知り、自らが対応策を講じる資料とすること」②「地下施設を設置する際に、浸水被害を防止する構造上の配慮を行うための資料とすること」③「円滑な水防活動を行うための資料とすること」などを目的に公表するものである。都では、総合治水特定河川の浸水実績図の公表等に加え、近年の都市型水害などによる実績を水害記録誌にまとめ、都民情報ルーム等で公表している。 都では、総合治水特定河川における過去の主要洪水の浸水実績図の公表、地下空間浸水対策用浸水実績図の公表に加え、近年の水害実績を水害記録誌にまとめ、都民情報ルーム等で公表している。	2	1	V-7	地域における水害の危険性を知ること、対応策を講じ円滑な水防活動を行うことができる。市は、都や関係機関と連携し、ハザードマップ、防災マップ、広報紙、現場の標識等により、浸水予想区域及び浸水深等を市民に対して周知の徹底に努める。 また、都では、総合治水特定河川における過去の主要洪水の浸水実績図の公表、地下空間浸水対策用浸水実績図の公表に加え、近年の水害実績を水害記録誌にまとめ、都民情報ルーム等で公表している。	
	VI-3	2. 避難体制の整備・確立 （1）防災拠点施設の現状の点検及び浸水時における対策 水災対策の要である防災拠点施設が、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行	2	2	V-7	2-1 防災拠点施設の現状の点検及び浸水時における対策 水災対策の要である防災拠点施設が、浸水時に機能するか点検と対策を推進する。また、避難所の指定基準及び避難所機能強化等に関しては、第2部第9章第5節「1 避難体制の整備」に準	

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考
	頁	内容	節	項	頁	内容	
		う。 ① 防災拠点施設：市庁舎・公共施設、備蓄倉庫等 ② 対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水版の設置等 （２）資器材、物資の備蓄 水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう体制を点検し、充実を図る。 （３）迅速かつ的確な情報収集及び伝達 ① 洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応を図るため、正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、市は、防災関係機関と連携を図り、情報交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。 ② 災害時要援護者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行う。 ③ 避難勧告発令基準を設定するには、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②勧告基準の２段階に分けて情報を提供するなど、市民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりに努める。				<u>拠する。</u> 防災拠点施設：市庁舎・公共施設、備蓄倉庫等 対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水版の設置等 2－2 資器材、物資の備蓄 （１）水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を備蓄する。また、水害時に円滑に活用・配給できる体制を整備する。 （２）市内の資材業者の手持ち資材を調査しておく等、緊急の補給に備える。 2－3 迅速かつ的確な情報収集及び伝達 （１）洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応を図るため、正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、市は、防災関係機関と連携を図り、情報交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制を整備する。 （２） <u>要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行えるよう体制を整備する。</u> （３）避難勧告等発令基準に関して、都市河川の特性を考慮し、段階に分けて情報を提供する等、市民が余裕を持って安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりに努める。	
		記載なし	2	3	V-7	3 内水氾濫の防止 <u>気候変動や雨水浸透面積の減少に起因する一時的な豪雨の内水氾濫の危険性に対処するため、下水道事業の推進、道路側溝や排水路等の改修や清掃等の雨水排水対策の充実に努める。また、内水氾濫が発生した場合、関係機関との連携を強化し、危険箇所の通行止め等、迅速な対応が行える体制の整備に努める。</u>	
		記載なし	3	-	V-8	<u>市、都及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、また、被害の軽減を図るため、都に対して対策事業の要請等を働きかける等災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発および指導を行う。</u>	
		記載なし	3	1	V-8	<u>平成 31 年 3 月、土砂災害防止法に基づき、地域住民の生命の安全を図るため、都により「土砂災害警戒区域」が 54 か所、「土砂災害特別警戒区域」が 50 か所指定された。指定基準は下記の表の通りである。</u>	

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案				備考											
	頁	内容	節	項	頁	内容												
		記載なし	3	1	V-8	<土砂災害（特別）警戒区域の指定の基準> <table><tr><th>区分</th><th>指定の基準</th><th>措置</th></tr><tr><td rowspan="3">土砂災害 警戒区域</td><td>■急傾斜地の崩壊 ①傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域 ②急傾斜地の上端から水平距離 10m 以内の区域 ③急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域</td><td rowspan="3">急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。 ①市町村地域防災計画への記載 ②要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制 ③土砂災害ハザードマップによる周知の徹底 ④宅地建物取引における措置</td></tr><tr><td>■土石流 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域</td></tr><tr><td>■地滑り ①地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域） ②地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250m を超える場合は 250 m）の範囲内の区域</td></tr><tr><td>土砂災害 特別警戒区域</td><td>急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。 ※ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から 30 分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で 60m 範囲内の区域。</td><td>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。 ①特定開発行為に対する許可 ②建築物の構造の規制 ③建築物の移転等の勧告及び支援措置 ④宅地建物取引における措置</td></tr></table>	区分	指定の基準	措置	土砂災害 警戒区域	■急傾斜地の崩壊 ①傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域 ②急傾斜地の上端から水平距離 10m 以内の区域 ③急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。 ①市町村地域防災計画への記載 ②要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制 ③土砂災害ハザードマップによる周知の徹底 ④宅地建物取引における措置	■土石流 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域	■地滑り ①地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域） ②地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250m を超える場合は 250 m）の範囲内の区域	土砂災害 特別警戒区域	急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。 ※ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から 30 分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で 60m 範囲内の区域。	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。 ①特定開発行為に対する許可 ②建築物の構造の規制 ③建築物の移転等の勧告及び支援措置 ④宅地建物取引における措置	
区分	指定の基準	措置																
土砂災害 警戒区域	■急傾斜地の崩壊 ①傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域 ②急傾斜地の上端から水平距離 10m 以内の区域 ③急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。 ①市町村地域防災計画への記載 ②要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制 ③土砂災害ハザードマップによる周知の徹底 ④宅地建物取引における措置																
	■土石流 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域																	
	■地滑り ①地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域） ②地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250m を超える場合は 250 m）の範囲内の区域																	
土砂災害 特別警戒区域	急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。 ※ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から 30 分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で 60m 範囲内の区域。	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。 ①特定開発行為に対する許可 ②建築物の構造の規制 ③建築物の移転等の勧告及び支援措置 ④宅地建物取引における措置																
			3	2	V-9	2－1 土砂災害警戒区域等の周知 市は、都や関係機関と連携し、ハザードマップ、防災マップ、広報紙等により、土砂災害警戒区域等を市民や来訪者等に対して周知の徹底に努める。												
		記載なし	3	2	V-9	2－2 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備 土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集、予報や警報の発表及び伝達、避難・救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。 <必要な事項（例）> ・避難勧告等の発令基準・土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位・情報の収集及び伝達体制・風水害時避難場所の開設・避難行動要支援者への支援												
		記載なし	3	2	V-9	2－3 要配慮者への配慮 土砂災害警戒区域等内における社会福祉施設等の要配慮者利用施設について、市は、所在及び施設の要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を平常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備し、訓練の実施等を検討する。												
		記載なし	4	1 2 3	V-9	第 4 節 雪害の予防 【総務部・都市建設部】 大雪に見舞われた際に人的・物的被害をうける可能性があるため、事前策を講じていく必要がある。 1 道路等の雪害予防措置 異常降雪に備え、道路防災総点検（豪雪）を随時実施し、道路等の災害対策のため次の準備を行う。 （１）融雪時の夜間凍結によるスリップ防止等の必要な砂、散布剤等の諸資機材の確保に努める。												

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案					備考	
	頁	内容	節	項	頁	内容			
						多摩都市モノレール	乗務員の対応	① 災害が発生し、列車の運転が危険と判断した場合、又は列車無線等で停止指令があった場合、列車を停止する。 ② 駅間の途中で列車を停止させる場合は、できるだけ橋りょう、ずい道、深い切取り、高い築堤等の被害を受けやすい所は避ける。また、必要に応じてパンタグラフを降下し、転動防止の処置をとる。 ③ 駅間に停止した列車は、運転司令から運転再開の指令があったとき、車掌と打ち合わせ、次駅まで注意運転する。この場合、線路状態に注意する。 ④ 運転を再開し列車が駅に到着したときは、その区間の状況を駅長に報告する。	
							その他の措置	① 駅長は、地震が発生し被害が予想されるときは、速やかに構内を巡視して異常の有無を点検し、その状況を運転司令に報告する。 ② 電気司令長は、災害が発生し、列車の運転が危険と判断したときは、直ちに運転司令に報告し、必要に応じて送電中止の処置をする。	
							施設の安全対策	○本線上2か所に風速計、 <u>立川変電所、東中野変電所</u> に地震計を設置している。 ○トンネル内は非常電話を設置している。 ○台風等による強雨時は、沿線から仮設物や樹木の倒壊、飛来による列車・軌道・構造物への接触事故が懸念されるので、近接施工協議時や沿線巡回時において沿線工事業者への注意喚起を行っている。また、沿線樹木の繁茂状況を把握し、必要に応じ剪定・伐採を行う。	
							運転規制	暴風雨 風速計により風速が毎秒20mを超えた場合は次の運転規制を行う。 ① 風速毎秒20m以上 … 運転見合わせ ② 風速毎秒 25m 以上 … 運転中止 雪害 状況により次の運転規制を行う。 ① 降雪により列車運行に支障が予想される場合 除雪ブラシ及び砂散布器、凍結防止剤の準備 ② 第2規制 … 速度毎時35km以下の減速注意運転 ③ 第 1 規制 … <u>雪害状況により運転中止</u> 浸水事故発生時の措置 台風等大雨時において、駅舎内への雨水の吹き込み、また、駅出入口付近の浸水が予想される場合は、駅係員を派遣し現状把握に努めるとともに、駅放送及び案内装置により旅客周知の徹底を図る。	

第 7 章 災害応急対策

No	現行（平成 24 年度修正）		修正案					備考
	頁	内容	節	項	頁	内容		
		記載なし	1	1	V-12	我が国では、近年、大型の台風の襲来、集中豪雨・土砂災害の発生等、大規模な災害が頻発・激甚化しており、当市においても風水害の警戒や応急対策体制の一層の強化を図っていくものとする。 特に、令和元年度に東大和を襲った台風 19 号の教訓を踏まえ、災害対策本部、水防本部等の防災体制、市民に対する避難情報の周知、避難所の円滑な開設と受入れ等、初動・応急体制のあり方について検討を進める。		

No	現行（平成 24 年度修正）				修正案				備考																																
	頁	内容			節	項	頁	内容																																	
	VI-8	(1) 気象情報の種類、発表基準等（発表官署 気象庁予報部）			1	1	V -13	< 気象情報の種類及び発表基準 > 令和元年 5 月 29 日現在 気象庁予報部発表																																	
		① 種類、発表基準等																																							
		東大和市	府県予報区		東京都				<table><tr><th colspan="3">気象情報種類</th><th colspan="2">発表基準</th></tr><tr><td rowspan="10">警報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>(浸水害)</td><td>表面雨量指数基準</td><td>18</td></tr><tr><td>(土砂災害)</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>180</td></tr><tr><td rowspan="4">洪水</td><td colspan="2">流域雨量指数基準</td><td>空堀川流域＝11.4 奈良橋川流域＝5.5</td></tr><tr><td colspan="2">複合基準*¹</td><td>空堀川流域＝（10, 10.9)</td></tr><tr><td colspan="2">指定河川洪水予報による基準</td><td>－</td></tr><tr><td>暴風</td><td>平均風速</td><td>25m／s</td></tr><tr><td>暴風雪</td><td>平均風速</td><td>25m／s 雪を伴う</td></tr><tr><td>大雪</td><td>降雪の深さ</td><td>12 時間降雪の深さ 10cm</td></tr></table>	気象情報種類			発表基準		警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	180	洪水	流域雨量指数基準		空堀川流域＝11.4 奈良橋川流域＝5.5	複合基準* ¹		空堀川流域＝（10, 10.9)	指定河川洪水予報による基準		－	暴風	平均風速	25m／s	暴風雪	平均風速	25m／s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
気象情報種類			発表基準																																						
警報	大雨		(浸水害)	表面雨量指数基準	18																																				
			(土砂災害)	土壌雨量指数基準	180																																				
	洪水		流域雨量指数基準		空堀川流域＝11.4 奈良橋川流域＝5.5																																				
			複合基準* ¹		空堀川流域＝（10, 10.9)																																				
			指定河川洪水予報による基準		－																																				
			暴風	平均風速	25m／s																																				
	暴風雪		平均風速	25m／s 雪を伴う																																					
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm																																					
	一次細分区域		東京地方																																						
	市町村等をまとめた地域		多摩北部																																						
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 50mm																																					
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	170																																					
	洪水	雨量基準		1 時間雨量 50mm																																					
		流域雨量指数基準		空堀川流域＝12																																					
		複合基準		－																																					
	暴風	平均風速	25m／s																																						
	暴風雪	平均風速	25m／s 雪を伴う																																						
大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 20cm																																							
注意報	大雨	雨量基準		1 時間雨量 30mm																																					
		土壌雨量指数基準		144																																					
	洪水	雨量基準		1 時間雨量 30mm																																					
		流域雨量指数基準		空堀川流域＝7																																					
		複合基準		－																																					
	強風	平均風速	13m／s																																						
	風雪	平均風速	13m／s 雪を伴う																																						
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 5cm																																						
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																							
	濃霧	視程	100m																																						
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%																																							
	低温	夏期（平均気温）：平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日続く 冬期（最低気温）：-7℃以下																																							
	霜	4 月 10 日～5 月 15 日 最低気温 2℃以下																																							
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃のとき																																							
注意情報	竜巻	竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある場合 ※雷注意報が発表されている状況下において発表する情報で、有効期間は、発表から 1 時間																																							
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm																																						

8 章 水防活動

No	現行（平成 24 年度修正）				修正案				備考	
	頁	内容			節	項	頁	内容		
VI-12	種別	配 備 職 員			1	1	V -17			
		第 1 配備	1 総務部（選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局を含む。以下同じ。）、環境部（産業振興課を除く。以下同じ。）及び都市建設部の部長及び課長の職並びにこれらに相当する職にある職員 2 第 2 条第 1 頁に定める対応が困難な部の職員 3 災害・防犯係長の職にある職員 4 計画調整係長の職にある職員 5 管理係長の職にある職員							
			第 2 配備	1 第 1 配備の職員 2 総務部の職員 3 環境部及び都市建設部の係長並びにこれに相当する職にある職員						
				第 3 配備				1 第 2 配備の職員 2 環境部及び都市建設部の職員 3 第 1 配備及び第 2 配備に掲げる部以外の部、産業振興課並びに会計管理者の補助組織の部長及び課長の職並びにこれらに相当する職にある職員		
VI-6	1. 水防組織（総務部） （1）水防本部体制 市水防本部が設置されたときの、市の水防体制及び各班が行う業務は、次頁の「東大和市水防本部組織」のとおりである。（資料第64「東大和市職員水防対策規程（平成2 年11 月14 日訓令第25 号）」資料編207 頁） （2）市水防本部の設置及び廃止等の基準 ① 気象状況等により、市の区域内において水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、若しくは、東京都に水防本部が設置されたときは、市水防本部を設置する。 ② 水害の発生、又は発生のおそれが解消し水防活動がおおむね終了したと認めたときは、市水防本部を廃止する。 ③ 市災対本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、それに統合される。	1	2		V -18	市水防本部の設置及び活動内容等の詳細については、「東大和市職員水防対策規程」により定められている。				
		1	2	V -18	2－1 市水防本部の設置及び廃止等 市水防本部を設置及び廃止した場合は、ただちに、都にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関へ連絡する。 （1）市水防本部の設置 市は、以下の場合に、市水防本部を市役所 3 階 301 会議室に設置する。 ① 気象状況等により市の区域内において水害が発生、又は発生するおそれがある場合 ② 東京都に水防本部が設置された場合 （2）市水防本部の設置に至らない態勢 市は、水防本部を設置するに至らない災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（大雨、大雪等の警報が発令された場合、及び台風の接近により警戒が必要な場合）の情報連絡体制の確保については、「東大和市職員水防対策規程」に基づき、本部長の指示の下、副本部長及び防災安全課長がその任に当たるものとする。 （3）市水防本部の廃止 市は、以下の場合に市水防本部を廃止する。 ① 市災対本部が設置された場合（市災対本部に統合） ② 水害の発生、又は発生のおそれが解消し水防活動がおおむね終了したと認めた場合					
VI-17	② 調整池等水位	河川名 観測所名 所在地			1	2	V -26	② 調整池等水位		
		空堀川	庚 申 橋 池	東大和市奈良橋 5 - 799（河道内調整池）						
			芝 中 池	東大和市蔵敷 3 - 1197（河道内調整池）						
			上砂神明池	東大和市芋窪 6 - 1346（河道内調整池）						
		記載なし			1	2	V -26	2－4 決壊時の措置 <u>（1）河川等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、市長、警察署長又は消防署長は、直ちに都水防本部（都建設局）及び関係機関に通報し、相互に密接な連絡をとるものとする。（水防法第 25 条）</u> <u>（2）決壊後は、市長、警察署長又は消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（水防法第 26 条）</u> <u>また、堤防、護岸、排水施設等に破損等の巡視・被害報告等は、第 2 部第 4 章第 5 節応急対策「河川等」に基づく。</u>		

第 1 1 章 避難者対策

NO

現行（平成 24 年度修正）				修正案				備考																								
頁	内容			節	項	頁	内容																									
VI-20	機関名	内 容			1	2	V -29	<table><tr><td>機関名</td><td>内 容</td></tr><tr><td rowspan="3">市 (総務部)</td><td>① 危険が切迫した場合には、市災対本部長は、東大和警察署長及び北多摩西部消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難準備情報、避難勧告または避難指示をするとともに、速やかに都本部に報告する。 ② 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市災対本部長は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、また退去を命ずる。 ③ 国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき災害時要援護者に対する避難準備情報を発令する。 ④ 平常時から地域または自治会・管理組合単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。</td></tr><tr><td>都</td><td>① 知事は、水防法または地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。 ② 災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害時要援護者に対する避難準備、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部または一部を当該市長に代わって実施する。</td></tr><tr><td>東大和 警 察 署</td><td>急を要する場合において、市災対本部長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または要求があった場合、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、警察官は、ただちに市災対本部長に通報する。</td></tr></table>	機関名	内 容	市 (総務部)	① 危険が切迫した場合には、市災対本部長は、東大和警察署長及び北多摩西部消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難準備情報、避難勧告または避難指示をするとともに、速やかに都本部に報告する。 ② 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市災対本部長は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、また退去を命ずる。 ③ 国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき災害時要援護者に対する避難準備情報を発令する。 ④ 平常時から地域または自治会・管理組合単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。	都	① 知事は、水防法または地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。 ② 災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害時要援護者に対する避難準備、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部または一部を当該市長に代わって実施する。	東大和 警 察 署	急を要する場合において、市災対本部長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または要求があった場合、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、警察官は、ただちに市災対本部長に通報する。																
	機関名	内 容																														
	市 (総務部)	① 危険が切迫した場合には、市災対本部長は、東大和警察署長及び北多摩西部消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難準備情報、避難勧告または避難指示をするとともに、速やかに都本部に報告する。 ② 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市災対本部長は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、また退去を命ずる。 ③ 国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき災害時要援護者に対する避難準備情報を発令する。 ④ 平常時から地域または自治会・管理組合単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。																														
		都	① 知事は、水防法または地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。 ② 災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害時要援護者に対する避難準備、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部または一部を当該市長に代わって実施する。																													
東大和 警 察 署		急を要する場合において、市災対本部長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または要求があった場合、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、警察官は、ただちに市災対本部長に通報する。																														
VI-21	区分	発令時の状況	住民に求める行動	2	1	V -30	<table><tr><td>警戒レベル</td><td>避難情報等</td><td>発令時の状況</td><td>市民に求める行動</td></tr><tr><td>警戒レベル 5</td><td>災害発生情報</td><td>既に災害が発生している状況</td><td>避難していない市民は、<u>生命を守るための最善の行動をとる。</u></td></tr><tr><td rowspan="2">警戒レベル 4</td><td>避難指示 (緊急)</td><td>①前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況</td><td rowspan="2">市民は、速やかに避難行動を開始する。 避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所へ避難する。</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td></tr><tr><td rowspan="2">警戒レベル 3</td><td rowspan="2">避難準備・ 高齢者等避難 開始</td><td rowspan="2">避難行動に時間のかかる高齢者等の要配慮者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td><td rowspan="2">避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は、避難を開始する。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等避難準備をする。</td></tr><tr><td>警戒レベル 2</td><td>洪水注意報 大雨注意報等</td><td><u>避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。</u></td></tr><tr><td></td><td>警戒レベル 1</td><td>早期注意情報</td><td><u>災害への心構えを高める。</u></td></tr></table>	警戒レベル	避難情報等	発令時の状況	市民に求める行動	警戒レベル 5	災害発生情報	既に災害が発生している状況	避難していない市民は、 <u>生命を守るための最善の行動をとる。</u>	警戒レベル 4	避難指示 (緊急)	①前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況	市民は、速やかに避難行動を開始する。 避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所へ避難する。	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	警戒レベル 3	避難準備・ 高齢者等避難 開始	避難行動に時間のかかる高齢者等の要配慮者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は、避難を開始する。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等避難準備をする。	警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報等	<u>避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。</u>		警戒レベル 1	早期注意情報	<u>災害への心構えを高める。</u>
警戒レベル	避難情報等	発令時の状況	市民に求める行動																													
警戒レベル 5	災害発生情報	既に災害が発生している状況	避難していない市民は、 <u>生命を守るための最善の行動をとる。</u>																													
警戒レベル 4	避難指示 (緊急)	①前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況	市民は、速やかに避難行動を開始する。 避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所へ避難する。																													
	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況																														
警戒レベル 3	避難準備・ 高齢者等避難 開始	避難行動に時間のかかる高齢者等の要配慮者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は、避難を開始する。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等避難準備をする。																													
				警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報等	<u>避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。</u>																										
	警戒レベル 1	早期注意情報	<u>災害への心構えを高める。</u>																													

第6部 大規模事故応急対策計画

第1章 計画の方針

NO	現行（平成24年度修正）			修正案			備考
	頁	内容		節	項	頁	
	VII-1	本市で発生することが想定される大規模事故を①航空機事故、②鉄道事故、③危険物事故、④の3種類とし、これらの対策をあらかじめ定める。また、それ以外の災害で、大規模事故に類する災害についても、この計画を準用するものとする。		1		VI-1	当市で発生することが想定される大規模事故を①航空機事故、②鉄道事故、③危険物事故、④放射線物質事故、⑤火山噴火の5種類とし、これらの対策をあらかじめ定める。また、それ以外の災害で、大規模事故に類する災害についても、この計画を準用するものとする。

第2章 航空機事故対策

NO	現行（平成24年度修正）			修正案			備考
	頁	内容		節	項	頁	
							なし

第3章 鉄道事故対策

NO	現行（平成24年度修正）			修正案			備考
	頁	内容		節	項	頁	
							なし

第4章 危険物事故対策

NO	現行（平成24年度修正）			修正案			備考
	頁	内容		節	項	頁	
							なし

第5章 放射性物質対策

現行（平成 24 年度修正）				修正案				備考													
頁	内容			節	項	頁	内容														
III-54	（１） 情報連絡体制 放射性物質等による影響が生じた際に都に設置される放射能対策チーム等との連携を図る。 （２） 市民への情報提供 関係機関との連携のもと、市民への適切な情報提供を行う。			3	-	VI-9	<table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="4">市</td><td>1 市民への情報提供 市は、都が実施した放射線量等の測定結果について情報収集し、市ホームページ等により市民に公表・周知する。</td></tr><tr><td>2 放射性物質への対応 （１）除染等の必要性を検討し、必要と認められた場合は都各局と連携して対応を行う。 （２）関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、市民に対する避難の勧告等の措置を実施する。</td></tr><tr><td>3 保健医療活動 市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合に、都が実施する以下の保健医療活動と連携した対応を行う。 （１）健康相談に関する窓口の設置等 （２）保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定</td></tr><tr><td>都 水 道 局 1 浄水場等の<u>原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供</u>を行う。 2 災害時給水ステーション（給水拠点）においては、清浄な水を確保する。</td></tr><tr><td>都 下 水 道 局</td><td>○ 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供を行う。</td></tr></table>	主体名	対策内容	市	1 市民への情報提供 市は、都が実施した放射線量等の測定結果について情報収集し、市ホームページ等により市民に公表・周知する。	2 放射性物質への対応 （１）除染等の必要性を検討し、必要と認められた場合は都各局と連携して対応を行う。 （２）関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、市民に対する避難の勧告等の措置を実施する。	3 保健医療活動 市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合に、都が実施する以下の保健医療活動と連携した対応を行う。 （１）健康相談に関する窓口の設置等 （２）保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定	都 水 道 局 1 浄水場等の <u>原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供</u> を行う。 2 災害時給水ステーション（給水拠点）においては、清浄な水を確保する。	都 下 水 道 局	○ 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供を行う。					
主体名	対策内容																				
市	1 市民への情報提供 市は、都が実施した放射線量等の測定結果について情報収集し、市ホームページ等により市民に公表・周知する。																				
	2 放射性物質への対応 （１）除染等の必要性を検討し、必要と認められた場合は都各局と連携して対応を行う。 （２）関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、市民に対する避難の勧告等の措置を実施する。																				
	3 保健医療活動 市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合に、都が実施する以下の保健医療活動と連携した対応を行う。 （１）健康相談に関する窓口の設置等 （２）保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定																				
	都 水 道 局 1 浄水場等の <u>原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供</u> を行う。 2 災害時給水ステーション（給水拠点）においては、清浄な水を確保する。																				
都 下 水 道 局	○ 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供を行う。																				
<table><tr><th>機 関 名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>市 （ 環 境 部 ）</td><td>放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表を行う。</td></tr></table>				機 関 名	内 容	市 （ 環 境 部 ）	放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表を行う。														
機 関 名	内 容																				
市 （ 環 境 部 ）	放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表を行う。																				
<table><tr><th>機 関 名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>都 総 務 局 都生活文化局</td><td>的確な情報提供、広報を行う。</td></tr><tr><td>都 環 境 局</td><td>① 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。 ② 都内区市町村と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。</td></tr><tr><td>都 福 祉 保 健 局</td><td>① 被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。 ② 保健所において被ばく線量等の測定を行う。 ③ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表を行う。</td></tr><tr><td>都 産 業 労 働 局</td><td>都内産農林水産物等の放射性物質検査を行う。</td></tr><tr><td>都 中 央 卸 売 市 場</td><td>摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止する。</td></tr><tr><td>都 水 道 局</td><td>① 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供を行う。 ② 応急給水拠点を遠隔操作することで清浄な水を確保する。</td></tr></table>				機 関 名	内 容	都 総 務 局 都生活文化局	的確な情報提供、広報を行う。	都 環 境 局	① 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。 ② 都内区市町村と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。	都 福 祉 保 健 局	① 被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。 ② 保健所において被ばく線量等の測定を行う。 ③ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表を行う。	都 産 業 労 働 局	都内産農林水産物等の放射性物質検査を行う。	都 中 央 卸 売 市 場	摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止する。	都 水 道 局	① 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供を行う。 ② 応急給水拠点を遠隔操作することで清浄な水を確保する。				
機 関 名	内 容																				
都 総 務 局 都生活文化局	的確な情報提供、広報を行う。																				
都 環 境 局	① 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。 ② 都内区市町村と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。																				
都 福 祉 保 健 局	① 被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。 ② 保健所において被ばく線量等の測定を行う。 ③ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表を行う。																				
都 産 業 労 働 局	都内産農林水産物等の放射性物質検査を行う。																				
都 中 央 卸 売 市 場	摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止する。																				
都 水 道 局	① 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供を行う。 ② 応急給水拠点を遠隔操作することで清浄な水を確保する。																				

NO	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考
	頁	内容		節	項	頁	
		都 下 水 道 局	下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーの測定、情報提供を行う。				
		（3） 保健医療活動 市は原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合に、東京都が実施する以下の保健医療活動と連携した対応を行う。 ① 健康相談に関する窓口の設置等 ② 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定 （4） 放射性物質への対応 市は放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や市内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要と認められた場合は都各局と連携して対応を行う。 また、関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、市民に対する避難の勧告等の措置を実施する。					

第 6 章 火山噴火灰対策

No	現行（平成 24 年度修正）			修正案			備考						
	頁	内容	節	項	頁	内容							
		記載なし	1	-	VI -10	富士山で大規模な噴火が発生した場合、噴き上げられた灰は、偏西風により東に流され当市にも降灰する可能性があり、東京都地域防災計画（火山編）によれば、2cm～10cm 程度の堆積が予想されている。 そのため、市では東京都地域防災計画（火山編）に則した対策を行うことで、市民の生命や健康の安全確保を図る。							
		記載なし	2	-	VI -10	<table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市</td><td>1 富士山噴火に伴う降灰による被害は、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。 2 職員の防災教育に努めるとともに、関係機関と連携し、富士山噴火時における応急活動が円滑に行われるよう、体制整備を図る。</td></tr><tr><td>市 民</td><td>1 日頃から報道機関、都、区市町村等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。 2 マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。 3 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。 4 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。 5 地域で行われる防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。 6 町会、自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。 7 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。 8 要配慮者がいる家庭では、事前に防災市民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。</td></tr></table>	主体名	対策内容	市	1 富士山噴火に伴う降灰による被害は、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。 2 職員の防災教育に努めるとともに、関係機関と連携し、富士山噴火時における応急活動が円滑に行われるよう、体制整備を図る。	市 民	1 日頃から報道機関、都、区市町村等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。 2 マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。 3 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。 4 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。 5 地域で行われる防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。 6 町会、自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。 7 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。 8 要配慮者がいる家庭では、事前に防災市民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。	
主体名	対策内容												
市	1 富士山噴火に伴う降灰による被害は、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。 2 職員の防災教育に努めるとともに、関係機関と連携し、富士山噴火時における応急活動が円滑に行われるよう、体制整備を図る。												
市 民	1 日頃から報道機関、都、区市町村等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。 2 マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。 3 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。 4 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。 5 地域で行われる防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。 6 町会、自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。 7 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。 8 要配慮者がいる家庭では、事前に防災市民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。												
		記載なし	3	1	VI -11	<table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市</td><td>降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。</td></tr></table>	主体名	対策内容	市	降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。			
主体名	対策内容												
市	降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。												

NO	現行（平成 24 年度修正）		修正案			備考				
	頁	内容	節	項	頁					
		記載なし	3	2	VI -11	火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び市民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。 <table><tr><th>主体名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市</td><td> 1 宅地に振った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、一般の住民では対応が困難な対策については、市が対応する。 2 宅地の降灰について以下の対策を行う。 （1）降灰予報及びその他火山情報の把握 （2）宅地の降灰運搬 （3）収集した降灰の処分 （4）測定 （5）被害額の算定及び報告 3 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。 4 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行う。 </td></tr></table>	主体名	対策内容	市	1 宅地に振った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、一般の住民では対応が困難な対策については、市が対応する。 2 宅地の降灰について以下の対策を行う。 （1）降灰予報及びその他火山情報の把握 （2）宅地の降灰運搬 （3）収集した降灰の処分 （4）測定 （5）被害額の算定及び報告 3 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。 4 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行う。
主体名	対策内容									
市	1 宅地に振った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、一般の住民では対応が困難な対策については、市が対応する。 2 宅地の降灰について以下の対策を行う。 （1）降灰予報及びその他火山情報の把握 （2）宅地の降灰運搬 （3）収集した降灰の処分 （4）測定 （5）被害額の算定及び報告 3 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。 4 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行う。									